

ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

租 税 特 集

2023.6

854

主要目次

欧米主要国における近年の税
制改革の動向

— 統 計 —

一	般	統	計
所	得	税	税
法	人	税	等
相	続	税	税
間	接	課	税
国	際	課	税
地	方	税	税

財務省 財務総合政策研究所 編

— 租 税 特 集 —

欧米主要国における近年の税制改革の動向	頁 浅見万葉 1
---------------------	-------------

— 統 計 —

I. 一 般 統 計

	頁
1. 国民所得に対する租税負担率の国際比較	10
2. 1人当たり国民所得及び租税負担額の国際比較	14
3. 国税の税目別収入の累年比較	18
4. 国税の税目別収入の国際比較	22
5. 歳出及び歳入に対する租税収入の割合の国際比較	24
6. 一般会計歳入構成の累年比較	28
7. 租税及び印紙収入（一般会計）予算額並びに決算額等の累年比較	30
8. 令和5年度租税及び印紙収入予算額（一般会計）	32
9. 一般会計歳出の主要経費別予算額	33
10. 令和5年度経済見通し（令和5年1月23日閣議決定）	34
11. 令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算	36

II. 所 得 税

12. 所得税負担額の累年比較（給与所得者）	40
13. 所得税負担額の国際比較（給与所得者）	44
14. 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）	46
15. 所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入の国際比較（給与所得者）	47
16. 給与所得者数、納税者数の累年比較	47
17. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較	47
18. 所得税の控除及び税率の推移 （付表）個人住民税の控除及び税率	48 74
19. 申告所得税の課税状況の累年比較	86
20. 源泉所得税の課税状況	86
21. 利子・配当課税制度等の概要（所得税・個人住民税）	88
22. 譲渡所得課税制度の概要 （参考）土地譲渡益課税制度の沿革	90 108

III. 法 人 税

23. 法人税率の推移	116
24. 法人の種類別法人数、所得金額及び税額	118
25. 法人の資本金階級別の所得階級別表	120
26. 法人数（普通法人）の業種別の資本金階級別表	120
27. 法人数の累年比較	121

28. 法人税制度の概要	122
29. グループ通算制度の概要	130
30. 償却制度の概要	136
31. 減価償却の実施状況	138
32. 資本金階級別交際費等支出額の状況等	139
33. 交際費の損金不算入制度の沿革	140

IV. 相 続 税 等

34. 相続税の課税状況	143
35. 贈与税の課税状況	144
36. 令和4年分都道府県庁所在都市の最高路線価	145
37. 相続税及び贈与税の制度の概要	146

V. 間 接 税

38. 消費税の課税状況等 （付表）課税事業者等届出件数	150 150
39. 酒税の課税状況	151
40. 主要酒類の酒税等負担率表 （付表）酒税等の負担率の推移	151 151
41. 主要間接税の課税状況	152
42. 主要間接税の関係場数の累年比較	152
43. 主要間接税制度の概要	153
44. 自動車関係諸税の概要	160

VI. 国 際 課 税

45. 外国法人・非居住者の課税状況の推移	161
46. 外国法人・非居住者の課税状況（源泉所得税）の内訳	161
47. 我が国の締結した租税条約等の概要	162

VII. 地 方 税

48. 地方税収入の構成の累年比較	166
49. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移	168
50. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況 （令和3年度人口1人当たり指数）	169
51. 租税収入の国と地方団体との配分の累年比較	170
52. 国税及び地方税の徴税費の累年比較	172
53. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較	172

経 済 日 誌（5月中）	頁 173
主 要 経 済 指 標（5月分）	175

欧米主要国における近年の税制改革の動向

浅見 万葉

I. はじめに

2022年半ば～2023年半ばは、欧米主要国において新たな危機への対応を迫られ、混乱を極めた時期であった。新型コロナウイルスの蔓延に伴い大きく落ち込んだ実質GDP成長率も、各国の経済支援策等により2021年にはプラスに転じ、経済が回復基調にあると思われていた。しかし、ロシアのウクライナ侵攻に伴う、エネルギー価格を含む物価の高騰は、消費者の生活に大きな打撃を与え、各国は迅速な対応を迫られることとなった。欧米主要国においては、政党内での対立による法案の縮小や政権交代に伴う政策の変更等混乱した状況にあったものの、エネルギー不足やインフレ等の対応を行うとともに、財政健全化に向けた取組を表明・実施してきた。

このような現状認識の下、本稿においては近年の欧米主要国の政治・経済情勢を踏まえながら、各国における税制措置を概観し、特にインフレ対応等に係る取組を取り上げるものである。

米国においては、バイデン大統領が政権発足時に掲げていた施策を含む「Build Back Better 法案」が議会で提出され、上下院において議論が行われたが、民主党内での折り合いがつかず、最終的にはその規模を縮小し、大企業への課税強化等で財源を確保し、10年間で約3,000億ドルの財政赤字削減を見込む「Inflation Reduction Act of 2022 (2022年インフレ抑制法)」として成立した。議論の過程で削除された所得税の最高税率引上げや法人税率の引上げ等の税制改正案については2024会計年度の予算教書に盛り込まれたが、2022年の中間選挙により、下院は共和党が多数派を占めているため、バイデン大統領がさらなる税制改正を行うために議会で法案を通過させることは難しい状況にある。

英国においては、ジョンソン氏が不祥事により退任したため、減税による経済成長を訴えるリズ・トラス氏が首相として選出され、多額の光熱費支援策や減税パッケージの実施を表明した。もっとも、財源の裏付けや財政見直しを伴わず、英国債金利高騰や債券急落など金融市場の混乱をもたらしたことにより、英国首相として最短で政権を終えることとなった。その後、首相に就任したリシ・スナク氏はインフレ対応を優先するとともに、歳出削減と増税を通じた財政健全化を図ることを表明し、個人所得税の最高税率適用基準の引下げや石油・ガス関連のエネルギー企業に対し追加の負担を求める措置等を含む「Finance Act 2023」を成立させた。

ウクライナ危機に伴うエネルギー供給の影響を大きく受けたドイツにおいては、政策の優先度を変更し、軍事予算増強を表明するとともに、ガス・地域暖房に対する付加価値税の

軽減税率適用や、企業が支給するインフレ手当に対する非課税措置の導入など、エネルギー供給不足や物価高騰への対応を行った。2023年度予算においては、ウクライナ危機に対応するための経済対策やデジタル・交通インフラ・気候保護への投資といった中長期的な課題への施策を盛り込むと同時に、2020年以降停止されていた財政収支均衡原則を復活させ、連邦政府の公債発行を制限することで、財政健全化への意欲を示している。もっとも、2024年度予算を巡る議論は暗礁に乗り上げており、本稿執筆当時（2023年5月）においても見通しは立っていない。

フランスにおいては、マクロン大統領を擁する与党が2022年に実施された国民議会（下院）の総選挙で過半数を得ることができず、予算法案や年金改革法案といった重要法案について国民議会の採決を得ずに成立させる憲法上の措置を利用するなど、厳しい政権運営を強いられた。年金受給開始年齢の引上げを含む年金改革法案については、市中で繰り返しデモや暴動が発生するなど、市民の反対が強く、混乱した状況となっている。財政面においては、2023年に発表された「安定化プログラム (Programme de Stabilité)」において債務残高対GDP比の削減目標を掲げ、財政健全化への道筋を示している。エネルギーを含む物価高騰への対応策としては、所得税ブラケットのインフレ調整を行うほか、EUの決定に従い、エネルギー企業の超過利益に対する連帯負担金を導入するなどした。

このように、各国において政権交代等による混乱が生じていると同時に、ウクライナ危機に係る先行きが不透明な中、どのように政策を実施しているか理解し、今後の展望を予測する上で、本稿がその一助となれば幸いである。

Ⅱ. 米国

Ⅰ. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

2020年11月3日に実施された大統領選挙では、共和党・現職のトランプ大統領と、民主党のバイデン前副大統領が争った結果、バイデン前副大統領が史上最多得票（8,100万票）を得て当選した。同日に実施された上下両院選挙では、上下両院においても民主党が多数派を確保したが、上院において議事妨害（フィリバスター）を終了させる討論終結動議を可決するために必要な60議席には達しておらず、民主党は共和党と一定の協力を行うことが必要な政治情勢であった。

2022年11月8日に実施された中間選挙を経て、上院は民主党が引き続き多数派を維持したが、下院は共和党が多数派を占めている（上院議員の任期は6年で、2年ごとに全100議席のうち3分の1議席が改選。下院議員は2年ごとに全議席（435議席）が改選）。そのため、バイデン大統領の残りの任期の間、上院と下院で多数派が異なる「ねじれ議会」の状態となっている。

【表1：米国連邦議会上下院の議席数（2023年1月現在）】

	連邦議会下院（435議席） ※空席1議席	連邦議会上院（100議席）
民主党	212議席	51議席（民主党系無所属 3議席含む）
共和党	222議席	49議席

2. 経済

2023年第1四半期の実質GDP成長率（2次速報値）は、前期比年率+1.3%（前期：2.6%）と、三四半期連続のプラス成長となり、また、1次速報値の+1.1%から上方修正された。項目別にみると、個人消費は、前期比年率+3.8%、民間設備投資は前期比年率+1.4%とプラス成長を維持した。また、輸入は前期比年率+4.0%、輸出は前期比年率+5.2%と増加した。

【表2：米国「2024会計年度予算教書」における名目GDP等の予測】

（単位：名目GDPは10億ドル、その他の項目は%）

暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
名目GDP	26,544	27,523	28,750	29,981	31,224	32,516	33,884	35,342
名目成長率	4.5	3.7	4.5	4.3	4.1	4.1	4.2	4.3
実績成長率	0.6	1.5	2.3	2.1	2.0	2.0	2.1	2.2
CPI上昇率	4.3	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
失業率	4.3	4.6	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9
長期金利	3.9	3.6	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4

3. 財政

新規歳出を10年間で約4,370億ドルとする「Inflation Reduction Act of 2022（2022年インフレ抑制法）」が2022年8月に成立。大企業への課税強化等で財源を確保し、10年間で約3,000億ドルの財政赤字削減を見込んでいる。

2023年3月に公表された2024会計年度の大統領予算教書では、家庭の負担を減らし、経済と未来に投資し、弱い立場にある米国人を保護しながら、富裕層や大企業に対する課税強化等を提案。今後10年間で財政赤字を3兆ドル近く削減できるとしている。

【表3：米国「2024会計年度予算教書」における財政収支、債務残高の見通し】

	財政収支	財政収支 対GDP比	債務残高	債務残高 対GDP比
2023年度	▲1.6兆ドル	▲6.0%	25.9兆ドル	98.4%
2024年度	▲1.8兆ドル	▲6.8%	27.8兆ドル	102.0%
2033年度	▲2.0兆ドル	▲5.1%	43.6兆ドル	109.8%

Ⅱ. 税制改正の内容

バイデン大統領は、「American Rescue Plan（米国救済計画）」（2021年3月11日成立）並びに長期的な経済再生プランとして公表した「American Jobs Plan（米国雇用計画）」及び「American Families Plan（米国家族計画）」（これら一連の経済対策を「Build Back Better」と総称）において、以下の税制措置を盛り込んだ。

【American Rescue Planにおける主な税制措置】（2021年3月11日成立）

- ・ 児童税額控除を含む各種税額控除の引上げ・要件緩和

【American Jobs Planにおける主な税制措置】（2021年3月31日公表）

- ・ 法人税率の引上げ（21%→28%）
- ・ 米国多国籍企業のGILTI（国外軽課税無形資産所得）に対する実効税率の21%への引上げ

【American Families Planにおける主な税制措置】(2021年4月28日公表)

- ・ 児童税額控除拡充の2025年までの延長
- ・ 高所得者等への課税執行強化(10年間で7,000億ドルの増収)
- ・ 所得税の最高税率引上げ (37%→39.6%)
- ・ キャピタルゲイン課税の強化

バイデン大統領の計画を踏まえ、民主党と共和党の間で議論が行われ、「American Jobs Plan」の一部の施策については、「Infrastructure Investment and Jobs Act (超党派インフラ法)」(5年間で5,500億ドル規模の新規支出)として、2021年11月15日に成立した。既存のコロナ関連予算の振替えや暗号資産取引に係る報告義務の強化等を財源としており、法人税の引上げ等の税制措置は含まれなかった。

その後、「American Jobs Plan」の中で超党派インフラ法に含まれなかった施策や「American Families Plan」に含まれた施策を中心に、「Build Back Better 法案」として議論が行われた。しかし、下院民主党内での折り合いがつかず、所得税の最高税率引上げ (37%→39.6%)、キャピタルゲイン課税の強化、法人税率の引上げ (21%→28%) といった税制措置が法案の内容から除かれた。2021年11月19日に下院において可決された法案の内容には、以下の項目が含まれる。

- ・ 年間利益が10億ドル超の大企業への15%の最低課税
- ・ 自社株買いに対して1%の課税
- ・ GILTI (国外軽課税無形資産所得) の実効税率引上げ
- ・ 高所得者に対する追加課税 (1,000万ドルを超える所得に5%、2,500万ドルを超える所得にさらに3%)
- ・ 事業損失の損益通算の制限
- ・ 純投資所得課税 (高所得者の金融所得等への追加課税) の適用範囲拡大
- ・ 州税・地方税の控除に係る上限拡大
- ・ 内国歳入庁 (IRS) による高所得者への徴税の強化 等

その後、Build Back Better 法案は、上院にて審議される過程で、上院民主党内で規模や内容に関し意見が対立。最終的に、2022年8月16日、Build Back Better 法案の規模を縮小した「Inflation Reduction Act of 2022 (2022年インフレ抑制法)」が成立した。当該法律に含まれる主な税制措置は以下のとおり。

- ・ 年間利益が10億ドル超の大企業への15%の最低課税
- ・ 自社株買いに対する1%の課税
- ・ 内国歳入庁 (IRS) の税務執行強化
- ・ 事業損失の損益通算の制限を延長

バイデン大統領は、2024会計年度の予算教書(2023年3月公表)において、2022年インフレ抑制法では実現できなかった所得税の最高税率引上げや法人税率の引上げ等の税制

改正案を盛り込んだ。しかし、前述の通り2022年の中間選挙により、下院は共和党が多数派を占めているため、バイデン大統領がさらなる税制改正を行うために議会で法案を通過させることは難しい状況にある。

Ⅲ. 英国

I. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

2019年12月に就任したジョンソン首相は、新型コロナウイルス感染拡大を受けたロックダウン中に、首相官邸のパーティーに参加するなど不祥事が相次ぎ、2022年7月に、与党保守党の党首を辞任。

その後の保守党党首選の結果、2022年9月5日に、トラス氏が新党首に選出された。トラス新首相は、就任2日で約600億ポンドに及ぶ光熱費支援策を発表し、9月23日には、過去50年間で最大規模の450億ポンドの減税パッケージを発表するなど、就任前からの公約を次々と実行した。しかし、財源の裏付けや財政見通しを伴わないこれらの政策は英国債金利高騰やポンド急落など金融市場の混乱をもたらした。トラス首相は、財務相を交代させ、減税策を大幅に撤回させるなどしたが状況は打開できず、同首相は2022年10月20日に、辞任を表明した。就任から約1カ月半と、英国首相として史上最短であった。

2022年10月25日、初のアジア系かつ20世紀以降で最年少(当時42歳)の首相に就任したスナク氏は、冷静さと実利主義を評価され、前政権よりは安定した政治基盤を維持した。しかし、高インフレ等が国民生活を圧迫し、賃上げを求める公共部門のストライキは拡大した。2023年1月に、税務問題を巡って幹事長が解任され、4月下旬にはパワハラ疑惑を受けて副首相兼法相が辞任するなど、閣僚の不祥事も続き、足元では支持率が低下している。5月4日、政権発足後初の全国的な選挙となった地方選では、与党保守党は大幅に議席を減らし、地方議会での最大政党は労働党となった。2010年から政権を維持する保守党だが、短期間での相次ぐ首相交代や党内分裂で、国民の信任を失い、支持率の低迷が続いている。2025年1月までに行われる次期総選挙への影響とその動向に注目が集まる。

2. 経済

英国は、ウクライナ情勢を受けたエネルギーや食料品価格の高騰、中国の厳格なロックダウンによるサプライチェーンの停滞といった世界情勢のみならず、EU離脱に伴う移民減少や通関手続きの復活に伴う貿易コストの増加、パンデミックを経て労働市場から多くの労働力人口が退出したなどの英国特有の要因によって、2021年後半から現在(2023年5月時点)に至るまで深刻なインフレに直面している。2022年

【表4：英国政党別の上下院議席数（2023年5月時点）】

【下院（定数650議席、欠員3議席）】

	保守党	労働党	スコットランド 国民党 (SNP)	自由民主党	民主 ユニオニスト党 (DUP)	その他	合計
下院 (庶民院)	356	195	44	14	8	33	650

【上院（定数なし）】

	保守党	クロスベンチ (中立)	労働党	自由民主党	その他	聖職者	合計
上院 (貴族院)	262	184	175	83	55	25	784

(注：本節は他の部分と同様、2023年5月時点の情報に基づき執筆している。)

【表5：英国実質GDP成長率の推移（対前年比）】

(単位：%)

	2021年 (実績)	2022年 (実績)	2023年 (見通し)	2024年 (見通し)	2025年 (見通し)	2026年 (見通し)	2027年 (見通し)
2023年3月（経済財政見通し）	7.6	4.0	-0.2	1.8	2.5	2.1	1.9
2022年3月（経済財政見通し）	7.5	3.8	1.8	2.1	1.8	1.7	—
変化幅	[0.1]	[0.2]	[-2.0]	[-0.3]	[0.7]	[0.4]	—

(出典) 2022年3月経済財政見通し、2023年3月経済財政見通し（財政責任庁）

11月の消費者物価指数（CPI）は前年同月比+10.7%と40年ぶりの高水準を記録したが、足元では+8.7%と伸びは鈍化している（2023年4月）。

2023年3月、予算責任局（OBR）は経済・財政見通しを発表。2022年11月においては、英国のインフレ率は2022年の9.1%に続き2023年も7.4%と高い水準が維持され、GDP成長率▲1.4%のマイナス成長となると予測されていたが、2023年見通しにおいては、インフレ率は2022年10月の11.1%をピークに2023年末には2.9%まで低下すると予測され、GDP成長率を▲0.2%に上方修正した。11月見通し以降、経済状況の改善は見られたが、企業による投資や労働供給、生産性など構造的な弱さが残り、日本も含めた多くの先進国がコロナ前のGDP水準に戻っている中で、英国だけ2024年まで回復が難しいという状況が残る。

英国中央銀行は、インフレ抑制のため金融引締め姿勢を維持し、2021年12月の金融政策決定会合で他の先進国に先駆けて利上げを決定して以降、2023年5月時点まで12回連続で利上げを実施している（政策金利は1年間で0.10%から4.50%まで引上げ）。

3. 財政

2022年9月23日、トラス政権は年間450億ポンド規模の減税を含む「成長戦略」を発表するとともに、2022年度の国

債発行計画を修正したが（1,315億ポンド→1,939億ポンド）、財源の裏付けがなく、また独立財政機関による経済財政見通しも示さないこと等が問題視され、公表直後から金融市場に混乱をもたらした。混乱を受け、2週間も経たずに、一部の減税策を撤回し（10月3日）、2023年度以降の見通しの早期公表を約束する（10月10日）などしたが、事態は収束せず、10月20日に辞任を表明した。

2022年11月17日、スナク新政権は「成長戦略」の見直しと追加的な財政再建策を盛り込んだ新たな財政計画を公表し、経済財政見通しも、2025年度以降、財政赤字対GDP比は3%以内に縮小し、2026年度以降、純債務残高対GDP比は減少する見込みと示された。

2023年3月15日、ハント財務相は春季予算として、長期的・持続的な経済成長の達成を目指す「成長に向けた予算」（budget for growth）を公表し、上述の2022年11月経済財政見通し（財政赤字対GDP比・純債務残高対GDP比）は引き続き達成見込みであるとの見解を示した。

足下の財政状況については、財政責任庁が公表した経済財政見通し（2023年3月）によれば、厳しい経済状況にもかかわらず、緩やかに回復が続いている。税収の増加もあり、政府借入額は2022年11月の予想から247億ポンド減少し、1,524億ポンドとなり、GDP比も7.1%から6.1%に下方修正されている。

【表6：英国財政に係る諸指標の推移（対GDP比）】

(単位：%)

	2021年 (実績)	2022年 (見通し)	2023年 (見通し)	2024年 (見通し)	2025年 (見通し)	2026年 (見通し)	2027年 (見通し)
財政赤字	5.2	6.1	5.1	3.2	2.8	2.2	1.7
構造的財政赤字	6.1	6.8	4.5	2.4	2.4	2.1	1.7
純債務残高	96.9	100.6	103.1	102.4	99.1	97.6	96.9

(出典) 2023年3月経済財政見通し(財政責任庁)

II. 税制改正の内容

1. 概要

2022年9月、トラス政権下で大規模な減税策を盛り込んだ「成長戦略」を発表。

2022年10月、トラス政権下で新たに財務相に就任したハント財相は、上述の減税策の大半を撤回し、法人税率の引上げについても当初どおり2023年4月から実施することを表明。

2022年11月、スナク政権下でハント財務相は、秋季財政演説(Autumn Statement 2022)において、「安定」「成長」「公共サービス」の3つを優先課題と明示し、インフレ対応に優先的に当たりつつ、歳出削減と増税を通じた財政健全化を図ることを表明。税制面では、主要税目の税率引上げはないものの、石油・ガス関連のエネルギー企業の法人税に上乗せされる負担金引上げ等の増税措置が盛り込まれた。

2023年1月、秋季財政演説で表明され、2023年度から開始される税制措置が財政法(Finance Act 2023)として成立。

2023年3月、ハント財務相は春季予算(Spring Budget 2023)を公表し、英国経済は2023年にマイナス成長に陥るものの、景気後退入りは回避できるとの見通しを示し、企業投資を促進するための減税措置など、景気加速に向けた対策を打ち出した。

2. 主な税制関係の改正事項

2022年9月から2023年3月までに発表された主な税制改正案は以下の通り。なお、撤回等の変遷をたどり、2023年5月時点に残存している措置を記載している。表中の数字は政府発表の当該措置による増減収見込額(単位：100万ポンド)。

<2022年9月に公表されたもの>

○スタートアップ税制

・2023年4月以降、適格ストック・オプション(Company Share Option Plan)の保有限度額を3万ポンド→6万ポンドに引上げ。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
—	-10	-15	-20	-85	-125

・シード企業投資スキーム(Seed Enterprise Investment Scheme)を拡充し、対象企業の総資産額の上限を20万ポンド→35万ポンドに、期間の上限を2年→3年に、調達額の上限を15万ポンド→25万ポンドに、各投資家の年間投資限度額を10万ポンド→20万ポンドに引上げ。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
—	0	-25	-20	-20	-20

<2022年11月に公表されたもの>

○個人所得税の最高税率適用基準の引下げ

・2023年4月以降、所得税最高税率を適用する閾値を15万ポンド→12万5,140ポンドに引下げ。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
+80	+420	+790	+770	+800	+855

○個人所得税と国民保険料における税率区分の据え置きを延長

・2028年3月まで、個人所得税の基礎控除額(12,570ポンド)、40%税率の適用開始額(50,270ポンド)、国民保険料の賦課開始額(12,570ポンド)等をさらに2年間据え置き。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
0	0	0	0	0	+1,260

○相続税の税率区分の据え置きを延長

・2028年3月まで、相続税の課税最低限(325,000ポンド)をさらに2年間据え置き。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
0	0	0	0	0	+35

○配当所得税の基礎控除引下げ

・2023年4月以降、基礎控除額を2,000ポンド→1,000ポンドに引下げ、2024年4月からはさらに500ポンドに引下げ。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
0	-30	+450	+810	+860	+940

○自動車税の適用範囲拡大

- ・2025年4月以降、電気自動車、バン、オートバイに自動車税を適用。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
0	0	0	+515	+985	+1,595

○キャピタルゲイン税の年間免除額引下げ

- ・2023年4月以降、年間免除額を、12,300ポンド→6,000ポンドに引下げ、2024年4月からはさらに3,000ポンドに引下げ。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
0	+25	+275	+425	+435	+440

○法人税制

- ・2023年1月以降、石油・ガス会社に課しているエネルギー利益負担金（Energy Profits Levy）の税率を25%→35%に引き上げるとともに、2028年3月末まで措置年限を延長。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
+1,130	+3,435	+2,465	+2,750	+5,510	—

- ・2023年1月以降、発電事業者に対する45%の臨時負担金（Electricity Generator Levy）を導入。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
+1,035	+4,075	+3,445	+2,195	+1,935	—

○地方税制

- ・2023年4月以降、地方自治体の裁量で引上げ可能なカウンシルタックスの税率幅を拡大。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
0	+30	+60	+120	+170	—

<2023年3月に公表されたもの>

○年金税制

- ・2023年4月以降、年間非課税枠につき、限度額を増額（4万ポンド→6万ポンド）。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
—	-55	-200	-270	-270	-290

- ・2023年4月以降、生涯非課税枠につき、限度額（107万ポンド）を廃止。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
—	-135	-210	-770	-800	-835

○研究開発税制

- ・2023年3月に終了する、適格投資の130%が初年度償却可能な超税額控除（Super Deduction）に代わり、2023年4月から2026年3月まで100%償却可能な投資全額控除（Full Expensing）を導入。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
-1,200	-7,955	-10,660	-868	-1,550	+2,225

- ・2018年に一時的に引き上げられた年間即時償却枠（Annual Investment Allowance）を、2023年4月以降、恒久的に100万ポンドに据え置き。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
-290	-1,015	-1,555	-1,495	-1,435	-1,360

- ・2023年4月以降、適格な研究開発支出が40%以上を占める中小企業に対して追加の減税措置を導入。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
0	-40	-285	-455	-505	-535

Ⅳ. ドイツ

Ⅰ. 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

ドイツでは、2021年12月に新政権が誕生し、シヨルツ首相率いる中道左派のSPD（社会民主党）、環境政党の「緑の党」、企業優遇政策等を掲げたFDP（自由民主党）の3党連立による政権運営が行われることとなった。

当初はコロナ禍からの回復や経済の構造改革にスポットライトが当てられていたが、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻で、政策の優先度は大きく変わった。2月末には、東西統一後、対GDP比で縮小傾向にあった軍事予算に関し、1,000億ユーロを投じて増強すると宣言。NATO加盟国の目標である、国防支出の対GDP比2%の達成を表明した。しかし、ウクライナの求める強力な重火器の直接供与には慎重な姿勢を示し、これが国内外から批判を呼んだ。4月には方針を転換し、対空戦車の供与に乗り出したものの、判断の遅れが響き、5月に最大州ノルトライン・ウェストファーレンの州議会選でSPDが大敗を喫することとなった。

また、エネルギー供給不足や物価高騰による国民の生活苦等の影響も重なり、10月に行われた北部ニーダーザクセンの州議会選において、SPDは、第一党の座は維持したものの、得票率を前回から3.5ポイント落とすなど、支持率は減少傾

【表7：ドイツ政党別の連邦議会議席数（2023年4月時点）】

	社会民主党 (SPD)	キリスト教 民主/社会 同盟 (CDU/CSU)	同盟90/ 緑の党	自由民主党 (FDP)	ドイツの ための 選択肢 (AfD)	左翼党	無所属	合計
連邦議会	206	197	118	92	80	39	4	736

※連邦議会は法定定数598議席、超過議席138議席。

向にある。12月の世論調査における政党別支持率は、SPDと緑の党がそれぞれ18%であるのに対し、最大野党のCDU（キリスト教民主同盟）が30%と逆転。連立を組むFDPはわずか5%に沈んでいる。

2. 経済

2022年11月に連邦政府経済諮問委員会（いわゆる五賢人委員会）は、2022年および2023年の経済見通しを発表した。見通しによれば、実質国内総生産（実質GDP）は、2022年第3四半期になって初めて、コロナ禍以前の2019年第4四半期の水準にまで回復したとしたうえで、2022年の予想成長率を1.7%と見込んだ。一方で、ロシアのウクライナ侵攻による経済への悪影響、特にエネルギー価格の大幅な上昇を踏まえ、2023年の成長率を▲0.2%と予想していた。

一方、同委員会が2023年3月に発表した経済見通しの中では、2023年の実質GDPの成長率は+0.2%と予想されており、11月発表時よりも上方修正となった。その理由として、エネルギーの供給状況が改善し、エネルギー価格の上昇が抑制されたことを挙げている。しかし、いまだエネルギー供給リスクは克服されていないとして、経済の下振れリスクが依然として残っていることも指摘している。

なお、足元の実測値に目を向けると、2023年5月に連邦統計局より発表された2023年第1四半期の実質GDP成長率は前期比▲0.3%（年率換算▲1.3%）で、事前予想（前期比+0.1%）を下回った。4月発表の速報値では前期比横ばいとされており、リセッションは免れたものとみられていたが、

政府支出・個人消費が減少し、結果としてはマイナス成長となった。連邦統計局は、様々な分野で一般世帯の買い控えがみられたと指摘しており、高水準のインフレが消費者に重石となった格好だ。

3. 財政

2022年12月16日に成立した2023年度予算は、ウクライナ情勢に対応するための足元の経済対策に加え、デジタル・交通インフラ・気候保護への投資といった中長期的な課題への施策を盛り込んだものであった。本年の予算編成を語るうえで欠かせないのは、2023年より復活した財政収支均衡原則（いわゆる債務ブレーキ）であろう。この原則は、連邦政府の公債発行を対GDP比0.35%に制限するもので、2020年から2022年までは適用が停止されていた。この玉条に立ち戻るとあって、政府は、エネルギー供給の安定化や国防予算の拡充といった重要課題に対しては、連邦予算の「枠外」で資金を設置し財源を確保するという形をとり、債務ブレーキの要請を何とかクリアしている。

翻って将来に目を転じてみると、2024年度の予算案を巡る議論は、現在暗礁に乗り上げている。今年の予算は2022年3月の時点で閣議決定にまで至っていたのにもかかわらず、今年、5月時点で連立与党内での方針が固まらず、予算案を内閣に提出する見込みすら立っていない。リントナー財務相は6月21日以降、来年度の予算案を内閣に提出する予定であると述べているが、本項執筆時の5月時点において、その見通しは不透明だ。

【表8：ドイツ実質GDP成長率等の予測】

	2019	2020	2021	2022	2023
実質GDP成長率	1.1%	▲3.7%	2.6%	1.8%	▲0.1%
インフレ率	1.4%	0.4%	3.2%	8.7%	6.2%
失業率	3.0%	3.6%	3.6%	3.1%	3.3%
経常収支*	8.2%	7.1%	7.7%	4.2%	4.7%

（出典）IMF世界経済見通し（2023年4月）

※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、経常収支は対GDP比。

【表9：ドイツ財政収支等の予測】

	2019	2020	2021	2022	2023
財政収支	1.5%	▲4.3%	▲3.7%	▲2.6%	▲3.7%
基礎的財政収支	2.1%	▲3.9%	▲3.3%	▲2.1%	▲2.9%
公的債務残高	58.9%	68.0%	68.6%	66.5%	67.2%

（出典）IMF財政モニター（2023年4月）

※全て対GDP比。

【表10：ドイツ税収見積もり】

	2023	2024	2025	2026	2027
連邦	3,599	3,773	3,946	4,091	4,213
州	3,807	3,982	4,172	4,318	4,458
市町村	1,391	1,444	1,529	1,598	1,650
合計	9,206	9,622	10,093	10,462	10,785

(出典) ドイツ連邦財務省 (2023年5月)

単位：億ユーロ

II. 税制改正の内容

1. 税収等

2023年5月、連邦財務省は2023年度から2027年度の税収見積もりを公表した。2023年度の税収見積もりは約9,206億ユーロで、昨年10月に発表された試算額と比べ約300億ユーロ低い額となった。今年の税制改正の内容と、昨年施行された所得税ブラケットのインフレ調整を加味していることが主な要因とされている。

2. 2023年度の主な税制改正事項

① インフレ手当に対する非課税措置の導入

2022年10月26日から2024年12月31日までの時限措置として、企業が支給するインフレ手当（賃金に加えて支給されるもの）について、3,000ユーロまで非課税とする救済措置が導入されている。ウクライナ情勢の影響で、エネルギー価格をはじめとして物価が高騰したことが背景にある。

② 付加価値税における簡易課税制度の廃止

これまで、前暦年の売上高が一定額以下の事業者に対しては、課税売上高に一定率を掛けたものを仕入税額としてみなすことのできる簡易課税制度が設けられていたが、これが2023年1月より廃止となった。当該簡易課税制度を実際に利用する事業者の数が、ごく少数の割合にとどまっており、制度が期待されていた効果を発揮していないことが廃止の理由とみられる。ただし、今回廃止された簡易課税制度はあくまで一般事業者に対するものであり、農業従事者や非営利団体に対して特別に設けられている簡易課税制度については、現在も存置されている。

③ 児童手当の支給額が引き上げられ、多子加算が廃止

2023年1月より、所得税法に基づく児童手当の支給額が、子ども1人あたり一律月額250ユーロ（約3.6万円）に改定された。昨年の支給額は、第1子・第2子には月額219ユーロ、第3子には月額225ユーロ、第4子以降は月額250ユーロとされていたが、今年より支給額が全体的に引き上げられるとともに、多子加算措置が廃止されることとなった。

V. フランス

I 近年の税制改正等を取りまく環境

1. 政治

2017年4・5月の大統領選挙の結果、エマニュエル・マクロン元経済相が第5共和制第8代大統領に就任。マクロン大統領は、共和党（右派）からフィリップ首相を指名し、左派、中道、右派、環境主義者といった政治的多様性を考慮しつつ、男女同数、民間人が半数を占める内閣を組織した。同年6月に行われた国民議会選では、マクロン大統領率いる「共和国前進」が単独で過半数を獲得した。

マクロン大統領は2018年11月の「黄色いベスト運動」や2019年12月に始まった年金改革反対ストライキといった反政権運動の後にも不公正の是正や合理化を掲げ改革路線を維持していたが、2020年3月以降の新型コロナウイルスの拡大を受け、改革実施分野を修正するに至り、新たな政策の実施に向け、同年7月にフィリップ首相に代えて保守派高級官僚出身のカステックス氏を新首相に指名した。それ以降は、新型コロナの再拡大への対応が政権の中心課題となった。

マクロン大統領の任期（5年）満了を受けて行われた2022年4月の大統領選では、現職のマクロン大統領を含む12名が立候補した。第1回目の投票で過半数を獲得した候補者はおらず、マクロン大統領とルペン氏（国民連合）との決選投票が実施され、58.6%の得票率でマクロン大統領が再選した。その後、マクロン大統領は、ボルヌ氏を新首相に任命した。

6月には国民議会（下院）の総選挙が行われ、マクロン大統領擁する与党「アンサンブル」は、定数577議席中244議席を獲得するにとどまり、過半数に達しない結果となった。これによりマクロン大統領は厳しい政権運営を強いられることになり、2022年10月、予算法案について、国民議会の採決を経ずに可決させる、憲法49条3項の規定を適用した。また、2023年3月16日、ボルヌ首相は国民議会において、年金受給開始年齢の62歳から64歳への引上げを含む法律（年金改革法案）を、同じく憲法49条3項を適用し採決なしで可決させると宣言した。これを受け野党は不信任決議案を提案。最終的に否決されたものの、与党の一部メンバーを含む278人の議員がこれに賛成した。また、市中では、年金改革法案

【表11：上院（元老院）の政党別議席数 議席定数348】

	共和党	社会党・ 環境・ 共和主義	中道連合	民主・ 進歩・ 独立連合	共産党・ 共和・ 市民環境主義	欧州民主・ 社会主義連合	共和国・地方 ：独立派	連帯・地方 ：環境主義	その他	合計
上院	145	64	57	24	15	14	14	12	3	348

※2023年6月時点

【表12：下院（国民議会）の政党別議席数 議席定数577】

	ルネサ ンス	国民 連合	不服従 の フランス	共和党	民主運動 (MoDem)	社会党	地平線	環境派	民主・ 共和主義 左派	自由・ 地方	無所属	合計
下院	171	88	75	62	51	31	29	23	22	21	4	577

※2023年6月時点

【表13：フランスの経済・財政指標】

	2019	2020	2021	2022	2023
実質GDP成長率	1.9%	▲7.9%	6.8%	2.6%	0.7%
インフレ率	1.3%	0.5%	2.1%	5.9%	5.0%
失業率	8.4%	8.0%	7.9%	7.3%	7.4%
経常収支	0.5%	▲1.8%	0.4%	▲1.7%	▲1.2%

（出典）実質GDP成長率：欧州委員会Eurostat（2023年5月）、その他：IMF世界経済見通し（2023年4月）
 ※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、経常収支は対GDP比。

の発表や提出を受け、繰り返しデモ・暴動が発生している。今後のマクロン大統領の政権運営が注視される。

2. 経済

実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年に前年比▲7.5%に落ち込んだ後、2021年は6.4%に回復。2022年には2.5%を記録した。2023年の実質GDP成長率は0.7%になる見通し。失業率については、2020年(8.0%)以降、2021年に7.9%を記録し、2022年に7.3%、2023年に7.4%となる見込み。

3. 財政

2022年予算法では、一般会計のコロナによる財政赤字拡大分に相当する債務を区分し、2042年までに償還する旨を発表。2023年4月20日に発表された、「Programme de Stabilité（安定化プログラム）」では、債務残高対GDP比を2027年まで継続的に減少させ、財政収支（対GDP比）について、2027年までに▲3%以内に抑えるという目標を掲げている。

II. 税制改正の内容

1. 主な税制関係の改正事項

2023年予算法における主な税制改正事項は、以下のとおり。

○所得税ブラケットのインフレ調整

2022年の所得に対してかかる所得税の各ブラケットの閾値につき、2021年から2022年にかけてたばこを除いて算出した消費者物価指数（CPI）の伸び（5.4%）にあわせてインフレ調整された。

○中小企業に対する法人税の軽減税率適用範囲の拡大

法人税（基本税率25%）の軽減税率（15%）の対象となる中小企業の課税所得の範囲が、2022年12月31日以降に開始する事業年度について、38,120ユーロ（553万円）以下から42,500ユーロ（616万円）以下に拡大された。

○エネルギー企業の超過利益に対する連帯負担金の導入

EUの決定に従い、2022年1月1日以降に開始する事業年度について、企業の利益が2018年1月1日以降の4会計年度の平均利益を20%以上上回っていた場合に、その超過分に33%の負担金を課すこととなった。

○企業付加価値税（CVAE）の段階的な廃止

企業の活動を促進するため、2021年に引き下げられた（0～1.5%→0～0.75%）CVAEの税率を2023年にさらに引き下げ（0～0.75%→0～0.375%）、2024年には完全に廃止することとなった。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ＝145円（裁定外国為替相場：令和5年（2023年）1月中適用）。端数については四捨五入している。

1. 国民所得に対する

区分	番号	日本									
		国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租税負担額			租税負担率 (対国民所得比)		(付)租税負担率 (対国内総生産比)		
				国税 (C)	地方税 (D)	合計 (E)	国税 $(\frac{C}{A})$	合計 $(\frac{E}{A})$	国税 $(\frac{C}{B})$	合計 $(\frac{E}{B})$	
		億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	
平成 2	1	3,468,929	4,516,830	627,798	334,504	962,302	18.1	27.7	13.9	21.3	
7	2	3,801,581	5,252,995	549,630	336,750	886,380	14.5	23.3	10.5	16.9	
12	3	3,901,638	5,376,142	527,209	355,464	882,673	13.5	22.6	9.8	16.4	
17	4	3,881,164	5,341,062	522,905	348,044	870,949	13.5	22.4	9.8	16.3	
22	5	3,646,882	5,048,737	437,074	343,163	780,237	12.0	21.4	8.7	15.5	
23	6	3,574,735	5,000,462	451,754	341,714	793,468	12.6	22.2	9.0	15.9	
24	7	3,581,562	4,994,206	470,492	344,608	815,100	13.1	22.8	9.4	16.3	
25	8	3,725,700	5,126,775	512,274	353,743	866,017	13.7	23.2	10.0	16.9	
26	9	3,766,776	5,234,228	578,492	367,855	946,346	15.4	25.1	11.1	18.1	
27	10	3,926,293	5,407,408	599,694	390,986	990,679	15.3	25.2	11.1	18.3	
28	11	3,922,939	5,448,299	589,563	393,924	983,486	15.0	25.1	10.8	18.1	
29	12	4,006,215	5,557,125	623,803	399,044	1,022,847	15.6	25.5	11.2	18.4	
30	13	4,030,991	5,565,705	642,241	407,514	1,049,756	15.9	26.0	11.5	18.9	
令和元	14	4,020,267	5,568,363	621,751	412,115	1,033,866	15.5	25.7	11.2	18.6	
2	15	3,753,887	5,375,615	649,330	408,256	1,057,586	17.3	28.2	12.1	19.7	
3	16	3,959,324	5,505,304	718,811	424,089	1,142,900	18.2	28.9	13.1	20.8	
4	17	4,099,000	5,602,000	734,048	440,201	1,174,249	17.9	28.6	13.1	21.0	
5	18	4,214,000	5,719,000	744,290	439,758	1,184,048	17.7	28.1	13.0	20.7	

区分	番号	英国									
		国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租税負担額			租税負担率 (対国民所得比)		(付)租税負担率 (対国内総生産比)		
				国税 (C)	地方税 (D)	合計 (E)	国税 $(\frac{C}{A})$	合計 $(\frac{E}{A})$	国税 $(\frac{C}{B})$	合計 $(\frac{E}{B})$	
		百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	%	%	
平成 2	1	467,315	615,673	153,765	14,146	167,911	32.9	35.9	25.0	27.3	
7	2	620,260	853,228	195,897	9,303	205,200	31.6	33.1	23.0	24.0	
12	3	829,204	1,098,500	284,089	14,067	298,302	34.3	36.0	25.9	27.2	
17	4	1,078,758	1,399,656	348,758	21,255	370,013	32.3	34.3	24.9	26.4	
22	5	1,193,265	1,612,195	391,202	26,249	417,451	32.8	35.0	24.3	25.9	
23	6	1,229,428	1,669,509	417,457	26,673	444,130	34.0	36.1	25.0	26.6	
24	7	1,243,021	1,721,355	418,487	27,033	445,520	33.7	35.8	24.3	25.9	
25	8	1,277,491	1,793,155	434,633	28,051	462,684	34.0	36.2	24.2	25.8	
26	9	1,338,054	1,876,162	451,635	29,015	480,650	33.8	35.9	24.1	25.6	
27	10	1,374,115	1,935,212	467,035	29,943	496,978	34.0	36.2	24.1	25.7	
28	11	1,430,476	2,016,638	493,305	31,351	524,656	34.5	36.7	24.5	26.0	
29	12	1,508,069	2,097,143	516,235	33,129	549,364	34.2	36.4	24.6	26.2	
30	13	1,559,834	2,174,380	533,489	35,650	569,139	34.2	36.5	24.5	26.2	
令和元	14	1,640,248	2,255,283	544,817	37,543	582,360	33.2	35.5	24.2	25.8	
2	15	1,589,364	2,109,594	506,767	38,693	545,460	31.9	34.3	24.0	25.9	
3	16										
4	17										
5	18										

(備考)

- 日本
1. 国民所得及び国内総生産は、平成2年度は「国民経済計算（1993SNA）」及び平成7年度から令和3年度までは「国民経済計算（2008SNA）」による実績額であり、それぞれ接続しない。ただし、令和4年度及び令和5年度は「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による実績見込額及び見込額である。
 2. 国税は、特別会計分を含む。令和3年度以前は決算額であり、令和4年度は補正後予算額、令和5年度は予算額である。
 3. 地方税は地方交付税及び地方譲与税を含まず、令和3年度以前は決算額、令和4年度は実績見込額、令和5年度は見込額である。
- 米国
1. 国民所得、国内総生産は、OECD「National Accounts」に基づく。平成23年以降は08SNAベース、昭和50年から平成22年は93SNAベース。
 2. 租税負担額は、OECD「Revenue Statistics」に基づく。
 3. 連邦の会計年度は10月／9月（ただし、昭和50年度については7月／6月）であり、州及び地方政府税については、各州、地方の6月30日までに終了する会計年度をその年のデータとして用いている。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較

米 国													番 号
国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額				租 税 負 担 率 (対国民所得比)			(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)				
		連邦税 (C)	州 税 (D)	地 方 政府税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)		
億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	%	%	%	%	%	%	%	
46,158	59,631	6,322	3,097	2,136	11,555	13.7	6.7	25.0	10.6	5.2	19.4	1	
59,292	76,397	8,406	4,065	2,707	15,178	14.2	6.9	25.6	11.0	5.3	19.9	2	
82,097	102,523	13,166	5,476	3,532	22,174	16.0	6.7	27.0	12.8	5.3	21.6	3	
103,140	130,366	13,928	6,823	4,963	25,714	13.5	6.6	24.9	10.7	5.2	19.7	4	
117,739	149,921	12,887	7,239	5,872	25,998	10.9	6.1	22.1	8.6	4.8	17.3	5	
123,318	155,426	14,880	7,757	5,958	28,595	12.1	6.3	23.2	9.6	5.0	18.4	6	
130,215	161,970	15,870	8,100	6,099	30,069	12.2	6.2	23.1	9.8	5.0	18.6	7	
133,782	167,848	17,658	8,677	6,282	32,617	13.2	6.5	24.4	10.5	5.2	19.4	8	
140,453	175,272	19,188	8,906	6,563	34,657	13.7	6.3	24.7	10.9	5.1	19.8	9	
145,316	182,383	20,444	9,267	6,771	36,482	14.1	6.4	25.1	11.2	5.1	20.0	10	
147,834	187,451	20,404	9,374	7,066	36,844	13.8	6.3	24.9	10.9	5.0	19.7	11	
154,708	195,430	22,886	9,841	7,405	40,132	14.8	6.4	25.9	11.7	5.0	20.5	12	
162,919	206,119	20,397	10,556	7,602	38,555	12.5	6.5	23.7	9.9	5.1	18.7	13	
168,555	214,332	21,478	11,016	7,811	40,305	12.7	6.5	23.9	10.0	5.1	18.8	14	
170,256	210,605	20,769	11,331	8,362	40,462	12.2	6.7	23.8	9.9	5.4	19.2	15	
												16	
												17	
												18	

ド イ ツ													番 号
国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額				租 税 負 担 率 (対国民所得比)			(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)				
		連邦税 (C)	州 税 (D)	市 町 村税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)		
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	%	%	%	%	%	%	%	
1,118,463	1,463,578	148,080	97,793	38,441	284,314	13.2	8.7	25.4	10.1	6.7	19.4	1	
1,425,458	1,894,610	220,348	148,902	50,666	419,916	15.5	10.4	29.5	11.6	7.9	22.2	2	
1,549,271	2,109,090	238,582	172,062	56,962	467,606	15.4	11.1	30.2	11.3	8.2	22.2	3	
1,704,190	2,288,310	241,054	174,581	60,446	476,081	14.1	10.2	27.9	10.5	7.6	20.8	4	
1,906,576	2,564,400	287,414	198,057	71,370	556,841	15.1	10.4	29.2	11.2	7.7	21.7	5	
2,017,123	2,693,560	310,423	212,343	77,644	600,410	15.4	10.5	29.8	11.5	7.9	22.3	6	
2,040,788	2,745,310	320,810	224,780	81,912	627,502	15.7	11.0	30.7	11.7	8.2	22.9	7	
2,087,911	2,811,350	328,142	233,380	85,002	646,524	15.7	11.2	31.0	11.7	8.3	23.0	8	
2,173,996	2,927,430	338,480	243,591	87,902	669,973	15.6	11.2	30.8	11.6	8.3	22.9	9	
2,250,373	3,026,180	350,257	259,239	93,294	702,790	15.6	11.5	31.2	11.6	8.6	23.2	10	
2,344,136	3,134,740	358,508	280,863	98,626	737,997	15.3	12.0	31.5	11.4	9.0	23.5	11	
2,442,675	3,267,160	371,192	290,448	103,995	765,635	15.2	11.9	31.3	11.4	8.9	23.4	12	
2,535,947	3,367,860	389,888	306,941	109,789	806,618	15.4	12.1	31.8	11.6	9.1	24.0	13	
2,606,728	3,473,350	400,685	319,078	113,407	833,170	15.4	12.2	32.0	11.5	9.2	24.0	14	
2,569,587	3,405,430	362,537	309,920	106,470	778,927	14.1	12.1	30.3	10.6	9.1	22.9	15	
												16	
												17	
												18	

英 国

1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース、昭和50年から平成23年は93SNA による計数である(それ以前は68SNA ベース)。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。
3. 会計年度は、4月/3月であるが、資料の関係上暦年計数で示してある。

ド イ ツ

1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース、昭和50年から平成23年は93SNA による計数である(それ以前は68SNA ベース)。平成2年以前は旧西ドイツ、平成3年以降は全ドイツの数値である。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。
3. 会計年度は1月/12月である。
4. 所得税、法人税及び付加価値税は共有税であるので、税収の配分割合に応じて、連邦・州・市町村税にそれぞれ組み入れてある(なお、営業税は本来市町村税であるが、連邦及び州にも税収が配分されているため同様の措置をとった)。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	フ ラ ン ス									
		国民 所得 (A)	国内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
		百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	%	%	%	%	
平成 2	1	762,711	1,053,546	202,429	40,202	242,631	26.5	31.8	19.2	23.0	
7	2	868,699	1,218,273	241,644	56,661	298,305	27.8	34.3	19.8	24.5	
12	3	1,076,516	1,478,585	348,933	64,720	413,653	32.4	38.4	23.6	28.0	
17	4	1,272,589	1,765,905	393,534	87,013	480,547	30.9	37.8	22.3	27.2	
22	5	1,437,307	1,995,289	433,209	89,293	522,502	30.1	36.4	21.7	26.2	
23	6	1,476,824	2,058,369	445,291	115,823	561,114	30.2	38.0	21.6	27.3	
24	7	1,481,385	2,088,804	465,344	121,157	586,501	31.4	39.6	22.3	28.1	
25	8	1,497,259	2,117,189	486,506	123,377	609,883	32.5	40.7	23.0	28.8	
26	9	1,525,222	2,149,765	490,441	126,686	617,127	32.2	40.5	22.8	28.7	
27	10	1,567,828	2,198,432	500,402	131,354	631,756	31.9	40.3	22.8	28.7	
28	11	1,585,636	2,234,129	508,050	136,715	644,765	32.0	40.7	22.7	28.9	
29	12	1,623,899	2,297,242	536,312	141,592	677,904	33.0	41.7	23.3	29.5	
30	13	1,666,631	2,363,306	562,749	146,897	709,646	33.8	42.6	23.8	30.0	
令和元	14	1,703,791	2,437,635	586,654	148,431	735,085	34.4	43.1	24.1	30.2	
2	15	1,578,268	2,310,469	568,327	141,725	710,052	36.0	45.0	24.6	30.7	
3	16										
4	17										
5	18										

区 分	番 号	カ ナ ダ												
		国民 所得 (A)	国内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)			
				連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)	
		百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	%	%	%	%	%	%
平成 2	1	478,584	692,997	101,701	89,274	23,524	214,499	21.3	18.7	44.8	14.7	12.9	31.0	
7	2	572,369	828,973	113,397	107,439	28,483	249,319	19.8	18.8	43.6	13.7	13.0	30.1	
12	3	782,272	1,106,063	165,670	139,905	31,550	337,125	21.2	17.9	43.1	15.0	12.6	30.5	
17	4	1,030,777	1,421,573	188,564	164,397	42,811	395,772	18.3	15.9	38.4	13.3	11.6	27.8	
22	5	1,185,060	1,666,046	194,911	189,456	55,436	439,803	16.4	16.0	37.1	11.7	11.4	26.4	
23	6	1,274,805	1,774,063	208,443	200,455	57,052	465,950	16.4	15.7	36.6	11.7	11.3	26.3	
24	7	1,307,496	1,827,205	212,249	211,768	59,792	483,809	16.2	16.2	37.0	11.6	11.6	26.5	
25	8	1,362,679	1,902,249	220,171	219,516	62,124	501,811	16.2	16.1	36.8	11.6	11.5	26.4	
26	9	1,427,990	1,994,897	234,538	231,072	64,758	530,368	16.4	16.2	37.1	11.8	11.6	26.6	
27	10	1,395,429	1,990,442	245,521	243,511	67,866	556,898	17.6	17.5	39.9	12.3	12.2	28.0	
28	11	1,417,756	2,025,533	251,846	252,592	70,216	574,654	17.8	17.8	40.5	12.4	12.5	28.4	
29	12	1,512,644	2,140,641	268,704	267,032	72,630	608,366	17.8	17.7	40.2	12.6	12.5	28.4	
30	13	1,576,729	2,235,672	289,401	280,222	74,443	644,066	18.4	17.8	40.8	12.9	12.5	28.8	
令和元	14	1,642,975	2,311,294	302,248	294,219	76,369	672,836	18.4	17.9	41.0	13.1	12.7	29.1	
2	15	1,639,527	2,206,764	289,176	281,635	77,316	648,127	17.6	17.2	39.5	13.1	12.8	29.4	
3	16													
4	17													
5	18													

フランス { 1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース、昭和50年から平成23年は93SNA による計数である(それ以前は68SNA ベース)。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。
3. 会計年度は1月/12月である。

イタリア { 1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース、昭和50年から平成23年は93SNA による計数である(それ以前は68SNA ベース)。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。計数は決算額である。
3. 会計年度は1月/12月である。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較

イ タ リ ア										番 号
国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)			
		国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $(\frac{C}{A})$	合 計 $(\frac{E}{A})$	国 税 $(\frac{C}{B})$	合 計 $(\frac{E}{B})$		
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	%	%	%	%		
560,125	730,941	170,166	7,695	177,861	30.4	31.8	23.3	24.3	1	
735,489	988,243	239,906	20,514	260,420	32.6	35.4	24.3	26.4	2	
895,708	1,241,513	282,314	77,153	359,467	31.5	40.1	22.7	29.0	3	
1,073,972	1,493,635	306,952	96,899	403,851	28.6	37.6	20.6	27.0	4	
1,127,044	1,611,279	359,556	103,234	462,790	31.9	41.1	22.3	28.7	5	
1,148,438	1,648,756	367,603	107,260	474,863	32.0	41.3	22.3	28.8	6	
1,107,338	1,624,359	382,823	114,784	497,607	34.6	44.9	23.6	30.6	7	
1,105,620	1,612,751	382,434	113,933	496,367	34.6	44.9	23.7	30.8	8	
1,116,930	1,627,406	378,685	116,696	495,381	33.9	44.4	23.3	30.4	9	
1,125,000	1,655,355	379,599	117,139	496,738	33.7	44.2	22.9	30.0	10	
1,189,628	1,695,787	419,217	81,244	500,461	35.2	42.1	24.7	29.5	11	
1,218,846	1,736,593	424,153	83,063	507,216	34.8	41.6	24.4	29.2	12	
1,255,329	1,771,391	423,610	85,940	509,550	33.7	40.6	23.9	28.8	13	
1,266,605	1,794,935	435,913	86,374	522,287	34.4	41.2	24.3	29.1	14	
1,170,993	1,660,621	403,896	78,066	481,962	34.5	41.2	24.3	29.0	15	
									16	
									17	
									18	

ス ウ ェ ー デ ン										番 号
国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)			
		国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $(\frac{C}{A})$	合 計 $(\frac{E}{A})$	国 税 $(\frac{C}{B})$	合 計 $(\frac{E}{B})$		
百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	%	%	%	%		
1,233,471	1,549,815	329,069	221,017	550,086	26.7	44.6	21.2	35.5	1	
1,259,614	1,906,773	355,848	265,854	621,702	28.3	49.4	18.7	32.6	2	
1,537,425	2,408,151	561,515	336,304	897,819	36.5	58.4	23.3	37.3	3	
1,900,995	2,931,085	586,983	435,577	1,022,560	30.9	53.8	20.0	34.9	4	
2,346,501	3,573,581	610,703	536,887	1,147,590	26.0	48.9	17.1	32.1	5	
2,450,363	3,727,905	649,746	552,557	1,202,303	26.5	49.1	17.4	32.3	6	
2,445,092	3,743,086	624,959	576,198	1,201,157	25.6	49.1	16.7	32.1	7	
2,495,141	3,822,671	650,608	597,340	1,247,948	26.1	50.0	17.0	32.6	8	
2,615,511	3,992,730	677,175	618,223	1,295,398	25.9	49.5	17.0	32.4	9	
2,743,580	4,260,470	759,698	651,654	1,411,352	27.7	51.4	17.8	33.1	10	
2,795,421	4,415,031	821,882	685,915	1,507,797	29.4	53.9	18.6	34.2	11	
2,976,913	4,625,094	879,221	717,017	1,596,238	29.5	53.6	19.0	34.5	12	
3,102,442	4,828,306	905,938	744,271	1,650,209	29.2	53.2	18.8	34.2	13	
3,316,875	5,049,619	933,239	766,829	1,700,068	28.1	51.3	18.5	33.7	14	
3,390,599	5,038,538	891,584	785,407	1,676,991	26.3	49.5	17.7	33.3	15	
									16	
									17	
									18	

カ ナ ダ

1. 国民所得及び国内総生産はOECD "National Accounts"に基づく。平成23年以降は08SNAベース、昭和50年から平成22年は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics"に基づく。"Revenue Statistics"のデータは会計年度ベース。
3. 連邦及び州の会計年度は4月/3月、地方政府の会計年度は1月/12月である。

ス ウ ェ ー デ ン

1. 国民所得及び国内総生産はOECD "National Accounts"に基づく。平成24年以降は08SNAベース、昭和50年から平成23年は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics"に基づく。
3. 会計年度は1月/12月である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	日 本			人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		
			国 税	国 税, 地 方 税 計	
		円	円	円	万人
平成 2	1	2,807,485	508,092	778,814	12,356
7	2	3,029,196	437,959	706,290	12,550
12	3	3,074,843	415,488	695,626	12,689
17	4	3,037,832	409,284	681,702	12,776
22	5	2,848,392	341,376	609,403	12,803
23	6	2,797,767	353,565	621,008	12,777
24	7	2,807,505	368,808	638,938	12,757
25	8	2,924,572	402,121	679,800	12,739
26	9	2,960,906	454,729	743,883	12,722
27	10	3,089,477	471,880	779,534	12,709
28	11	3,088,637	464,179	774,325	12,701
29	12	3,157,085	491,586	806,051	12,690
30	13	3,180,846	506,791	828,360	12,673
令和元	14	3,177,449	491,406	817,124	12,653
2	15	2,975,473	514,684	838,283	12,616
2(邦貨換算)	16				
3	17	3,154,513	572,698	910,583	12,551

区 分	番 号	英 国			人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		
			国 税	国 税, 地 方 税 計	
		ポンド	ポンド	ポンド	万人
平成 2	1	8,179	2,691	2,939	5,713
7	2	10,707	3,381	3,542	5,793
12	3	14,073	4,821	5,063	5,892
17	4	17,893	5,785	6,137	6,029
22	5	18,803	6,165	6,578	6,346
23	6	19,203	6,521	6,937	6,402
24	7	19,264	6,486	6,905	6,453
25	8	19,659	6,688	7,120	6,498
26	9	20,452	6,903	7,347	6,542
27	10	20,864	7,091	7,546	6,586
28	11	21,576	7,441	7,914	6,630
29	12	22,600	7,736	8,233	6,673
30	13	23,232	7,946	8,477	6,714
令和元	14	24,289	8,068	8,624	6,753
2	15	23,740	7,569	8,147	6,695
2(邦貨換算)	16	(3,988,247)	(1,271,648)	(1,368,742)	
3	17				

- (備考) 1. 各国の国民所得及び租税負担額については第1表の備考を参照のこと。
2. 日本の人口は毎月全国推計人口(総務省)の年度平均である(令和2年9月までは国勢調査に基づく補間補正結果)。
3. 諸外国の人口はUnited Nations"World Population Prospects 2022"による。

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較

1 人 当 たり 国 民 所 得	米 国				人 口 万人	番 号
	1 人 当 たり 租 税 負 担 額					
	連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 地 方 政 府 税 計			
ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	万人	
18,308	2,507	1,228	4,583	25,212	1	
22,361	3,170	1,533	5,724	26,516	2	
29,142	4,674	1,944	7,871	28,171	3	
34,963	4,721	2,313	8,717	29,499	4	
38,102	4,170	2,343	8,413	30,901	5	
39,578	4,776	2,489	9,177	31,158	6	
41,464	5,054	2,579	9,575	31,404	7	
42,282	5,581	2,743	10,309	31,640	8	
44,074	6,021	2,795	10,876	31,867	9	
45,287	6,371	2,888	11,369	32,088	10	
45,767	6,317	2,902	11,406	32,302	11	
47,590	7,040	3,027	12,345	32,508	12	
49,808	6,236	3,227	11,787	32,710	13	
51,222	6,527	3,348	12,248	32,906	14	
50,763	6,192	3,378	12,064	33,539	15	
(7,208,415)	(879,335)	(479,738)	(1,713,120)		16	
					17	

1 人 当 たり 国 民 所 得	ド イ ツ				人 口 万人	番 号
	1 人 当 たり 租 税 負 担 額					
	連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 市 町 村 税 計			
ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	万人	
14,148	1,873	1,237	3,596	7,905	1	
17,568	2,716	1,835	5,175	8,114	2	
19,033	2,931	2,114	5,744	8,140	3	
20,884	2,954	2,139	5,834	8,160	4	
23,588	3,556	2,450	6,889	8,083	5	
24,947	3,839	2,626	7,426	8,086	6	
25,203	3,962	2,776	7,750	8,097	7	
25,721	4,042	2,875	7,965	8,117	8	
26,691	4,156	2,991	8,226	8,145	9	
27,515	4,283	3,170	8,593	8,179	10	
28,520	4,362	3,417	8,979	8,219	11	
29,551	4,491	3,514	9,263	8,266	12	
30,508	4,690	3,693	9,704	8,312	13	
31,212	4,798	3,821	9,976	8,352	14	
30,858	4,354	3,722	9,354	8,327	15	
(4,474,482)	(631,294)	(539,671)	(1,356,364)		16	
					17	

4. 諸外国欄の（ ）書は邦貨換算額である。

5. 邦貨換算レートは、1ドル=142円、1ポンド=168円、1ユーロ=145円、1カナダドル=106円、1スウェーデン・クローネ=13円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和5年（2023年）1月中適用）。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	フ ラ ン ス			人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		
			国 税	国 税, 地 方 税 計	
		ユーロ	ユーロ	ユーロ	万人
平成 2	1	13,460	3,572	4,282	5,667
7	2	15,029	4,181	5,161	5,780
12	3	18,241	5,913	7,009	5,902
17	4	20,821	6,439	7,862	6,112
22	5	22,858	6,890	8,310	6,288
23	6	23,359	7,043	8,875	6,322
24	7	23,305	7,321	9,227	6,356
25	8	23,434	7,614	9,545	6,389
26	9	23,760	7,640	9,614	6,419
27	10	24,325	7,764	9,802	6,445
28	11	24,520	7,856	9,970	6,467
29	12	25,044	8,271	10,455	6,484
30	13	25,644	8,659	10,919	6,499
令和元	14	26,160	9,007	11,286	6,513
2	15	24,484	8,817	11,015	6,446
2(邦貨換算)	16	(3,550,246)	(1,278,427)	(1,597,231)	
3	17				

区 分	番 号	カ ナ ダ				人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額			
			連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 地 方 税 計	
		カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	万人
平成 2	1	17,377	3,693	3,241	7,788	2,754
7	2	19,626	3,888	3,684	8,549	2,916
12	3	25,574	5,416	4,574	11,021	3,059
17	4	32,047	5,863	5,111	12,305	3,216
22	5	34,704	5,708	5,548	12,879	3,415
23	6	36,909	6,035	5,804	13,490	3,454
24	7	37,440	6,078	6,064	13,854	3,492
25	8	38,607	6,238	6,219	14,217	3,530
26	9	40,040	6,576	6,479	14,871	3,566
27	10	38,733	6,815	6,759	15,458	3,603
28	11	38,968	6,922	6,943	15,795	3,638
29	12	41,180	7,292	7,270	16,562	3,673
30	13	42,529	7,680	7,558	17,372	3,707
令和元	14	43,917	8,079	7,865	17,985	3,741
2	15	43,420	7,658	7,459	17,164	3,776
2(邦貨換算)	16	(4,602,486)	(811,776)	(790,607)	(1,819,427)	
3	17					

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較 (続)

1 人 当 たり 国 民 所 得	イ タ リ ア			人 口	番 号
	1 人 当 たり 租 税 負 担 額				
	連 邦 税	国 税, 地 方 税 計			
ユーロ	ユーロ	ユーロ	万人		
9,818	2,983	3,118	5,705	1	
12,864	4,196	4,555	5,717	2	
15,799	4,980	6,341	5,669	3	
18,427	5,267	6,929	5,828	4	
18,998	6,061	7,801	5,933	5	
19,273	6,169	7,969	5,959	6	
18,493	6,393	8,310	5,988	7	
18,376	6,356	8,250	6,017	8	
18,489	6,269	8,200	6,041	9	
18,571	6,266	8,200	6,058	10	
19,610	6,911	8,250	6,066	11	
20,089	6,991	8,360	6,067	12	
20,706	6,987	8,405	6,063	13	
20,918	7,199	8,626	6,055	14	
19,634	6,772	8,081	5,964	15	
(2,846,982)	(981,974)	(1,171,772)		16	
				17	

1 人 当 たり 国 民 所 得	ス ウ ェ ー デ ン			人 口	番 号
	1 人 当 たり 租 税 負 担 額				
	国 税	国 税, 地 方 税 計			
クローネ	クローネ	クローネ	万人		
143,973	38,410	64,207	857	1	
142,548	40,271	70,357	884	2	
173,101	63,222	101,087	888	3	
210,319	64,942	113,132	904	4	
249,889	65,037	122,212	939	5	
258,840	68,635	127,003	947	6	
256,223	65,490	125,870	954	7	
259,424	67,645	129,751	962	8	
269,859	69,869	133,655	969	9	
280,962	77,799	144,532	976	10	
284,203	83,558	153,294	984	11	
300,550	88,766	161,156	990	12	
311,127	90,852	165,490	997	13	
330,485	92,985	169,390	1,004	14	
328,546	86,394	162,499	1,032	15	
(4,271,103)	(1,123,119)	(2,112,490)		16	
				17	

3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和25年度		30		35		40	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	3,136	55.0	4,811	51.4	9,784	54.3	19,416	59.2
所 得 税	2	2,201	38.6	2,787	29.8	3,906	21.7	9,704	29.6
〔 源 泉 分 〕	3	1,275	22.4	2,141	22.9	2,929	16.3	7,122	21.7
	4	926	16.2	646	6.9	977	5.4	2,581	7.9
法 人 税	5	838	14.7	1,921	20.5	5,734	31.8	9,271	28.3
会 社 臨 時 特 別 税	6	—	—	—	—	—	—	—	—
相 続 税	7	27	0.5	56	0.6	123	0.7	440	1.3
旧 税	8	—	—	—	—	—	—	—	—
再 評 価 税	9	64	1.1	43	0.5	21	0.1	} 0	0.0
そ の 他	10	6	0.1	5	0.1	0	0.0		
間 接 税 等	11	2,566	45.0	4,552	48.6	8,226	45.7	13,369	40.8
酒 税	12	1,054	18.5	1,605	17.1	2,485	13.8	3,529	10.8
た ば こ 税	13	—	—	—	—	—	—	—	—
砂 糖 消 費 税	14	7	0.1	476	5.1	281	1.6	289	0.9
揮 発 油 税	15	74	1.3	255	2.7	1,030	5.7	2,545	7.8
石 油 ガ ス 税	16	—	—	—	—	—	—	0	0.0
航 空 機 燃 料 税	17	—	—	—	—	—	—	—	—
石 油 税	18	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	19	165	2.9	269	2.9	822	4.6	1,379	4.2
ト ラ ン プ 類 税	20	—	—	—	—	3	0.0	5	0.0
取 引 所 税	21	—	—	2	0.0	6	0.0	25	0.1
有 価 証 券 取 引 税	22	0	0.0	8	0.1	111	0.6	82	0.3
通 行 税	23	11	0.2	24	0.3	43	0.2	42	0.1
入 場 税	24	—	—	144	1.5	164	0.9	104	0.3
自 動 車 重 量 税	25	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	26	} 16	0.3	270	2.9	1,098	6.1	2,220	6.8
と ん 税	27			3	0.0	8	0.0	29	0.1
日 本 銀 行 券 発 行 税	28	—	—	5	0.1	5	0.0	4	0.0
印 紙 取 入	29	92	1.6	233	2.5	506	2.8	827	2.5
日 本 専 売 公 社 納 付 金	30	1,138	20.0	1,182	12.6	1,465	8.1	1,793	5.5
地 方 道 路 税 (特)	31	—	—	77	0.8	188	1.0	461	1.4
石 油 ガ ス 税 (讓 与 分) (特)	32	—	—	—	—	—	—	0	0.0
航 空 機 燃 料 税 (讓 与 分) (特)	33	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税 (讓 与 分) (特)	34	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 と ん 税 (特)	35	—	—	—	—	11	0.1	36	0.1
原 重 油 関 税 (特)	36	—	—	—	—	—	—	—	—
電 源 開 発 促 進 税 (特)	37	—	—	—	—	—	—	—	—
揮 発 油 税 (特)	38	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	39	8	0.1	0	0.0	—	—	—	—
合 計	40	5,702	100.0	9,363	100.0	18,010	100.0	32,785	100.0

- (備考) 1. 令和3年度以前は決算額、4年度は補正後予算額、5年度は予算額である。
2. 入場税は昭和36年度までは特別会計に属していた。
3. 電源開発促進税は、平成19年度より一般会計に組み入れられている。
4. 揮発油税(特)は、平成21年度より一般会計に組み入れられている。

収 入 の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

45		50		55		昭和60年度		番 号
金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
51,344	66.1	100,583	69.3	201,628	71.1	285,170	72.8	1
24,282	31.2	54,823	37.8	107,996	38.1	154,350	39.4	2
17,287	22.2	39,663	27.3	82,354	29.0	122,495	31.3	3
6,995	9.0	15,160	10.5	25,643	9.0	31,855	8.1	4
25,672	33.0	41,279	28.5	89,227	31.5	120,207	30.7	5
-	-	1,374	0.9	0	0.0	-	-	6
1,391	1.8	3,104	2.1	4,405	1.6	10,613	2.7	7
0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	8
-	-	-	-	-	-	-	-	9
26,388	33.9	44,460	30.7	82,060	28.9	106,332	27.2	11
6,136	7.9	9,140	6.3	14,243	5.0	19,315	4.9	12
-	-	-	-	-	-	8,837	2.3	13
442	0.6	426	0.3	430	0.2	408	0.1	14
4,987	6.4	8,244	5.7	15,474	5.5	15,568	4.0	15
122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	16
-	-	183	0.1	488	0.2	521	0.1	17
-	-	-	-	4,041	1.4	4,004	1.0	18
3,395	4.4	6,825	4.7	10,379	3.7	15,279	3.9	19
6	0.0	9	0.0	5	0.0	4	0.0	20
49	0.1	97	0.1	152	0.1	111	0.0	21
158	0.2	668	0.5	2,087	0.7	6,709	1.7	22
122	0.2	345	0.2	637	0.2	753	0.2	23
135	0.2	26	0.0	54	0.0	50	0.0	24
-	-	2,203	1.5	3,951	1.4	4,523	1.2	25
3,815	4.9	3,733	2.6	6,469	2.3	6,369	1.6	26
51	0.1	67	0.0	89	0.0	86	0.0	27
8	0.0	40	0.0	-	-	-	-	28
2,187	2.8	4,798	3.3	8,409	3.0	14,126	3.6	29
2,723	3.5	3,380	2.3	8,081	2.8	-	-	30
903	1.2	1,496	1.0	2,783	1.0	2,999	0.8	31
122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	32
-	-	33	0.0	89	0.0	95	0.0	33
-	-	734	0.5	1,317	0.5	1,508	0.4	34
63	0.1	84	0.1	111	0.0	107	0.0	35
963	1.2	1,349	0.9	1,387	0.5	1,204	0.3	36
-	-	299	0.2	1,085	0.4	2,335	0.6	37
-	-	-	-	-	-	1,110	0.3	38
-	-	-	-	-	-	-	-	39
77,732	100.0	145,043	100.0	283,688	100.0	391,502	100.0	40

3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	平成 2		7		12		17	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3	315,413	60.3
所 得 税	2	259,955	41.4	195,151	35.5	187,889	35.6	155,859	29.8
源 泉 分	3	187,787	29.9	157,259	28.6	158,785	30.1	129,558	24.8
申 告 分	4	72,168	11.5	37,891	6.9	29,104	5.5	26,301	5.0
法 人 特 別 税	5	183,836	29.3	137,354	25.0	117,472	22.3	132,736	25.4
相 続 税	6	—	—	44	0.0	1	0.0	—	—
地 価 税	7	19,180	3.1	26,903	4.9	17,822	3.4	15,657	3.0
旧 税	8	—	—	4,063	0.7	9	0.0	2	0.0
法 人 臨 時 特 別 税 (特)	9	0	0.0	—	—	0	0.0	0	0.0
所 得 税 (譲与分) (特)	10	—	—	4	0.0	—	—	—	—
地 方 法 人 税 (特)	11	—	—	—	—	—	—	11,159	2.1
地 方 法 人 特 別 税 (特)	12	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 法 人 事 業 税 (特)	13	—	—	—	—	—	—	—	—
復 興 特 別 所 得 税 (特)	14	—	—	—	—	—	—	—	—
復 興 特 別 法 人 税 (特)	15	—	—	—	—	—	—	—	—
間 接 税 等	16	—	—	—	—	—	—	—	—
消 費 税	17	164,827	26.3	186,111	33.9	204,016	38.7	207,492	39.7
酒 税	18	46,227	7.4	57,901	10.5	98,221	18.6	105,834	20.2
た ば こ 税	19	19,350	3.1	20,610	3.7	18,164	3.4	15,853	3.0
砂 糖 消 費 税	20	9,959	1.6	10,420	1.9	8,755	1.7	8,867	1.7
揮 発 油 税	21	△ 0	△ 0.0	—	—	—	—	—	—
石 油 ガ ス 税	22	15,055	2.4	18,651	3.4	20,752	3.9	21,676	4.1
航 空 機 燃 料 税	23	157	0.0	153	0.0	142	0.0	142	0.0
石 油 石 炭 税	24	641	0.1	855	0.2	880	0.2	886	0.2
(15年9月30日までは石油税)	25	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9	4,931	0.9
電 源 開 発 促 進 税	26	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	27	46	0.0	3	0.0	—	—	—	—
ト ラ ン プ 類 税	28	0	0.0	—	—	—	—	—	—
取 引 所 税	29	413	0.1	438	0.1	—	—	—	—
有 価 証 券 取 引 税	30	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0	—	—
通 行 税	31	△ 4	△ 0.0	—	—	—	—	—	—
入 場 税	32	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税	33	6,609	1.1	7,837	1.4	8,507	1.6	7,574	1.4
国 際 観 光 旅 客 税	34	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	35	8,252	1.3	9,500	1.7	8,215	1.6	8,857	1.7
と ん 税	36	89	0.0	87	0.0	88	0.0	91	0.0
印 紙 取 入	37	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9	11,688	2.2
消 費 税 (譲与分) (特)	38	11,557	1.8	14,475	2.6	—	—	—	—
地 方 揮 発 油 税	39	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6	3,112	0.6
(20年度までは地方道路税) (特)	40	—	—	—	—	—	—	—	—
石 油 ガ ス 税 (譲与分) (特)	41	157	0.0	153	0.0	142	0.0	142	0.0
航 空 機 燃 料 税 (譲与分) (特)	42	116	0.0	155	0.0	160	0.0	161	0.0
自 動 車 重 量 税 (譲与分) (特)	43	2,203	0.4	2,612	0.5	2,836	0.5	3,787	0.7
特 別 と ん 税 (特)	44	112	0.0	109	0.0	111	0.0	114	0.0
原 油 等 関 税 (特)	45	1,029	0.2	821	0.1	550	0.1	446	0.1
電 源 開 発 促 進 税 (特)	46	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7	3,592	0.7
揮 発 油 税 (特)	47	5,011	0.8	5,976	1.1	6,934	1.3	7,408	1.4
石 油 臨 時 特 別 税 (特)	48	—	—	0	0.0	—	—	—	—
た ば こ 特 別 税 (特)	49	—	—	—	—	2,644	0.5	2,329	0.4
合 計	49	627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0	522,905	100.0

収入の累年比較(続)

(単位 億円, %)

22		27		令和2		3		4(補正後)		5(予 算)		番 号
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
246,225	56.3	335,753	56.0	362,085	55.8	419,902	58.4	430,326	58.6	427,692	57.5	1
129,844	29.7	178,071	29.7	191,898	29.6	213,822	29.7	220,190	30.0	210,480	28.3	2
106,770	24.4	147,732	24.6	159,976	24.6	175,332	24.4	184,950	25.2	175,150	23.5	3
23,073	5.3	30,340	5.1	31,922	4.9	38,490	5.4	35,240	4.8	35,330	4.7	4
89,677	20.5	108,274	18.1	112,346	17.3	136,428	19.0	137,870	18.8	146,020	19.6	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
12,504	2.9	19,684	3.3	23,145	3.6	27,702	3.9	28,390	3.9	27,760	3.7	7
1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	8
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
-	-	5,161	0.9	14,183	2.2	18,814	2.6	18,213	2.5	18,919	2.5	12
14,200	3.2	20,806	3.5	9,777	1.5	352	0.0	-	-	-	-	13
-	-	-	-	6,717	1.0	18,316	2.5	21,039	2.9	20,093	2.7	14
-	-	3,707	0.6	4,016	0.6	4,467	0.6	4,624	0.6	4,420	0.6	15
-	-	49	0.0	2	0.0	0	0.0	-	-	-	-	16
190,849	43.7	263,941	44.0	287,245	44.2	298,909	41.6	303,722	41.4	316,598	42.5	17
100,333	23.0	174,263	29.1	209,714	32.3	218,886	30.5	221,610	30.2	233,840	31.4	18
13,893	3.2	13,380	2.2	11,336	1.7	11,321	1.6	11,280	1.5	11,800	1.6	19
9,077	2.1	9,536	1.6	8,398	1.3	9,057	1.3	9,340	1.3	9,350	1.3	20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
27,501	6.3	24,646	4.1	20,582	3.2	20,762	2.9	20,790	2.8	19,990	2.7	22
119	0.0	92	0.0	46	0.0	48	0.0	50	0.0	50	0.0	23
749	0.2	513	0.1	85	0.0	303	0.0	340	0.0	340	0.0	24
5,019	1.1	6,304	1.1	6,078	0.9	6,355	0.9	6,600	0.9	6,470	0.9	25
3,492	0.8	3,159	0.5	3,110	0.5	3,162	0.4	3,130	0.4	3,240	0.4	26
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32
4,465	1.0	3,849	0.6	3,985	0.6	3,876	0.5	3,850	0.5	3,780	0.5	33
-	-	-	-	10	0.0	19	0.0	90	0.0	200	0.0	34
7,859	1.8	10,487	1.7	8,195	1.3	8,934	1.2	10,530	1.4	11,220	1.5	35
95	0.0	99	0.0	92	0.0	94	0.0	90	0.0	100	0.0	36
10,240	2.3	10,495	1.8	9,195	1.4	9,608	1.3	9,440	1.3	9,760	1.3	37
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38
2,942	0.7	2,637	0.4	2,202	0.3	2,221	0.3	2,225	0.3	2,139	0.3	39
119	0.0	92	0.0	46	0.0	48	0.0	50	0.0	50	0.0	40
136	0.0	147	0.0	24	0.0	147	0.0	152	0.0	152	0.0	41
3,065	0.7	2,642	0.4	2,910	0.4	2,830	0.4	2,916	0.4	2,864	0.4	42
119	0.0	124	0.0	115	0.0	117	0.0	113	0.0	125	0.0	43
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47
1,625	0.4	1,475	0.2	1,122	0.2	1,120	0.2	1,126	0.2	1,128	0.2	48
437,074	100.0	599,694	100.0	649,330	100.0	718,811	100.0	734,048	100.0	744,290	100.0	49

4. 国 税 の 税 目 別

日 本 (億円, %)			米 国 (百万ドル, %)			英 国 (百万ポンド, %)		
税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
直 接 税	427,692	57.5	直 接 税	2,443,348	94.0	直 接 税	324,636	56.4
所 得 税	210,480	28.3	個 人 所 得 税	2,044,377	78.7	所 得 税	220,612	38.3
{ 源 泉 分	175,150	23.5	法 人 所 得 税	371,831	14.3	法 人 税	63,563	11.0
{ 申 告 分	35,330	4.7	遺 産 税 ・ 贈 与 税	27,140	1.0	キャピタル・ゲイン税	15,263	2.7
法 人 税	146,020	19.6				相 続 税	6,054	1.1
相 続 税	27,760	3.7	間 接 税 等	155,331	6.0	職 業 実 習 負 担 税	3,213	0.6
地 方 法 人 税 (特)	18,919	2.5	一 般 財 源	18,387	0.7	石 油 収 入 税	-552	-0.1
特 別 法 人 事 業 税 (特)	20,093	2.7	酒 税	10,274	0.4	非 居 住 用 資 産 レ イ ト	12,305	2.1
復 興 特 別 所 得 税 (特)	4,420	0.6	た ば こ 税	12,136	0.5	銀 行 税	3,839	0.7
			電 信 電 話 サービス 税	321	0.0	迂 回 利 益 税	220	0.0
間 接 税 等	316,598	42.5	輸 送 燃 料 税	-6,036	-0.2	そ の 他	119	0.0
消 費 税	233,840	31.4	そ の 他	1,692	0.1			
酒 税	11,800	1.6	関 税	79,985	3.1	間 接 税 等	251,299	43.6
た ば こ 税	9,350	1.3	特 定 財 源	56,887	2.2	付 加 価 値 税	157,546	27.4
揮 発 油 税	19,990	2.7	ハ イ ウ ェ イ 財 源	43,464	1.7	炭 化 水 素 油 税	25,943	4.5
石 油 ガ ス 税	50	0.0	空 港 ・ 航 空 路 財 源	8,184	0.3	た ば こ 税	10,278	1.8
航 空 機 燃 料 税	340	0.0	そ の 他	5,239	0.2	酒 税	13,116	2.3
石 油 石 炭 税	6,470	0.9				ソ フ ト ド リ ン ク 税	334	0.1
電 源 開 発 促 進 税	3,240	0.4				賭 博 ・ 遊 戯 税	3,074	0.5
自 動 車 重 量 税	3,780	0.5				関 税	4,791	0.8
国 際 観 光 旅 客 税	200	0.0				航 空 旅 客 税	1,015	0.2
関 税	11,220	1.5				保 険 税	6,627	1.2
と ん 税	100	0.0				埋 立 税	667	0.1
印 紙 収 入	9,760	1.3				気 候 変 動 税	1,930	0.3
地 方 揮 発 油 税 (特)	2,139	0.3				採 掘 税	410	0.1
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分) (特)	50	0.0				自 動 車 税	7,101	1.2
航 空 機 燃 料 税 (〃) (特)	152	0.0				印 紙 税 ・ 土 地 印 紙 税	18,467	3.2
自 動 車 重 量 税 (〃) (特)	2,864	0.4						
特 別 と ん 税 (特)	125	0.0						
た ば こ 特 別 税 (特)	1,128	0.2						
合 計	744,290	100.0	合 計	2,598,607	100.0	合 計	575,935	100.0

(備考) 1. 日本は令和5年度予算額、米国は令和2年10月/令和3年9月会計年度決算額、英国は令和3年度実績額、ドイツは令和3年決算額、フランスは令和3年推計値(本表の数値は、一般会計に係る還付前の税収)、イタリアは令和3年決算額である。

収 入 の 国 際 比 較

ドイツ (百万ユーロ, %)					フランス (百万ユーロ, %)			イタリア (百万ユーロ, %)		
税 目	金 額			構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
	連邦税	州 税	計							
直 接 税	175,819	175,464	351,283	49.7	直 接 税	224,934	52.8	直 接 税	269,844	54.4
所 得 税	141,678	141,678	283,356	40.1	所 得 税	99,781	23.4	所 得 税	198,209	40.0
法 人 税	21,062	21,062	42,124	6.0	徴収名簿による法人税・給与税等	2,500	0.6	法 人 税	31,792	6.4
営 業 税	2,051	2,900	4,951	0.7	法 人 税	74,479	17.5	資本所得に係る源泉税	10,536	2.1
連 帯 付 加 税	11,028	0	11,028	1.6	不 動 産 富 裕 税	2,103	0.5	そ の 他	29,307	5.9
相 続 ・ 贈 与 税	0	9,824	9,824	1.4	金 融 機 関 支 出 特 別 税	0	0.0	間 接 税 等	226,200	45.6
間 接 税 等	176,869	178,825	355,694	50.3	相 続 ・ 贈 与 税	18,684	4.4	付 加 価 値 税	147,955	29.8
付 加 価 値 税	113,125	128,515	241,640	34.2	そ の 他	27,387	6.4	酒 税	1,389	0.3
保 険 税	14,980	0	14,980	2.1	間 接 税 等	201,190	47.2	た ば こ 消 費 税	10,782	2.2
た ば こ 税	14,733	0	14,733	2.1	登 録 税	2,512	0.6	エ ネ ル ギ ー 税	23,833	4.8
コ ー ヒ ー 税	1,058	0	1,058	0.1	印 紙 税	300	0.1	電 気 ガ ス 消 費 税	5,649	1.1
ア ル コ ー ル 税	2,089	0	2,089	0.3	関 税	9,746	2.3	自 動 車 税	274	0.1
ア ル コ ポ ッ プ 税	-5	0	-5	0	エ ネ ル ギ ー 製 品 内 国 消 費 税	20,230	4.7	印 紙 税 ・ 登 録 税	12,056	2.4
発 泡 ワ イ ン 税	341	0	341	0.0	付 加 価 値 税	158,581	37.2	抵 当 権 等 登 記 税	1,817	0.4
中 間 製 品 税	22	0	22	0.0	た ば こ 税	49	0.0	富 く じ 税	7,722	1.6
エ ネ ル ギ ー 税	37,120	0	37,120	5.3	汚 染 活 動 一 般 税	824	0.2	政 府 免 許 税	721	0.1
電 気 税	6,691	0	6,691	0.9	そ の 他	8,948	2	テ レ ビ 受 信 税	1,917	0.4
自 動 車 税	9,546	0	9,546	1.4				そ の 他	12,085	2.4
航 空 税	566	0	566	0.1						
関 税	5,122	0	5,122	0.7						
そ の 他	2	0	2	0.0						
不 動 産 取 得 税	0	18,335	18,335	2.6						
競 馬 富 く じ 税	0	2,333	2,333	0.3						
防 火 税	0	537	537	0.1						
ビ ー ル 税	0	584	584	0.1						
連 邦 と 州 間 の 調 整 等	-28,521	28,521	0	0.0						
合 計	351,889	355,088	706,977	100.0	合 計	295,738	100.0	合 計	496,044	100.0

2. 諸外国の計数の原資料は、各国の租税統計資料である。そのため、合計額はOECD資料を原資料とする第1表の租税負担額（国税分）とは必ずしも一致しない。

5. 歳出及び歳入に対する

区分	番号	日			本		米	
		一般会計 歳出総額 (A)	一般会計 歳入総額 (B)	租税及び 印紙収入 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	連邦 歳出額 (A)	連邦 歳入額 (B)
平成17年度………	2	億円 855,196	億円 890,003	億円 490,654	% 57.4	% 55.1	億ドル 24,720	億ドル 13,595
								(21,536)
22………	3	953,123	1,005,346	414,868	43.5	41.3	34,571	12,979
								(21,627)
27………	4	982,303	1,021,753	562,854	57.3	55.1	36,919	21,846
								(32,499)
令和 2………	5	1,475,974	1,845,788	608,216	41.2	33.0	65,536	21,112
								(34,212)
3………	6	1,446,495	1,694,031	670,379	46.3	39.6	68,225	27,330
								40,471
4(補正後)…	7	1,392,196	1,392,196	683,590	49.1	49.1		
5(予 算)…	8	1,143,812	1,143,812	694,400	60.7	60.7		

- (備考) 1. 日本は令和3年度以前は決算額、4年度は第2次補正後予算額、5年度は予算額であり、いずれも特別会計に属する諸税を含まない。
2年度は臨時・特別の措置を含む計数。
2. 米国の原資料は「Historical Tables」である。歳入額及び税収入額の上段は、社会保障税を控除した額であり、() 書は、社会保障税を含めた額である。
3. 英国の原資料は“Consolidated Fund Account”である。
なお、中央歳出額及び中央歳入額にはNational Insuranceの支出及び収入は含まれておらず、国税収入は統合国庫基金への繰入額を表示している。
4. ドイツの原資料は、“Finanzbericht”である。なお、連邦歳出額にはEU拠出金を含む。
5. フランスの原資料は、決算法、決算法案である。なお、地方交付金及びEU拠出金は、原資料では歳出に含まず、歳入の減少項目という取扱いがなされているが、我が国に倣い歳出に立てて計算してある。
6. イタリアの原資料はイタリア中央銀行“Finanza Pubblica”である。なお、国税収入については財務省発表の決算額による。
7. 米国、英国、フランス、イタリアについては、歳入額に公債発行による収入を含めていない。

租 税 収 入 の 割 合 の 国 際 比 較

国			英 国					番 号
連 邦 税 収 入 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	中 央 歳 出 額 (A)	中 央 歳 入 額 (B)	国 税 入 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	
億ドル	%	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	2
13,267	53.7	97.6	392,004	345,804	327,987	83.7	94.8	
(21,209)	85.8	98.5						3
12,011	34.7	92.5	523,085	383,404	363,565	69.5	94.8	
(20,659)	59.8	95.5						4
20,372	55.2	93.3	544,225	455,518	409,589	75.3	89.9	
(31,024)	84.0	95.5						5
19,935	30.4	94.4	1,064,427	692,553	448,773	42.2	64.8	
(33,034)	50.4	96.6						6
25,986	38.1	95.1	760,037	625,877	561,457	73.9	89.7	
39,127	57.4	96.7						7

5. 歳出及び歳入に対する

区分	番号	ド イ ツ					フ	
		連邦歳出額 (A)	連邦歳入額 (B)	連邦 税収入 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	一般会計 歳出額 (A)	一般会計 歳入額 (B)
平成17年度……	2	百万ユーロ 281,913	百万ユーロ 281,913	百万ユーロ 211,857	% 75.1	% 75.1	百万ユーロ 361,063	百万ユーロ 315,911
22……	3	328,025	328,025	250,178	76.3	76.3	425,691	274,887
27……	4	342,654	342,654	312,546	91.2	91.2	371,805	299,656
令和 2……	5	475,822	475,822	315,937	66.4	66.4	455,368	282,690
3……	6	595,222	595,222	351,889	59.1	59.1	496,472	324,954
4(補正後)…	7							
5(予 算)…	8							

6. 一 般 会 計 歳 入

区 分	番号	租 税 及 び 入	専 売 納 付 金	官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	政 府 資 産 入	雑 収 入					
		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%		
昭和 9~11年度…	1	1,024	44.7	202	8.8	55	2.4	20	0.9	244	10.6
16……………	2	4,403	51.2	415	4.8	185	2.2	10	0.1	598	7.0
19……………	3	11,665	55.4	1,050	5.0	563	2.7	10	0.0	899	4.3
		億円		億円		億円		億円		億円	
25……………	4	4,564	63.7	1,145	16.0	50	0.7	174	2.4	644	9.0
30……………	5	7,960	70.7	1,143	10.1	138	1.2	83	0.7	498	4.4
35……………	6	16,183	82.5	1,470	7.5	183	0.9	226	1.2	527	2.7
40……………	7	30,496	80.8	1,804	4.8	157	0.4	246	0.7	1,699	4.5
45……………	8	72,958	86.2	2,744	3.2	36	0.0	277	0.3	3,199	3.8
50……………	9	137,527	64.0	3,405	1.6	41	0.0	304	0.1	7,857	3.7
55……………	10	268,687	61.0	8,124	1.8	99	0.0	641	0.1	11,260	2.6
60……………	11	381,988	70.7	108	0.0	225	0.0	1,631	0.3	25,865	4.8
平成 2……………	12	601,059	83.8	111	0.0	224	0.0	1,620	0.2	27,011	3.8
7……………	13	519,308	64.5	163	0.0	224	0.0	2,744	0.3	43,409	5.4
12……………	14	507,125	54.3	205	0.0	205	0.0	2,249	0.2	40,398	4.3
17……………	15	490,654	55.1	-	-	160	0.0	3,321	0.4	43,170	4.9
18……………	16	490,691	58.1	-	-	160	0.0	2,754	0.3	41,016	4.9
19……………	17	510,182	60.3	-	-	161	0.0	2,943	0.3	48,756	5.8
20……………	18	442,673	49.6	-	-	156	0.0	2,483	0.3	80,799	9.1
21……………	19	387,331	36.2	-	-	153	0.0	1,447	0.1	117,553	11.0
22……………	20	414,868	41.3	-	-	155	0.0	7,852	0.8	98,033	9.8
23……………	21	428,326	38.9	-	-	160	0.0	2,895	0.3	75,712	6.9
24……………	22	439,314	40.8	-	-	163	0.0	2,269	0.2	42,741	4.0
25……………	23	469,529	44.3	-	-	437	0.0	3,277	0.3	45,909	4.3
26……………	24	539,707	51.6	-	-	450	0.0	14,788	1.4	48,557	4.6
27……………	25	562,854	55.1	-	-	455	0.0	3,490	0.3	47,115	4.6
28……………	26	554,686	54.0	-	-	470	0.0	3,842	0.4	48,956	4.8
29……………	27	587,875	56.7	-	-	502	0.0	2,782	0.3	57,413	5.5
30……………	28	603,564	57.1	-	-	507	0.0	2,680	0.3	50,984	4.8
令和元……………	29	584,415	53.5	-	-	513	0.0	2,264	0.2	71,386	6.5
2……………	30	608,216	33.0	-	-	464	0.0	2,929	0.2	70,681	3.8
3(決 算)	31	670,379	39.6	-	-	611	0.0	3,190	0.2	73,486	4.3
4(補正後)	32	683,590	49.1	-	-	509	0.0	3,060	0.2	56,985	4.1
5(予 算)	33	694,400	60.7	-	-	506	0.0	6,711	0.6	85,966	7.5

- (備考) 1. 令和3年度以前は決算額、4年度は第2次補正後予算額、5年度は予算額である。
2. 平成20年度の歳入の内訳には、上記以外に決算調整資金からの受入れがある。
3. 昭和25年以前の科目別収入は科目の組替えのため若干の推計を含んでいる。
4. 昭和50年度から昭和60年度まで及び平成7年度以降の公債金欄の()書は特例公債分の計数である。

構成の累年比較

公債金		前年度剰余金受入		歳入合計		歳出合計	本 年 度 余 金	うち新規 剰余金	番号
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	百万円	
677	29.5	71	3.1	2,293	100.0	2,217	76	—	1
2,406	28.0	585	6.8	8,602	100.0	8,134	468	—	2
5,395	25.6	1,458	6.9	21,040	100.0	19,872	1,168	—	3
億円		億円		億円		億円	億円	億円	
—	—	592	8.3	7,168	100.0	6,333	835	269	4
—	—	1,443	12.8	11,264	100.0	10,182	1,082	323	5
—	—	1,022	5.2	19,610	100.0	17,431	2,179	1,251	6
1,972	5.2	1,358	3.6	37,731	100.0	37,230	501	21	7
3,472	4.1	1,906	2.3	84,592	100.0	81,877	2,715	995	8
52,805	24.6	12,793	6.0	214,734	100.0	208,609	6,125	3,241	9
(内20,905)									
141,702	32.2	9,894	2.2	440,407	100.0	434,050	6,356	897	10
(内72,152)									
123,080	22.8	7,028	1.3	539,926	100.0	530,045	9,881	4,429	11
(内60,050)									
63,432	8.8	13,889	1.9	717,035	100.0	692,687	24,348	14,868	12
183,959	22.8	27,254	3.4	805,572	100.0	759,385	46,187	9,220	13
(内19,558)									
330,040	35.4	53,389	5.7	933,610	100.0	893,210	40,400	4,599	14
(内218,660)									
312,690	35.1	40,007	4.5	890,003	100.0	855,196	34,183	15,040	15
(内235,070)									
274,700	32.5	34,807	4.1	844,127	100.0	814,455	29,672	8,321	16
(内210,550)									
253,820	30.0	29,672	3.5	845,535	100.0	818,426	27,074	6,319	17
(内193,380)									
331,680	37.2	27,109	3.0	892,082	100.0	846,974	45,108	—	18
(内261,930)									
519,550	48.5	45,108	4.2	1,071,142	100.0	1,009,734	61,408	22,005	19
(内369,440)									
423,030	42.1	61,408	6.1	1,005,346	100.0	953,123	52,222	20,106	20
(内347,000)									
427,980	38.9	52,222	4.7	1,099,795	100.0	1,007,154	92,641	22,073	21
(内344,300)									
474,650	44.0	92,641	8.6	1,077,620	100.0	970,872	104,546	28,434	22
(内360,360)									
408,510	38.5	106,749	10.1	1,060,447	100.0	1,001,889	58,307	20,375	23
(内338,370)									
384,929	36.8	58,360	5.6	1,046,791	100.0	988,135	58,635	22,586	24
(内319,159)									
349,183	34.2	58,657	5.7	1,021,753	100.0	982,303	39,000	3,081	25
(内284,393)									
380,346	37.0	39,450	3.8	1,027,740	100.0	975,418	51,767	4,377	26
(内291,332)									
335,546	32.4	52,323	5.0	1,036,440	100.0	981,156	54,651	11,681	27
(内262,728)									
343,954	32.5	55,284	5.2	1,056,974	100.0	989,747	65,042	14,275	28
(内262,982)									
365,819	33.5	67,227	6.2	1,091,624	100.0	1,013,665	77,959	72,685	29
(内274,382)									
1,085,539	58.8	77,959	4.2	1,845,788	100.0	1,475,974	369,815	369,815	30
(内859,579)									
576,550	34.0	369,815	21.8	1,694,031	100.0	1,446,495	247,536	247,004	31
(内484,870)									
624,789	44.9	23,263	1.7	1,392,196	100.0	1,392,196	—	—	32
(内537,519)									
356,230	31.1	—	—	1,143,812	100.0	1,143,812	—	—	33
(内290,650)									

5. 歳入合計においては、上記の他に、いわゆる「つなぎ公債」を含む。具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債（平成2年度：9,689億円）、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債（平成7年度：28,511億円）、東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債（平成23年度：112,500億円）、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債（平成24年度：25,842億円、平成25年度：26,035億円）を含む。

6. 単位未満の金額は四捨五入している。

7. 租 税 及 び 印 紙 収 入 (一 般 会 計) 予 算 額

区 分	番 号	現行法（税制改 正前）による 収 入 見 込 額	年度間増収額	改正増減（△） 税 額	当 初 予 算 額	補 正 額	補正後予算額
		A	※ B = A - D	C	D = A + C	E	F = D + E
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和40年度	1	33,690	4,647	△ 813	32,877	△ 2,590	30,287
45	2	71,152	13,771	△ 1,768	69,384	3,011	72,395
50	3	175,450	37,830	△ 2,050	173,400	△ 38,790	134,610
55	4	260,850	45,980	3,260	264,110	7,340	271,450
60	5	383,720	37,760	外△1,110 2,890	385,500	△ 4,050	381,450
平成 2	6	583,540	73,440	△ 3,500	580,040	11,270	591,310
7	7	537,060	410	250	537,310	△ 30,500	506,810
12	8	488,110	16,920	△ 1,520	486,590	12,360	498,950
17	9	445,270	27,800	外△6,910 1,710	440,070	30,350	470,420
22	10	374,340	△ 86,690	△ 380	373,960	22,470	396,430
27	11	546,500	46,490	△ 1,250	545,250	18,990	564,240
28	12	576,340	31,090	△ 300	576,040	△ 17,440	558,600
29	13	577,140	1,100	△ 20	577,120	-	577,120
30	14	590,650	13,530	140	590,790	8,490	599,280
令和元	15	624,940	34,150	外△100 110	624,950	△ 23,150	601,800
2	16	635,390	10,440	△ 260	635,130	△ 83,880	551,250
3	17	574,870	△ 60,260	△ 390	574,480	64,320	638,800
4	18	653,100	78,620	△ 750	652,350	31,240	683,590
5	19	694,540	42,190	△ 140	694,400		

(備考) 1. 増減税額欄の外書については特別会計への振替額である。
2. 記号※は前年度を示す。

並びに決算額等の累年比較

決 算 額	決 算 額	当初予算額－ 前年度当初予 算額	当初予算額 前年度 当初予算額	決 算 額－ 当初予算額	決 算 額 当初予算額	決 算 額－ 前年度決算額	決 算 額 前年度決算額	番 号
G	H = F + G	※ I = D - D	※ J = D / D	K = H - D	L = H / D	※ M = H - H	※ N = H / H	
億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%	
209	30,496	3,834	113.2	△ 2,382	92.8	999	103.4	1
563	72,958	12,003	120.9	3,574	105.2	12,715	121.1	2
2,917	137,527	35,780	126.0	△ 35,873	79.3	△ 12,831	91.5	3
△ 2,763	268,687	49,240	122.9	4,577	101.7	31,392	113.2	4
538	381,988	39,540	111.4	△ 3,512	99.1	32,905	109.4	5
9,749	601,059	69,940	113.7	21,019	103.6	51,840	109.4	6
12,498	519,308	660	100.1	△ 18,002	96.6	9,007	101.8	7
8,175	507,125	15,400	103.3	20,535	104.2	34,780	107.4	8
20,234	490,654	22,600	105.4	50,584	111.5	34,764	107.6	9
18,438	414,868	△ 87,070	81.1	40,908	110.9	27,537	107.1	10
△ 1,386	562,854	45,240	109.0	17,604	103.2	23,147	104.3	11
△ 3,914	554,686	30,790	105.6	△ 21,354	96.3	△ 8,168	98.5	12
10,755	587,875	1,080	100.2	10,755	101.9	33,188	106.0	13
4,284	603,564	13,670	102.4	12,774	102.2	15,689	102.7	14
△ 17,385	584,415	34,160	105.8	△ 40,535	93.5	△ 19,149	96.8	15
56,966	608,216	10,180	101.6	△ 26,914	95.8	23,801	104.1	16
31,579	670,379	△ 60,650	90.5	95,899	116.7	62,163	110.2	17
		77,870	113.6					18
		42,050	106.4					19

3. 平成7年度の補正額は、1次分(△1,380億円)と3次分(△29,120億円)の合計額を計上してある。
 4. 単位未満の端数は、それぞれ四捨五入によっている。

8. 令和5年度租税及び印紙収入予算額（一般会計）

（単位：億円、％）

税目	令和4年度		令和5年度							
	当初 予算額	補正後 予算額	前年度予算額に対する現行法（税制改正前）による増減（△）収見込額		現行法（税制改正前）による収入見込額	税制改正による増減（△）収見込額	改正法による収入見込額（予算額）	前年度予算額に対する改正法による増減（△）収見込額		
			対当初	対補正後				対当初	対補正後	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E) = (A) + (C) (B) + (D)	(F)	(G) = (E) + (F)	(H) = (G) - (A)	(I) = (G) - (B)	
（一般会計）										
所得税	源泉分	170,840	184,950	4,310	△ 9,800	175,150	-	175,150	4,310	△ 9,800
	申告分	32,980	35,240	2,350	90	35,330	-	35,330	2,350	90
	計	203,820	220,190	6,660	△ 9,710	210,480	-	210,480	6,660	△ 9,710
法人税	133,360	137,870	12,770	8,260	146,130	△ 110	146,020	12,660	8,150	
相続税	26,190	28,390	1,570	△ 630	27,760	-	27,760	1,570	△ 630	
消費税	215,730	221,610	18,140	12,260	233,870	△ 30	233,840	18,110	12,230	
酒税	11,280	11,280	520	520	11,800	-	11,800	520	520	
たばこ税	9,340	9,340	10	10	9,350	-	9,350	10	10	
揮発油税	20,790	20,790	△ 800	△ 800	19,990	-	19,990	△ 800	△ 800	
石油ガス税	50	50	0	0	50	-	50	0	0	
航空機燃料税	340	340	0	0	340	-	340	0	0	
石油石炭税	6,600	6,600	△ 130	△ 130	6,470	-	6,470	△ 130	△ 130	
電源開発促進税	3,130	3,130	110	110	3,240	-	3,240	110	110	
自動車重量税	3,850	3,850	△ 70	△ 70	3,780	-	3,780	△ 70	△ 70	
国際観光旅客税	90	90	110	110	200	-	200	110	110	
関税	8,250	10,530	2,970	690	11,220	-	11,220	2,970	690	
とん税	90	90	10	10	100	-	100	10	10	
印紙収入	収入印紙	5,380	5,380	△ 170	△ 170	5,210	-	5,210	△ 170	△ 170
	現金収入	4,060	4,060	490	490	4,550	-	4,550	490	490
	計	9,440	9,440	320	320	9,760	-	9,760	320	320
合計	652,350	683,590	42,190	10,950	694,540	△ 140	694,400	42,050	10,810	

（注1）自動車重量税の現行法（税制改正前）による収入見込額は、令和5年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額10億円を含めて計上している。これは、当該増収見込額が令和3年度以前の税制改正に起因して令和3年度から令和5年度にかけて追加的に発生した減収見込額△60億円に対応するものであることを勘案したものである。

（注2）法人税の税制改正による増減（△）収見込額のうち△20億円及び消費税の税制改正による増減（△）収見込額△30億円は、令和5年度税制改正におけるダイレクト納付の利便性の向上によって、令和5年度に帰属する予定であった法人税額の一部及び消費税額の一部が、納付時期のずれにより、令和6年度税収に帰属することによるものである。

9. 一般会計歳出の主要経費別予算額

事 項	前年度当初予算額		令和5年度予算額		比較増△減	伸 率	事 項	前年度当初予算額		令和5年度予算額		比較増△減	伸 率
	百万円	百万円	百万円	百万円				百万円	百万円	百万円	百万円		
社会 保 障 関 係 費							地方交付税交付金	15,655,839	16,182,276	526,437	3.4		
1. 年 金 給 付 費	12,764,072	13,085,689	321,617	2.5		地方特例交付金	226,700	216,900	△ 9,800	△ 4.3			
2. 医 療 給 付 費	12,092,506	12,151,734	59,228	0.5		防 衛 関 係 費	5,368,725	10,168,585	4,799,860	89.4			
3. 介 護 給 付 費	3,580,257	3,680,922	100,666	2.8		公 共 事 業 関 係 費							
4. 少 子 化 対 策 費	3,109,386	3,141,233	31,846	1.0		1. 治山治水対策事業費	950,737	954,384	3,647	0.4			
5. 生活扶助等社会福祉費	4,175,867	4,309,281	133,414	3.2		2. 道路整備事業費	1,665,986	1,671,083	5,097	0.3			
6. 保健衛生対策費	475,552	475,370	△ 182	△ 0.0		3. 港湾空港鉄道等整備事業費	398,783	397,584	△ 1,199	△ 0.3			
7. 雇用労災対策費	75,823	44,657	△ 31,165	△ 41.1		4. 住宅都市環境整備事業費	729,932	730,657	725	0.1			
計	36,273,463	36,888,887	615,424	1.7		5. 公園水道廃棄物処理等施設整備費	161,911	178,362	16,451	10.2			
文教及び科学振興費						6. 農林水産基盤整備事業費	607,921	607,848	△ 73	△ 0.0			
1. 義務教育費国庫負担金	1,501,467	1,521,553	20,086	1.3		7. 社会資本総合整備事業費	1,397,301	1,380,489	△ 16,812	△ 1.2			
2. 科学技術振興費	1,378,745	1,394,155	15,411	1.1		8. 推 進 費 等	67,573	61,938	△ 5,635	△ 8.3			
3. 文 教 施 設 費	74,329	74,257	△ 72	△ 0.1		小 計	5,980,144	5,982,345	2,201	0.0			
4. 教育振興助成費	2,313,852	2,305,387	△ 8,464	△ 0.4		9. 災害復旧等事業費	77,248	77,649	401	0.5			
5. 育 英 事 業 費	121,703	120,438	△ 1,265	△ 1.0		計	6,057,392	6,059,994	2,602	0.0			
計	5,390,096	5,415,791	25,695	0.5		経 済 協 力 費	510,547	511,374	827	0.2			
国 債 費	24,339,285	25,250,340	911,055	3.7		中 小 企 業 対 策 費	171,267	170,376	△ 891	△ 0.5			
恩 給 関 係 費						エ ネ ル ギ ー 対 策 費	875,642	853,965	△ 21,677	△ 2.5			
1. 文官等恩給費	5,452	4,847	△ 605	△ 11.1		食料安定供給関係費	1,269,926	1,265,365	△ 4,561	△ 0.4			
2. 旧軍人遺族等恩給	108,867	85,194	△ 23,673	△ 21.7		新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	5,000,000	4,000,000	△ 1,000,000	△ 20.0			
3. 恩給支給事務費	726	671	△ 55	△ 7.6		ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	-	1,000,000	-	-			
4. 遺族及び留守家族等援護費	7,104	6,255	△ 849	△ 12.0		その他の事項経費	5,835,393	5,800,416	△ 34,977	△ 0.6			
計	122,149	96,966	△ 25,183	△ 20.6		予 備 費	500,000	500,000	-	-			
						合 計	107,596,425	114,381,236	6,784,811	6.3			

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 前年度当初予算額は、令和5年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。

10. 令和5年度経済見通し

(主要経済指標)

1. 国内総生産

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度比較増減率	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和4年度	令和5年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	名目・%程度	名目・%程度
民間最終消費支出	296.2	312.9	323.0	5.6	3.2
民間住宅	21.1	21.3	21.7	0.9	1.9
民間企業設備	90.1	97.5	103.5	8.2	6.2
民間在庫品増加	1.1	1.9	1.8	0.1	▲0.0
政府支出	148.7	150.7	148.2	1.3	▲1.6
政府最終消費支出	119.0	121.3	118.6	1.9	▲2.2
公的固定資本形成	29.8	29.6	29.6	▲0.5	0.0
財貨・サービスの輸出	103.6	124.2	130.0	19.9	4.7
(控除)財貨・サービスの輸入	110.4	148.3	156.4	34.4	5.4
国内総生産	550.5	560.2	571.9	1.8	2.1

(注) 民間在庫品増加の()内は国内総生産に対する寄与度

2. 労働・雇用

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度比較増減率	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和4年度	令和5年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
労働力人口	6,897	6,915	6,920	0.3	0.1
就業者総数	6,706	6,738	6,753	0.5	0.2
雇用者総数	6,013	6,056	6,067	0.7	0.2
完全失業率	%	%程度	%程度	-	-
	2.8	2.5	2.4		

3. 生産

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)
	%	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	5.8	4.0	2.3

4. 物価

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)
	%	%程度	%程度
国内企業物価指数・変化率	7.1	8.2	1.4
消費者物価指数・変化率	0.1	3.0	1.7
GDPデフレーター・変化率	▲0.1	0.0	0.6

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(令和 5 年 1 月 23 日 閣 議 決 定)

5. 国際収支

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和4年度	令和5年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	▲6.5	▲23.7	▲28.1	-	-
貿易収支	▲1.6	▲19.6	▲23.3	-	-
輸出	85.6	101.6	105.4	18.7	3.7
輸入	87.2	121.4	128.7	39.2	6.1
経常収支	20.3	8.3	7.3	-	-
	%	%程度	%程度		
経常収支対名目GDP比	3.7	1.5	1.3	-	-

6. 実質国内総支出

	対前年度比較増減率		
	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (見通し)	
		%程度	
主要項目	民間最終消費支出	2.8	2.2
	民間住宅	▲4.0	1.1
	民間企業設備	4.3	5.0
	政府支出	▲0.1	▲1.9
	財貨・サービスの輸出	4.7	2.4
	(控除)財貨・サービスの輸入	6.9	2.5
国内総支出 (= 国内総生産)		1.7	1.5
うち			
内需寄与度		2.3	2.1
外需寄与度		▲0.5	▲0.1

7. 国民所得

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				令和4年度	令和5年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
雇用者報酬	289.5	295.7	304.7	2.1	3.0
財産所得	27.4	27.6	27.8	0.6	0.8
企業所得	79.0	86.5	88.9	9.5	2.7
合計：国民所得	395.9	409.9	421.4	3.5	2.8

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 令和5年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 我が国経済は民間活動がその主体を成すものであること、また、特に国内外の感染症の動向や国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

11. 令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

令和5年1月
財務省

〔本試算は、一定の経済前提を仮置きした上で、令和5年度予算における制度・施策を前提に、後年度（令和8年度まで）の歳出・歳入がどのような姿になるかについて、機械的に試算したものである。〕
 〔なお、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。〕

〔試算－1〕【経済成長3.0%ケース】

(単位：兆円)、() 書きは対前年度伸率

		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
歳 出	① 国債費	24.3	25.3	26.8	28.4	29.8
	② 利払費		(+2.7%)	(+8.8%)	(+12.1%)	(+11.3%)
		8.2	8.5	9.2	10.3	11.5
	③ 社会保障関係費		(+1.7%)	(+1.8%)	(+1.7%)	(+1.3%)
		36.3	36.9	37.5	38.2	38.7
	④ 地方交付税等		(+3.3%)	(+8.4%)	(+5.0%)	(+3.3%)
		15.9	16.4	17.8	18.7	19.3
⑤ その他		(+15.2%)	(▲22.6%)	(+0.7%)	(▲0.5%)	
	31.1	35.8	27.7	27.9	27.8	
⑥ 計	107.6	114.4	109.9	113.2	115.6	
	⑦ 基礎的財政収支対象経費	83.7	89.5	83.4	85.2	86.1
税 収 等	⑧ 税収	65.2	69.4	71.8	75.0	77.4
	⑨ その他収入	5.4	9.3	5.8	5.8	5.8
	⑩ 計	70.7	78.8	77.6	80.8	83.2
⑪ 差額(⑥－⑩)	36.9	35.6	32.3	32.5	32.3	

(参考) 本試算では、国の一般会計の財政収支赤字は、令和4年度21.3兆円、令和5年度19.2兆円、令和6年度15.1兆円、令和7年度14.7兆円、令和8年度14.4兆円となっており、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、令和4年度13.0兆円、令和5年度10.8兆円、令和6年度5.9兆円、令和7年度4.4兆円、令和8年度2.9兆円となっている。なお、政府の財政健全化目標においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされている。

(注) 令和4年度は当初予算額、令和5年度は予算政府案、令和6年度から令和8年度は令和5年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

- 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。
- 「⑤その他」については、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円、令和5年度は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費4兆円並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費1兆円をそれぞれ計上しているが、令和6年度以降の試算ではこれらの予備費を織り込んでいない。
- 「⑤その他」及び「⑨その他収入」については、令和5年度は防衛力強化資金繰入れ分3.4兆円を含めて計上している。なお防衛力強化に関して、「防衛力整備計画」において定められている所要経費や財源については、本試算においては、令和6年度以降は、防衛力強化資金繰入れ分を除き、機械的に、令和5年度予算額で固定している。
- 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)を除いたもの。

[試算－2] 【経済成長1.5%ケース】

(単位：兆円)，() 書きは対前年度伸率

		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
歳 出	① 国債費	24.3	25.3	26.8	28.2	29.3
	② 利払費	8.2	(+2.7%) 8.5	(+8.3%) 9.2	(+10.1%) 10.1	(+8.2%) 10.9
	③ 社会保障関係費	36.3	(+1.7%) 36.9	(+1.7%) 37.5	(+1.5%) 38.1	(+1.1%) 38.5
	④ 地方交付税等	15.9	(+3.3%) 16.4	(+6.7%) 17.5	(+3.3%) 18.1	(+1.7%) 18.4
	⑤ その他	31.1	(+15.2%) 35.8	(▲22.8%) 27.7	(+0.5%) 27.8	(▲0.8%) 27.6
	⑥ 計	107.6	114.4	109.5	112.2	113.8
	⑦ 基礎的財政収支対象経費	83.7	89.5	83.1	84.4	84.9
税 収 等	⑧ 税収	65.2	69.4	70.6	72.6	73.8
	⑨ その他収入	5.4	9.3	5.8	5.8	5.8
	⑩ 計	70.7	78.8	76.4	78.4	79.6
⑪ 差額 (⑥－⑩)	36.9	35.6	33.1	33.8	34.2	

(参考) 本試算では、国の一般会計の財政収支赤字は、令和4年度21.3兆円、令和5年度19.2兆円、令和6年度15.8兆円、令和7年度16.1兆円、令和8年度16.3兆円となっており、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、令和4年度13.0兆円、令和5年度10.8兆円、令和6年度6.7兆円、令和7年度6.0兆円、令和8年度5.3兆円となっている。なお、政府の財政健全化目標においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされている。

(注) 令和4年度は当初予算額、令和5年度は予算政府案、令和6年度から令和8年度は令和5年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

- a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。
- b) 「⑤その他」については、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円、令和5年度は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費4兆円並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費1兆円をそれぞれ計上しているが、令和6年度以降の試算ではこれらの予備費を織り込んでいない。
- c) 「⑤その他」及び「⑨その他収入」については、令和5年度は防衛力強化資金繰入れ分3.4兆円を含めて計上している。なお防衛力強化に関して、「防衛力整備計画」において定められている所要経費や財源については、本試算においては、令和6年度以降は、防衛力強化資金繰入れ分を除き、機械的に、令和5年度予算額で固定している。
- d) 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの。

[経済指標の前提]		令和5年度 (2023年度) (政府経済見通し)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
[試算-1]	名目経済成長率	2.1%	3.0%	3.0%	3.0%
	消費者物価上昇率	1.7%	2.0%	2.0%	2.0%
[試算-2]	名目経済成長率	2.1%	1.5%	1.5%	1.5%
	消費者物価上昇率	1.7%	1.0%	1.0%	1.0%

- ・[試算-1]は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月閣議決定)等における記述に基づき設定。
- ・[試算-2]は、[試算-1]の経済前提の半分の値を機械的に設定。

[算出要領]

- 国債費：
- ・[試算-1]は、令和5年度は予算における積算金利、令和6年度以降はインプライド・フォワード・レート(市場に織り込まれた金利の将来予想)を加味した金利(下記)により機械的に積算。
 - ・[試算-2]は、令和5年度予算における積算金利(下記)により積算。
 - ・歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

		令和5年度 (2023年度) (予算積算金利)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
[試算-1]	金利(10年国債)	1.1%	1.3%	1.5%	1.6%
[試算-2]	金利(10年国債)	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%

- 地方交付税等： 法定率分について税収増に応じて延伸するとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。
- 税収： 名目経済成長率×弾性値1.1に、令和5年度税制改正の影響等を調整して推計。
- その他収入： 令和5年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入については計上していない。

[参考] 名目経済成長率及び金利が変化した場合の試算（〔試算－1〕の前提等を基に算出）

○令和6（2024）年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

（単位：兆円）、（ ）書きは「税収」の額

名目経済成長率 〔試算－1〕の前提からの変化幅	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
+2%	+0.0 (69.4)	+1.5 (73.3)	+3.2 (78.2)	+5.1 (82.5)
+1%	+0.0 (69.4)	+0.8 (72.5)	+1.6 (76.6)	+2.5 (79.9)
-1%	+0.0 (69.4)	▲0.8 (71.0)	▲1.6 (73.4)	▲2.4 (75.0)

○令和6（2024）年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

（単位：兆円）、（ ）書きは「国債費」の額

金利 〔試算－1〕の前提からの変化幅	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
+2%	+0.0 (25.3)	+1.5 (28.3)	+4.0 (32.4)	+7.2 (37.0)
+1%	+0.0 (25.3)	+0.7 (27.6)	+2.0 (30.4)	+3.6 (33.4)
-1%	+0.0 (25.3)	▲0.7 (26.1)	▲2.0 (26.5)	▲3.2 (26.6)

12. 所得税負担額
(付 個人住民税負担)

区 分	年 次	200 万 円		300 万 円		
		税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
単 身 者	所得税	昭和25.....	1,009,750	50.5	1,559,750	52.0
		30.....	799,250	40.0	1,342,350	44.7
		40.....	367,120	18.4	725,280	24.2
		50.....	94,800	4.7	183,800	6.1
		60.....	84,300	4.2	163,800	5.5
		63.....	76,500	3.8	139,500	4.7
		平成元～5.....	74,500	3.7	137,500	4.6
		6.....	59,600	3.0	110,000	3.7
		7・8.....	59,500	3.0	113,050	3.8
		9.....	70,000	3.5	133,000	4.4
		10.....	32,000	1.6	95,000	3.2
		11.....	56,000	2.8	106,400	3.5
		12～17.....	51,200	2.6	99,200	3.3
		18.....	57,600	2.9	111,600	3.7
		19～24.....	32,000	1.6	62,000	2.1
		25・26.....	32,672	1.6	63,302	2.1
		27～令和元...	27,567	1.4	55,644	1.9
	令和 2～5.....	27,567	1.4	55,644	1.9	
	昭和25.....	1,242,692	62.1	1,936,220	64.5	
	30.....	948,695	47.4	1,589,728	53.0	
	40.....	489,964	24.5	961,964	32.1	
	50.....	153,000	7.7	308,700	10.3	
	60.....	130,250	6.5	261,650	8.7	
	63.....	121,550	6.1	233,000	7.8	
	平成元.....	115,250	5.8	222,000	7.4	
	2.....	114,250	5.7	220,000	7.3	
	3～5.....	113,750	5.7	208,250	6.9	
	6.....	91,000	4.6	166,600	5.6	
	7.....	92,012	4.6	172,337	5.7	
	8.....	91,375	4.6	171,700	5.7	
	9.....	107,500	5.4	202,000	6.7	
	10.....	52,500	2.6	147,000	4.9	
	11.....	87,875	4.4	165,050	5.5	
12～17.....	80,525	4.0	154,025	5.1		
18.....	89,513	4.5	171,263	5.7		
19～24.....	98,500	4.9	188,500	6.3		
25・26.....	99,172	5.0	189,802	6.3		
27～令和元...	84,067	4.2	167,144	5.6		
令和 2～5.....	84,067	4.2	167,144	5.6		
夫 婦 の み	所得税	昭和25.....	1,003,150	50.2	1,553,150	51.8
		30.....	779,250	39.0	1,320,350	44.0
		40.....	331,870	16.6	678,280	22.6
		50.....	63,600	3.2	147,400	4.9
		60.....	45,675	2.3	120,300	4.0
		63.....	27,000	1.4	90,000	3.0
		平成元～5.....	4,500	0.2	67,500	2.3
		6.....	3,600	0.2	54,000	1.8
		7・8.....	-	-	48,450	1.6
		9.....	-	-	57,000	1.9
		10.....	-	-	-	-
		11.....	-	-	45,600	1.5
		12～15.....	-	-	38,400	1.3
		16・17.....	20,800	1.0	68,800	2.3
		18.....	23,400	1.2	77,400	2.6
		19～24.....	13,000	0.7	43,000	1.4
		25・26.....	13,273	0.7	43,903	1.5
		27～令和元...	8,168	0.4	36,245	1.2
		令和 2～5.....	8,168	0.4	36,245	1.2

の 累 年 比 較 (給与所得者)
担 額 を 加 え た 場 合)

(單位 円, %)

400 万 円			500 万 円			700 万 円			1,000 万 円		
税 額	負 担 率		税 額	負 担 率		税 額	負 担 率		税 額	負 担 率	
2,109,750	52.7		2,659,750	53.2		3,759,750	53.7		5,409,750	54.1	
1,937,250	48.4		2,537,250	50.7		3,830,500	54.7		5,780,500	57.8	
1,121,040	28.0		1,550,440	31.0		2,495,500	35.7		3,995,500	40.0	
307,200	7.7		449,400	9.0		831,600	11.9		1,623,600	16.2	
264,650	6.6		388,750	7.8		749,750	10.7		1,466,000	14.7	
209,500	5.2		282,500	5.7		597,000	8.5		1,237,500	12.4	
207,500	5.2		280,500	5.6		593,000	8.5		1,231,500	12.3	
166,000	4.2		224,400	4.5		474,400	6.8		985,200	9.9	
170,000	4.3		232,050	4.6		486,000	6.9		1,014,000	10.1	
200,000	5.0		273,000	5.5		536,000	7.7		1,064,000	10.6	
162,000	4.1		235,000	4.7		498,000	7.1		1,026,000	10.3	
160,000	4.0		218,400	4.4		428,800	6.1		851,200	8.5	
150,400	3.8		206,400	4.1		379,200	5.4		772,800	7.7	
169,200	4.2		232,200	4.6		426,600	6.1		869,400	8.7	
94,000	2.4		160,500	3.2		376,500	5.4		868,500	8.7	
95,974	2.4		163,870	3.3		384,406	5.5		886,738	8.9	
85,764	2.1		138,345	2.8		312,936	4.5		796,890	8.0	
85,764	2.1		138,345	2.8		312,936	4.5		827,520	8.3	
2,630,220	65.8		3,324,220	66.5		4,729,747	67.6		6,838,747	68.4	
2,292,210	57.3		3,000,210	60.0		4,526,447	64.7		6,827,447	68.3	
1,476,452	36.9		2,031,760	40.6		3,247,300	46.4		5,167,300	51.7	
525,800	13.1		765,200	15.3		1,371,900	19.6		2,546,600	25.5	
438,800	11.0		650,150	13.0		1,218,900	17.4		2,293,300	22.9	
373,000	9.3		524,500	10.5		1,038,200	14.8		2,047,000	20.5	
362,000	9.1		508,000	10.2		986,500	14.1		1,997,750	20.0	
360,000	9.0		506,000	10.1		984,500	14.1		1,994,750	19.9	
339,000	8.5		485,000	9.7		963,500	13.8		1,948,250	19.5	
271,200	6.8		388,000	7.8		770,800	11.0		1,558,600	15.6	
263,075	6.6		394,550	7.9		814,500	11.6		1,612,750	16.1	
259,250	6.5		390,050	7.8		804,000	11.5		1,597,000	16.0	
305,000	7.6		451,000	9.0		874,000	12.5		1,667,000	16.7	
250,000	6.3		396,000	7.9		819,000	11.7		1,612,000	16.1	
249,250	6.2		369,700	7.4		726,800	10.4		1,413,800	14.1	
232,425	5.8		344,950	6.9		646,200	9.2		1,285,800	12.9	
258,463	6.5		382,975	7.7		713,600	10.2		1,402,400	14.0	
284,500	7.1		421,000	8.4		781,000	11.2		1,519,000	15.2	
286,474	7.2		424,370	8.5		788,906	11.3		1,537,238	15.4	
256,264	6.4		373,845	7.5		682,436	9.7		1,403,390	14.0	
256,264	6.4		373,845	7.5		682,436	9.7		1,449,020	14.5	
2,103,150	52.6		2,653,150	53.1		3,753,150	53.6		5,403,150	54.0	
1,913,250	47.8		2,513,250	50.3		3,804,500	54.4		5,754,500	57.5	
1,074,040	26.9		1,497,525	30.0		2,436,750	34.8		3,936,750	39.4	
265,600	6.6		398,400	8.0		769,200	11.0		1,535,200	15.4	
215,600	5.4		332,650	6.7		667,250	9.5		1,367,000	13.7	
160,000	4.0		233,000	4.7		498,000	7.1		1,089,000	10.9	
137,500	3.4		210,500	4.2		453,000	6.5		1,021,500	10.2	
110,000	2.8		168,400	3.4		362,400	5.2		817,200	8.2	
105,400	2.6		167,450	3.3		334,000	4.8		862,000	8.6	
124,000	3.1		197,000	3.9		384,000	5.5		912,000	9.1	
67,000	1.7		140,000	2.8		327,000	4.7		855,000	8.6	
99,200	2.5		157,600	3.2		307,200	4.4		729,600	7.3	
89,600	2.2		145,600	2.9		260,800	3.7		651,200	6.5	
120,000	3.0		176,000	3.5		318,400	4.5		712,000	7.1	
135,000	3.4		198,000	4.0		358,200	5.1		801,000	8.0	
75,000	1.9		122,500	2.5		300,500	4.3		792,500	7.9	
76,575	1.9		125,072	2.5		306,810	4.4		809,142	8.1	
66,365	1.7		99,547	2.0		236,361	3.4		719,294	7.2	
66,365	1.7		99,547	2.0		236,361	3.4		749,924	7.5	

12. 所得税負担額

(付 個人住民税負担)

区 分	年 次	200 万 円		300 万 円		
		税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
夫 婦 の み (続)	昭和25	1,235,768	61.8	1,929,296	64.3	
	30	925,203	46.3	1,563,887	52.1	
	40	447,014	22.4	906,564	30.2	
	50	108,500	5.4	251,400	8.4	
	60	74,675	3.7	194,750	6.5	
	63	46,750	2.3	149,750	5.0	
	平成元	24,250	1.2	118,750	4.0	
	2	14,250	0.7	108,750	3.6	
	3~5	12,750	0.6	107,250	3.6	
	6	10,200	0.5	85,800	2.9	
	7	4,462	0.2	79,687	2.7	
	8	3,825	0.2	79,050	2.6	
	9	4,500	0.2	93,000	3.1	
	10	-	-	10,500	0.4	
	11	3,825	0.2	76,200	2.5	
	12~15	1,275	0.1	65,175	2.2	
	16	22,075	1.1	95,575	3.2	
	17	36,100	1.8	109,600	3.7	
	18	40,050	2.0	121,800	4.1	
	19~24	44,000	2.2	134,000	4.5	
	25・26	44,273	2.2	134,903	4.5	
	27~令和元	29,168	1.5	112,245	3.7	
	令和 2~5	29,168	1.5	112,245	3.7	
	夫 婦 子 2 人 (付) 個人住民税を 加えた場合	昭和25	989,950	49.5	1,539,950	51.3
		30	754,250	37.7	1,292,850	43.1
		40	303,370	15.2	641,245	21.4
		50	11,000	0.6	82,800	2.8
60		-	-	42,525	1.4	
63		-	-	24,000	0.8	
平成元~4		-	-	-	-	
5		-	-	-	-	
6		-	-	-	-	
7・8		-	-	-	-	
9		-	-	-	-	
10		-	-	-	-	
11		-	-	-	-	
12~15		-	-	-	-	
16・17		-	-	-	-	
18		-	-	-	-	
19~22		-	-	-	-	
23・24		-	-	11,500	0.4	
25・26		-	-	11,741	0.4	
27~令和 5		-	-	4,084	0.1	
昭和25		1,221,920	61.1	1,915,448	63.8	
30		895,919	44.8	1,531,674	51.1	
40		411,914	20.6	862,329	28.7	
50		34,800	1.7	156,600	5.2	
60		-	-	78,125	2.6	
63		-	-	47,250	1.6	
平成元		-	-	23,250	0.8	
2		-	-	8,750	0.3	
3・4		-	-	6,250	0.2	
5		-	-	6,250	0.2	
6		-	-	3,800	0.1	
7		-	-	-	-	
8		-	-	-	-	
9	-	-	-	-		
10	-	-	-	-		
11	-	-	-	-		
12~15	-	-	-	-		
16	-	-	-	-		
17	-	-	7,650	0.3		
18	-	-	8,325	0.3		
19~22	-	-	9,000	0.3		
23	-	-	20,500	0.7		
24	-	-	48,500	1.6		
25・26	-	-	48,741	1.6		
27~令和 5	-	-	26,084	0.9		

(注) 1. 昭和63年分の所得税については、「昭和63年分の所得税の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。
 2. 平成6年分の所得税については、「平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
 3. 平成7年分の所得税については、「平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
 4. 平成8年分の所得税については、「平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
 5. 平成10年分の所得税については、「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定額減税を加味している。個人住民税についても、定額減税を加味している。
 6. 平成11年分から平成18年分までの所得税については、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」による減税を加味している。個人住民税についても、減税を加味している。
 7. 平成18年分の所得税及び平成18年度分の個人住民税については、定率減税縮減後の数値である。
 8. 平成19年分以降の所得税及び平成19年度分以降の個人住民税については、定率減税の廃止及び税源移譲後の数値である。
 9. 平成23年分以降の所得税及び平成24年度分以降の個人住民税については、年少扶養控除の廃止後の数値である。

の 累 年 比 較 (給与所得者) (続)
担 額 を 加 え た 場 合 (続)

(単位 円, %)

400 万 円		500 万 円		700 万 円		1,000 万 円	
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
2,623,296	65.6	3,317,296	66.3	4,722,822	67.5	6,831,823	68.3
2,264,019	56.6	2,972,019	59.4	4,495,907	64.2	6,796,907	68.0
1,421,052	35.5	1,969,785	39.4	3,178,750	45.4	5,098,750	51.0
462,000	11.6	691,400	13.8	1,284,800	18.4	2,431,600	24.3
361,150	9.0	562,850	11.3	1,102,600	15.8	2,157,900	21.6
281,500	7.0	427,500	8.6	888,800	12.7	1,839,700	18.4
250,000	6.3	396,000	7.9	804,500	11.5	1,724,750	17.2
230,000	5.8	376,000	7.5	784,500	11.2	1,694,750	16.9
212,250	5.3	353,000	7.1	761,500	10.9	1,645,250	16.5
169,800	4.2	282,400	5.6	609,200	8.7	1,316,200	13.2
166,387	4.2	266,475	5.3	596,500	8.5	1,388,500	13.9
164,475	4.1	262,650	5.3	586,000	8.4	1,378,000	13.8
193,500	4.8	309,000	6.2	656,000	9.4	1,448,000	14.5
111,000	2.8	226,500	4.5	573,500	8.2	1,365,500	13.7
158,275	4.0	252,800	5.1	539,200	7.7	1,225,600	12.3
143,575	3.6	229,325	4.6	465,650	6.7	1,098,200	11.0
173,975	4.3	259,725	5.2	523,250	7.5	1,159,000	11.6
188,000	4.7	286,500	5.7	552,400	7.9	1,192,000	11.9
209,000	5.2	318,250	6.4	612,200	8.7	1,301,000	13.0
230,000	5.8	350,000	7.0	672,000	9.6	1,410,000	14.1
231,575	5.8	352,572	7.1	678,310	9.7	1,426,642	14.3
201,365	5.0	302,047	6.0	572,861	8.2	1,292,794	12.9
201,365	5.0	302,047	6.0	572,861	8.2	1,338,424	13.4
2,089,950	52.2	2,639,950	52.8	3,739,950	53.4	5,389,950	53.9
1,883,250	47.1	2,483,250	49.7	3,772,000	53.9	5,722,000	57.2
1,036,040	25.9	1,454,775	29.1	2,389,250	34.1	3,889,250	38.9
186,600	4.7	305,600	6.1	644,400	9.2	1,368,000	13.7
125,100	3.1	225,400	4.5	522,450	7.5	1,169,000	11.7
94,000	2.4	167,000	3.3	366,000	5.2	894,000	8.9
57,500	1.4	130,500	2.6	296,500	4.2	821,000	8.2
52,500	1.3	125,500	2.5	291,500	4.2	811,000	8.1
42,000	1.1	100,400	2.0	233,200	3.3	648,800	6.5
28,050	0.7	90,100	1.8	226,100	3.2	680,000	6.8
33,000	0.8	106,000	2.1	266,000	3.8	730,000	7.3
—	—	6,000	0.1	166,000	2.4	625,000	6.3
10,400	0.3	68,800	1.4	196,800	2.8	552,000	5.5
8,800	0.2	64,800	1.3	180,000	2.6	489,600	4.9
39,200	1.0	95,200	1.9	210,400	3.0	550,400	5.5
44,100	1.1	107,100	2.1	236,700	3.4	619,200	6.2
24,500	0.6	59,500	1.2	165,500	2.4	590,500	5.9
43,500	1.1	78,500	1.6	203,500	2.9	666,500	6.7
44,413	1.1	80,148	1.6	207,773	3.0	680,496	6.8
34,203	0.9	67,386	1.3	172,038	2.5	590,648	5.9
2,609,448	65.2	3,303,448	66.1	4,708,975	67.3	6,817,975	68.2
2,228,878	55.7	2,936,878	58.7	4,457,838	63.7	6,758,838	67.6
1,375,852	34.4	1,919,235	38.4	3,122,850	44.6	5,042,850	50.4
345,600	8.6	557,800	11.2	1,115,800	15.9	2,216,800	22.2
215,750	5.4	394,050	7.9	890,200	12.7	1,887,100	18.9
163,550	4.1	305,500	6.1	689,600	9.9	1,566,300	15.7
115,750	2.9	260,000	5.2	592,000	8.5	1,440,250	14.4
101,250	2.5	231,000	4.6	563,000	8.0	1,396,750	14.0
98,750	2.5	208,250	4.2	538,000	7.7	1,344,250	13.4
93,750	2.3	203,250	4.1	533,000	7.6	1,334,250	13.3
73,800	1.8	161,400	3.2	424,000	6.1	1,063,800	10.6
57,587	1.4	150,662	3.0	414,600	5.9	1,132,500	11.3
55,675	1.4	148,750	3.0	404,100	5.8	1,122,000	11.2
65,500	1.6	175,000	3.5	464,000	6.6	1,192,000	11.9
—	—	32,500	0.7	321,500	4.6	1,044,500	10.4
37,175	0.9	126,600	2.5	363,400	5.2	972,000	9.7
29,625	0.7	115,375	2.3	318,550	4.6	858,600	8.6
60,025	1.5	145,775	2.9	348,950	5.0	919,400	9.2
74,050	1.9	159,800	3.2	377,000	5.4	952,400	9.5
82,025	2.1	177,400	3.5	418,000	6.0	1,041,200	10.4
90,000	2.3	195,000	3.9	459,000	6.6	1,130,000	11.3
109,000	2.7	214,000	4.3	497,000	7.1	1,206,000	12.1
144,500	3.6	249,500	5.0	530,000	7.6	1,239,000	12.1
145,413	3.6	251,148	5.0	534,273	7.6	1,252,996	12.5
115,203	2.9	213,386	4.3	463,538	6.6	1,119,148	11.2

(備考) 1. 昭和30年分以降は一定の社会保険料控除を加味して計算しており、昭和60年分以降の社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に次のとおりの社会保険料を支払ったものとして算定している。

昭和60年分～平成11年分	500万円以下		1,000万円以下		1,000万円超	
	7%	4%	2% + 25万円	4万円	4%	114万円
平成12年分～平成26年分	900万円以下		1,500万円以下		1,500万円超	
	10%	4%	4% + 54万円	114万円	4%	114万円
平成27年～	900万円以下		1,800万円以下		1,800万円超	
	15%	3%	3% + 108万円	162万円	4%	114万円

- 税額を端数まで計算しているため、昭和63年分以前の所得税は簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。
- 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、子2人のうち1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。
- 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、特定支出控除を適用せずに算定している。
- 個人住民税負担額は年度分であり、所得割のみである(均等割を含まない)。
- 個人住民税については、課税最低限を超える金額であっても、非課税限度額以上でなければ税額は発生しない。
- 平成25年分以降の所得税については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味している。

13. 所得税負担額の

給与収入 (年額)	区分	番号	日本			米
			所得税額	個人住民税額	合計	連邦所得税額
500万円 (35,211ドル) (29,762ポンド) (34,483ユーロ)	単身者	10	千円 % 138 (2.8)	千円 % 236 (4.7)	千円 % 374 (7.5)	千円 % 333 (6.7)
	夫婦のみ	11	100 (2.0)	203 (4.1)	302 (6.0)	107 (2.1)
	夫婦子2人	12	48 (1.0)	111 (2.2)	158 (3.2)	-
700万円 (49,296ドル) (41,667ポンド) (48,276ユーロ)	単身者	13	313 (4.5)	370 (5.3)	682 (9.7)	573 (8.2)
	夫婦のみ	14	236 (3.4)	337 (4.8)	573 (8.2)	307 (4.4)
	夫婦子2人	15	133 (1.9)	259 (3.7)	392 (5.6)	-
1,000万円 (70,423ドル) (59,524ポンド) (68,966ユーロ)	単身者	16	828 (8.3)	622 (6.2)	1,449 (14.5)	1,101 (11.0)
	夫婦のみ	17	750 (7.5)	589 (5.9)	1,338 (13.4)	666 (6.7)
	夫婦子2人	18	513 (5.1)	496 (5.0)	1,009 (10.1)	311 (3.1)
3,000万円 (211,268ドル) (178,571ポンド) (206,897ユーロ)	単身者	25	7,939 (26.5)	2,643 (8.8)	10,582 (35.3)	5,965 (19.9)
	夫婦のみ	26	7,939 (26.5)	2,643 (8.8)	10,582 (35.3)	4,402 (14.7)
	夫婦子2人	27	7,466 (24.9)	2,550 (8.5)	10,016 (33.4)	4,047 (13.5)
5,000万円 (352,113ドル) (297,619ポンド) (344,828ユーロ)	単身者	28	16,436 (32.9)	4,643 (9.3)	21,079 (42.2)	12,821 (25.6)
	夫婦のみ	29	16,436 (32.9)	4,643 (9.3)	21,079 (42.2)	9,182 (18.4)
	夫婦子2人	30	15,903 (31.8)	4,550 (9.1)	20,453 (40.9)	8,827 (17.7)

国 際 比 較 (給与所得者)

国		英 国		ド イ ツ	フ ラ ン ス		番 号
州 所 得 税 額	合 計	所 得 税 額	個人所得課税額	所 得 税 額	個人所得課税額		
千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	
189 (3.8)	522 (10.4)	578 (11.6)	602 (12.0)	225 (4.5)	702 (14.0)		10
110 (2.2)	217 (4.3)	535 (10.7)	124 (2.5)	—	477 (9.5)		11
51 (1.0)	51 (1.0)	535 (10.7)	0 (0.0)	—	477 (9.5)		12
299 (4.3)	872 (12.5)	978 (14.0)	1,165 (16.6)	640 (9.1)	1,307 (18.7)		13
212 (3.0)	519 (7.4)	935 (13.4)	548 (7.8)	136 (1.9)	803 (11.5)		14
150 (2.1)	150 (2.1)	935 (13.4)	0 (0.0)	—	667 (9.5)		15
464 (4.6)	1,565 (15.7)	1,889 (18.9)	2,174 (21.7)	1,322 (13.2)	2,275 (22.8)		16
377 (3.8)	1,043 (10.4)	1,889 (18.9)	1,289 (12.9)	482 (4.8)	1,435 (14.4)		17
315 (3.1)	625 (6.3)	1,889 (18.9)	419 (4.2)	201 (2.0)	1,154 (11.5)		18
1,651 (5.5)	7,616 (25.4)	10,973 (36.6)	11,040 (36.8)	7,341 (24.5)	10,208 (34.0)		25
1,501 (5.0)	5,903 (19.7)	10,973 (36.6)	9,409 (31.4)	5,159 (17.2)	8,026 (26.8)		26
1,484 (4.9)	5,531 (18.4)	10,973 (36.6)	8,189 (27.3)	4,624 (15.4)	7,491 (25.0)		27
3,007 (6.0)	15,827 (31.7)	19,973 (39.9)	20,158 (40.3)	14,865 (29.7)	19,671 (39.3)		28
2,717 (5.4)	11,898 (23.8)	19,973 (39.9)	18,304 (36.6)	12,060 (24.1)	16,867 (33.7)		29
2,697 (5.4)	11,524 (23.0)	19,973 (39.9)	17,153 (34.3)	11,525 (23.0)	16,332 (32.7)		30

14. 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

（付 個人住民税課税最低限）

区 分	所得税（初年分）				所得税（平年分）				（付）個人住民税			
	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人
	円	円	円	円								
昭和 9～11年…	1,500	1,500	1,625	1,750								
16……………	720	920	1,120	1,320								
	千円	千円	千円	千円								
25……………	29	43	57	71								
					千円	千円	千円	千円				
30……………	93	143	174	205	100	150	181	212				
35……………	118	210	250	289	118	210	250	289				
									千円	千円	千円	千円
40……………	196	351	413	474	202	360	425	491	136	228	268	307
45……………	344	580	728	880	347	587	741	900	281	427	534	640
48……………	439	710	916	1,121	451	725	937	1,149	353	552	706	865
49……………	705	950	1,181	1,507	778	1,031	1,039	1,707	403	643	829	1,016
50……………	800	1,073	1,418	1,830					661	860	1,039	1,218
51……………	800	1,073	1,418	1,830					726	926	1,105	1,309
52・53……	831	1,136	1,569	2,015					737	947	1,147	1,418
54……………	831	1,136	1,569	2,015					747	968	1,178	1,490
55……………	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
56……………	831	1,136	1,569	2,015					(770)	757	(1,040)	989
57・58……	831	1,136	1,569	2,015					(770)	757	(1,130)	989
59……………	967	1,322	1,833	2,357					(790)	817	(1,170)	1,096
60……………	967	1,322	1,833	2,357					(860)	892	(1,240)	1,172
61……………	967	1,322	1,833	2,357					(880)	892	(1,280)	1,172
62……………	967	1,551	2,091	2,615					(880)	892	(1,280)	1,172
63……………	967	1,556	2,095	2,619	所得税（初年分）と同じ				(880)	913	(1,280)	1,365
平成元……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(890)	913	(1,300)	1,365
2……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,021	(1,420)	1,690
3……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,032	(1,480)	1,738
4……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,032	(1,520)	1,738
5……………	1,075	1,928	2,484	3,277					(990)	1,032	(1,580)	1,738
6……………	1,075	1,928	2,484	3,277					(990)	1,032	(1,633)	1,738
7……………	1,107	2,095	2,698	3,539					(990)	1,053	(1,633)	1,833
8・9……	1,107	2,095	2,698	3,539					(990)	1,053	(1,633)	1,857
10……………	1,107	2,095	2,698	3,616					(1,000)	1,053	(1,666)	1,857
11……………	1,107	2,095	2,857	3,821					(1,000)	1,053	(1,683)	1,857
12・13……	1,144	2,200	2,833	3,842					(1,000)	1,088	(1,700)	1,950
14・15……	1,144	2,200	2,833	3,842					(1,000)	1,088	(1,766)	1,950
16……………	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000)	1,088	(1,750)	1,950
17……………	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000)	1,088	(1,750)	1,455
18～22……	1,144	1,566	2,200	3,250					(1,000)	1,088	(1,700)	1,455
23……………	1,144	1,566	1,566	2,616					(1,000)	1,088	(1,700)	1,455
24～26……	1,144	1,566	1,566	2,616					(1,000)	1,088	(1,700)	1,455
27～令和 5	1,211	1,688	1,688	2,854					(1,000)	1,152	(1,700)	1,541

- （備考）1. 昭和9～11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算している。
昭和40年については、夫婦子1人、子2人の場合の子供は13歳未満として計算している。
昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。
昭和62年については、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」を加味している。
平成元年度以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、夫婦子1人の場合の子供は中学生として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。
2. 昭和40～49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の4分の3に圧縮されている。
3. 昭和30年以降は一定の社会保険料控除を加味して計算している（第12表の備考1を参照）。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。
4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年度からの（ ）書は非課税限度額である。昭和59年度分は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。

15. 所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入の国際比較 (給与所得者)

区 分	日 本	米 国	英 国	ド イ ツ	フ ラ ンス	
単 身 者	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	千円 1,211	ドル 13,850 (1,967千円)	ポンド 12,570 (2,112千円)	ユーロ 15,478 (2,244千円)	ユーロ 21,954 (3,183千円)
	〔課税最低限〕	(1,211)	(13,850) (1,967千円)	(12,570) (2,112千円)	(15,478) (2,244千円)	(21,954) (3,183千円)
夫 婦 の み	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	1,688	27,700 (3,933千円)	13,870 (2,330千円)	28,813 (4,178千円)	40,973 (5,941千円)
	〔課税最低限〕	(1,688)	(27,700) (3,933千円)	(13,830) (2,323千円)	(28,813) (4,178千円)	(40,973) (5,941千円)
夫 婦 子 1 人	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	5,346	47,700 (6,773千円)	31,012 (5,210千円)	44,855 (6,504千円)	48,140 (6,980千円)
	〔課税最低限〕	(1,688)	(47,700) (6,773千円)	(13,830) (2,323千円)	(28,813) (4,178千円)	(48,140) (6,980千円)
夫 婦 子 2 人	所得税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入	6,315	52,200 (7,412千円)	31,012 (5,210千円)	57,611 (8,354千円)	70,599 (10,237千円)
	〔課税最低限〕	(2,854)	(52,200) (7,412千円)	(13,830) (2,323千円)	(28,813) (4,178千円)	(56,754) (8,229千円)
(参考) 1人当たり国民所得	2,975	50,763 (7,208千円)	23,740 (3,988千円)	30,858 (4,474千円)	24,484 (3,550千円)	

- (備考) 1. 「所得税の課税最低限」とは、所得のうちその金額までは所得税が課されないという所得水準をいう。また、「税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入」とは、所得税の課税最低限に一般的な給付措置を加味した際に、税額が給付額と等しくなる(実質的に負担額が生じ始める)給与収入水準をいう。所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮している。
2. 比較のため、モデルケースとして夫婦子1人の場合にはその子を13歳として、夫婦子2人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。
3. 日本及びフランスは社会保険料控除が適用される(日本の社会保険料控除については、第12表の備考1を参照)。米国及び英国では社会保険料控除は認められない。また、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用している。
4. 1人当たり国民所得については、第2表を参照。
5. 令和5年1月現在に適用される税法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=142円、1ポンド=168円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和5年(2023年)1月中適用)。
6. 日本については、平成25年(2013年)1月からの復興特別所得税を加味していない。

16. 給与所得者数、納税者数の累年比較

(単位 千人、%)

区 分	給 与 所 得 者			納 税 者			納 税 者 割 合		
	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計
平成24年分	45,556	8,738	54,294	38,375	4,097	42,473	84.2	46.9	78.2
25	46,454	8,696	55,151	38,969	4,205	43,173	83.9	48.3	78.3
26	47,563	8,615	56,178	40,259	4,277	44,537	84.6	49.6	79.3
27	47,940	8,700	56,640	40,514	4,331	44,846	84.5	49.8	79.2
28	48,691	8,683	57,375	41,122	4,373	45,495	84.5	50.4	79.3
29	49,451	8,556	58,007	41,975	4,357	46,332	84.9	50.9	79.9
30	50,264	9,099	59,363	42,778	4,733	47,511	85.1	52.0	80.0
令和元	52,551	7,379	59,930	44,602	3,695	48,298	84.9	50.1	80.6
2	52,446	6,872	59,318	44,516	3,288	47,804	84.9	47.8	80.6
3	52,699	6,657	59,356	45,134	3,093	48,227	85.6	46.5	81.2

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

17. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較

(1年を通じて勤務した給与所得者)

区 分	給 与 所 得 者 数	給 料 ・ 手 当		賞 与		給 与 総 額		税 額		
		総 額	平 均	総 額	平 均	総 額	平 均	総 額	平 均	
平成28年分	千人	億円	千円	億円	千円	億円	千円	億円	千円	
29	48,691	1,738,794	3,571	314,198	645	2,052,992	4,216	90,418	186	
30	49,451	1,801,003	3,642	336,164	680	2,137,167	4,322	97,384	197	
令和元	50,264	1,864,910	3,710	350,371	697	2,215,281	4,407	105,558	210	
	男	30,323	1,361,808	4,491	274,574	906	1,636,382	5,397		
女	22,228	562,223	2,529	94,654	426	656,877	2,955			
計	52,551	1,924,031	3,661	369,228	703	2,293,259	4,364	107,737	205	
2	男	30,767	1,382,557	4,494	254,731	828	1,637,287	5,322		
	女	21,679	550,158	2,538	84,136	388	634,295	2,926		
計	52,446	1,932,715	3,685	338,867	646	2,271,582	4,331	107,126	204	
3	男	30,608	1,407,313	4,598	261,705	855	1,669,018	5,453		
	女	22,091	577,733	2,615	89,390	405	667,123	3,020		
計	52,699	1,985,046	3,767	351,095	666	2,336,141	4,433	116,273	221	

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

18. 所得税の控除

(付 個人住民税の)

区分	平成27年	28	29	30
給与所得控除	<p>給与等の収入金額が、180万円までの場合 40%</p> <p>360万円までの場合 30%+180,000円</p> <p>660万円までの場合 20%+540,000円</p> <p>1,000万円までの場合 10%+1,200,000円</p> <p>1,500万円までの場合 5%+1,700,000円</p> <p>1,500万円超の場合 2,450,000円 (一定)</p> <p>最低保障額 650,000円</p>	<p>給与等の収入金額が、180万円までの場合 40%</p> <p>360万円までの場合 30%+180,000円</p> <p>660万円までの場合 20%+540,000円</p> <p>1,000万円までの場合 10%+1,200,000円</p> <p>1,200万円までの場合 5%+1,700,000円</p> <p>1,200万円超の場合 2,300,000円 (一定)</p> <p>最低保障額 650,000円</p> <p>(26年度改正において措置)</p>	<p>給与等の収入金額が、180万円までの場合 40%</p> <p>360万円までの場合 30%+180,000円</p> <p>660万円までの場合 20%+540,000円</p> <p>1,000万円までの場合 10%+1,200,000円</p> <p>1,000万円超の場合 2,200,000円 (一定)</p> <p>最低保障額 650,000円</p> <p>(26年度改正において措置)</p>	同 左
給与特定支得出除	<p>給与と所得の金額の計算上、特定支出の額が給与と所得控除額の2分の1（給与収入1,500万円超の場合は125万円）を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。</p>	<p>同 左</p> <p>(注) 平成28年分以後、適用判定の基準を給与と所得控除額の2分の1とする。</p> <p>(26年度改正において措置)</p>	同 左	同 左
専(青色申告特別控除)	<p>青色事業専従者給与 青色事業専従者給与のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額</p> <p>白色事業専従者控除 (配偶者の場合 500,000円 860,000円) 最高限度 $\frac{\text{事業所得等の金額}}{1 + \text{事業専従者の数}}$</p> <p>青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 650,000円</p> <p>② ①以外の青色申告者 100,000円</p>	同 左	同 左	同 左
公的年金等控除	<p>[65歳未満の者] 公的年金等の収入金額が、1,300,000円までの場合 700,000円</p> <p>4,100,000円までの場合 25%+375,000円</p> <p>7,700,000円までの場合 15%+785,000円</p> <p>7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円</p> <p>[65歳以上の者] 公的年金等の収入金額が、3,300,000円までの場合 1,200,000円</p> <p>4,100,000円までの場合 25%+375,000円</p> <p>7,700,000円までの場合 15%+785,000円</p> <p>7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円</p>	同 左	同 左	同 左

及び税率の推移
控除及び税率)

令和元年	2	3	4	5
同 左	<p>給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% - 100,000円 360万円までの場合 30% + 80,000円 660万円までの場合 20% + 440,000円 850万円までの場合 10% + 1,100,000円 850万円超の場合 1,950,000円 (一定) 最低保証額 550,000円</p> <p>(所得金額調整控除) ① 給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する場合等には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する (15万円を上限)。 ② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を上限) 及び公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を上限) の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。 (30年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	同 左
同 左	<p>特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。 また、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、限度回数 (1月に4往復) を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。 (30年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	<p>特定支出の範囲に含まれている研修費又は資格取得費について、その支出が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものである場合には、現行の給与等の支払者によるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類に代えて、キャリアコンサルタントによるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類を確定申告書等に添付することができることとする。</p>
同 左	<p>青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 550,000円 ② ①以外の青色申告者 100,000円 ③ 上記①の者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者 650,000円 イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿の備付け及び保存を行っていること。 ロ その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。 (30年度改正において措置)</p>	同 左	<p>青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 青色申告特別控除 同 左 (注) 控除額65万円の適用要件である「電子帳簿保存」については、令和3年度改正前の電子帳簿保存法の保存要件が維持されている。 (令和3年度改正において措置)</p>	同 左
同 左	<p>① 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合 [65歳未満の者] 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 600,000円 4,100,000円までの場合 25% + 275,000円 7,700,000円までの場合 15% + 685,000円 10,000,000円までの場合 5% + 1,455,000円 10,000,000円超の場合 1,955,000円 [65歳以上の者] 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 1,100,000円 4,100,000円までの場合 25% + 325,000円 7,700,000円までの場合 15% + 685,000円 10,000,000円までの場合 5% + 1,455,000円 10,000,000円超の場合 1,955,000円 ② 1,000万円を超え2,000万円以下である場合 上記①から10万円引下げ ③ 2,000万円超の場合 上記①から20万円引下げ (30年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	同 左

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30
所得者控除 (続)	基礎控除	380,000円	同 左	同 左
	配偶者控除	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下 であること)	同 左 (注) 非居住者である親族に係る配偶者控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①配偶者控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。 (27年度改正において措置)	同 左
	配偶者特別控除	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整。 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 “ 36 “ 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “	同 左 (注) 非居住者である親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①配偶者特別控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。 (27年度改正において措置)	同 左
居住者の合計所得金額が900万円以下の場合	380,000円 (老人控除対象配偶者：480,000円)	900万円超950万円以下の場合 260,000円 (老人控除対象配偶者：320,000円)	950万円超1,000万円以下の場合 130,000円 (老人控除対象配偶者：160,000円)	居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 380,000円 (老人控除対象配偶者：480,000円)
居住者の合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。	控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (29年度改正において措置)	控除対象配偶者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 38万円 85～90 “ 36 “ 90～95 “ 31 “ 95～100 “ 26 “ 100～105 “ 21 “ 105～110 “ 16 “ 110～115 “ 11 “ 115～120 “ 6 “ 120～123 “ 3 “	②居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 38～85万円以下 26万円 85～90 “ 24 “ 90～95 “ 21 “ 95～100 “ 18 “ 100～105 “ 14 “ 105～110 “ 11 “ 110～115 “ 8 “ 115～120 “ 4 “ 120～123 “ 2 “	

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5																																								
同 左	合計所得金額が2,400万円以下である居住者 480,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下である居住者 320,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下である居住者 160,000円 合計所得金額が2,500万円超である居住者については基礎控除の適用はできないこととする。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左																																								
同 左	同 左 (注) 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が48万円以下であり、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左																																								
同 左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">配偶者の所得</td> <td style="text-align: right;">控除額</td> </tr> <tr> <td>48～ 95万円以下</td> <td style="text-align: right;">38万円</td> </tr> <tr> <td>95～100 〃</td> <td style="text-align: right;">36 〃</td> </tr> <tr> <td>100～105 〃</td> <td style="text-align: right;">31 〃</td> </tr> <tr> <td>105～110 〃</td> <td style="text-align: right;">26 〃</td> </tr> <tr> <td>110～115 〃</td> <td style="text-align: right;">21 〃</td> </tr> <tr> <td>110～115 〃</td> <td style="text-align: right;">21 〃</td> </tr> <tr> <td>115～120 〃</td> <td style="text-align: right;">16 〃</td> </tr> <tr> <td>120～125 〃</td> <td style="text-align: right;">11 〃</td> </tr> <tr> <td>125～130 〃</td> <td style="text-align: right;">6 〃</td> </tr> <tr> <td>130～133 〃</td> <td style="text-align: right;">3 〃</td> </tr> </table> ②居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">48～ 95万円以下</td> <td style="text-align: right;">26万円</td> </tr> <tr> <td>95～100 〃</td> <td style="text-align: right;">24 〃</td> </tr> <tr> <td>100～105 〃</td> <td style="text-align: right;">21 〃</td> </tr> <tr> <td>105～110 〃</td> <td style="text-align: right;">18 〃</td> </tr> <tr> <td>110～115 〃</td> <td style="text-align: right;">14 〃</td> </tr> <tr> <td>115～120 〃</td> <td style="text-align: right;">11 〃</td> </tr> <tr> <td>120～125 〃</td> <td style="text-align: right;">8 〃</td> </tr> <tr> <td>125～130 〃</td> <td style="text-align: right;">4 〃</td> </tr> <tr> <td>130～133 〃</td> <td style="text-align: right;">2 〃</td> </tr> </table>	配偶者の所得	控除額	48～ 95万円以下	38万円	95～100 〃	36 〃	100～105 〃	31 〃	105～110 〃	26 〃	110～115 〃	21 〃	110～115 〃	21 〃	115～120 〃	16 〃	120～125 〃	11 〃	125～130 〃	6 〃	130～133 〃	3 〃	48～ 95万円以下	26万円	95～100 〃	24 〃	100～105 〃	21 〃	105～110 〃	18 〃	110～115 〃	14 〃	115～120 〃	11 〃	120～125 〃	8 〃	125～130 〃	4 〃	130～133 〃	2 〃	同 左	同 左	同 左
配偶者の所得	控除額																																											
48～ 95万円以下	38万円																																											
95～100 〃	36 〃																																											
100～105 〃	31 〃																																											
105～110 〃	26 〃																																											
110～115 〃	21 〃																																											
110～115 〃	21 〃																																											
115～120 〃	16 〃																																											
120～125 〃	11 〃																																											
125～130 〃	6 〃																																											
130～133 〃	3 〃																																											
48～ 95万円以下	26万円																																											
95～100 〃	24 〃																																											
100～105 〃	21 〃																																											
105～110 〃	18 〃																																											
110～115 〃	14 〃																																											
115～120 〃	11 〃																																											
120～125 〃	8 〃																																											
125～130 〃	4 〃																																											
130～133 〃	2 〃																																											

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30
所得控除	配偶者特別控除(統)			③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 38～85万円以下 13万円 85～90 〃 12 〃 90～95 〃 11 〃 95～100 〃 9 〃 100～105 〃 7 〃 105～110 〃 6 〃 110～115 〃 4 〃 115～120 〃 2 〃 120～123 〃 1 〃 (29年度改正において措置)
	扶養控除	控除対象扶養親族(年齢16歳以上) 380,000円 うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 (扶養親族の所得要件控除対象配偶者の場合と同様)	同左 (注) 非居住者である親族に係る扶養控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①扶養控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族にその同居と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。(27年度改正において措置)	同左
	障害者、寡婦(寡夫)、ひとり親及び勤労学生控除(統)	控除額 270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 400,000円 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、 750,000円 寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 350,000円 (所得要件等) (1) 障害者 所得要件なし (2) 寡婦(寡夫) ① 寡婦…夫と死別・離婚した後再婚していない者等が扶養親族等を有する者か、夫と死別した後再婚していない者等で合計所得金額500万円以下の者 (注) 扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の者は、8万円の特別加算 ② 寡夫…妻と死別・離婚した後再婚していない者等が総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (3) 勤労学生 学生、生徒のうち、その年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者	同左 (注) 非居住者である親族に係る障害者控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①障害者控除に係る非居住者である親族がその旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその同居と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。(27年度改正において措置) 同左	同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同左 扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、 同左 寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左 (同一生計配偶者の所得要件(合計所得金額が38万円以下)であること。 (29年度改正において措置) 同左

及び税率の推移(続)

令和元年	2	3	4	5
	③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 48～95万円以下 13万円 95～100 〃 12 〃 100～105 〃 11 〃 105～110 〃 9 〃 110～115 〃 7 〃 115～120 〃 6 〃 120～125 〃 4 〃 125～130 〃 2 〃 130～133 〃 1 〃 (30年度改正において措置)			
同 左	同 左 (扶養親族の所得要件 (合計金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置))	同 左	同 左	控除対象扶養親族(年齢16歳以上。ただし、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である場合には、次に掲げる者のいずれかに該当するもの) 同左 ① 留学により国内に住所及び居所を融資亡くした者 ② 障害者 ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 (令和2年度改正において措置) うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) 同左 うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 同左 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 同左 (扶養親族の所得要件 同左) (注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族(障害者である親族を除く。)に係る扶養控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等の上記①に掲げる者に該当する旨を証する書類又は上記③に掲げる者に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付等することを義務付ける。 (令和2年度改正において措置)
同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左 扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、 同 左 (同一生計配偶者の所得要件 (合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置)) ひとり親控除 350,000円	同 左	同 左	同 左
同 左	(所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 ① 夫と離婚した後再婚していない者で扶養親族を有する者であること又は夫と死別した後再婚していない者であること ② 合計所得金額500万円以下であること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30																
所得の他の所得控除 (続)	<p>(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額。</p> <p>(2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超える部分の金額(最高200万円)。 (注) 医療費控除の対象 範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。</p> <p>(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限度額は、12万円。 ① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) (イ) 一般生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～20,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>20,001円～40,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～80,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超の場合</td> <td>40,000円(一律)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 介護医療保険料 同上 (ハ) 個人年金保険料 同上</p> <p>② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) (イ) 一般の生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～25,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>25,001円～50,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,001円～100,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超の場合</td> <td>50,000円(一律)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 個人年金保険料 同上</p>	～20,000円の場合	支払保険料等全額	20,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+10,000円	40,001円～80,000円の場合	支払保険料等×1/4+20,000円	80,000円超の場合	40,000円(一律)	～25,000円の場合	支払保険料等全額	25,001円～50,000円の場合	支払保険料等×1/2+12,500円	50,001円～100,000円の場合	支払保険料等×1/4+25,000円	100,000円超の場合	50,000円(一律)	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左 (注) セルフメディケーション税制 平成29年から令和3年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている居住者が、その年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費のうち12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)について、その年分の総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>
	～20,000円の場合	支払保険料等全額																		
20,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+10,000円																			
40,001円～80,000円の場合	支払保険料等×1/4+20,000円																			
80,000円超の場合	40,000円(一律)																			
～25,000円の場合	支払保険料等全額																			
25,001円～50,000円の場合	支払保険料等×1/2+12,500円																			
50,001円～100,000円の場合	支払保険料等×1/4+25,000円																			
100,000円超の場合	50,000円(一律)																			

及 び 税 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左
(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左 適用期限を令和8年まで5年 延長	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左 ① 所要の経過措置を講じた 上, 対象となるスイッチOT C医薬品から, 療養の給付に 要する費用の適正化の効果が 低いと認められるものを除 外。 ② スイッチOTC医薬品と同 種の効能又は効果を有する要 指導医薬品又は一般用医薬品 (スイッチOTC医薬品を除 く。)で, 療養の給付に要す る費用の適正化の効果が著し く高いと認められるものを対 象に追加。 (令和3年度改正において措置)	(2) 医療費控除 同 左
(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30
所得税の控除(続)	<p>(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等(最高50,000円) (注)平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については控除額が適用(地震保険料控除と合わせて最高50,000円)</p> <p>(5) 社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ④ 小規模企業共済契約に係る掛金 ⑤ 確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 ⑥ 心身障害者扶養共済制度の掛金</p> <p>(7) 寄附金控除 ④ 国又は地方公共団体に対する寄附金 ⑤ 指定寄附金 ⑥ 特定公益増進法人に対する寄附金 ⑦ 認定NPO法人に対する寄附金 ⑧ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金) ⑨ 特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合におけるその年中に取得に要した金額(1,000万円を限度) について、寄附金の額(所得金額の40%を限度)のうち、2千円を超える部分の金額を所得控除する。 (注) 1 認定NPO法人等並びに一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附について、新たに税額控除制度を導入し、従来の所得控除制度との選択制とする。 2 上記⑨の特定新規中小会社の特定新規株式とは以下の株式をいう。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(現行:中小企業等経営強化法)に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(設立1年目のものその他一定のものに限る。)により発行される株式</p>	<p>(4) 地震保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p> <p>(7) 寄附金控除 同左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長する。 また、適用対象となる特定新規株式の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に同法の規定による確認を受けたものにより発行される株式のうち、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを追加する。</p>	<p>(4) 地震保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左 (注)確定拠出年金の個人型年金加入者掛金について、対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)</p> <p>(7) 寄附金控除 同左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を平成31年3月31日まで2年延長する。</p>	<p>(4) 地震保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p> <p>(7) 寄附金控除 同左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、 ① 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社(平成30年3月31日までに同法の確認を受けたものに限る。)により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを、当該特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式で地域再生法等の改正法の施行の日から令和2年3月31日までの間に発行されるものに見直すととともに、所要の経過措置を講ずる。 ② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。 ③ 適用対象となる株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左
(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発 行した株式を取得した場 合における控除について、 適用対象となる沖縄振興 特別措置法の指定会社に 係る同法の規定に基づく 指定期限を令和3年3月 31日まで2年延長する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 1 特定新規中小会社が発行した 株式を取得した場合の特 例について、 ① 適用対象となる特定新規株式 の範囲に、次に掲げる株式を追 加する。 イ 内国法人のうちその設立の 日以後5年を経過していない 中小企業者に該当する一定の 株式会社により発行される株 式で、一定の投資事業有限責 任組合契約に従って取得され るもの ロ 内国法人のうちその設立の 日以後5年を経過していない 中小企業者に該当する一定の 株式会社により発行される株 式で、第一種少額電子募集取 扱業務を行う一定の者が行う 当該業務により取得されるもの ② 適用対象となる国家戦略特別 区域法に規定する特定事業を行 う株式会社により発行される株 式の発行期限を2年延長する。 ③ 適用対象となる地域再生法に 規定する特定地域再生事業を行 う株式会社により発行される株 式の発行期限を2年延長する。 2 新型コロナウイルス感染症等 の影響に対応するための国税関 係法律の臨時特例 (令和2年4月30日施行) 指定制事の中止等により生じた	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発 行した株式を取得した場 合の課税の特例について、 ① 特定新規株式の取得 に要した金額として寄 附金控除の適用を受け ることができる限度額 を800万円(改正前:1,000 万円)に引き下げる。 (令和2年度改正において 措置) ② 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定 会社に係る同法の規定 に基づく指定期限を令 和4年3月31日まで1 年延長。 ③ 特定公益増進法人等 に対する寄附金につ いて、適用対象となる寄 附金から出資に関する 業務に充てられること が明らかな寄附金を除 外する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発 行した株式を取得した場 合の課税の特例について、 ① 適用対象となる沖縄 振興特別措置法の指定 会社に係る同法の規定 に基づく指定期限を令 和7年3月31日まで3 年延長する。 ② 適用対象となる国家 戦略特別区域法に規定 する特定事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令 和6年3月31日まで2 年延長する。 ③ 適用対象となる地域 再生法に規定する特定 地域再生事業を行う株 式会社により発行され る株式の発行期限を令 和6年3月31日まで2 年延長する。	(7) 寄附金控除 同 左

18. 所得税の控除

区分		平成27年	28	29	30
所得控除(統)	その他の所得控除(統)	② 総合特別区域法に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式でその指定の日から3年を経過する日までの間に発行されるもの ③ 沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式 ④ 国家戦略特別区域法に規定する一定の株式会社により発行される株式で平成30年3月31日までの間に発行されるもの			
	税配当控除	① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5% ② 証券投資信託の収益の分配については5%（課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%）〔所法〕 ただし、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。 〔措法〕 (注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とならない。 〔措法〕	同左	同左	同左
除	分配時調整外国税相当額控除				

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
	<p>権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得稅額の特別控除の特例 個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求權の全部又は一部の放棄を指定期間内(令和2年2月1日から令和3年12月31日まで)にした場合において、放棄払戻請求權相当額又は特定放棄払戻請求權相当額(20万円を限度)については、寄附金控除又は所得稅額の特別控除の適用ができることとする。</p>			
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	<p>(30年度改正において創設) 居住者等が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合において、その収益の分配に係る二重課稅調整が行われた外国所得稅の額があるときは、その収益の分配に係る外国所得稅の額で収益の分配に係る所得稅の額から控除された金額のうち居住者等が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額(分配時調整外国稅相当額)を、一定の限度内で所得稅額から控除する。</p>			

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30
外国税額控除	<p>外国所得税（通常行われる取引と認められない一定の取引に係る外国所得税を除く。）を課せられた年分の所得税額のうち国外源泉所得に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除余裕枠は当年の控除枠に加え、過去3年以内の控除未済額は当年で控除できる。</p> <p>なお、外国税額控除の適用を受けた外国所得税がその後の年分において外国で減額された場合には調整を行う。</p> <p>(注)</p> <p>1 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合の調整を、その適用を受けた年の翌年以後7年内の減額に限る。</p> <p>(21年度改正において措置)</p> <p>2 複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分を外国税額控除の適用の対象となる外国所得税から除外。</p> <p>3 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等に課税権を認めた所得で当該条約相手国等において外国所得税を課されるものは、国外所得に該当。</p> <p>(23年度改正において措置)</p>	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) 控除限度額の計算の基となる所得でその源泉が国外にあるものを、新たに国外所得金額として定義。</p> <p>(26年度改正において措置)</p>	同 左
	住宅借入金等に係る税額控除	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間（年間所得3,000万円以下の年に限る。）にわたり所得税額から控除する。</p> <p>なお、控除額のうちその年の所得税から控除しきれない金額がある場合には、一定の金額を個人住民税から控除することができる（地方税法）。</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左</p> <p>(注)</p> <p>1 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。</p> <p>(注)</p> <p>2 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。（消費税率引上げ時期変更法において措置）</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左</p> <p>(注)</p> <p>1 住宅ローン減税の適用を受ける住宅が災害により居住の用に供することができなくなった場合、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の適用年（従前家屋等を事業等の用に供した等の日以後の各年を除く。）についても適用可能とする。</p> <p>2 上記1の場合において、再建支援法適用者は、従前家屋に係る住宅借入金等と再取得等をした家屋の住宅借入金等について重複して適用可能とする。</p>

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
同 左	同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、居住者に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国所得税の額を追加。 (令和元年度改正において措置)	同 左	同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、他の者の所得に相当する金額に対し、これを居住者の所得とみなして課される一定の外国所得税の額及び実質的に支払金額等に対して課される一定の外国所得税の額を追加。 (令和2年度改正において措置)	
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であり、かつ、当該住宅を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合には控除期間の3年間延長の特例を適用できる。 なお、入居11～13年目に控除する場合についても、所得税額から控除しきれない金額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することができる(地方税法)。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例(令和2年4月30日施行) 1 住宅の新築取得等をした場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年12月31日までに当該住宅を居住の用に供することができなかったときであっても、令和3年12月31日までに居住の用に供した場合(一定の要件を満たす場合に限る。)は控除期間の3年間延長の特例を適用することができる。 2 既存住宅を取得し特定増改築をした場合又は要耐震改修住宅を取得して耐震改修をした場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりそれらの住宅の取得の日から6月以内に居住の用に供することができなかったときであっても、一定の要件の下でこの控除の適用を受けることができる。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例 住宅の新築取得等をした場合において、当該家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、一定の要件の下でこの控除及び控除期間の3年間延長の特例を適用することができる。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 個人が、一定の住宅の新築取得等をして6ヵ月以内に居住の用に供した場合において、住宅借入金等を有する等の一定の要件を満たすときは、以下の住宅の区分に応じ10年間又は13年間(合計所得金額が2,000万円以下の年に限る。)にわたり次により算出した金額を所得税額から控除する。 ① 新築住宅・買取再販住宅・・・13年間(※) (※) 省エネ基準を満たさない住宅で、居住年が令和6年又は令和7年である場合は10年間 ② 既存住宅・・・10年間 なお、控除額のうちその年の所得税から控除しきれない金額がある場合には一定の金額を個人住民税から控除することができる(地方税法)。	(1) 住宅ローン減税 同 左

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30
税 額 に 係 る 税 額 控 除 (続)	<p>[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(10年間)</p>	<p>[控除額の計算] 同左</p>	<p>[控除額の計算] 同左</p>	<p>[控除額の計算] 同左</p>
	<p>[控除対象限度額] ① 一般の住宅 イ 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合…4,000万円 ロ 上記以外の場合…2,000万円 ② 認定住宅 イ 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合…5,000万円 ロ 上記以外の場合…3,000万円</p>	<p>[控除対象限度額] 同左</p>	<p>[控除対象限度額] 同左</p>	<p>[控除対象限度額] 同左</p>

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
<p>[控除額の計算]</p> <p>① 平成26年4月から令和3年居住分のうち下記②に該当しない場合 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(10年間)</p> <p>② 令和元年10月から令和2年12月居住分(住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合に限る。)</p> <p>イ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(1~10年目)</p> <p>ロ 次のいずれか少ない金額(11年目から13年目)</p> <p>④ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%</p> <p>⑤ 建物購入価額(4,000万円(認定住宅の場合は5,000万円)を限度)の2%÷3</p>	<p>[控除額の計算]</p> <p>同 左</p>	<p>[控除額の計算]</p> <p>同 左</p> <p>(注) 新型コロナ税特法に定める措置により令和3年居住分(一定の要件を満たす場合に限る。)についても令和元年②のとおり控除額の計算を行うことができる。</p>	<p>[控除額の計算]</p> <p>住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×0.7%(10年間又は13年間)</p> <p>(注) 新型コロナ税特法に定める措置により令和4年居住分(一定の要件を満たす場合に限る。)についても令和元年②のとおり控除額の計算を行うことができる。</p>	<p>[控除額の計算]</p> <p>同 左</p>
<p>[控除対象限度額]</p> <p>同 左</p>	<p>[控除対象限度額]</p> <p>同 左</p>	<p>[控除対象限度額]</p> <p>同 左</p>	<p>[控除対象限度額]</p> <p>① 新築住宅・買取再販住宅</p> <p>イ 令和4年・令和5年入居</p> <p>④ 認定住宅…5,000万円</p> <p>⑤ ZEH水準省エネ住宅…4,500万円</p> <p>⑥ 省エネ基準適合住宅…4,000万円</p> <p>⑦ その他の住宅…3,000万円</p> <p>ロ 令和6年・令和7年入居</p> <p>④ 認定住宅…4,500万円</p> <p>⑤ ZEH水準省エネ住宅…3,500万円</p> <p>⑥ 省エネ基準適合住宅…3,000万円</p> <p>⑦ その他の住宅…2,000万円</p> <p>② 既存住宅</p> <p>イ 認定住宅, ZEH水準省エネ住宅, 省エネ基準適合住宅…3,000万円</p> <p>ロ その他の住宅…2,000万円</p>	<p>[控除対象限度額]</p> <p>同 左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30	
税額控除 (続)	住宅借入金等に係る税額控除 (続)	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 〔制度の基本的内容〕 特定の個人が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。</p> <p>[控除額の計算] ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 同左 (注) 1 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置) 2 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 同左</p>	<p>(2) バリアフリー改修促進税制 同左</p>
		<p>(3) 省エネ改修促進税制 〔制度の基本的内容〕 個人が、その者の居住用の家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。</p> <p>[控除額の計算] ① 一定の省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%</p>	<p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 1 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置) 2 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。</p>	<p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 1 適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加える。 2 適用対象となる省エネ改修工事に、居室の窓の断熱改修工事又は居室の窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が一定以上となること等の要件を満たすものを加える。</p>	<p>(3) 省エネ改修促進税制 同左</p>
		<p>(4) 三世帯同居対応改修税制 〔制度の基本的内容〕 個人が、その者の居住用の家屋について一定の三世帯同居対応改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその三世帯同居対応改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>[控除額の計算] ① 一定の三世帯同居対応改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%</p>	<p>(4) 三世帯同居対応改修税制 同左</p>	<p>(4) 三世帯同居対応改修税制 同左</p>	<p>(4) 三世帯同居対応改修税制 同左</p>

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
(2) バリアフリー改修促進 稅制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 稅制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 稅制 同 左 (注) 適用期限(令和3年 12月31日)は延長しな い。		
(3) 省エネ改修促進稅制 同 左	(3) 省エネ改修促進稅制 同 左	(3) 省エネ改修促進稅制 同 左 (注) 適用期限(令和3年 12月31日)は延長しな い。		
(4) 三世代同居対応改修稅 制 同 左	(4) 三世代同居対応改修稅 制 同 左	(4) 三世代同居対応改修稅 制 同 左 (注) 適用期限(令和3年 12月31日)は延長しな い。		

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30
税額控除	<p>個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した政党等に対する献金の合計額 - 2千円) × 30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする</p>	同 左	同 左	同 左
	<p>個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びにPST要件や情報公開要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人（以下「認定NPO法人等」という。）に対する寄附金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の合計額 - 2千円) × 40% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	<p>同 左 (注) ① 対象となる公益法人等のPSTの絶対値要件について、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件を、その公益目的事業費用等の額の合計額を1億で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。 ② 対象となる寄附金の範囲に、PST要件や情報公開要件を満たす国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構に対する寄附金のうち修学支援事業に充てられることが確実なものを追加する。</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	同 左	同 左

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
<p>同 左 (注) 適用期限を令和6年12月31日まで5年延長。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左 (注) 対象となる寄附金の範囲に、PST要件や情報公開要件を満たす国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であるものを追加する。</p>	<p>同 左 (注) 対象となる認定NPO法人等に対する寄附金について、適用対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30
税額控除 (続)	耐震改修税額控除 昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(耐震改修工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。	同左 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法において措置)	同左	同左
	(1) バリアフリー改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(200万円(バリアフリー改修工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は150万円)を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。	(1) バリアフリー改修税額控除 同左 (注) 適用期限を令和3年2月31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法において措置)	(1) バリアフリー改修税額控除 同左	(1) バリアフリー改修税額控除 同左
	(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度(※))の10%相当額を所得税額から控除する。 (※)併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。	(2) 省エネ改修税額控除 同左 (注) 1 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。 2 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)	(2) 省エネ改修税額控除 同左	(2) 省エネ改修税額控除 同左
	(3) 三世帯同居対応改修税額控除 その者の所有する居住用の家屋について一定の三世帯同居対応改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその三世帯同居対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)	(3) 三世帯同居対応改修税額控除 同左	(3) 三世帯同居対応改修税額控除 同左	

及 び 税 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
同 左	同 左	同 左	昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	同 左
(1) バリアフリー改修税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(200万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左
(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 同 左	(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度(※))の10%相当額を所得税額から控除する。 (※) 併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。 (注) 1 適用対象となる省エネ改修工事を窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事(改正前:全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事)とする。 2 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	(2) 省エネ改修税額控除 同 左
(3) 三世帯同居対応改修税額控除 同 左	(3) 三世帯同居対応改修税額控除 同 左	(3) 三世帯同居対応改修税額控除 同 左	(3) 三世帯同居対応改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	(3) 三世帯同居対応改修税額控除 同 左

18. 所 得 税 の 控 除

区 分	平成27年	28	29	30
税 額 控 除 (統)	特定の改修工事をした場合の税額控除(統)		<p>(4) 耐久性向上改修税額控除 その者の所有する居住用の家屋について一定の耐久性向上改修工事(耐震改修、省エネ改修工事又はこれらの改修工事と併せて行うものに限る。)を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う場合には500万円)を限度(※))の10%相当額を所得税額から控除する。</p> <p>(※) 省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。</p>	<p>(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左</p>
税 額 控 除 (統)	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の新築等をして、6月以内に居住の用に供した場合には、その認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(650万円(認定住宅の新築等の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は500万円)を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(翌年繰越可)。	<p>同 左 (注) 1 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の取得等をした場合についても適用できる。 2 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>	同 左	同 左

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
<p>(4) 耐久性向上改修稅額控除 同 左</p>	<p>(4) 耐久性向上改修稅額控除 同 左</p>	<p>(4) 耐久性向上改修稅額控除 同 左</p>	<p>(4) 耐久性向上改修稅額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。</p> <p>(5) その他 既存住宅の耐震改修をした場合の所得稅額の特別控除又は上記(1)～(4)の稅額控除の適用を受ける場合に限り、これらの稅額控除に係る改修工事等の標準的な費用の額(控除対象限度額を超える部分に限る。)とこれらの改修工事等と併せて行う一定の増改築等に係る費用の額との合計額(これらの改修工事の標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該合計額(当該合計額が控除対象限度額を超える場合には控除対象限度額)を差し引いた金額のいずれか低い金額を限度)の5%相当額をこれらの稅額控除に上乘せして所得稅額から控除する。</p>	<p>(4) 耐久性向上改修稅額控除 同 左 (5) その他 同 左</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>認定長期優良住宅、認定低炭素住宅又はZEH水準省エネ住宅の新築等をして、6月以内に居住の用に供した場合には、それらの住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(650万円を限度)の10%相当額を所得稅額から控除する(翌年繰越可)。 (注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。</p>	<p>同 左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成27年	28	29	30
その他の控除等	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額（最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算）を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税とする。 ただし、退職手当等の支払者の役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る。）が支払を受ける特定役員退職手当等に係る退職所得については退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を適用しない。	(1) 退職所得 同左	(1) 退職所得 同左	(1) 退職所得 同左
	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、5分5乗により分離課税とする。	(2) 山林所得 同左	(2) 山林所得 同左	(2) 山林所得 同左
	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額（5,000万円特別控除等）を控除して課税する。 (21年度改正において創設) 平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得については、譲渡益から1,000万円を控除する。	(3) 譲渡所得 ① 同左 ② 同左	(3) 譲渡所得 ① 同左 ② 同左	(3) 譲渡所得 ① 同左 ② 同左
	(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同左	(4) 一時所得 同左	(4) 一時所得 同左
	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 “ 20% 695 “ 23% 900 “ 33% 1,800 “ 40% 4,000 “ 45%	同左	同左	同左
税率				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

令和元年	2	3	4	5
(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左 (注) その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。 (令和3年度改正において措置)	(1) 退職所得 同 左
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 [令和7年分以後適用] (参考) その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する。 (令和5年度改正において措置)

18. (付表) 個人住民税の

区分		平成27年度	28	29	30																	
所得控除	基礎控除	330,000円	同 左	同 左	同 左																	
	配偶者控除	控除額 330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 380,000円 (控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円以下であること。 (注) 扶養控除の見直しに伴い、 扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算措置(加算額23万円)を特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額に改組する。 (22年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左																	
	配偶者特別控除	最高 330,000円 前年の合計所得1,000万円以下の者について適用する。控除対象配偶者以外の配偶者の前年の合計所得金額に応じて以下のように控除額を調整。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">配偶者の所得</td> <td style="width: 50%;">控除額</td> </tr> <tr> <td>38～45万円未満</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>45～50 "</td> <td>31 "</td> </tr> <tr> <td>50～55 "</td> <td>26 "</td> </tr> <tr> <td>55～60 "</td> <td>21 "</td> </tr> <tr> <td>60～65 "</td> <td>16 "</td> </tr> <tr> <td>65～70 "</td> <td>11 "</td> </tr> <tr> <td>70～75 "</td> <td>6 "</td> </tr> <tr> <td>75～76 "</td> <td>3 "</td> </tr> </table>	配偶者の所得	控除額	38～45万円未満	33万円	45～50 "	31 "	50～55 "	26 "	55～60 "	21 "	60～65 "	16 "	65～70 "	11 "	70～75 "	6 "	75～76 "	3 "	同 左	同 左
配偶者の所得	控除額																					
38～45万円未満	33万円																					
45～50 "	31 "																					
50～55 "	26 "																					
55～60 "	21 "																					
60～65 "	16 "																					
65～70 "	11 "																					
70～75 "	6 "																					
75～76 "	3 "																					

控 除 及 び 税 率

令和元年度	2	3	4	5
同 左	同 左	前年の合計所得金額が2,400万円以下である場合 430,000円 2,400万円超2,450万円以下である場合 290,000円 2,450万円超2,500万円以下である場合 150,000円 前年の合計所得金額が2,500万円超である所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできない。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左
所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合 330,000円 (老人控除対象配偶者：380,000円) 900万円超950万円以下の場合 220,000円 (老人控除対象配偶者：260,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 110,000円 (老人控除対象配偶者：130,000円) (注) 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除を適用できない。 (控除対象配偶者の所得要件：前年の合計所得金額が38万円以下であり、所得割の納税義務者の前年の所得金額が1,000万円以下であること。) (29年度改正において措置)	同 左	同 左 (控除対象配偶者の所得要件：前年の合計所得金額が48万円以下であり、所得割の納税義務者の前年の所得金額が1,000万円以下であること。) (30年度改正において措置)	同 左	同 左
所得割の納税義務者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 33万円 85～90 〃 33 〃 90～95 〃 31 〃 95～100 〃 26 〃 100～105 〃 21 〃 105～110 〃 16 〃 110～115 〃 11 〃 115～120 〃 6 〃 120～123 〃 3 〃 ②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 22万円 85～90 〃 22 〃 90～95 〃 21 〃 95～100 〃 18 〃 100～105 〃 14 〃 105～110 〃 11 〃 110～115 〃 8 〃 115～120 〃 4 〃 120～123 〃 2 〃	同 左	所得割の納税義務者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48～95万円以下 33万円 95～100 〃 33 〃 100～105 〃 31 〃 105～110 〃 26 〃 110～115 〃 21 〃 115～120 〃 16 〃 120～125 〃 11 〃 125～130 〃 6 〃 130～133 〃 3 〃 ②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48～95万円以下 22万円 95～100 〃 22 〃 100～105 〃 21 〃 105～110 〃 18 〃 110～115 〃 14 〃 115～120 〃 11 〃 120～125 〃 8 〃 125～130 〃 4 〃 130～133 〃 2 〃 ③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48～95万円以下 11万円 95～100 〃 11 〃 100～105 〃 11 〃 105～110 〃 9 〃 110～115 〃 7 〃 115～120 〃 6 〃 120～125 〃 4 〃 125～130 〃 2 〃 130～133 〃 1 〃 (30年度改正において措置)	同 左	同 左

18. (付表) 個人住民税の

区分		平成27年度	28	29	30
所得控除(続)	配偶者特別控除(続)				
	扶養控除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 (注) 扶養控除の見直しに伴い、扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算措置(加算額23万円)を特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額に改組する。 (22年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左
	障害者、寡婦(寡夫)、ひとり親及び勤労学生控除	控除額 260,000円 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 300,000円 ・扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合 530,000円 (22年度改正において措置) ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合 300,000円 (所得要件等) (1) 障害者 所得要件なし (2) 寡婦(寡夫) (イ) 寡婦…夫と死別・離婚した後再婚していない者等で扶養親族等を有する者か、夫と死別した後再婚していない者等で前年の合計所得金額500万円以下の者 (注) 扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の者は、特別加算 (ロ) 寡夫…妻と死別・離婚した後再婚していない者等で、前年の総所得金額等が所得税法上の基礎控除の金額以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額500万円以下の者 (3) 勤労学生 学生、生徒等のうち、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者	同 左	同 左	同 左

控 除 及 び 税 率 (続)

令和元年度	2	3	4	5
③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 11万円 85～90 〃 11 〃 90～95 〃 11 〃 95～100 〃 9 〃 100～105 〃 7 〃 105～110 〃 6 〃 110～115 〃 4 〃 115～120 〃 2 〃 120～123 〃 1 〃 (29年度改正において措置)			同 左	同 左
同 左	同 左	控除額 同 左 (扶養親族の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円 以下であること。 (30年度改正において措置))	同 左	同 左
控除額 同 左 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 同 左 ・扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 同 左 ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合 同 左 (同一生計配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円 以下であること。 (29年度改正において措置))	同 左	障害者控除額 同 左 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 同 左 ・扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 同 左 (同一生計配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円 以下であること。 (30年度改正において措置)) 寡婦控除額 260,000円 ひとり親控除額 300,000円 (令和2年度改正において措置) (所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 (イ) 夫と離婚した後再婚していない者で扶養親族を有する者であること又は夫と死別した後再婚していない者であること (ロ) 合計所得金額500万円以下であること (ハ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (注) 寡婦(寡夫)控除を寡婦控除及びひとり親控除に改組する。 (令和2年度改正において措置) (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (令和2年度改正において措置) (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)	同 左	同 左

18. (付表) 個人住民税の

区分	平成27年度	28	29	30																
所得控除	<p>雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額</p> <p>医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超過する金額（最高200万円） (注) 医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。 (24年度改正において措置)</p> <p>生命保険料控除 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 (イ) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約） ① 一般生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～12,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円の場合</td> <td>支払保険料等× 1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円の場合</td> <td>支払保険料等× 1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超の場合</td> <td>28,000円（一律）</td> </tr> </table> <p>㊥ 介護医療保険料 同上 ㊦ 個人年金保険料 同上 (ロ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約） ① 一般の生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～15,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円の場合</td> <td>支払保険料等× 1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円の場合</td> <td>支払保険料等× 1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超の場合</td> <td>35,000円（一律）</td> </tr> </table> <p>㊧ 個人年金保険料 同上 (22年度改正において措置)</p>	～12,000円の場合	支払保険料等全額	12,001円～32,000円の場合	支払保険料等× 1/2+6,000円	32,001円～56,000円の場合	支払保険料等× 1/4+14,000円	56,000円超の場合	28,000円（一律）	～15,000円の場合	支払保険料等全額	15,001円～40,000円の場合	支払保険料等× 1/2+7,500円	40,001円～70,000円の場合	支払保険料等× 1/4+17,500円	70,000円超の場合	35,000円（一律）	<p>雑損控除 同 左</p> <p>医療費控除 同 左</p> <p>生命保険料控除 同 左</p>	同 左	<p>雑損控除 同 左</p> <p>医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 平成30年度から令和4年度までの個人住民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチO T C医薬品購入費のうち12,000円を超える部分の金額（88,000円を限度）について、前年中の総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)</p> <p>生命保険料控除 同 左</p>
	～12,000円の場合	支払保険料等全額																		
12,001円～32,000円の場合	支払保険料等× 1/2+6,000円																			
32,001円～56,000円の場合	支払保険料等× 1/4+14,000円																			
56,000円超の場合	28,000円（一律）																			
～15,000円の場合	支払保険料等全額																			
15,001円～40,000円の場合	支払保険料等× 1/2+7,500円																			
40,001円～70,000円の場合	支払保険料等× 1/4+17,500円																			
70,000円超の場合	35,000円（一律）																			
所得控除(続)																				

控 除 及 び 稅 率 (續)

令和元年度	2	3	4	5
同 左	同 左	<p>雜損控除 同 左</p> <p>医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 [令和5年度分以後適用] 本特例の対象となる医薬品の範圍等の見直しを行った上で、適用期限を令和9年度まで延長。 (令和3年度改正において措置)</p> <p>生命保険料控除 同 左</p>	同 左	同 左

18. (付表) 個人住民税の

区分	平成27年度	28	29	30
所得控除(統)	<p>地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等の金額の2分の1を控除 (最高25,000円)。 (注) 平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用可能(地震保険料控除と合わせて最高25,000円)。</p> <p>社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 ① 小規模企業共済契約に係る掛金 ② 確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 ③ 心身障害者扶養共済制度の掛金</p>	<p>地震保険料控除 同 左</p> <p>社会保険料控除 同 左</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 同 左</p>	同 左	<p>地震保険料控除 同 左</p> <p>社会保険料控除 同 左</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)</p>
税額控除	<p>① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 1.2% (市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% ② 証券投資信託の収益の分配について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000万円を超える部分について道府県0.3%, 市町村0.4%)</p> <p>ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の配当等に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p> <p>(注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除所得の対象とならない。 (20年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	<p>同 左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税 = 4 : 6 だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税 = 2 : 8 となる。 (29年度改正において措置)</p>

控 除 及 び 稅 率 (續)

令和元年度	2	3	4	5
同 左	同 左	地震保險料控除 同 左 社会保險料控除 同 左 小規模企業共済等掛金控除 同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

18. (付表) 個人住民税の

区分		平成27年度	28	29	30
税額控除	寄附金	<p>① 地方公共団体以外に対する寄附金 イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ロ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 ハ 都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く)について、寄附金の額(総所得金額等の30%を限度)のうち、2千円を超える部分の金額の10%相当額を税額控除する。 ※認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることができることとする。</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の20%を限度)する。 イ (寄附金 - 2千円) × 10% ロ (寄附金 - 2千円) × (90% - 0 ~ 45% (寄附者に適用される所得税の限界税率) × 1.021⁹) ※平成26年度から令和20年度までの措置。 (27年度改正において措置)</p>	同左	① 同左	同左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税 = 4 : 6 だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税 = 2 : 8 となる。 (29年度改正において措置)
	住宅借入金等特別税額控除	<p>平成26年4月から平成29年末までの間に居住の用に供し、住宅の対価等の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合 ①と②のいずれか小さい額 ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の7% (最高136,500円)を限度) [控除期間] 10年間 (25年度改正において措置) なお、上記以外の場合の控除額の計算は左記に同じ。 (注) 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 (27年度改正において措置)</p>	同左 (注) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。 (税制抜本改革法改正法(地方税)において措置)	同左 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。 (28年度改正において措置)	同左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税 = 4 : 6 だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税 = 2 : 8 となる。 (29年度改正において措置)

除(続)

控 除 及 び 税 率 (続)

令和元年度	2	3	4	5
同 左	<p>① 同 左</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金 総務大臣は地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。 (イ) 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体 (ロ) (イの地方公共団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体 ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること ・返礼品を地場産品とすること (令和元年度改正において措置)</p>	<p>① 同 左 (注) 個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合には、放棄払戻請求権相当額（限度額20万円）については、寄附金控除の適用ができることとする。 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための地方税関係の臨時特例において措置)</p> <p>② 同 左</p>	同 左	同 左
同 左	<p>同 左 [控除期間] 令和元年10月1日から令和2年12月31日居住分（消費税率10%が適用される住宅取得等に限る。）に係る入居期間11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額を個人住民税から控除する。 入居期間11～13年目の控除限度額は、10年目までと同様、課税総所得金額等の7%（最高136,500円）。 (令和元年度改正において措置)</p>	<p>同 左 [控除期間] 控除期間13年間の措置について、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の①～③の要件を満たす場合には、期限内に入居したのと同様に適用可能とする。 ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと ② 一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること ③ 令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における措置）</p>	<p>同 左 [控除期間] 控除期間13年間の措置について、一定の期日までに住宅の取得等を行った場合には、適用期限を令和4年12月31日居住分まで延長。 (令和3年度改正において措置)</p> <p>(注) [令和5年度分以後適用] 平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの間に居住の用に供した場合 ①と②のいずれか小さい額 ① 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち所得税額から控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額（課税総所得金額等の5%（最高97,500円）を限度） [控除期間] 新築住宅、既存住宅等の住宅の区分に応じ10年間又は13年間（所得税法） (令和4年度改正において措置)</p>	同 左

18. (付表) 個人住民税の

区分		平成27年度	28	29	30
税	所得割	道府県（標準税率） 一律4% 市町村（標準税率） 一律6% 所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講じる。	同 左	同 左	同 左 (注) 指定都市の標準税率は、道府県民税は2%、市民税は8%となる。 (29年度改正において措置)
	率等割	道府県（標準税率） 1,000円 市町村（標準税率） 3,000円 (注) 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までは 道府県（標準税率） 1,500円 市町村（標準税率） 3,500円	同 左	同 左	同 左

- (備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。
2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税
3. 所得割については、前年の所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円（昭和56年度～昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年32万円（昭和57年度～平成2年度9万円、平成3年度15万円、平成4年度19万円、平成5年度25万円、平成6年度～平成10年度30万円、平成11年度31万円、令和3年度分以後の個人住民税の計算については、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額による

控 除 及 び 税 率 (続)

令和元年度	2	3	4	5
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

において適用されたものがそのまま適用される。
 度29万円、昭和61年度～昭和63年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度～平成9年度34万円)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には平成12年度32万円、平成13年度～平成15年度36万円、平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。なお、基礎控除等の見直しに伴い、(30年度改正において措置)。

19. 申告所得税の課税

区分	番号	事業所得者			その他所得者			合
		納税者数	総所得等金額	申告税額	納税者数	総所得等金額	申告税額	納税者数
		千人	億円	億円	千人	億円	億円	千人
平成24年分…	1	1,595	62,361	5,398	4,497	284,583	18,658	6,093
25……………	2	1,612	63,462	5,585	4,615	322,420	21,568	6,227
26……………	3	1,631	65,038	5,705	4,494	306,701	21,430	6,126
27……………	4	1,704	69,138	6,225	4,625	325,323	23,534	6,329
28……………	5	1,735	71,261	6,374	4,640	330,037	24,295	6,376
29……………	6	1,700	70,402	6,205	4,713	344,733	25,891	6,413
30……………	7	1,684	70,252	6,173	4,706	351,746	26,696	6,390
令和元……………	8	1,669	70,936	6,283	4,636	345,432	25,898	6,306
2……………	9	1,809	75,960	6,286	4,766	349,836	25,377	6,575
3……………	10	1,756	86,122	8,555	4,813	376,721	29,382	6,569

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

2. 平成24年分から平成30年分については、翌年3月31日までに申告又は処理(更正、決定等)をした者の6月30日現在の課税事績を示した。
令和元年分から令和3年分については、翌年4月30日までに申告又は処理(更正、決定等)をした者の6月30日現在の課税事績を示した。

3. 平成25年分以降は、「申告納税額」に復興特別所得税を含んでいる。

20. 源泉所得税

(1) 源泉徴収義務者数の累年比較

(単位 件)

区分	源泉徴収義務者数					
	利子所得等	配当所得	特定口座内保管 上場株式等の譲 渡所得等	給与所得	報酬、料金 等所得	非居住者等 所得
平成24年分…	40,531	128,993	10,877	3,561,317	2,826,861	28,051
25……………	40,220	131,453	10,870	3,542,779	2,819,056	30,980
26……………	39,930	134,847	10,569	3,542,898	2,824,758	29,984
27……………	39,862	138,064	10,904	3,540,122	2,837,798	32,684
28……………	37,419	141,883	12,203	3,542,840	2,846,978	34,262
29……………	35,595	144,898	12,039	3,536,049	2,848,950	35,125
30……………	35,152	147,036	11,671	3,531,813	2,846,904	35,778
令和元……………	34,415	148,034	11,508	3,542,897	2,841,746	35,269
2……………	33,792	147,745	11,404	3,544,263	2,837,511	33,231
3……………	33,122	147,779	11,198	3,559,981	2,860,605	32,700

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による

2. 調査時点は翌年6月30日現在である。

状況の累年比較

計		対前年比			番号
総所得金額等	申告納税額	納税者数	総所得金額等	申告納税額	
億円	億円	%	%	%	
346,945	24,056	100.4	103.0	104.2	1
385,882	27,154	102.2	111.2	112.9	2
371,740	27,135	98.4	96.3	99.9	3
394,460	29,758	103.3	106.1	109.7	4
401,298	30,669	100.7	101.7	103.1	5
415,135	32,096	100.6	103.4	104.7	6
421,998	32,869	99.6	101.7	102.4	7
416,368	32,181	98.7	98.7	97.9	8
425,796	31,664	104.3	102.3	98.4	9
462,842	37,937	99.9	108.7	119.8	10

の課税状況

(2) 源泉徴収税額の累年比較

(単位 億円)

区分	源泉徴収税額							計
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬、料金等所得	非居住者等所得	
平成24年分…	4,318	18,273	434	89,801	2,428	11,548	2,629	129,430
25……………	4,391	25,769	5,166	93,530	2,346	11,737	3,322	146,260
26……………	4,807	38,214	4,334	97,811	2,216	11,698	4,991	164,070
27……………	4,302	45,917	5,779	101,736	2,254	11,864	6,390	178,243
28……………	3,479	37,381	2,339	103,921	2,300	12,002	5,795	167,218
29……………	3,576	42,925	5,579	107,054	2,365	12,207	6,835	180,541
30……………	3,673	45,686	3,737	111,800	2,302	12,115	6,936	186,250
令和元……………	3,065	52,467	3,009	113,764	2,491	12,106	7,249	194,152
2……………	2,973	48,007	5,114	112,117	2,590	11,213	6,640	188,655
3……………	2,737	53,934	8,450	117,217	2,741	11,622	7,597	204,297

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 調査期間は、その年2月1日から翌年1月31日である。
 3. 源泉徴収税額は、本税の額であり、平成25年分以降は復興特別所得税を含む。

21. 利子・配当課税制度等の

		～平成15.3	平成15.4～ 平成15.12	平成16.1～ 平成20.12	平成21.1～平成25.12
利子所得	特定公社債 公募公社債投資信託等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])			
	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等				
配当所得	上場株式等の配当等(注1) 及び特定株式投資信託 の収益の分配	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税]) 次の課税方式の選 択が可能 ○源泉分離選択課税 (注2) (35%の源泉徴収 [所得税]) ○確定申告不要(注3) (20%の源泉徴収 [所得税])	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収 [所得税]) (注4)	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%, 住民 税3%]	総合課税若しくは20% [所得 税15%, 住民税5%] 申告分 離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] (平成21年1月1日～25年 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得 税7%, 住民税3%])
	非上場株式等の配当等	1回の支払配当の金 額が10万円を配当計 算期間であん分した 金額以下のもの	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税])		
			総合課税又は確定申告不要(注5) (20%源泉徴収 [所得税])		
得	公募株式投資信託の 収益の分配等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])		総合課税又は確定 申告不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%, 住民 税3%]	総合課税若しくは20% [所得 税15%, 住民税5%] 申告分 離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] (平成21年1月1日～25年 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得 税7%, 住民税3%])
雑所得(譲渡所得)	割引債の償還差益 (平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象とな る金融債) 割引債の償還差益 (平成28年1月1日) 以後に発行された公社 債(預金保険対象と なる金融債を除く。)	源泉分離課税(雑所得) (発行時に18% (又は16%) の源泉徴収) (住民税は非課税)			
(参考)	非課税制度	老人等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 老人等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) 老人等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 財形住宅(年金)貯蓄非課税制度 (限度額550万円)	平成18.1～ 障害者等の少額貯蓄非課税制度(限度額350万円) 障害者等の郵便貯金非課税制度(限度額350万円) (注6) 障害者等の少額公債非課税制度(限度額350万円) 同左		

(注1) 平成15年4月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、大口株主(株式等の保有割合が発行済株式総数の3%(平成23年9月30日以前は5%)以上である者)が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。また、令和5年10月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける者(以下「対象者」という。)と、対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人の株式等の保有割合を合算して発行済株式総数の3%以上となることにおけるその対象者が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。

(注2) 発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。

(注3) 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15

概要 (所得稅・個人住民稅)

		平成26.1～平成27.12	平成28.1～
利子所得	特定公社債 公募公社債投資信託等		申告分離課稅20% [所得稅15%, 住民稅5%] 又は確定申告不要 (20%の源泉徵收) [所得稅15%, 住民稅5%]
	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等 預貯金の利子		源泉分離課稅 (20%の源泉徵收 [所得稅15%, 住民稅5%])
配当所得	上場株式等の配当等 ^(注1) 及び特定株式投資信託の 収益の分配		総合課稅若しくは20% [所得稅15%, 住民稅5%] 申告分離課稅 又は確定申告不要 (20%の源泉徵收) [所得稅15%, 住民稅5%]
	非上場株式等の配当等		
	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの		
得	公募株式投資信託の 収益の分配等		総合課稅若しくは20% [所得稅15%, 住民稅5%] 申告分離課稅 又は確定申告不要 (20%の源泉徵收) [所得稅15%, 住民稅5%]
雑所得 (譲渡所得)	割引債の償還差益 (平成27年12月31日以前に発行された公社債・預金保險対象となる金融債)	源泉分離課稅 [雑所得] (発行時に18% (又は16%) の源泉徵收) (住民稅は非課稅)	源泉分離課稅 [雑所得] (発行時に18% (又は16%) の源泉徵收) (住民稅は非課稅) ※発行時に源泉徵收されているため、償還時に課稅関係は生じない。
	割引債の償還差益 (平成28年1月1日以後に発行された公社債 (預金保險対象となる金融債を除く。))		申告分離課稅 [譲渡所得] 20% [所得稅15%, 住民稅5%] (償還時に20%源泉徵收)
(参考)	非課稅制度	障害者等の少額貯蓄非課稅制度 (限度額350万円) 障害者等の少額公債非課稅制度 (限度額350万円) 財形住宅 (年金) 貯蓄非課稅制度 (限度額550万円)	
	平成26.1～ 非課稅口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (NISA) (非課稅期間5年間, 投資上限額100万円/年)	平成28.1～ ・ 非課稅口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (NISA) の投資上限額を引上げ (年間100万円→年間120万円) ・ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (ジュニアNISA) の創設 (非課稅期間5年間, 投資上限額80万円/年)	平成30.1～ 非課稅口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (NISA) について、非課稅に累した積投資契約に係る非課稅措置 (つみたてNISA) の創設 (NISAとの選択適用。非課稅期間20年間, 投資上限額40万円/年)
			令和6.1～ 非課稅口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課稅制度 (NISA) について、特定非課稅累積投資契約に係る非課稅措置 (新しいNISA) に一本化 (非課稅期間: 恒久化, 投資上限額: ①つみたて投資枠120万円/年, ②成長投資枠240万円/年) (注) 別途、非課稅保有限度額 (総枠) として1,800万円 (うち、成長投資枠の限度額は1,200万円) を設定

年1月以降に支払を受けるものは総合課稅。
 (注4) 平成15年4月～同年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民稅は非課稅。
 (注5) 個人住民稅は確定申告不要制度を設けておらず総合課稅のみ。
 (注6) 郵政民営化法の施行の日 (平成19年10月1日) より廃止し、少額貯蓄非課稅制度に統合 (限度額350万円)。
 (注7) 同族会社が発行した社債 (特定公社債に該当するものを除く。以下同じ。) の利子等で、その同族会社の株主である役員等が支払を受けるものは総合課稅の対象となる。また、令和3年4月1日以後に支払を受ける同族会社が発行した社債の利子等で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族が支払を受けるものについても、総合課稅の対象となる。

(1) 個人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式 〔株式等の譲渡所得については、次のIIによる分離課税、土地、建物等の譲渡所得については、IIIによる分離課税〕	(イ) 長期譲渡所得……（保有期間5年を超える資産の譲渡による所得） $\frac{\{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}\}}{\text{譲渡益}} \times \frac{1}{2} = \text{課税所得}$ (ロ) 短期譲渡所得……（保有期間5年以下の資産の譲渡による所得） $\frac{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}}{\text{譲渡益}} = \text{課税所得}$ (注) 1 取得費は、その資産の取得に要した費用、設備費及び改良費の合計額をいう。 2 昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費は、昭和28年1月1日における相続税評価額を基礎として計算する。 3 個人に対する贈与、相続等により取得した資産は、受贈者又は相続人等が引き続き所有していたものとみなす。 4 国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。)をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分(以下「有価証券等」という。)又は決済をしていないデリバティブ取引、信用取引若しくは発行日取引(以下「未決済デリバティブ取引等」という。)を有する場合には、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。 イ 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合 当該国外転出の時ににおける当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額 ロ 上記イに掲げる場合以外の場合 当該国外転出の予定日の3月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額 なお、本特例は、次のイ及びロに掲げる要件を満たす居住者について、適用。 イ 上記のイ又はロに定める金額の合計額が1億円以上である者 ロ 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者 (注) 上記の「国内に住所又は居所を有していた期間」には、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留していた期間を除く。
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例	一般株式等に係る譲渡所得及び上場株式等に係る譲渡所得は、15%の税率による申告分離課税 (イ) 特定管理株式等が価値を失った場合の課税の特例 特定口座で管理されていた株式若しくは公社債で上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託若しくは振替口座簿への記載若しくは記録がされているもの(特定管理株式等)又は特定口座内公社債について、清算結了等により株式又は公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、当該損失を上場株式等の譲渡損失とみなす。 (ロ) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等との間の損益通算の特例 平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額を上場株式等の配当所得等の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除することができる。 (ハ) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 平成15年1月1日以後に、上場株式等の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年の他の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から繰越控除することができる。

稅 制 度 の 概 要

区 分	課 税 制 度
<p>II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）</p>	<p>(二) 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引業者等に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは特定口座に保管の委託がされている上場株式等又は当該特定口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による所得の金額については、他の株式等の譲渡による所得と区分して、これらの金額を計算する。 ② 特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座（源泉徴収選択口座）において発生した源泉徴収選択口座内調整所得金額について、15%の税率による所得税の源泉徴収又は還付を行う。 ③ 上記②の適用を受けた者のその年分の所得税については、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができる。 <p>(ホ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができる。 ② 上記①により源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する源泉徴収税額を計算する場合に、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収を行う。 <p>(ハ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（NISA） <ul style="list-style-type: none"> イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。 ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、ないものとみなす。 ハ 非課税上場株式等管理契約とは、上記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等（その年1月1日において18歳（令和5年1月1日以前に設けられた非課税口座等については20歳）以上である者に限る。）が締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、非課税管理勘定において行うこと。 2 当該非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等（②の上場株式等を除く。）で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円（平成27年分非課税管理勘定まで：100万円）（②の上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額）を超えないもの ② 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の手続きの下で移管がされる上場株式等

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	<p>3 その他一定の事項</p> <p>ニ 非課税管理勘定とは、非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年（2014年）から令和5年（2023年）までの各年に設けられるものをいう。</p> <p>ホ 金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の非課税管理勘定に移管できる（平成28年分以後に設けられる非課税管理勘定について適用）。</p> <p>へ 居住者等が平成29年（2017年）から令和5年（2023年）までの各年（その年1月1日においてその居住者等が20歳（令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座等については18歳）である年に限る。）の1月1日において未成年者口座を開設している場合には、同日において、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長と非課税上場株式等管理契約を締結したものとみなして、その居住者等の非課税口座が開設される。</p> <p>㊦ 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA） （非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択適用）</p> <p>イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に、当該累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>ハ 非課税累積投資契約とは、上記イ及びロの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者等が、一定額の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託等を行うことを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等を行う受益権の銘柄が定められているものをいう。）により取得した公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等は、累積投資勘定において行うこと。 当該累積投資勘定においては、その居住者等の公募等株式投資信託の受益権（当該受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして一定の要件を満たすものに限る。）のうち、累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした当該受益権（当該受入期間内の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限る。）及び一定の公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。 当該金融商品取引業者等は、初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所その他の一定の事項を確認することとされていること。 その他一定の事項

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (続)</p>	<p>ニ 累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>1 当該累積投資勘定は、平成30年(2018年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの期間内の各年(下記2において「勘定設定期間内の各年」という。)においてのみ設けられること。</p> <p>2 当該勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。</p> <p>㊦ 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置〔令和6年分以後適用〕</p> <p>イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)の配当等については、所得税を課さない。</p> <p>ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に当該特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>ハ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の配当等については、所得税を課さない。</p> <p>ニ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>ホ 特定非課税累積投資契約とは、上記イから二までの非課税の適用を受けるために居住者等(その年1月1日において18歳以上である者に限る。)金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。</p> <p>1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行う。</p> <p>2 当該特定累積投資勘定には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権であって一定のもの(以下「特定累積投資上場株式等」という。)のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等(下記①にあっては、累積投資契約により取得したものに限る。)のみを受け入れること。</p> <p>① その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が120万円を超えないもの(特定累積投資上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定非課税管理勘定に係る上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。)</p> <p>② その他一定の特定累積投資上場株式等</p>

22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	<p>3 当該特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等（その上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の一定のものを除く。）のみを受け入れること。</p> <p>① その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が240万円を超えないもの（上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>(1) 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額の合計額が1,200万円を超える場合</p> <p>(2) 当該期間内の取得対価の額の合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</p> <p>② その他一定の上場株式等</p> <p>4 当該金融商品取引業者等は、初めて特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所その他の一定の事項を確認することとされていること。</p> <p>5 その他一定の事項</p> <p>へ 特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>1 当該特定累積投資勘定は、令和6年以後の各年（下記2において「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。</p> <p>2 当該特定累積投資勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。</p> <p>ト 特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。</p> <p>チ 金融商品取引業者等の営業所の長は、令和7年以後の各年の12月31日（チにおいて「基準日」という。）において当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合には、当該非課税口座を開設している居住者等の氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として一定の金額その他の事項を、基準日の属する年（下記において「基準年」という。）の翌年1月31日までに、電子情報処理組織を使用する方法により当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。</p> <p>リ 居住者等の非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額その他の事項を、当該営業所の長に、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。</p> <p>ヌ 居住者等が令和5年12月31日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和5年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定している場合には、その居住者等（同日に非課税口座廃止届出書の提出をした者等一定の者を除く。）は令和6年1月1日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (続)	<p>(ト) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度 (ジュニアNISA)</p> <p>① 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次の未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間 (下記㊸において「非課税期間」という。)内に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等 (その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者であるものに限る。)については、所得税を課さない。</p> <p>イ 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間</p> <p>ロ 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において18歳 (令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については年齢要件をその年1月1日において20歳)である年の前年12月31日までの間</p> <p>㊸ 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、非課税期間内に、その未成年者口座内上場株式等のその未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>㊹ 非課税管理勘定は、平成28年 (2016年) から令和5年 (2023年) までの各年 (その未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において18歳 (令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳) 未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けることができることとし、各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等を受け入れることができることとする。</p> <p>イ 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等 (ロの上場株式等を除く。)で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円 (ロの上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額) を超えないもの</p> <p>ロ 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の手続きの下で移管がされる上場株式等</p> <p>㊺ 継続管理勘定は、令和6年 (2024年) から令和10年 (2028年) までの各年 (その未成年者口座を開設している者がその年1月1日において18歳 (令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳) 未満である年に限る。)に設けることができることとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。</p> <p>㊻ 「未成年者口座」とは、居住者等 (その年1月1日において18歳 (令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳) 未満である者及びその年に出生した者に限る。)が、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、本特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して提出することにより平成28年 (2016年) から令和5年 (2023年) までの間に開設した口座 (1人につき1口座に限る。)をいう。</p> <p>㊼ 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及びその上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、一定のものを除き、課税未成年者口座において管理されなければならない。</p>

22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	<p>① 未成年者口座を開設した居住者等は、その未成年者口座を開設した日からその居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までの間は、その未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に移管等を行うことはできない。ただし、その居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由（以下「災害等事由」という。）に基因してその未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。</p> <p>② 「課税未成年者口座」とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。</p> <p>③ 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、その課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、その預貯金等を未成年者口座若しくは課税未成年者口座における上場株式等の取得のために払い出す場合、又は当該居住者等の災害等事由に基因してその課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。</p> <p>④ 令和6年1月1日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、当該払出しによる未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税措置を適用し、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなす。この場合において、当該未成年者口座の廃止までの間の当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととする。</p> <p>(ア) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例</p> <p>① 特定中小会社に投資した場合には、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。</p> <p>(注) この特例の適用を受けた株式が特例株式会社（設立5年未満等の一定の要件を満たす特定中小会社）により発行されるものである場合において、その適用を受けた額（適用額）が20億円を超えるときは、その株式の取得価額は、その取得に要した額から、適用額から20億円を控除した残額を差し引いた額となる。</p> <p>② 令和5年4月1日以後に、特定株式会社（その設立の日の属する年12月31日において中小企業等経営強化法の特定新規中小企業者に該当する株式会社で設立1年未満等の一定の要件を満たすもの）の設立時に投資した場合には、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた金額（適用額）が20億円を超える場合には、その適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額から、適用額から20億円を控除した残額を差し引いた額となる。</p> <p>③ 上場等の日の前日までの期間（適用期間）内に株式を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができる。また、適用期間内に株式を発行した株式会社が解散してその清算が終了し、又は破産手続開始の決定を受けたことにより、その株式が株式としての価値を失った場合には、損失額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして上記繰越控除の適用が受けられる。</p> <p>なお、平成28年1月1日以後は、本特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等から控除できるととされている。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (続)	(参考) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例 特定新規中小会社 (設立5年未満の一定の特定中小会社等) により発行される特定新規株式を払込みにより取得をした場合に、その特定新規株式の取得に要した金額 (800万円を限度) について、寄附金控除を適用することができる。 なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。
III 土地、建物等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (1) 長期譲渡所得の分離課税 ① 通常の譲渡の場合 (②及び③の場合を除く)	その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税 譲渡益×15% (注) 1 昭和27年12月31日以前から所有していた土地、建物等の取得費は、原則として収入金額の5%相当額とする。(概算取得費控除) 2 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。 ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり。
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合	昭和62年10月1日から令和7年(2025年)12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合にその譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、その該当する譲渡については、次により課税 (イ) 譲渡益 2,000万円以下の部分 10% (ロ) 譲渡益 2,000万円超の部分 15% 「優良住宅地等のための譲渡」とは次に掲げるものをいう。 (イ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡 (ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための土地等の譲渡 (ハ) 土地開発公社に対する譲渡で、独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供されるもの ① 被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業 ② 住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業 (ニ) 取用交換等による土地等の譲渡 (ホ) 第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの (ヘ) 防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの (ト) 防災再開発促進地区内における認定建替計画により、建替えを行う認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの (チ) 都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの (リ) 国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業 (これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定のものに限る。) を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの (ス) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による一定の地域福利増進事業を実施する者に対する特定所有者不明土地その他一定の土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等が地域福利増進事業の用に供されるもの (ル) マンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する一定の事由による土地等の譲渡又は一定のマンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡

22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合（続）	<p>(ア) 一定のマンション敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得計画に基づく当該マンション敷地売却事業の実施者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(イ) 建築面積150㎡以上の建築物の建築をする事業（施行地区面積が500㎡以上等の要件を満たすもの。）の用に供するための一定の地域内にある土地等の譲渡</p> <p>(ロ) 都市計画法の開発許可を受けて行われる1,000㎡以上の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ハ) 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人又は法人が造成する1,000㎡以上（三大都市圏の特定市町村の市街化区域内にあっては500㎡以上）の一団の住宅地造成（優良な宅地の供給に寄与するものであることにつき都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ニ) 都市計画区域内において行う25戸以上の一団の住宅又は15戸若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅（いずれも優良な住宅の供給に寄与するものであることにつき認定を受けたものに限る。）の建設の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ホ) 土地区画整理事業の施行地区内の土地等の譲渡で仮換地指定後3年以内に一定の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(注) 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除、居住用財産の3,000万円特別控除、平成21・22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除及び低未利用土地等の利用のための100万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。</p>
③ 所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合	<p>その年の1月1日において所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（Ⅳ(8)等の特例の適用を受けるものを除く。）をした場合の長期譲渡所得については、3,000万円特別控除後の譲渡益に対し次により課税</p> <p>(イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分 10%</p> <p>(ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分 15%</p>
(2) 短期譲渡所得の分離課税	<p>その年の1月1日において所有期間5年以下の土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税</p> <p>譲渡益×30% ただし、国等に対する譲渡については、譲渡益×15%</p> <p>(注) 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。</p>
(3) 不動産業者等の土地等に係る事業所得等の分離課税	<p>その年1月1日において所有期間5年以下の土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡等をした場合には、その土地等の譲渡等に係る事業所得又は雑所得は、次のイとロとのうちいずれか多い方の税額による分離課税</p> <p>(イ) 土地等に係る事業所得等の金額×40%</p> <p>(ロ) 土地等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額×110%</p> <p>(注) 平成10年（1998年）1月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間は適用しない。</p>
Ⅳ 土地、建物等を譲渡した場合の特別控除及び買換え等の特例 (1) 収用等の場合	<p>その有する土地について収用等が行われた場合には、</p> <p>(イ) 原則として6月以内に譲渡することを条件として、その特別控除額を5,000万円とし、（譲渡益-5,000万円）について上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用</p> <p>(ロ) また、収用等のあった日から2年以内に代替資産を取得する場合には、上記イの課税の特例か、取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ（代替資産の取得に充てなかった部分については、上記Ⅲの分離課税（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く））かの選択</p> <p>(ハ) なお、土地、建物等以外の資産に係る譲渡益については、5,000万円の特別控除後、総合課税</p> <p>「収用等が行われた場合」とは、土地収用法等の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合など一定の場合をいう。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合</p>	<p>その有する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、2,000万円とし、(譲渡益-2,000万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」とは次に掲げる場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 国、地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために買い取られる場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 都市計画法の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に買い取られる場合 (ホ) 重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定された土地、国立公園及び国定公園の特別区域として指定された土地又は自然環境保全地域の特別区域として指定された土地が国又は地方公共団体等に買い取られる場合(重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体(一定のものに限る。)等)に買い取られる場合を含む。 (ヘ) 保安林等に係る土地が保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合 (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 (チ) 農業経営基盤強化促進法の地域計画の特例に係る区域内にある農用地が、当該農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構(一定のものに限る。)に買い取られる場合 <p>(注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
<p>(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合</p>	<p>その有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、1,500万円とし、(譲渡益-1,500万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために買い取られる場合 (ロ) 取用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合 (ハ) 平成6年1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に、特定の民間宅地造成事業等(一団の宅地の造成が土地区画整理事業(その施行地区の全部が市街化区域に含まれるものに限る。)として行われるものであること等の要件を満たすものとして国土交通大臣の認定を受けたものをいう。)の用に供するために買い取られる場合 (ニ) 「公有地の拡大の推進に関する法律」第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地を買い取られる場合 (ホ) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を買い取られる場合 (ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (チ) 「中心市街地活性化法」の認定基本計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	<p>(イ) 景観計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、これら者に買い取られる場合</p> <p>(ロ) 都市再生整備計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合</p> <p>(ハ) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合</p> <p>(ニ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買い取られる場合</p> <p>(ホ) 「商店街活性化法」の認定計画に基づく商店街活性化事業又は認定支援計画に基づく商店街活性化支援事業及び「中心市街地活性化法」の中小小売商業高度化事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合</p> <p>(ヘ) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を買い取られる場合</p> <p>(ニ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合</p> <p>(ト) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を買い取られる場合</p> <p>(チ) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに買い取られる場合</p> <p>(リ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(ニ) 「国土利用計画法」による規制区域内の土地等を地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(ニ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(ハ) 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合又は被災市街地復興推進地域内にある土地等が被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合</p> <p>(ニ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を買い取られるとき</p> <p>(ハ) 被災市街地復興推進地域内にある土地等が、被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合</p> <p>(ニ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られる場合</p> <p>(ハ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマンション敷地売却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるとき</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	<p>(ノ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(オ) 都道府県立自然公園特別区域等の一定区域内の土地を地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(ク) 「農業経営基盤強化促進法」の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地が一定の農地中間管理機構に買い取られる場合</p> <p>(注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額は800万円とし、(譲渡益-800万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(イ) 農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合</p> <p>(ロ) 農地保有の合理化に資するため、一定の農地中間管理機構に農地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合</p> <p>(ニ) 工業等導入地区内の土地等を工業用地等の用に供するため譲渡した場合</p> <p>(ホ) 土地改良法による創設換地により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合</p> <p>(ヘ) 森林組合等のあっせんにより林地保有合理化のために土地を譲渡した場合</p> <p>(ト) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による交換分合で、取得すべき土地を定めずに清算金を取得する場合</p>
(5) 居住用財産を譲渡した場合等	<p>(イ) 自己の居住の用に供している土地、家屋等を譲渡(居住の用に供さなくなった年及び以後3年以内の譲渡)した場合の特別控除額は3,000万円とし、(譲渡益-3,000万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>(注) 3,000万円の特別控除の適用を受けたときは、その翌年及び翌々年については3,000万円特別控除を適用しない。</p> <p>(ロ) 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋(その相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋又は老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋(一定の要件を満たす場合に限る。))であって、昭和56年5月31日以前に建築されたこと、その相続の開始の直前においてその被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと等の要件を満たすもの。及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人が、平成28年4月1日から令和9年(2027年)12月31日までの間に、その被相続人居住用家屋(耐震基準に適合していないものにあつては耐震改修工事をしたものに限り、その敷地を含む。)又は除却等の後の敷地の譲渡(相続の開始日の属する年以後3年以内の譲渡)をした場合には、居住用財産を譲渡した場合に該当するものとみなして、イの適用を受けることができる(空き家に係る譲渡所得の特例)。(令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用)</p> <p>① 本特例の適用対象となる相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の一定の譲渡をした場合において、その被相続人居住用家屋が譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に耐震改修工事又は除却等がされたときは、本特例を適用することができる。</p> <p>② 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合は、空き家に係る譲渡所得の特例の特別控除額を2,000万円とする。</p>

22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
(6) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合の特別控除額は1,000万円とし、(譲渡益-1,000万円)につき上記Ⅲ(1)の特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。
(7) 低未利用土地等を譲渡した場合	<p>個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利(以下「低未利用土地等」という。)で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡(特別の関係がある者に対してするもの及びその対価(その譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。)の額が500万円(注)を超えるものを除く。)を令和2年7月1日から令和7年(2025年)12月31日までの間にした場合(その譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。)の特別控除額は100万円とし、(譲渡益-100万円)につき上記Ⅲ(1)の特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>ただし、本特例の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をその前年又は前々年中にした場合において、その者がその譲渡につき本特例の適用を受けているときは、当該低未利用土地等について本特例は適用しない。</p> <p>(譲渡をした低未利用土地等が市街化調整区域若しくは非線引き都市計画区域(用途地域設定区域に限る。)又は所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域に所在する場合には、800万円)</p>
(特別控除額の限度)	上記の特別控除(上記Ⅳの(1)から(7)までの特別控除)は、同一人については、年間5,000万円を限度とする。
(8) 居住用財産の買換え、交換の場合	<p>平成5年4月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に、次の要件を満たす居住用財産の譲渡をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 譲渡資産の所有期間が10年超のものであること。 ㊧ 譲渡に係る対価の額が1億円以下であること。 ㊨ 譲渡者の居住期間が10年以上であること。 ㊩ 買換資産のうち、建物については、その床面積が50㎡以上のものであり、かつ、土地については、その面積が500㎡以下のものであること。なお、買換資産が既存住宅である場合には、築25年以内又は耐震基準に適合するもの(非耐火建築物である既存住宅については、取得期限までに耐震改修等をして適合するものを含む。)に限る。 ㊪ 買換資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅(登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く。)等である場合には、エネルギーの使用の合理化に資する一定の住宅であること <p>取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換資産の取得価額に充てられなかった部分については、上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p>
(9) 特定の事業用資産の買換え、交換の場合	<p>令和8年(2026年)12月31日(一部は同年3月31日)までに、特定地域内にある事業用の一定の土地等若しくは建物等又は船舶を譲渡し、その譲渡をした日の属する年の前年から翌年末までに一定の要件に該当する土地等、建物、機械装置等又は船舶を取得して、その取得後1年以内に事業の用に供した場合(詳細は「(2) 法人の場合」の項参照。)</p> <p>譲渡益のうち買換資産に対応する部分の80%(一定の場合は90%、75%、70%又は60%)に相当する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用</p>
(10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、交換の場合	(イ) 特定民間再開発事業のために既成市街地等内にある土地等(事業用のものを除く。)を譲渡して、その譲渡をした日の属する年の12月31日までにその譲渡をした土地等の上に建築された地上階数4以上の中高層耐火建築物(当該特定民間再開発事業の施行される地区内において建築された一定の建築物を含む。)の全部又は一部を取得して、その取得の日から1年以内に居住の用に供した場合

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、交換の場合(続)	(ロ) 既成市街地等内にある土地等を譲渡して、その譲渡をした日の属する年の12月31日まで にその譲渡をした土地等の上に建築された地上階数3以上の中高層耐火共同住宅の全部 又は一部を取得して、その取得の日から1年以内に事業の用又は居住の用に供した場合 譲渡収入のうち取得資産の取得価額に対応する部分については取得価額の引継ぎによる 課税の繰延べ、取得資産の取得価額を超える部分については上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減 税率を除く)を適用
(11) 特定の交換分合の場合	(イ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による林地等交換分合又は協定関連交換 分合により土地等を交換した場合 (ロ) 農住組合の組合員が「農住組合法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(12) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	個人が有する国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地等(特定普通財産)に隣 接する土地等(所有隣接土地等)につき、その所有隣接土地等とその特定普通財産との交 換をした場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(取得した交換差金に対応する部分を除く。)
(13) 相続財産を相続税申告期 限後3年以内に譲渡した場 合	相続税の対象となった資産を相続税の申告期限後3年以内に譲渡した場合 その資産に係る相続税額をその資産の取得費に加算して譲渡所得の計算上控除するこ とができる。
(14) 国等に対して財産を寄附 した場合	国、地方公共団体又は一定の公益法人等に対して財産を寄附した場合 非課税 (一定の公益法人等に対する場合は、国税庁長官の承認が必要。)
(15) 国宝、重要文化財を国等 に譲渡した場合	国宝、重要文化財を国、地方公共団体又は文化財保護法に規定する文化財保存活用支援 団体(一定のものに限る。)等に譲渡した場合 非課税
(16) 物納の場合	財産を物納した場合 非課税
(17) 強制換価手続等により譲 渡した場合	資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等に よる譲渡をしたとき 非課税
(18) 債務処理計画に基づき経 営者が私財提供を行った場 合	中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証に係 る保証債務を有するものが、その個人の保有する資産で現にその内国法人の事業の用に供 されているもの(有価証券を除く。)を、その内国法人に係る債務処理計画に基づき、平 成25年4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合 には、一定の要件の下で、その贈与によるみなし譲渡課税を適用しない。
(19) 一般交換の場合	1年以上保有していた土地等一定の資産を同種の資産(相手方が1年以上保有し、かつ、 交換のために取得したもの以外の資産)と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方 の価額の差額が20%以下の場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(20) 居住用財産の譲渡により 損失が生じた場合	(イ) 平成10年1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に所有期間5年超の居住 用財産(譲渡資産)の譲渡をし、かつ、一定期間内に居住用財産(買換資産)の取得をし て(年末において買換資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。)、その翌年 12月31日までの間に居住の用に供した場合において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失の金額について、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰 越控除が可能 (ロ) 平成16年1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に所有期間5年超の居住 用財産(譲渡資産)の譲渡をした場合(契約日の前日において譲渡資産に係る住宅借入 金の残高を有する場合に限る。)において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅借入金の残高が譲渡価額を超える場合のその差 額を限度として、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可 能

(2) 法人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式	譲渡収入－（帳簿価額＋譲渡費用）＝譲渡利益 譲渡利益＝譲渡所得 （注）商品等の販売益と同様に課税所得に含まれる。
II 土地の譲渡益に対する課税	<p>(1) 一般の土地の譲渡等 （平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間の譲渡については、適用停止）</p> <p>イ 課税対象 法人（非課税法人等を除く。）が譲渡した土地等の譲渡益 ① 株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地等の譲渡益等と認められるものも課税対象とする。 ② 下記(2)の適用を受けるものを除く。 ③ 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 (イ) 継続して営む住宅、造成宅地等の供給事業に係る棚卸資産に該当するものの譲渡 (ロ) 平成4年1月1日から令和7年12月31日までの譲渡のうち、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等に対する譲渡及び一定の優良な宅地開発事業等のためにされる譲渡で一定の要件を満たすもの（個人の場合に軽減税率の対象となるものと同様）</p> <p>ロ 課税標準 譲渡収入－（帳簿価額＋直接・間接に要した経費）＝譲渡益（課税所得） ① この課税標準は、法人の各事業年度の所得と別個に計算し、各事業年度の所得との通算は認めない。 ② 直接・間接に要した経費は、実績値と概算値との選択を認める。</p> <p>ハ 税 額 譲渡益×5%＝追加課税分の税額（法人税）</p> <p>(2) 短期所有の土地の譲渡等 （平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間の譲渡については、適用停止）</p> <p>イ 課税対象 法人（非課税法人等を除く。）が譲渡をした土地等で、当該法人がその取得をした日の翌日から、当該土地等の譲渡をした年の1月1日において所有期間5年以下であるものの譲渡益 ① (1)のイ①に同じ ② 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 (イ) 国又は地方公共団体に対する譲渡 (ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための譲渡 (ハ) 収用換地等による譲渡 (ニ) 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ホ) 開発許可を要しない場合の1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ヘ) 一定の新築住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの (ト) 次に掲げる1,000㎡未満の一団の宅地の譲渡で、その譲渡価額が適正であるもの ④ 一団の造成宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたもの ⑤ 一団の宅地で、一定の新築住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの (チ) 宅地建物取引業者の行う居住用土地等の譲渡でその取得後一定期間内に行われるものうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するもの (リ) 不動産特定共同事業者の行う土地等の譲渡で、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡 (ヌ) 土地等の贈与による譲渡で国又は地方公共団体等に対する寄附に該当するもの</p> <p>ロ 課税標準 (1)のロに同じ</p> <p>ハ 税 額 譲渡益×10%＝追加課税分の税額（法人税）</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
III 特別控除及び買換え等の特例 (1) 取用換地等の場合	(イ) 6月以内に譲渡すること等を条件として ○ 譲渡利益-5,000万円=課税所得 (ロ) ただし、取用等のあった日から原則として2年以内に代替資産を取得する場合又は換地処分等により交換取得資産を取得する場合には、上記の特別控除と圧縮記帳による課税の繰延べとの選択ができる。
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 国、地方公共団体等が都市計事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために買い取られる場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、当該防災街区整備事業の都市計画法による事業認定前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に買い取られる場合 (ホ) 重要文化財、史跡、名勝、天然記念物や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を国又は地方公共団体等に買い取られる場合 (ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合 (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 (チ) 農業経営基盤強化促進法の地域計画の特例に係る事項が定められている地域計画の区域内にある農用地が、当該農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構(一定のものに限る。)に買い取られる場合 ○ 譲渡利益-2,000万円=課税所得 (注) 特定土地区画整理事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために買い取られる場合 (ロ) 取用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合 (ハ) 平成6年1月1日から令和5年12月31日までの間に、土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業(一団の土地の面積が5ha以上等の要件を満たすもの)等のために事業者土地等を買取られる場合 (ニ) 公有地拡大推進法第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地等を買取られる場合 (ホ) 航空機騒音障害防止特別地区にある土地が買い取られる場合 (ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う防災街区としての整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (チ) 中心市街地活性化法の認定中心市街地の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う認定中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (リ) 景観計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ス) 都市再生整備計画又は立地適正化計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ヲ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買取られる場合

22. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
	<p>(ワ) 商店街活性化法の認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業、中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合</p> <p>(カ) 農業協同組合の行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡し、た場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を買取られる場合</p> <p>(コ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合</p> <p>(ク) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を買取られる場合</p> <p>(ケ) 広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに買い取られる場合</p> <p>(コ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に取り取られる場合</p> <p>(ツ) 国土利用計画法による規制区域内の土地等を地方公共団体等に取り取られる場合</p> <p>(ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等に取り取られる場合</p> <p>(イ) 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に取り取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に取り取られる場合</p> <p>(ロ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき</p> <p>(ハ) 被災市街地復興土地区画整理事業の施行に伴い、保留地が定められた場合に、土地等に係る権利変換により土地等のうち保留地の対価の額に対応する部分の譲渡をしたとき</p> <p>(ウ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事情により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られる場合</p> <p>(ホ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマンション敷地売却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるとき</p> <p>(ロ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(オ) 都道府県立自然公園特別地域等の一定区域内の土地を地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(ク) 農業経営基盤強化促進法の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地を農地中間管理機構に買い取られる場合</p> <p>○ 譲渡利益 - 1,500万円 = 課税所得</p> <p>(注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合	<p>(イ) 農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合又は農地保有の合理化に資するため農地中間管理機構に農地等を譲渡した場合</p> <p>(ロ) 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合</p> <p>○ 譲渡利益 - 800万円 = 課税所得</p>
(5) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合</p> <p>○ 譲渡利益 - 1,000万円 = 課税所得</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(6) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例	(1)～(5)の場合に適用される特別控除額は、年間5,000万円を限度として認められる。
(7) 特定の資産の買換え、交換の場合	<p>イ 所定の買換え・交換により生じた譲渡資産の譲渡益については、その80%相当額につき、圧縮記帳による課税の繰延べを認める（昭45.4.1から令和8.3.31までの時限措置）。 なお、次の買換えに係る圧縮割合はそれぞれ次のとおり。</p> <p>① 下記(イ)の買換えのうち、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の第二種区域内にある場合の買換え：70%</p> <p>② 下記(ハ)の買換えのうち、特定の地域（東京23区）から集中地域（3大都市圏）以外の地域への買換え：90%（本店の移動を伴う買換えに限る。）</p> <p>③ 下記(イ)の買換えのうち、集中地域（3大都市圏）以外の地域から集中地域（東京23区を除く）への買換え：75%</p> <p>④ 下記(ハ)の買換えのうち、集中地域（3大都市圏）以外の地域から特定の地域（東京23区）への買換え：70%（本店の移動を伴う買換えの場合は60%）</p> <p>ロ 譲渡事業年度に買換資産の取得ができない場合には、特別勘定を設定することにより1年間（特定の場合は、税務署長の承認を得ることを条件に更に2年間）繰り越すことができる。</p> <p>ハ なお、1年前に先行取得した資産（特定の場合には、3年前の取得資産も可）についても圧縮記帳の対象とすることができる。</p> <p>ニ 買換資産が土地等である場合には、原則として、譲渡資産である土地等の面積の5倍以内の面積部分に限り圧縮記帳の対象となる。</p> <p>(イ) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え</p> <p>(ロ) 土地等が土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴って取得される場合の既成市街地等（これに類する区域を含む。）内での買換え</p> <p>(ハ) 所有期間10年超の国内にある土地等又は建物等を譲渡し、国内にある土地等又は建物等を取得した場合の買換え</p> <p>(ニ) 日本船舶から日本船舶への買換え</p> <p>ホ 納税地の所轄税務署長に上記イの制度の適用を受ける旨の届出をした場合に限り適用することができる（令和6年4月1日施行）。</p>
(8) 特定の交換分合の場合	<p>(イ) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合</p> <p>(ロ) 農住組合の組合員が農住組合法の規定による交換分合により土地等を交換した場合</p> <p>○ 圧縮記帳による課税の繰延べ</p>
(9) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	<p>国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地等（特定普通財産）とその隣接する土地等とを交換する場合</p> <p>○ 圧縮記帳による課税の繰延べ</p>
(10) 一般の交換の場合	<p>1年以上保有していた固定資産を同種の資産（相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の固定資産）と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合</p> <p>○ 圧縮記帳による課税の繰延べ</p>

22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

区分		年	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56		
基本 的 課 税 方 式 人	長 区 分		〔44年度改正〕 44.1.1かつ保有期間5年基準						〔50年度改正〕 44.1.1基準								
	個 人	長期	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 次により分離課税 45・46年 10% (住4%) 47・48年 15% (住5%) 49・50年 20% (住6%) (44年分は旧制度との選択適用)						〔50年度改正〕 51～54年 次により分離課税 2,000万円まで 20% (住6%) 2,000万円超 3/4総合課税						〔55年度改正〕 55・56年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超8,000万円 まで 1/2総合課税 8,000万円超 3/4総合課税		
		短期	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 45.1.1～														
	課 税 方 式 人	超 短 期	次のいずれか多い方の税額による ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積 税額の110%相当額 (44年分は旧制度との選択適用)						〔48年度改正 個人の不動産業者等の土地譲渡益重課税制度の創設〕 49.1.1～44.1.1以後の取得⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)								
		短期	通常の法人税課税						〔48年度改正 法人の土地譲渡益 (短期) 重課税制度の創設〕 49.4.1 (一部48.4.21) ～ 44.1.1以後の取得 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)								
	課 税 方 式 人	超 短 期	通常の法人税課税														
	課 税 方 式 人	上 記 以 外															
	課 税 特 例	軽 減 率 (個 人)	特定市街化区域農地等を譲渡した場合		〔48年度改正 創設〕 48年10% (住4%) 49・50年15% (住5%)			〔51年度改正〕 51～53年 2,000万円まで 15% (住5%) 2,000万円超 20% (住6%)			〔54年度改正〕 54～59年 4,000万円まで 15% (住5%) 4,000万円超 20% (住6%)			優良住宅地等を譲渡した場合 〔54年度改正 創設〕 54～56年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 1/2総合課税			
			特別控除 (個人・法人)	収用等	〔44年度改正〕 1,200万円	〔48年度改正〕 2,000万円			〔50年度改正〕 3,000万円								
	課 税 特 例	特別 控 除 (個 人・ 法 人)	特定土地 区画整理事業等	〔44年度創設〕 600万円	1,000万円			2,000万円									
特定住宅地 造成事業等			〔44年度改正〕 300万円	500万円			1,500万円										
農地保有合理化等 〔45年度創設〕			150万円	250万円			500万円										
居住用 (個人のみ)			〔44年度改正〕 1,000万円	1,700万円			3,000万円										
課 税 特 例	買 換 え	居 住 用 (個 人)	〔44年度改正 廃止〕 45.1.1～ 居住用財産の買換え特例 (27年創設) を廃止														
		事 業 用 (個 人・ 法 人)	〔44年度改正〕 法人45.4.1～ 個人45.1.1～ 一般的な事業用資産の買換え特例を廃止して、国土政策・土地 政策に合致する特定の事業用資産の買換え特例を創設														

(注) 適用期限の延長は省略している。

税 制 度 の 概 要 (続)
度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)

57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5・6	7	
〔57年度改正〕57～62.9.30 所有期間10年基準						〔62年9月改正〕62.10.1～9.3.31 所有期間5年基準							
〔57年度改正〕57年～63年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 1/2総合課税						〔63年12月改正〕元～3年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)		〔3年度改正〕 4年～6年 次により分離課税 一律30% (住9%)			〔7年度改正〕 7年 次により分離課税 4,000万円まで 25% (住7.5%) 4,000万円超 30% (住9%)		
〔57年度改正〕57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年9月改正〕62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下⇒同左							
						〔62年9月改正 個人の不動産業者等の超短期重課制度の創設〕62.10.1～9.12.31 その年1月1日で所有期間2年以下⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ①50%相当額 (住15%相当額) ②全額総合課税をした場合の上積税額額の120%相当額							
〔57年度改正〕57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年9月改正〕62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税							
						〔62年9月改正 超短期重課制度の創設〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え30%の税率で追加課税			〔3年度改正 分離課税制度の創設〕 4.1.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税率に30%の税率を加算した税率による分離課税				
						〔3年度改正 一般の土地譲渡益重課税制度創設〕4.1.1～⇒通常の法人税に加え10%の税率で追加課税							
			〔60年度改正〕60～63年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)			〔63年12月改正〕元～3年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 22.5% (住7%)		〔3年度改正〕 4.1.1～ 一律 27.5% (住8%)		5.1.1～ 廃止			
〔57年度改正〕57.1.1～ 4,000万円まで20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)						〔63年度改正〕 63.4.1～ 一律20% (住6%)			〔3年度改正〕3.1.1～ 一律15% (住5%)				
居住用財産を 譲渡した場合						〔63年度改正 創設〕63.4.1～ 4,000万円まで 10% (住4%) 4,000万円超 15% (住5%)			〔3年度改正〕4.1.1～ 6,000万円まで 10% (住4%) 6,000万円超 15% (住5%)				
						〔平成元年度改正〕 5,000万円適用期限あり			〔3年度改正〕 5,000万円				
						〔平成元年度改正〕 800万円 (適用期限あり)			〔3年度改正〕 800万円				
〔57年度改正 復活〕 57.1.1～ 所有期間10年超の居住用財産に限定して復活						〔63年度改正 原則廃止〕 63.4.1～ 父母等から相続等により取得し、かつ、譲渡者の居住期間が30年以上のものに限定							
						〔5年度改正 一部復活〕 5.1.1～9.12.31 ①土地の対価の額について、国土利用計画法に基づく勧告等を受けていないこと ②譲渡価額が1億円以下 (6.1.1～2億円以下)のもの ③譲渡者の居住期間10年以上等一定の要件を満たすものに限定							
〔57年度改正〕 57.1.1～長期所有土地等の判定基準の緩和 44.1.1以前取得 ⇒所有期間10年超			〔61年度改正〕 法人61.4.1～ 課税の繰延額の2割縮減		〔62年9月改正〕 個人62.10.1～ 課税の繰延額の2割縮減		〔3年度改正〕 4.1.1～ 長期所有土地等から減価償却資産への買換えを廃止		〔4年度改正〕 構造改善等のための長期所有土地等から減価償却資産への買換えの追加		〔6年度改正〕 設備投資促進のための長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内の減価償却資産への買換えの追加		〔7年度改正〕 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えの追加

22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

年		8	9	10	11	12	
基本的人課税	区分	[8年度改正] 所有期間5年基準(特例方式の廃止)					
	長期	[8年度改正] 8・9年次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 8,000万円まで 25% (住7.5%) 8,000万円超 30% (住9%)		[10年度改正] 10年次により分離課税 6,000万円まで 20% (住6%) 6,000万円超 25% (住7.5%)		[11年度改正] 11年～15年次により分離課税 一律20% (住6%)	
		短期		[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 適用停止			
		超短期		[10年度改正] 10.1.1～ 廃止			
	方法	[8年度改正] 8.1.1～ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え10%の税率で追加課税		[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止			
		[8年度改正] 8.1.1～14.3.31 その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え15%の税率で追加課税		[10年度改正] 10.1.1～ ⇒廃止			
		上記以外 [8年度改正] 8.1.1～ ⇒通常の法人税に加え5%の税率で追加課税		[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止			
	軽減税率(個人)	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)					
		(優良住宅地等を譲渡した場合)		[8年度改正] 9.1.1～13.3.31 4,000万円まで 15% (住5%) 4,000万円超 20% (住6%)			
		(居住用財産を譲渡した場合)					
(収用等)							
(特定土地区画整理事業等)							
特別控除(個人・法人)	(特定住宅地造成事業等)						
	(農地保有合理化等)						
	(居住用・個人のみ)						
	居住用(個人)		[10年度改正 要件緩和] 10年～15年 ① 譲渡者の居住期間10年以上 ② 買換資産についての面積要件等 一定の要件を満たすものに限定				
	事業用(個人・法人)		[8年度改正] 沿道整備権利移転等促進計画による土地等の買換えの追加		[9年度改正] 防災街区整備権利移転等促進計画による土地等の買換えの追加		
買換え	[10年度改正] 長期所有土地等(所有期間10年超)の買換え		[10年度改正] 10.1.1～12.12.31までの間、地域限定要件なし 一律課税繰延割合80%		[11年8月改正] 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えを事業再構築のための買換えに改組		
	[12年度改正] 移転促進地域から誘導地域内への買換えを廃止						

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降) (続)

13	14	15	16	17	18
[13年度改正 適用期限延長] ~15.12.31			[16年度改正] 16.1.1~ 次により分離課税 一律15% (住5%) ・他の所得との損益通算を廃止 ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり ・100万特別控除廃止		
[13年度改正 停止措置延長] ~15.12.31			[16年度改正] 16.1.1~ 次により分離課税 一律30% (住9%) ただし、国等に対する譲渡については、15% (住5%) ・他の所得との損益通算を廃止		
[13年度改正 停止措置延長] ~15.12.31			[16年度改正 停止措置延長] ~20.12.31		
[13年度改正 停止措置延長] ~15.12.31			[16年度改正 停止措置延長] ~20.12.31		
[13年度改正 停止措置延長] ~15.12.31			[16年度改正 停止措置延長] ~20.12.31		
[13年度改正 適用期限延長] ~15.12.31			[16年度改正] 16.1.1~20.12.31 2,000万円まで 10% (住4%) 2,000万円超 15% (住5%) 課税繰延べの特例、特例控除との重複適用を廃止		
[13年度改正] ① 適用期限延長~15.12.31 ② 買換資産に係る面積要件等の緩和			[16年度改正] 適用期限延長~18.12.31		[17年度改正] 買換資産に係る要件の緩和
[13年度改正] 水道水源水域に係る特定施設等の移転に伴う買換え、新産業都市区域外から内への買換え、過度集積地域から特定の拠点地区内への産業業務施設の移転に伴う買換え等を廃止	[15年度改正] 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域にある土地、建物、機械装置等への買換えを廃止	[16年度改正] 防災街区整備権利移転等促進計画に基づく土地等への買換えを防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等又は建物若しくは構築物への買換えに改組		[18年度改正] 特定農山村地域における所有権移転等促進計画による農林地の買換え、幹線道路の沿道の整備に関する法律の沿道整備権利移転等促進計画による買換えを廃止	

22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

年		19・20	21	22
基本的課税方法	区分長区			
	短期	(個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度)	[21年度改正 停止措置延長] ～25.12.31	
	長期			
	短期		[21年度改正 停止措置延長] ～25.12.31	
	上記以外		[21年度改正 停止措置延長] ～25.12.31	
軽減税率(個人)		(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)		
		(優良住宅地等を譲渡した場合)	[21年度改正 適用期限延長] ～25.12.31	
		(居住用財産を譲渡した場合)		
特別控除(個人・法人)		(取用等)		
		(特定土地区画整理事業等)		
		(特定住宅地造成事業等)		
		(農地保有合理化等)		
		(居住用・個人のみ)	平21・22取得 [21年度改正 創設] 土地等 1,000万円	
特例	居住用(個人)	[19年度改正] ① 適用期限延長～21.12.31 ② 買換え資産についての床面積要件の上限撤廃 ③ 相続等により取得した居住用財産の買換え特例は、特定居住用財産の買換え特例に一本化し、廃止	[22年度改正] ① 適用期限延長～23.12.31 ② 譲渡価額が2億円以下のものに限定	
	事業用(個人・法人)	[19年度改正] 防災再開発促進地区内における認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業に伴う土地等の買換えを追加		

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降) (続)

23	24・25	26	27
		[26年度改正 停止措置延長] ～29.3.31	
		[26年度改正 停止措置延長] ～29.3.31	
		[26年度改正 停止措置延長] ～29.3.31	
		[26年度改正 適用期限延長] ～28.12.31	
	[24年度改正] ① 適用期限延長～25.12.31 ② 譲渡価額が1.5億円以下のものに限定	[26年度改正] ① 適用期限延長～27.12.31 ② 譲渡価額が1億円以下のものに限定	
[23年度改正] 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え等の廃止	[24年度改正] 長期所有土地等（所有期間10年超）の買換え ① 適用期限延長 ～26.12.31 ② 買換資産の見直し	[26年度改正] ① 適用期限延長～29.3.31 ② 誘致区域の外から内への買換えを廃止 等 ③ 都市機能誘導区域以外から内への買換えを追加 ④ 日本船舶の買換えについて、船齢の高い船舶を除外、買換資産について環境負荷低減に資する作業船を追加、環境負荷要件の見直し 等	[27年度改正] 長期所有土地等（所有期間10年超）の買換えについて ① 適用期限延長 ～29.3.31 ② 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外 ③ 圧縮割合の引下げ イ 集中地域（3大都市圏）以外の地域から集中地域（東京23区を除く）への買換え：75% ロ 集中地域（3大都市圏）以外の地域から特定地域（東京23区）への買換え：70%

22. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課税制

年		28	29	30	令和元
基本的課税方法	区分				
	長区				
	短分				
	個人				
	長期				
	短期				
方式	個人	(個人の不動産事業者等の土地譲渡益重課制度)	[29年度改正] 停止措置延長～2.3.31		
	短期		[29年度改正] 停止措置延長～2.3.31		
	上記以外		[29年度改正] 停止措置延長～2.3.31		
課税の	軽減率 (個人)	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)			
		(優良住宅地等を譲渡した場合)	[29年度改正]		
		(居住用財産を譲渡した場合)			
	特別控除 (個人・法人)	(収用等)			
		(特定土地区画整理事業等)			
		(特定住宅地造成事業等)			
		(農地保有合理化等)			
		(居住用・個人のみ) [28年度改正] 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設 28.4.1～令和元.12.31の譲渡			[令和元年度改正] 空き家に係る譲渡所得の特例適用期限延長 ～5.12.31の譲渡
		(平21・22取得土地等)			
	特例	買換え	居住用 (個人)	[28年度改正] 適用期限延長～29.12.31	[30年度改正] 適用期限延長 ～令和元.12.31 買換資産が非耐火既存住宅である場合に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすことを加える。
事業用 (個人・法人)			[29年度改正] ① 適用期限延長 ～2.3.31 ② 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え、農用地区域内にある土地等の買換えを廃止 ③ 既成市街地等の内から外への買換え、長期所有土地等(所有期間10年超)の買換え、船舶から船舶への買換えについて、対象資産の見直し		

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降) (続)

2	3	4	5
〔2年度改正〕 停止措置延長～5.3.31			〔5年度改正〕 停止期限延長～8.8.31
〔2年度改正〕 停止措置延長～5.3.31			〔5年度改正〕 停止措置延長～8.3.31
〔2年度改正〕 停止措置延長～5.3.31			〔5年度改正〕 停止措置延長～8.3.31
〔2年度改正〕 適用期限延長～4.12.31			〔5年度改正〕 適用期限延長～7.12.31
			〔5年度改正〕 空き家に係る譲渡所得の特例適用期限延長 ～9.12.31の譲渡
〔2年度改正・個人のみ〕 低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除の創設 令2.7.1～4.12.31までの譲渡			〔5年度改正・個人のみ〕 低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除 の期限延長 ～7.12.31の譲渡
〔2年度改正〕 適用期限延長～3.12.31		〔4年度改正〕 適用期限延長～5.12.31 買換資産が令和6年1月1日以後に建築確 認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同 年6月30日以前のもを除く。）等である 場合の要件に、その住宅がエネルギーの使 用の合理化に資する一定の住宅であることを 加える。	
〔2年度改正〕 ① 適用期限延長～5.3.31（過疎地域の外 から内への買換え、危険密集市街地内 にある土地等の買換えについては 3.3.31） ② 都市機能誘導区域の外から内への買 換えを廃止。 ③ 既成市街地等の内から外への買換 え、長期保有土地等（所有期間10年超） の買換え、日本船舶から日本船舶への 買換えについて対象資産の見直し、危 険密集市街地内にある土地等の買換え について適用要件の見直し、航空機騒 音障害区域の内から外への買換えにつ いて、圧縮割合の引下げ	〔3年度改正〕 過疎地域の外から内 への買換え及び防災 再開発促進地区内 にある土地等の買換え を廃止。		〔5年度改正〕 ① 適用期限延長～8.3.31 ② 既成市街地等の内から外への買換えを廃止 ③ 航空機騒音障害区域の内から外への買換えにつ いて、特定飛行場・空港周辺について、譲渡資産 から、2.3.31以前に指定された区域にある資産を 除外 ④ 長期保有土地等の買換えについて、本店の移動 を伴う場合の割合を見直し ⑤ 日本船舶から日本船舶への買換えについて、環 境負荷低減要件、船齢要件等を見直し ⑥ 当期中に譲渡資産を譲渡し、かつ、買換資産を 取得した場合には、納税地の所管税務署長に本特 例の適用を受ける旨の届出を要することとする (6.4.1施行)

23. 法人税率

適用事業年度 区分	各事業年度の所得に対する税率									
	普通法人					協同組合等		公益法人等(注1)		
	基本税率		軽減税率			留保分	配当分	右記 以外	公益社団・財 団法人、非營 利型一般社 団・財団法人	
	留保分	配当分	所得区分		留保分					配当分
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	(年300万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		28%	22%	23%	19%	23%	—
45. 5. 1 "	36.75%	"	"		"	"	"	"	"	—
47. 4. 1以降開始	"	"	"		"	"	"	"	"	—
48. 4. 1 "	"	"	"		"	"	"	"	"	—
49. 5. 1以降終了	40%	28%	(年600万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		"	"	"	"	"	—
50. 5. 1 "	"	30%	(年700万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		"	"	"	"	"	—
56. 4. 1 "	42%	32%	(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		30%	24%	25%	21%	25%	—
59. 4. 1 "	43.3%	33.3%	"		31%	25%	26%	22%	26%	—
60. 4. 1 "	"	"	"		"	"	28%	23%	28%	—
62. 4. 1 "	42%	32%	"		30%	24%	27%	22%	27%	—
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	"		29%	26%	" (特定の協 同組合等 の所得10 億円超の 部分30%)	25%	"	—
2. 4. 1 "	37.5%		"		28%		" (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%)	"	"	—
10. 4. 1 "	34.5%		"		25%		" (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%)	25%	"	—
11. 4. 1 "	30%		"		22%		" (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)	22%	"	—
13. 4. 1 "	"		"		"		"	"	"	—
18. 4. 1 "	"		"		"		"	"	"	—
19. 4. 1 "	"		"		"		"	"	"	—
20. 4. 1 "	"		"		"		"	"	" 30% (年所得800万円 以下の部分22% (20.12.1以降終了))	—
21. 4. 1以降終了	"		"		18%		" 22% (年所得800万円 以下の部分18% 特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)	" (年所得 800万 円以下 の分 18%)	" 30% (年所得800万 円以下の部分 18%)	—
22. 4. 1以降開始	"		(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ(資本金の額等 が5億円以上である法 人等との間にその法人 等による完全支関係 があるもの等を除く。)		"		"	"	"	"

の 推 移

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 〔各事業年度の留保所得金額から次の①、②、③、④のうち、最も多い金額を控除した金額〕				退職年金等積立金に対する税率
積立金から成る部分		その他		①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額	30%	年150万円	—	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%
非課税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない。)		30% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)	21% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)					
〃	〃	〃	〃	〃	35% (45.4.1以降開始)	年200万円 (45.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年350万円	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年500万円	—	〃
〃	35%	〃	〃	〃	〃	年1,000万円 (49.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年1,500万円 (50.4.1以降開始)	—	〃
〃	37% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	23% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	38.1% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.9% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	25.8% (60.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	37% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	24.8% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	35.2% (元.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	33% (24.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	30.7% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.1% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	27.1% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	20.5% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃 (13.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃 (13.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	40% (中小法人は50%)	年2,000万円	自己資本比率(自己資本〔同族関係者からの借入金を含む〕/総資産)が30%に達するまでの額(自己資本比率が30%未満の中小法人のみ)	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	40%	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃 (注3)
清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行				〃	〃	〃	—	〃 (注3)

23. 法人税率

適用事業年度区	各事業年度の所得に対する税率								
	普通法人					協同組合等		公益法人等(注1)	
	基本税率		軽減税率			留保分	配当分	右記以外	公益社団・財団法人型・非営利型一般社団・財団法人
	留保分	配当分	所得区分		留保分				
23. 4. 1以降開始	"		年800万円以下(資本の額が1億円以下)の法人(大規模な法人等)による100%の完全子会社等(注1)			"		"	"
24. 4. 1 "	25.5%	"			15% (注2)	19% (年所得800万円以下)15% (注2) 2) 特定の協同組合等の年所得10億円超の部分22%		19% (年所得800万円以下)15% (注2)	25.5% (年所得800万円以下)15% (注2)
27. 4. 1 "	23.9%	"			"	"		"	23.9% (年所得800万円以下)15% (注2)
28. 4. 1 "	23.4%	"			"	"		"	23.4% (年所得800万円以下)15% (注2)
30. 4. 1 "	23.2%	"			"	"		"	23.2% (年所得800万円以下)15% (注2)

(注1) 他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。
認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合

(注2) 平成24年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率(平成31年4月1日以後に開始する事業年度については、適用除外事業者該当する普通法人を除く)。

24. 法人の種類別法人数

区	分	申告法人数	所得金額		税額
			利益	欠損	
内	国	法人			
普	通	法人			
会	社	等	2,816,969	568,451	137,762
う	ち	特	1,239	36	892
企	業	組	1,291	29	21
医	療	法	55,648	12,334	2,762
小		計	2,873,908	580,815	140,544
人	格	の	23,644	239	116
協	同	組			
農	業	協	2,788	5,342	88
		同			
		連			
		合			
		会			
					39

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度)を対象として令和4年7月31日現在でとりまとめたものである。

の 推 移 (続)

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 各事業年度の留保所得金額から次の①、②、③、④のうち、最も多い金額を控除した金額				退職年金等積立金に対する税率
積立金から成る部分		その他		年3,000万円以下 年3,000万円超 年 1 億円超		10% 15 20	④自己資本比率基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	①資本金基準	②所得基準	③定額基準		④自己資本比率基準
				〃	〃	〃	—	〃 (注3)
				〃	〃	〃	—	〃 (注3)
				〃	〃	〃	—	〃 (注3)
				〃	〃	〃	—	〃 (注3)
				〃	〃	〃	—	〃 (注3)

(注3) 平成11年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度については、課税が停止されている。
 (参考) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度については基準法人税額の4.4%、令和元年10月1日以後に開始する事業年度については10.3%の地方法人税が課される。
 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内に属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。

所得金額及び税額 (令和3年度分)

(単位 社、億円)

区 分	申告法人数	所得金額		税 額
		利 益	欠 損	
消費生活協同組合及び同連合会	587	1,690	31	
中小企業等協同組合(企業組合を除く。)	12,772	876	166	
漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	1,789	145	63	
森林組合及び同連合会	2,637	140	10	
そ の 他	21,606	6,312	400	
小 計	42,179	14,505	758	1,865
公 益 法 人 等	57,715	2,931	2,235	589
外 国 法 人	5,296	4,011	1,335	826
小 計	3,002,742	602,500	144,988	118,124
連 結 法 人	1,917	186,849	24,385	19,919
合 計	3,004,659	789,349	169,373	138,044

3. 連結申告を行った法人は、1グループを1社として集計している。
4. 「申告法人数」及び「所得金額」は、清算確定分を含まない。
5. 「税額」欄は、所得金額、留保金額及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額等の税額控除を差し引いた税額を示す。

25. 法人の資本金階級別の所得

所得階級	資本金階級 番号	500万円以下		500万円超		1,000万円超		5,000万円超		1億円超	
		法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
利益計上法人											
100万円以下	1	187,364	783	47,945	210	12,575	60	987	5	163	1
100万円超	2	96,251	1,414	27,468	407	8,491	125	774	12	128	2
200万円	3	64,858	1,610	20,166	508	6,860	171	592	14	103	3
300万円	4	83,844	3,297	29,946	1,192	10,903	429	1,102	43	147	6
500万円	5	98,860	7,062	44,534	3,233	19,494	1,426	2,117	155	327	24
1,000万円	6	59,053	8,369	38,478	5,496	21,907	3,163	2,665	394	437	64
2,000万円	7	35,142	10,853	34,321	10,681	28,525	9,269	4,830	1,580	866	296
5,000万円	8	9,077	6,317	13,356	9,075	16,109	11,518	4,142	2,916	928	667
1億円	9	3,337	4,658	6,275	8,318	10,034	14,136	3,702	5,329	1,084	1,595
2億円	10	1,408	4,252	3,146	8,920	5,947	18,592	3,871	12,219	1,758	5,714
5億円	11	293	2,035	701	4,532	1,530	10,937	1,741	12,385	1,279	9,084
10億円	12	218	5,479	407	9,006	723	18,331	1,287	37,104	1,587	59,105
計	13	639,705	56,128	266,743	61,579	143,098	88,156	27,810	72,155	8,807	76,561
欠損法人	14	1,133,015	34,099	442,243	26,604	151,599	22,763	25,686	23,265	3,319	7,125

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）について、令和4年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和4年8月末現在でとりまとめたものである。

3. 年2回以上の事業年度を持つ法人の所得階級区分及び所得金額は次による。

26. 法人数（普通法人）の業種別の資本金階級別表（令和3年度分）

（単位 社）

業種	資本金階級									
	100万円以下	100万円超	500万円超	1,000万円超	5,000万円超	1億円超	10億円超	50億円超	100億円超	合計
農林水産業	8,361	18,166	6,130	2,588	645	68	3	1	1	35,963
鉱業	131	907	1,057	835	147	18	14	10	14	3,133
建設業	59,083	237,754	95,704	60,087	4,495	503	114	34	35	457,809
繊維工業	561	3,086	3,694	1,474	275	44	14	4	4	9,156
化学工業	1,750	9,674	10,520	6,255	1,814	664	228	73	78	31,056
鉄鋼金属工業	2,230	19,873	16,135	6,677	1,367	352	83	27	21	46,765
機械工業	5,097	28,384	24,373	11,085	3,027	891	272	83	97	73,309
食料品製造業	5,055	17,046	12,358	5,852	1,519	304	87	21	23	42,265
出版印刷業	2,405	11,027	10,606	3,658	753	133	22	4	5	28,613
その他の製造業	8,352	35,234	25,837	9,177	1,988	381	95	25	24	81,113
卸売業	19,571	81,865	86,659	35,470	6,940	1,575	303	53	41	232,477
小売業	44,189	162,642	81,580	20,569	2,848	473	118	29	35	312,483
料理飲食旅館業	29,283	68,482	25,974	7,400	1,316	129	54	10	7	132,655
金融保険業	15,996	18,464	8,911	3,315	1,804	926	557	178	405	50,556
不動産業	74,188	155,170	90,738	28,038	7,673	873	165	30	42	356,917
運輸通信公益事業	15,529	27,540	29,591	18,760	3,131	1,033	275	61	88	96,008
サービス業	254,618	331,007	179,119	73,457	13,754	3,759	513	79	98	856,404
計	546,399	1,226,321	708,986	294,697	53,496	12,126	2,917	722	1,018	2,846,682

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）について、令和4年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和4年8月末現在でとりまとめたものである。

3. 本表は、連結法人を除いている。

4. 相互会社は、実態に即して便宜的に資本金100億円超の階級として集計し、金融保険業に含めている。

階級別表 (令和3年度分)

(単位 社, 億円)

(単位 社, 億円)

10億円超		100億円超		合計		番号	所得階級	連結法人	
法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額			番号	法人数
35	0	29	0	249,098	1,058	1	利益計上法人 100万円以下	8	0
126	1	61	1	133,299	1,962	2	100万円超	5	0
10	0	10	0	92,599	2,305	3	200万円〃	10	0
23	1	8	0	125,973	4,968	4	300万円〃	19	1
24	1	7	0	165,363	11,902	5	500万円〃	27	2
45	6	5	1	122,590	17,493	6	1,000万円〃	26	4
110	34	5	1	103,799	32,714	7	2,000万円〃	59	19
101	67	11	6	43,724	30,566	8	5,000万円〃	72	51
193	256	14	19	24,639	34,311	9	1億円〃	84	126
343	1,043	32	98	16,505	50,838	10	2億円〃	149	601
381	2,586	28	197	5,953	41,756	11	5億円〃	125	929
1,394	65,865	606	145,053	6,222	339,943	12	10億円〃	569	184,258
2,785	69,861	816	145,376	1,089,764	569,817	13	計	1,153	185,991
854	6,479	202	13,600	1,756,918	133,935	14	欠損法人	683	24,409

- ① 利益計上法人の場合は、所得金額の(正)の合計金額による。
- ② 欠損法人の場合は、所得金額の(負)の合計金額による。
- 4. 連結申告を行った法人は、1グループ1社として集計している。

27. 法人数の累年比較

(単位 社, %)

区分	普通法人		協同組合等		公益法人等		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
昭和45年	986,825	94.9	48,488	4.7	4,847	0.5	1,040,160	100.0
50	1,346,476	95.5	54,615	3.9	9,519	0.7	1,410,610	100.0
55	1,645,589	95.8	60,172	3.5	12,442	0.7	1,718,203	100.0
60	1,902,956	96.0	61,832	3.1	17,846	0.9	1,982,634	100.0
平成元	2,175,725	96.4	59,592	2.6	20,517	0.9	2,255,834	100.0
5	2,561,830	97.0	57,842	2.2	22,367	0.8	2,642,039	100.0
10	2,699,881	97.1	56,052	2.0	25,374	0.9	2,781,307	100.0
11	2,730,482	97.1	55,393	2.0	25,980	0.9	2,811,855	100.0
12	2,766,457	97.1	55,067	1.9	26,459	0.9	2,847,983	100.0
13	2,791,841	97.1	54,313	1.9	27,957	1.0	2,874,111	100.0
14	2,806,347	97.1	53,613	1.9	30,397	1.1	2,890,357	100.0
15	2,790,489	97.0	52,529	1.8	32,631	1.1	2,875,649	100.0
16	2,809,691	97.0	51,724	1.8	35,511	1.2	2,896,926	100.0
17	2,830,691	96.9	51,019	1.7	38,511	1.3	2,920,221	100.0
18	2,853,438	96.9	50,277	1.7	40,992	1.4	2,944,707	100.0
19	2,892,567	96.9	48,594	1.6	43,278	1.5	2,984,439	100.0
20	2,890,928	96.9	47,635	1.6	44,331	1.5	2,982,894	100.0
21	2,886,807	96.9	46,882	1.6	45,490	1.5	2,979,179	100.0
22	2,866,659	96.9	45,956	1.6	46,665	1.6	2,959,280	100.0
23	2,865,264	96.9	45,227	1.5	47,585	1.6	2,958,076	100.0
24	2,873,203	96.9	44,704	1.5	48,622	1.6	2,966,529	100.0
25	2,893,509	96.8	44,206	1.5	49,992	1.7	2,987,707	100.0
26	2,903,874	96.8	43,905	1.5	51,382	1.7	2,999,161	100.0
27	2,927,903	96.8	43,865	1.4	53,057	1.8	3,024,825	100.0
28	2,955,577	96.8	43,687	1.4	54,422	1.8	3,053,686	100.0
29	2,980,284	96.8	43,454	1.4	55,920	1.8	3,079,658	100.0
30	3,004,951	96.8	43,194	1.4	56,970	1.8	3,105,115	100.0
令和元	3,036,497	96.8	42,869	1.4	57,957	1.8	3,137,323	100.0
2	3,089,709	96.8	42,544	1.3	58,972	1.8	3,191,225	100.0
3	3,148,185	96.9	42,181	1.3	60,046	1.8	3,250,412	100.0

- (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
- 2. 「法人数」は内国法人(人格のない社団等を除く。)の数であり、平成18年以前はその年2月1日から翌年1月31日までの間に事業年度が終了した法人(休業中等の理由による無申告法人を含む。)について示し、平成19年以降は翌年6月30日現在の法人数を示している。
- 3. 平成19年度以降は、連結法人を含んでおり、連結申告を行った法人は、1グループを1社として集計している。
- 4. 昭和45年は沖縄国税事務所分を除く。

税 率	法人税 (1) 「各事業年度の所得」については ① 普通法人 イ 資本金1億円以下のもの (年800万円以下の所得) 62年度 平元 平2 平10 平11 平21 平24～ 留保分 30% 29% } 28% 25% 22% 18% 15% (注1) 配当分 24% 26% } (年800万円超の所得) 62年度 平元 平2 平10 平11 平24 平27 平28 平30～ 留保分 42% 40% } 37.5% 34.5% 30% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2% 配当分 32% 35% } ロ 資本金1億円超のもの 62年度 平元 平2 平10 平11 平24 平27 平28 平30～ 留保分 42% 40% } 37.5% 34.5% 30% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2% 配当分 32% 35% } ② 公益法人等 イ 下記以外のもの 62年度 平10 平11 平21 平24～ 27% 25% 22% 22% 19% (年800万円以下の所得) 平21 平24～ 18% 15% (注1) ロ 公益社団・財団法人、非営利型一般社団・財団法人 (年800万円以下の所得) 平20 平21 平24～ 22% 18% 15% (注1) (年800万円超の所得) 平20 平24 平27 平2 平30～ 30% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2% ③ 協同組合等* 62年度 平元 平2 平10 平11 平21 平24～ 留保分 27% 27% } 27% 25% 22% 22% 19% 配当分 22% 25% } (年800万円以下の所得) 平21 平24～ 18% 15% (注1)
	*特定の協同組合等の年10億円超の所得金額に係る税率は22% (注1) 平成24.4.1から令和7.3.31までの間に開始する各事業年度に適用される税率。ただし、平成31.4.1以後に開始する事業年度において適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人)に該当する法人の年800万円以下の部分については、19%。 (注2) 普通法人の軽減税率については、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等には適用しない。
	(2) 「清算所得」については 63年度 平元 平2 平10 平11 平22～ ① 普通法人 37% 35.2% 33% 30.7% 27.1% } ② 協同組合等 24.8% 24.8% 24.8% 23.1% 20.5% } 通常の所得課税に移行
	(1) 受取配当等の益金不算入 内国法人が受け取る株式等に係る配当等の額のうち次の①～④の金額は、益金の額に算入しない。 ① 完全子法人株式等に係る配当等の額…その全額 (注) 完全子法人株式等とは、内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等のうち一定のものをいう。 ② 関連法人株式等(①以外の持株割合3分の1超の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額から負債利子の額を控除した残額 ③ ①、②及び④以外の株式等(持株割合5%超3分の1以下の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額の50%相当額

度の概要

所得の計算（主なもの）（続）	<p>④ 非支配目的株式等（持株割合5%以下の株式等）に係る配当等の額（特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。）…その配当等の額の20%相当額 （注1）保険会社が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の40%相当額を益金不算入 （注2）協同組合等が受け取る連合会等の普通出資に係る配当等の額については、出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額を益金不算入</p> <p>(2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入 外国子会社（持株割合25%以上の株式等）に係る受取配当等についてはその95%相当額（受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。</p> <p>(3) 有価証券の期末評価方法 売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。</p> <p>(4) 棚卸資産の期末評価方法 原価法又は低価法（期末の一般的な時価）による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。</p> <p>(5) 減価償却（後掲）</p> <p>(6) 貸倒引当金</p> <p>① 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は、期末金銭債権を個別に評価する金銭債権（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する金銭債権については実績繰入率（過去3年間の貸倒実績率）を乗じて貸倒見込額を計算する。</p> <p>② 中小法人等については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる。（本特例については、大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等又は適用除外事業者に該当する法人には適用しない。）</p> <p>(7) 収益及び費用の帰属事業年度の特例</p> <p>① 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度</p> <p>イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が1年以上であること、請負金額が10億円以上等の要件に該当するもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。</p> <p>ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。</p> <p>② リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度</p> <p>資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計上することができる。</p>
法人社内留保課税	<p>特定同族会社の留保金課税</p> <p>法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の額等の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%）を適用して計算した留保税額が課される。</p> <p>特定同族会社とは、1株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50%を超える会社（資本金の額等が1億円以下の会社は、大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等に限る。）をいう。</p>
租税の特別減免	<p>(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4）</p> <p>① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度…一般試験研究費の額について、試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（1%～14%）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。</p> <p>イ 税額控除割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 増減割合が12%超 $11.5\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375$（14%を上限とする。） ○ 増減割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{増減割合}) \times 0.25$（1%を下限とする。） ○ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 8.5%

- ※ 税額控除割合が10%を超える部分については、令和3.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度に限る。
- ※※ 令和3.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合（試験研究費割合）が10%を超える場合には、上記イの税額控除割合に、次の割合を加算する。
- 控除増率：(試験研究費割合－10%)×0.5（10%を上限）
- ロ 税額控除の上限…当期の法人税額の25%。ただし、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度においては、当期の法人税額に次の区分に応じそれぞれ次の割合（(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合はいずれか高い割合）を乗じた金額とする。
- なお、研究開発を行う一定のベンチャー企業については税額控除の上限を15%上乗せする特例を受けることができる。
- (注) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいう。
- (イ) 増減割合が4%超 (増減割合－4%)×0.625（5%を上限とする。）
- (ロ) 増減割合がマイナス4%未満 (増減割合＋4%)×0.625（マイナス5%を下限とする。）
- (ハ) 試験研究費割合が10%超 (試験研究費割合－10%)×2（10%を上限とする。）
- ② 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費の額について、上記①の適用に代えて、試験研究費の総額の12%の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。
- なお、令和3.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の増減割合が12%を超える場合の税額控除割合及び税額控除の上限は、次のとおりとする。
- イ 税額控除割合 $12\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.35$ （17%を上限とする。）
- ※ 令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合（増減割合が12%を超える場合を除く。）には、税額控除割合に、次の割合を加算する。
- (12%×控除増率)
- ※ なお、試験研究費の増減割合が12%を超える場合には、さらに次の割合を加算する。
- ((増減割合－12%)×0.375×控除増率)
- ロ 税額控除の上限 当期の法人税額の35%
- なお、令和3.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、増減割合が12%以下かつ試験研究費割合が10%超の場合の税額控除の上限は、法人税額の25%に次の金額を加算した金額とする。
- 当期の法人税額×((試験研究費割合－10%)×2)
- ※ (試験研究費割合－10%)×2の上限は10%
- ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度…特別試験研究費の額（上記①又は②の対象となったものを除く。）について、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除（上記①又は②とは別枠で、当期の法人税額の10%を限度とする。）ができる。
- イ 大学などとの共同研究又は委託研究 30%
- ロ 研究開発型スタートアップ又は国公立大学等の外部化法人との共同研究又は委託研究 25%
- ハ 上記以外のもの 20%
- (2) 中小企業投資促進税制（措法42の6）
- 中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～令和7.3.31）内に、特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（下記(ロ)「中小企業経営強化税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる（ただし、中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。
- 控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9）
- 沖縄県知事の認定を受けた一定の事業者（認定事業者）が平成14.4.1～令和7.3.31のうち一定の期間内に、次の区域内において工業用機械等の取得等をした場合に、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。
- 控除限度超過額については4年間の繰越しができる（各事業年度終了の日において認定事業者である者に限る。）。
- ① 観光地形成促進地域
- ② 情報通信産業振興地域
- ③ 産業イノベーション促進地域

度 の 概 要 (続)

租 税 の 特 別 減 免 (続)

- ④ 国際物流拠点産業集積地域
⑤ 経済金融活性化特別地区
- (4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10）
 特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が、指定期間（平成26.4.1～令和6.3.31）内に、国家戦略特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- イ 平成31.4.1～令和6.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31.3.31以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されたものを除く。）：特別償却割合45%（建物等は23%）、税額控除割合14%（建物等は7%）
- ロ 上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合50%（建物等は25%）、税額控除割合15%（建物等は8%）
- (5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11）
 総合特別区域法の指定法人が指定期間（平成23.8.1～令和6.3.31）内に、国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- イ 平成31.4.1～令和6.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31.3.31以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されたものを除く。）：特別償却割合34%（建物等は17%）、税額控除割合10%（建物等は5%）
- ロ 上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合40%（建物等は20%）、税額控除割合12%（建物等は6%）
- (6) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2）
 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正法の施行の日（平成29.7.31）から令和7.3.31までの間に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、特定事業用機械等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- イ 機械装置及び器具備品：特別償却割合40%、税額控除割合4%（平成31.4.1以後に承認を受けた法人が、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する一定の承認地域経済牽引事業の用に供したものにあっては、特別償却割合50%、税額控除割合5%）
- ロ 建物等：特別償却割合20%、税額控除割合2%
- (7) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3）
 地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和6.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日の翌日から3年以内に特定建物等の取得等をした場合に、次の場合に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- ① 移転型計画：特別償却割合25%、税額控除割合7%
- ② 拡充型計画：特別償却割合15%、税額控除割合4%
- (8) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12）
- ① 地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和6.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日の翌日から2年以内の日を含む事業年度（適用年度）において、次のイの要件の全てを満たす場合に、その計画に従って移転又は新增設をした特定業務施設において増加させた雇用者について、次のロに掲げる金額の合計額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。ただし、上記(7)「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の適用を受けた事業年度については、適用することができない。（上記(7)との選択適用）
- イ 要件
- (イ) 当期及び前期において会社都合による離職者がいないこと
- (ロ) 雇用保険法の適用事業を行い、業務の規制等が講じられている一定の事業を行っていないこと
- ロ 税額控除額
- (イ) 30万円（移転型計画の場合は50万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。）のうち特定業務施設に勤務する無期・フルタイムの新規雇用者の数に達するまでの数を乗じて計算した金額

- (ロ) 20万円(移転型計画の場合は40万円)に、地方事業所基準雇用者数(基準雇用者数を上限とする。)から特定業務施設に勤務する新規雇用者の総数を控除した数のうち他の事業所から特定業務施設へ転勤した無期・フルタイムの雇用者(新規雇用者を除く。)の数に達するまでの数を乗じて計算した金額
- ② 上記①の適用を受ける又は受けた認定事業者(上記(7)の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとした場合に上記①の適用を受けられるものを含む。)が、適用事業年度以後の各適用年度(基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。)において、上記①イ(ロ)の要件を満たす場合には、計画認定日(移転型計画に限る。)以後に終了する事業年度からその適用年度までの特定業務施設における増加雇用者数の合計数に40万円(特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合は30万円)を乗じて計算した金額の税額控除(上記①又は上記(7)の税額控除の合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。(上記(7)との併用可能)
- (9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除(措法42の12の2)
地域再生法一部改正法施行日(平成28.4.20)から令和7.3.31までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、その支出した寄附金の額の合計額の40%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額(その支出した寄附金の額の合計額の10%を限度とする。)の税額控除(当期の法人税額の5%を限度とする。)ができる。
- (10) 中小企業経営強化税制(措法42の12の4)
中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等が、平成29.4.1～令和7.3.31までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は取得価額の7%(資本金の額等が3,000万円超の法人以外の法人は10%)の税額控除(上記(2)「中小企業投資促進税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。
控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (11) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の5)
① 令和4.4.1～令和6.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合(継続雇用者給与等支給増加割合)が3%(資本金の額等が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上である法人については、給与等の引上げ方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合に限る。)以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%(次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。
イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合 10%
ロ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上である場合 5%
② 中小企業者等が、平成30.4.1～令和6.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合(雇用者給与等支給増加割合)が1.5%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%(次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。
イ 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上である場合 15%
ロ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上である場合 10%
- (12) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の6)
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者が、同法の施行日(令和2.8.31)から令和7.3.31までの間に、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は次の地域に応じたそれぞれの割合による税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。
① 条件不利地域 令和4年度：15%、令和5年度：9%、令和6年度：3%
② その他の地域 令和4年度：9%、令和5年度：5%、令和6年度：3%

度 の 概 要 (続)

- (13) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の7）
- ① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- イ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日（令和3.8.2）から令和7.3.31までの間に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の支出をする場合において、情報技術事業適応設備を取得等したときは、取得価額の30%の特別償却又は3%（産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応の用に供するものについては5%）の税額控除（下記ロ及び②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- ロ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日（令和3.8.2）から令和7.3.31までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、事業適応繰延資産の額の30%の特別償却又は3%（産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応のために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については5%）の税額控除（上記イ及び下記②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- ② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
- 産業競争力強化法の認定事業適応事業者（認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日（令和3.8.2）から令和6.3.31までの間に、生産工程効率化等設備等を取得等した場合には、その取得価額の50%の特別償却又は5%（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する場合は10%）の税額控除（上記①イ及びロの税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- (14) 沖縄の認定法人の課税の特例（措法60）
- ① 情報通信産業特別地区
- 情報通信産業特別地区として定められている区域内において、情報通信産業振興計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、同地区内においては専ら特定情報通信事業を営むこと、地区外の事業所においては調査業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31までの間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定情報通信事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。
- ② 国際物流拠点産業集積地域
- 国際物流拠点産業集積地域として定められている区域内において、国際物流拠点産業集積計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては専ら特定国際物流拠点事業を営むこと、区域外の事業所においては自らが製造した製品の販売業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が15人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31の間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定国際物流拠点事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。
- ③ 経済金融活性化特別地区
- 経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域内において、同地区の指定の日以後に設立された法人で、同地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和7.3.31までの間に受けた法人については、その設立後10年間、所得の40%に特区区内従業員数割合を乗じた金額の所得控除ができる。
- (15) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61）
- 国家戦略特別区域法の指定を令和6.3.31までに受けた法人については、その設立以後5年間、国家戦略特別区域内において行われる特定事業から得られた所得について、20%の所得控除ができる。
- (16) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（措法66の13）
- 一定の特定事業活動を行う法人が、令和2.4.1から令和6.3.31までの間に、特定株式を取得した場合において、取得価額の25%以下の金額の特別勘定を設けたときは、同額の所得控除ができる。ただし、特定株式を譲渡した場合等一定の事由に該当する場合は、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金の額に算入される。

租 税 の 特 別 減 免 (統)	<p>※ 資本金の増加に伴う払込みにより交付された特定株式のうち取得後3年を経過したものについては、一定の場合を除き、益金算入は不要となる。</p> <p>なお、その特定株式が、購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものである場合において、取得後5年を経過したときには、特別勘定の金額を取り崩して、益金の額に算入される。ただし、取得後5年以内に、売上高や投資規模等の「成長要件」を満たした場合は、この限りではない。</p> <p>※1 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。</p> <p>※2 大企業が、平成30.4.1～令和6.3.31の間に開始する各事業年度において次の①の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、次の②の税額控除規定を適用できないこととする。</p> <p>ただし、当期の所得金額が前期の所得金額以下である場合は、対象外とする。</p> <p>① 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%を超えること <p>※ なお、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上で、前期の所得金額が零を超える大企業の場合には、上記①の要件を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額が1%以上であること ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%を超えること <p>② 税額控除規定</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（上記1の①③） ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（上記6） ハ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（上記12） ニ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（上記13）
課税の特例 ある場合の 使途秘匿金 の支出が	<p>法人が、平成6.4.1以後に使途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税に加え、その使途秘匿金の支出額の40%の法人税を課する。（措法62）</p> <p>使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなものは除かれる。</p>
欠 損 金 の 繰 越 し ・ 繰 戻 し	<p>(1) 法人の各事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金の額に算入する。ただし、中小法人等以外の法人については、欠損金額の控除前の所得金額（控除前所得金額）の50%相当額を限度とする。</p> <p>なお、再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については、欠損金額の損金算入限度額を控除前所得金額とする特例が設けられている。</p> <p>① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額</p> <p>② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額</p> <p>(2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻還付ができる。</p> <p>ただし、次の法人以外の法人の平成4.4.1から令和6.3.31までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除き、繰戻還付制度は適用されない（措法66の12）。</p> <p>① 普通法人のうち資本金の額等が1億円以下であるもの（資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除く。）</p> <p>② 公益法人等又は協同組合等</p> <p>③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの</p> <p>④ 人格のない社団等</p> <p>(注) 災害により棚卸資産等に生じた損失の額（災害損失欠損金額）がある場合は、その災害損失欠損金額について繰戻還付ができる。</p>
納 期	<p>(1) 期限内申告の場合</p> <p>事業年度が6月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日の翌日から2月以内。）</p> <p>事業年度が6月を超える法人は最初の6月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後6月を経過した日から2月以内）、確定申告書の提出期限（事業年度終了の日の翌日から2月以内。）</p>

29. グループ通

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度である。令和2年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）において連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

1 適用法人	<p>適用法人について、次の法人を除外するほか、連結納税制度と同様とする。</p> <p>(1) 青色申告の承認の取消しの通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの</p> <p>(2) 青色申告の取りやめの届出書の提出をした日から同日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの</p>
2 適用方法等	<p>適用方法並びに承認の取消し及び適用の取りやめの方法について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。</p> <p>(1) 親法人の設立事業年度の翌事業年度からグループ通算制度を適用しようとする場合の承認申請期限の特例について、親法人がその資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある場合及び設立事業年度が3月以上の場合には適用できないこととする。</p> <p>(2) 承認の却下事由に、備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることを加える。</p> <p>(3) 青色申告の承認を取り消された場合には、グループ通算制度の承認の効力を失うこととし、グループ通算制度固有の取消事由を設けないこととする。</p>
3 事業年度	<p>適用法人の事業年度は、連結納税制度と同様に、親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度とする。</p>
4 所得金額及び法人税額の計算	<p>(1) 損益通算</p> <p>① 欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。</p> <p>② グループ通算制度の適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得の金額又は欠損金額が期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額を上記①の所得の金額又は欠損金額とみなして上記①の損金算入又は益金算入の計算をする。</p> <p>(2) 欠損金の通算</p> <p>① グループ通算制度の適用法人の欠損金の繰越控除額の計算について、控除限度額は通算グループ内の各法人の欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額（中小法人等、更生法人等及び新設法人については、所得の金額）の合計額とし、控除方法は連結納税制度と同様とする。</p> <p>（注）更生法人等の判定は各法人について行うこととし、通算グループ内のいずれかの法人が新設法人に該当しない場合にはその通算グループ内の全ての法人が新設法人に該当しないこととする。</p> <p>② 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額を当期の所得の金額又は過年度の欠損金額とみなす。</p> <p>③ グループ通算制度の適用法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、欠損金額及び中小法人等以外の控除限度額（欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額をいう。）で期限内申告において通算グループ内の他の法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その適用法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算する。</p> <p>(3) 欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を帰属させるためあえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は、上記(1)②並びに(2)②及び③を適用しないことができる。</p> <p>(4) 利益・損失の二重計上の防止</p> <p>投資簿価修正制度を次の制度に改組する。</p> <p>① 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。</p>

算 制 度 の 概 要

4 所得金額及び法人税額の計算(続)	<p>② 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。(一定の場合に、簿価純資産価額に資産調整勘定等対応額を加算することができる。)</p> <p>③ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する。 (注) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記①から③までを適用しない。</p> <p>(5) 税率は、通算グループ内の各法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。 (注) 上記の配分は、所得法人の所得の金額が期限内申告における所得の金額と異なる場合には、原則として期限内申告における所得の金額により配分する。</p> <p>(6) 内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、益金の額及び損金の額に算入しないこととする。 (注) 上記の「通算税効果額」とは、グループ通算制度を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として内国法人間で授受される金額をいい、利子税相当額として通算法人間で授受される金額を除外する。</p>
5 申告等及び納付	<p>(1) グループ通算制度の適用法人は、e-Taxにより法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととする。 (注) 添付書類の提出方法及びe-Tax申告が困難である場合の特例についても、大法人と同様とする。</p> <p>(2) 仮決算による中間申告は、通算グループ内の全ての法人が行わなければならないこととする。</p> <p>(3) グループ通算制度の適用法人の申告については、連結納税制度と同様に、申告期限の延長特例による延長期間を原則2月とする。</p> <p>(4) 災害等により決算が確定しない場合等の申告期限の延長及び上記(3)の延長特例の申請は親法人が行うものとし、親法人に延長処分があった場合におけるその子法人及び上記(3)の延長特例を受けている通算グループに加入した子法人は、申告期限が延長されたものとみなす。</p> <p>(5) グループ通算制度の適用法人について、通算グループからの離脱があった場合には、その離脱後に開始する事業年度について、上記(3)の延長は効力を失う。</p> <p>(6) 国税通則法の災害等による期限延長制度により通算グループ内のいずれかの法人の申告期限が延長された場合には、他の法人についても申告期限の延長があったものとする。</p> <p>(7) 親法人及び各子法人には、通算グループ内の他の法人の法人税について連帯納付責任がある。</p> <p>(8) 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとするほか、ダイレクト納付を行うことができる。</p>
6 加入及び通算グループからの離脱	<p>(1) グループ通算制度の適用開始、通算グループへの加入又は通算グループからの離脱の際のみなし事業年度について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。</p> <p>① 事業年度の中で親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合の加入時期の特例について、その完全支配関係を有することとなった日の前日の属する会計期間の末日の翌日を承認の効力発生日及び事業年度開始の日とすることができる措置を加える。</p> <p>② 離脱法人の離脱日に開始する事業年度終了の日を親法人の事業年度終了の日とする措置を廃止する。</p> <p>(2) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入に際して行う資産の時価評価について、対象外となる法人を次の法人とする。</p> <p>① 適用開始時の時価評価課税の対象外となる法人 イ 親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人 ロ いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人</p> <p>② 加入時の時価評価課税の対象外となる法人 イ 適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人 ロ 通算グループ内の新設法人 ハ 適格組織再編成と同様の要件として次の要件(加入の直前に支配関係がある場合には、イからハマまでの要件)の全てに該当する法人</p>

- (イ) 親法人との間の完全支配関係の継続要件
 (ロ) 当該法人の従業者継続要件
 (ハ) 当該法人の主要事業継続要件
 (ニ) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
 (ホ) 上記(ニ)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
 (注) 上記の各要件は、組織再編成の適格要件と同様とする。
- (3) 上記(2)①又は②の法人以外の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金を切り捨てる。
- (4) 上記(2)①又は②の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金及び資産の含み損等について、次のとおり、支配関係発生から5年経過日と開始又は加入から3年経過日とのいずれか早い日まで、制限を行う。
- ① 支配関係発生後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生前に生じた欠損金及び支配関係発生前から有する資産の開始・加入前の実現損から成る欠損金を切り捨てるとともに、支配関係発生前から有する資産の開始・加入後の実現損を損金不算入とする。
- ② 原価及び費用の額の合計額のうち占める損金算入される減価償却費の額の割合が30%を超える場合には、通算グループ内で生じた欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金(その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金をいう。以下同じ。)とする。
- ③ 上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、通算グループ内で生じた欠損金のうち、支配関係発生前から有する資産の実現損から成る欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金とする。
 (注) 制限の対象となる資産の実現損の額は、組織再編税制における特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度と同様とする。
- (5) 次の法人については、上記(4)の対象外とする。
- ① 親法人との間(親法人にあっては、いずれかの子法人との間。②において同じ。)に支配関係が5年超える法人
- ② 通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行う法人として、次の法人
- イ 加入の直前に親法人との間に支配関係がない法人で上記(2)②ハに該当するもの
 ロ 開始又は加入の直前に親法人との間に支配関係がある法人で次の要件の全てに該当するもの
 (イ) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
 (ロ) 上記(イ)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
 (ハ) 当該法人の上記イの主要な事業の事業規模拡大2倍以内要件又特定役員継続要件
 (注) 上記の各要件は、組織再編成の欠損金の制限におけるみなし共同事業要件と同様とする。
 ハ 不適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人で共同で事業を行うための適格株式交換等の要件のうち対価要件以外の要件に該当するもの
- (6) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金(現行：特定連結子法人の連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入前の欠損金)のうち上記(3)及び(4)により切り捨てられなかったものは、特定欠損金とする。
- (7) 通算グループからの離脱
- ① 連結納税制度と同様に、通算グループから離脱した法人は、5年間再加入を認めない。
- ② 通算グループから離脱した法人が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次の資産については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。
- イ 主要な事業を継続することが見込まれていない場合(離脱の直前における含み益の額が含み損の額以上である場合を除く。)、固定資産、土地等、有価証券(売買目的有価証券等を除く。)、金銭債権及び繰延資産(これらの資産のうち帳簿価額が1,000万円未満のもの(営業権を除く。))及びその含み損益が資本金等の額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額未満のものを除く。)
- ロ 帳簿価額が10億円を超える資産の譲渡等による損失を計上することが見込まれ、かつ、その法人の株式の譲渡等による損失が計上されることが見込まれている場合 その資産

算 制 度 の 概 要 (続)

次に掲げる個別制度については、親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担、制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案し、それぞれ次のとおりとする。また、他の各個別制度についても、同様の考え方により、適切な仕組みとする。

(1) 受取配当等の益金不算入制度

- ① 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額（その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする。）とする。
- ② 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、100%グループ内の法人全体の保有株式数等により行う。
- ③ 短期保有株式等の判定については、各法人で行う。

(2) 外国子会社配当等の益金不算入制度

外国子会社の判定については、通算グループ全体で行う。

(3) 寄附金の損金不算入制度

- ① 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。
- ② 寄附金の損金不算入額は、各法人において計算する。

(4) 貸倒引当金

100%グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する。

(5) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用制度及び資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、欠損等法人に該当するかどうかの判定及びその適用は、各法人で行う。

(6) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

- ① 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除前に繰越欠損金を損金算入できる制度について、グループ通算制度の適用法人の控除限度額は、当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除前の所得の金額と通算グループ内の各法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除前の所得の金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額とする。
- ② 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度及び解散の場合の繰越欠損金の損金算入制度について、グループ通算制度の適用法人の控除限度額は、当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除後の所得の金額とする。
- ③ 損金算入の対象となる債務免除益等の金額について、グループ通算制度においては、債務免除に係る債権を有する者等から除かれている法人を、親法人、適用対象となる法人及び債務免除等の相手方である法人の事業年度が同日に終了する場合のその相手方である通算グループ内の法人とする。

(7) 中小判定

次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととする。

- ① 貸倒引当金
- ② 欠損金の繰越控除
- ③ 軽減税率
- ④ 特定同族会社の特別税率の不適用
- ⑤ 中小企業等向けの各租税特別措置

(8) 所得税額控除

所得税額控除額は、各法人において計算する。

(9) 外国税額控除

- ① 通算グループ内の各法人の控除限度額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。
- ② 通算グループ内の各法人の当期の外国税額控除額が期限内申告書に記載された外国税額控除額と異なる場合には、期限内申告書に記載された外国税額控除額を当期の外国税額控除額とみなす。
- ③ 当期の外国税額控除額と期限内申告書に記載された外国税額控除額との過不足額は、進行事業年度の外国税額控除額又は法人税額においてその調整を行う。

<p>7 各個別制度の取り扱い(統)</p>	<p>④ 通算グループ内の各法人が外国税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽又は仮装して外国税額控除額を増加させること等により法人税の負担を減少させようとする場合には、上記②及び③は適用しない。</p> <p>(10) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び還付制度は、各法人において適用する。</p> <p>(11) 特定同族会社の特別税率については、各法人において計算する。ただし、次の調整を行う。</p> <p>① 留保金額の基礎となる所得の金額は、損益通算後の所得の金額とする。</p> <p>② 所得基準の基礎となる所得の金額は、損益通算前の所得の金額とする。</p> <p>③ 留保金額の計算上、通算グループ内の法人間の受取配当及び支払配当はなかったものとした上、通算グループ外の者に対する配当の額として留保金額から控除される金額は、イに掲げる金額をロに掲げる金額の比で配分した金額とハに掲げる金額との合計額とする。</p> <p>イ 各法人の通算グループ外の者に対する配当の額のうち通算グループ内の他の法人から受けた配当の額に達するまでの金額の合計額</p> <p>ロ 通算グループ内の他の法人に対する配当の額から通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を控除した金額</p> <p>ハ 通算グループ外の者に対する配当の額が通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を超える部分の金額</p> <p>(12) 欠損金の繰戻しによる還付制度</p> <p>① 通算グループ内の各法人の繰戻しの対象となる欠損金額は、各法人の欠損金額の合計額を還付所得事業年度の所得の金額の比で配分した金額とする。災害損失欠損金額についても同様とする。</p> <p>(注) 上記6(4)②及び③により損益通算の対象外とされる欠損金額は、配分の対象としない。</p> <p>② 解散等の場合の還付請求の特例について、通算グループ内の法人における対象となる事由は、親法人の解散、子法人の破産手続開始の決定並びに各法人の更生手続開始及び再生手続開始の決定とする。</p>
<p>8 その他の租税特別措置等</p>	<p>(1) 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)については、次のとおりとする。</p> <p>① 通算グループを一体として計算した税額控除限度額と控除上限額とのいずれか少ない金額(以下「税額控除可能額」という。)を各法人の調整前法人税額の比で配分した金額を各法人の税額控除限度額とする。</p> <p>② 通算グループ内の他の法人の各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額が確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額と異なる場合には、確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額を各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額とみなす。</p> <p>③ 上記②の場合において、税額控除可能額が確定申告書に記載された税額控除可能額に満たないときは、法人税額の調整等を行う。</p> <p>(2) その他の特別税額控除制度については、上記4(1)及び(2)の措置に基づく各法人の法人税額の一定額を限度とする。ただし、上記4(1)②の措置を前提とした濫用防止のための措置その他の措置を講ずる。</p> <p>(3) 通算グループ内のいずれかの法人の平均所得金額(前3事業年度の所得の金額の平均)が年15億円を超える場合には、通算グループ内の全ての法人が適用除外事業者該当することとする。</p> <p>(4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、100%グループ内の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額(年5,000万円)を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とする。</p> <p>(5) 過大支払利子税制の損金不算入額は、各法人において計算する。ただし、適用免除基準のうち金額基準(対象純支払利子等の額が2,000万円以下であること)の判定については、通算グループ全体で行う。</p> <p>(6) その他の租税特別措置等については、それぞれの制度の目的や仕組み、グループ通算制度の趣旨等に配慮しつつ、上記4(1)②の措置を前提とした濫用防止のための措置その他所要の措置を講ずる。</p>
<p>9 為の防止 租税回避行</p>	<p>グループ通算制度に関しては、多様な租税回避行為が想定されることから、上記4(3)及び6(2)から(8)まで並びに7(9)④の措置のほか、連結納税制度と同様に、包括的な租税回避行為を防止するための規定を設ける。</p>

算 制 度 の 概 要 (続)

10 その他の 整備	<p>(1) 質問検査権、罰則、徴収の所轄庁等について、連結納税制度と同様の措置を講ずる。</p> <p>(2) 青色申告制度について次の見直しを行い、グループ通算制度を青色申告制度を前提とした制度とする。</p> <p>① 青色申告の承認を受けていない法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、青色申告の承認を受けたものとみなす。</p> <p>② グループ通算制度の承認を受けている法人が青色申告の承認を取り消される場合には、取消しの効果は遡及しないこととする。</p> <p>③ グループ通算制度の承認を受けている法人は、青色申告の取りやめをできないこととする。</p> <p>④ グループ通算制度の適用法人に対する国税庁長官、国税局長及び税務署長による帳簿書類についての必要な指示について、連結納税制度と同様とする。</p>
11 適用 関係	<p>(1) グループ通算制度の適用 グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>(2) 経過措置 連結納税制度からの移行に伴い、次の経過措置を講ずる。</p> <p>① 連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、グループ通算制度の承認とみなす。</p> <p>② 連結法人は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となることができる。</p> <p>③ 連結納税制度における特定連結欠損金個別帰属額を、グループ通算制度における特定欠損金額とみなす。</p> <p>④ 連結欠損金の繰越控除制度において更生法人等として連結欠損金の控除限度額を連結欠損金の控除前の連結所得の金額とされていた連結グループ内の子法人は、上記4(2)①の更生法人等とみなす。</p> <p>⑤ 各個別制度についても、連結納税制度からグループ通算制度への移行のための必要な経過措置を講ずる。</p>

30. 償 却 制

減価償却の対象資産の	① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置 ④ 船 舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品 ⑧ 鉱業権、特許権等19種類の無形固定資産 ⑨ 牛、馬、果樹等
普通償却方法	① 有形減価償却資産 建物及びその附属設備、構築物 定額法（注）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） 上記以外 定額法又は定率法（※）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） （注）平成28.3.31以前に取得した建物附属設備及び構築物については、定率法（※）も選択可。 （※）平19.4.1以後取得したものについては250%定率法、平24.4.1以後取得したものについては200%定率法による。 ② 無形固定資産（鉱業権を除く） 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法 ④ 生 物 定額法 ⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 （備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。
耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は税務署長に届出をして増加償却を行うことができる。
陳化腐	なし
償の繰越し不足	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しができる。
特別償却	(1) 中小企業投資促進税制（措法42の6） (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10） (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） (4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2） (5) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3） (6) 中小企業経営強化税制（措法42の12の4） (7) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の6） (8) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（租法42の12の7） (9) 特定船舶の特別償却（措法43） ① 外航船舶 イ 日本オペレーターが運航する特定外航船舶 (イ) 特定先進船舶 30%（日本船舶は32%）の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 27%（日本船舶は29%）の特別償却 ロ 海外オペレーターが運航する特定外航船舶 (イ) 特定先進船舶 28%（日本船舶は30%）の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 25%（日本船舶は27%）の特別償却 ハ イ及びロ以外の外航船舶 (イ) 特定先進船舶 18%（日本船舶は20%）の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 15%（日本船舶は17%）の特別償却 ② 内航船舶 イ 高度環境負荷低減内航船舶 18%の特別償却 ロ 高度環境負荷低減内航船舶以外のもの 16%の特別償却

「法人税制度の概要」参照

度 の 概 要

特 別 償 却 (<small>続</small>)	<p>(10) 被災代替資産等の特別償却（措法43の2）</p> <p>① 建物等又は構築物</p> <p>イ ロ以外のもの 15%（中小企業者等は18%）の特別償却</p> <p>ロ 発災後3年経過日以後に取得又は建設したもので 10%（中小企業者等は12%）の特別償却</p> <p>② 機械装置</p> <p>イ ロ以外のもの 30%（中小企業者等は36%）の特別償却</p> <p>ロ 発災後3年経過日以後に取得又は製作したもので 20%（中小企業者等は24%）の特別償却</p> <p>(11) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12%（建物等は6%）の特別償却（措法44）</p> <p>(12) 特定事業継続力強化設備等の18%の特別償却（措法44の2）</p> <p>※令和7年4月1日以後に取得等をするものについては16%の特別償却</p> <p>(13) 共同利用施設の6%の特別償却（措法44の3）</p> <p>(14) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（措法44の4）</p> <p>① 機械装置又は器具備品 32%の特別償却</p> <p>② 建物等又は構築物 16%の特別償却</p> <p>(15) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45）</p> <p>① 沖縄の産業イノベーション促進地域 34%（建物等は20%）の特別償却</p> <p>② 沖縄の国際物流拠点産業集積地域 50%（建物等は25%）の特別償却</p> <p>③ 沖縄の経済金融活性化特別地区 50%（建物等は25%）の特別償却</p> <p>④ 沖縄の離島の地域（旅館業用建物等） 8%の特別償却</p> <p>⑤ 過疎地域，半島振興対策実施地域，離島振興対策実施地域及び奄美群島 5年間32%（建物等は48%）の割増償却</p> <p>(16) 医療用機器等の特別償却（措法45の2）</p> <p>① 医療用機器 12%の特別償却</p> <p>② 勤務時間短縮用設備等 15%の特別償却</p> <p>③ 構想適合病院用建物等 8%の特別償却</p> <p>(17) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（措法46）</p> <p>① 機械装置 5年間35%の割増償却</p> <p>② 建物等 5年間40%の割増償却</p> <p>(18) 輸出事業用資産の割増償却（措法46の2）</p> <p>① 機械装置 5年間30%の割増償却</p> <p>② 建物等又は構築物 5年間35%の割増償却</p> <p>(19) 特定都市再生建築物の割増償却（措法47）</p> <p>① 特定都市再生緊急整備地域内において整備されるもの 5年間50%の割増償却</p> <p>② 都市再生緊急整備地域内（①の地域に該当するものを除く。）において整備されるもの 5年間25%の割増償却</p> <p>(20) 倉庫用建物等の5年間8%の割増償却（措法48）</p> <p>※ 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。</p>
そ の 他	<p>(減耗償却)</p> <p>鉱業を営む者が、鉱物の売上高の12%（ただし、採掘所得の50%を限度とする。）を限度として探鉱準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。ただし、準備金積立て後5年以内に新鉱床探鉱の費用等に使用しなかった場合は、益金に算入される。</p> <p>なお、5年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取り崩して益金に算入するとともに、「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除ができる。（この方法により、準備金を所得控除に振り替えるわけである。）</p> <p>また、国内鉱業者（国内鉱業者に準ずるものを含む。）が海外自主開発法人から取得した鉱物に係る採掘所得の40%を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様の措置が講じられている。</p>

31. 減価償却の実施状況

(1) 累年比較

(単位 億円, %)

区 分	当期発生分減価償却費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損金算入額
平成24年度分………	397,458	365,382	91.9	1,409	925
25………	385,901	356,198	92.3	1,477	965
26………	405,424	366,115	90.3	1,722	1,226
27………	405,915	378,602	93.3	1,755	1,158
28………	410,872	384,583	93.6	1,702	1,192
29………	425,209	382,111	89.9	1,411	1,096
30………	429,851	399,238	92.9	1,375	1,066
令和元………	426,857	396,601	92.9	806	595
2………	444,021	416,388	93.8	773	604
3………	423,734	402,063	94.9	571	344

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 業種別 (令和3年度分)

(単位 億円, %)

区 分 業 種	当期発生分減価償却費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損金算入額
農 林 水 産 業	3,958	3,725	94.1	10	6
鉱 業	2,093	1,884	90.0	3	2
建 設 業	21,309	20,036	94.0	63	43
織 維 工 業	1,108	1,037	93.6	8	7
化 学 工 業	17,751	17,414	98.1	19	11
鉄 鋼 金 属 工 業	10,054	9,723	96.7	50	37
機 械 工 業	29,015	27,404	94.4	46	30
食 料 品 製 造 業	10,081	9,574	95.0	18	11
出 版 印 刷 業	3,452	3,238	93.8	9	8
その他の製造業	9,894	9,484	95.9	26	16
卸 売 業	18,896	18,107	95.8	45	33
小 売 業	21,084	20,166	95.6	4	2
料 理 飲 食 旅 館 業	7,576	7,057	93.1	3	2
金 融 保 険 業	18,834	18,186	96.6	16	15
不 動 産 業	28,285	27,440	97.0	3	2
運 輸 通 信 公 益 事 業	49,695	46,308	93.2	113	7
サ ー ビ ス 業	78,604	72,539	92.3	42	19
連 結 法 人	92,043	88,740	96.4	94	92
合 計	423,734	402,063	94.9	571	344

(注) 「(1) 累年比較」の表と同じ。

32. 資本金階級別交際費等支出額の状況等

(1) 累年比較

区 分	交際費等支出額(A)	左 の うち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)／(A)	営業収入千円当たり
	億円	億円	%	円
平成22年度分……………	29,360	11,703	39.9	2.17
23……………	28,785	11,447	39.8	2.26
24……………	29,010	11,469	39.5	2.09
25……………	30,825	11,488	37.3	2.06
26……………	32,505	8,919	27.4	2.11
27……………	34,838	9,065	26.0	2.40
28……………	36,270	9,578	26.4	2.50
29……………	38,104	10,094	26.5	2.51
30……………	39,619	10,487	26.5	2.56
令和元……………	39,402	9,783	24.8	2.65
2……………	29,605	5,268	17.8	2.19
3……………	28,507	5,384	18.9	1.93

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 資本金階級別 (令和3年度分)

区 分	交際費等支出額(A)	左 の うち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)／(A)	1社当たりの 支出交際費等
資本金階級	億円	億円	%	千円
1,000万円 以 下	18,811	796	4.2	758
1,000万円 超	4,565	616	13.5	1,549
5,000万円 〃	1,507	565	37.5	2,817
1億円 〃	700	604	86.4	5,772
10億円 〃	1,500	1,434	95.6	32,202
連 結 法 人	1,425	1,369	96.0	77,614
合 計	28,507	5,384	18.9	995

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度（この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度）について、令和4年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和4年8月末現在でとりまとめたものである。

33. 交 際 費 の 損 金

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備 考
昭和29年度改正(創設)	昭29.4.1～31.3.31 開始事業年度	期末資本金500万円以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{①基準年度の交際費額}}{12} \times \text{当明月数} \times 70\% \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2}$	1 基準年度の交際費額とは、昭和29.4.1を含む事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度の支出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業種別の一定割合(例えば製造業0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2%等)を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	31.4.1～32.3.31 開始事業年度	〃	限度超過額の全額を損金に算入しないこととした。	
32年度改正	32.4.1～34.3.31 開始事業年度	期末資本金1,000万円以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{①基準年度の交際費額}}{12} \times \text{当明月数} \times 60\% \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\}$	取引基準額について、従前に比べ3割程度引き上げた。(例えば第1次金属製造業0.4%、卸小売業0.25%、医薬品製造業1.1%、建設業0.8%)
34年度改正	34.4.1～36.3.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{①基準交際費額}}{12} \times \text{当明月数} \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\}$	基準交際費額とは、次のうちいずれか多い方の金額をいう。 1 昭和34.4.1を含む事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度の交際費額の60%相当額
36年度改正	36.4.1～39.3.31 開始事業年度	全法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{300\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{1}{1,000}}{12} \times \text{当明月数} \right) \\ \times 20\% \end{array} \right\}$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金の合計額をいう。
39年度改正	39.4.1～40.3.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{400\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{2.5}{1,000}}{12} \times \text{当明月数} \right) \\ \times 30\% \end{array} \right\}$	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額(再評価積立金の額も含まれる。)の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40年度改正	40.4.1～42.5.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{400\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{2.5}{1,000}}{12} \times \text{当明月数} \right) \\ \times 50\% \end{array} \right\}$	
42年度改正	42.6.1～44.3.31 開始事業年度	〃	(1) 支出交際費額<基準交際費額るとき $\left\{ \text{限度超過額} - (\text{基準交際費額} - \text{支出交際費額}) \right\} \times 50\%$ (2) 支出交際費額>基準交際費額×105%のとき ①と②の合計額 ① (支出交際費額 - 基準交際費額×105%)×100% ② (限度超過額 - ①の金額)×50% (3) 基準交際費額≤支出交際費額≤基準交際費額×105%のとき $\text{限度超過額} \times 50\%$	1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 $\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(400\text{万円} + \right. \\ \left. \text{期末資本} \times \frac{2.5}{1,000} \right) \times \frac{\text{当明月数}}{12} \end{array} \right\}$ 3 海外取引等に関し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44年度改正	44.4.1～46.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46年度改正	46.4.1～48.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。
48年度改正	48.4.1～49.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49年度改正	49.4.1～51.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	

不 算 入 制 度 の 沿 革

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
51年度改正	51.4.1～52.3.31 開始事業年度	全法人	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52年度改正	52.4.1～54.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54年度改正	54.4.1～56.3.31 開始事業年度	〃	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準（期末資本等の金額の $\frac{0.25}{1,000}$ ）を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56年度改正	56.4.1～57.3.31 開始事業年度	〃	基準交際費の105%を100%とした。	
57年度改正	57.4.1 ～平6.3.31 開始事業年度	〃	支出交際費額的全額を損金不算入とした。 ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっては年300万円、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円の控除をそれぞれ認める。	57年度改正において、3年間の措置として改正されたが、昭和60年度、62年度、平成元年度、3年度及び5年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 6年度改正	平6.4.1 ～平10.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 10年度改正	平10.4.1 ～平13.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 14年度改正	平14.4.1 ～平15.3.31 開始事業年度	〃	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
平成 15年度改正	平15.4.1 ～平18.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費等について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
平成 18年度改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延長。
平成21年度 (経済危機対策関連)改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度について適用。
平成 22年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については、資本金の額が5億円以上の法人、相互会社等の100%子法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。 平成22.4.1以後終了する事業年度について適用。
平成 23年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については上記法人に加え、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しない。 (注) 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。	平成24年度改正において2年間延長。
平成 25年度改正	平18.4.1 ～平26.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度について、定額控除限度額を800万円に引き上げるとともに、定額控除枠内の損金不算入措置を廃止する。	

33. 交際費の損金不算入制度の沿革(続)

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
平成 26年度改正	平26.4.1 ～令2.3.31 開始事業年度	全法人	<p>○大法人（資本金の額等が1億円超の法人） …飲食のための支出（社内接待費を除く） の50%を超える金額が損金不算入</p> <p>○中小法人（資本金の額等が1億円以下の法人（注）） …飲食のための支出（社内接待費を除く） の50%と定額控除限度額（年800万円）を 選択した上、それを超える金額が損金不 算入</p> <p>（注） 資本金の額が5億円以上である法人 との間にその法人による完全支配関係 がある中小法人等を除く。</p>	平成26年度改正において2年間延 長。平成28年度及び30年度改正にお いてそれぞれ2年間延長。
令和 2年度改正	令2.4.1 ～令6.3.31 開始事業年度	〃	接待飲食費に係る損金算入の特例につい ては、資本金の額等が100億円を超 える法人には適用しない。	令和4年度税制改正において2年間 延長。

34. 相続税の課税状況

(1) 相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

区分	死亡件数(A)	課税件数(B)	納付税額	(B) (A)	(B)の指数	課税最低限	
	件	件	百万円	%			
昭和33年分	684,189	(13,407)	5,284	4,670	0.8	100	150万円 + 30万円 × 法定相続人数
37	710,265	(26,856)	9,461	22,081	1.3	179	200万円 + 50万円 × 法定相続人数
39	673,067	(29,760)	10,381	32,624	1.5	196	250万円 + 50万円 × 法定相続人数
41	670,342	(24,877)	9,232	37,987	1.4	175	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高200万円)
46	684,521	(78,197)	25,951	207,388	3.8	491	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高400万円)
48	709,416	(82,504)	29,231	375,427	4.1	553	600万円 + 120万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高600万円)
50	702,275	(42,858)	14,593	197,312	2.1	276	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数
55	722,801	(78,931)	26,797	439,935	3.7	507	〃
60	752,283	(134,475)	48,111	926,142	6.4	911	〃
平成 2	820,305	(142,286)	48,287	2,952,675	5.9	914	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数
4	856,643	(156,467)	54,449	3,409,878	6.4	1,030	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数
7	922,139	(143,937)	50,729	2,172,987	5.5	960	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
11	982,031	(136,271)	50,731	1,687,561	5.2	960	〃
12	961,653	(128,940)	48,463	1,521,269	5.0	917	〃
13	970,331	(120,657)	46,012	1,477,085	4.7	871	〃
14	982,379	(115,275)	44,370	1,286,286	4.5	840	〃
15	1,014,951	(114,723)	44,438	1,126,333	4.4	841	〃
16	1,028,602	(111,820)	43,488	1,065,057	4.2	823	〃
17	1,083,796	(116,309)	45,152	1,156,712	4.2	855	〃
18	1,084,450	(115,389)	45,177	1,223,418	4.2	855	〃
19	1,108,334	(118,582)	46,820	1,266,612	4.2	886	〃
20	1,142,407	(120,038)	48,016	1,251,669	4.2	909	〃
21	1,141,865	(115,574)	46,439	1,163,159	4.0	879	〃
22	1,197,012	(122,705)	49,891	1,175,300	4.2	944	〃
23	1,253,066	(125,033)	51,559	1,251,626	4.1	976	〃
24	1,256,359	(126,371)	52,572	1,244,565	4.2	995	〃
25	1,268,436	(130,438)	54,421	1,536,610	4.3	1,030	〃
26	1,273,004	(133,141)	56,239	1,390,403	4.4	1,064	〃
27	1,290,444	(233,255)	103,043	1,811,572	8.0	1,950	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数
28	1,307,748	(238,287)	105,880	1,867,946	8.1	2,004	〃
29	1,340,397	(249,191)	111,728	2,014,106	8.3	2,114	〃
30	1,362,470	(258,236)	116,341	2,110,397	8.5	2,202	〃
令和元	1,381,093	(254,207)	115,267	1,975,873	8.3	2,181	〃
2	1,372,648	(264,211)	120,372	2,092,818	8.8	2,278	〃
3	1,439,856	(293,741)	134,275	2,443,976	9.3	2,541	〃

(備考) 1. 死亡件数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。ただし、昭和33年～44年には沖縄県を含まない。
 2. 課税件数、納付税額は、「国税庁統計年報」による。ただし、納付税額には納税猶予税額を含まない。
 3. 課税件数は相続税の課税があった被相続人の数であり、() 書は、相続税を課税された相続人の数である。

(2) 相続財産価額(課税価格)階級別表(令和3年分)

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	納付税額
	人	億円	億円
1億円以下	81,574 (60.8)	54,240 (29.2)	1,837 (7.5)
1億円超	34,382 (25.6)	47,155 (25.4)	4,108 (16.8)
2	9,049 (6.7)	21,800 (11.7)	3,002 (12.3)
3	5,436 (4.0)	20,576 (11.1)	3,792 (15.5)
5	1,696 (1.3)	9,943 (5.4)	2,270 (9.3)
7	1,060 (0.8)	8,798 (4.7)	2,309 (9.5)
10	810 (0.6)	10,808 (5.8)	3,124 (12.8)
20	268 (0.2)	12,453 (6.7)	3,979 (16.3)
合計	134,275 (100.0)	185,774 (100.0)	24,421 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 令和3年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数であり、納付税額には納税猶予税額を含まない。
 3. () 内は構成比を示す。

(3) 相続財産種類別表(令和3年分)

区分	人員	取得財産価額
	人	億円
土地	実 118,452	(33.2) 65,428
田畑	20,636	(1.2) 2,370
	25,690	(2.7) 5,362
宅地	115,997	(25.6) 50,380
	20,728	(0.3) 641
山林	28,539	(3.4) 6,675
	112,659	(5.1) 10,133
家屋・構築物	13,642	(0.3) 655
	91,335	(16.4) 32,204
事業(農業)用財産	133,908	(34.0) 66,846
	74,893	(0.2) 305
有価証券	116,243	(10.8) 21,222
	116,243	(10.8) 21,222
現金・預貯金等	134,237	(100.0) 196,794
	134,237	(100.0) 196,794
その他財産	6,751	2,454
	6,751	2,454
合計	132,743	14,942
	120,160	12,829
債務	131,386	2,114
	134,275	184,305
差引純資産価額	24,701	1,468
	134,275	185,774
暦年課税分贈与財産価額		
課税価格		

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 令和3年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数である。ただし、「実」は実人員を示す。
 3. () 内は構成比を示す。

35. 贈与税の課税状況

(1) 贈与税の課税件数及び基礎控除額の累年比較

区 分	課税件数	納付税額	課税件数の指	基礎控除額
	件	百万円		
昭和33年分…	71,865	2,160	100	20万円
39……………	53,451	5,380	74	40万円
50……………	104,760	30,705	146	60万円
55……………	239,080	59,091	333	〃
60……………	346,736	78,773	482	〃
平成 5……………	494,239	159,768	688	〃
10……………	402,792	116,582	560	〃
11……………	386,534	114,277	538	〃
12……………	354,095	95,456	493	〃
13……………	306,712	81,083	427	110万円
14……………	292,081	69,178	406	〃
15……………	276,274	87,725	384	〃
16……………	279,124	96,551	388	〃
17……………	280,328	115,857	390	〃
18……………	276,534	118,313	385	〃
19……………	260,990	107,362	363	〃
20……………	242,873	103,949	338	〃
21……………	236,274	101,762	329	〃
22……………	251,629	129,201	350	〃
23……………	282,243	136,223	393	〃
24……………	301,006	128,789	419	〃
25……………	339,457	168,991	472	〃
26……………	376,233	278,436	524	〃
27……………	393,561	215,573	548	〃
28……………	380,496	210,420	529	〃
29……………	378,540	200,350	527	〃
30……………	367,767	239,652	512	〃
令和元……………	358,393	210,910	499	〃
2……………	358,631	203,148	499	〃
3……………	394,952	255,395	550	〃

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 課税件数及び納付税額には、納税猶予されたものは含まない。

(2) 贈与財産価額階級別表 (令和3年分)

取得財産価額階級	人 員	取得財産額	納付税額
	人	億円	億円
150万円以下	112,890 (25.5)	1,364 (5.7)	13 (0.5)
150万円超	49,144 (11.1)	918 (3.9)	37 (1.4)
200 〃	143,424 (32.4)	4,234 (17.8)	258 (10.1)
400 〃	76,586 (17.3)	3,996 (16.8)	362 (14.2)
700 〃	26,094 (5.9)	2,224 (9.4)	246 (9.6)
1,000 〃	24,048 (5.4)	3,353 (14.1)	342 (13.4)
2,000 〃	6,912 (1.6)	1,647 (6.9)	139 (5.5)
3,000 〃	2,064 (0.5)	784 (3.3)	153 (6.0)
5,000 〃	2,164 (0.5)	5,231 (22.0)	1,004 (39.3)
合 計	443,326 (100.0)	23,752 (100.0)	2,555 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 令和3年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）に係る、提出された申告書（修正申告書を除く。）による計数であり、納付税額には納税猶予されたものを含まない。
 3. () 内は構成比を示す。

(3) 贈与財産種類別表 (令和3年分)

区 分	暦年課税分			相続時精算課税分				
	人 員	取得財産価額		人 員	取得財産価額			
		人	億円		人	億円		
土 地	実	53,893	(13.9)	2,353	実	24,052	(30.7)	2,089
田 畑		1,754	(0.3)	47		943	(0.7)	49
		1,811	(0.3)	45		972	(0.7)	47
宅 地		47,743	(12.4)	2,100		22,079	(26.6)	1,808
山 林		1,948	(0.2)	28		837	(0.2)	16
そ の 他		4,184	(0.8)	132		1,574	(2.5)	170
家 屋 ・ 構 築 物		26,025	(3.4)	574		14,831	(6.2)	420
事 業 (農 業) 用 財 産	実	1,412	(0.2)	37	実	188	(0.2)	17
有 価 証 券	実	77,470	(27.7)	4,699	実	3,637	(36.9)	2,510
現 金 , 預 貯 金 等		242,484	(48.3)	8,193		14,274	(24.4)	1,660
家 庭 用 財 産		159	(0.0)	5		13	(0.0)	1
そ の 他 財 産	実	33,073	(6.5)	1,096	実	1,590	(1.4)	98
合 計	実	401,152	(100.0)	16,956	実	43,928	(100.0)	6,796

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 人員は、令和3年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）に係る、提出された申告書（修正申告書を除く。）による計数であり、財産の種類別に該当あるごとに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。
 3. () 内は構成比を示す。

36. 令和4年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1㎡当たり)

局名	都市名	最高路線価の所在地	最高路線価		最高路線価の対前年変動率	
			令和4年分	令和3年分	令和4年分	令和3年分
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	千円 6,160	千円 5,880	% 4.8	% 2.8
仙台	青森	新町1丁目 新町通り	155	155	0.0	▲ 3.1
	盛岡	大通2丁目 大通り	225	230	▲ 2.2	▲ 8.0
	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	3,390	3,300	2.7	3.8
	秋田	中通2丁目 秋田駅前通り	125	125	0.0	0.0
	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	175	170	2.9	0.0
	福島	栄町 福島駅前通り	195	190	2.6	▲ 2.6
関東信越	水戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	220	225	▲ 2.2	0.0
	宇都宮	宮みらい 宇都宮駅東口駅前ロータリー	310	300	3.3	3.4
	前橋	本町2丁目 本町通り	130	130	0.0	0.0
	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	4,400	4,260	3.3	0.0
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	440	440	0.0	▲ 2.2
	長野	大字南長野 長野駅前通り	280	285	▲ 1.8	▲ 3.4
	東京	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅前大通り	1,240	1,180	5.1
東京		中央区銀座5丁目 銀座中央通り	42,240	42,720	▲ 1.1	▲ 7.0
横浜		西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	16,560	16,080	3.0	3.1
甲府		丸の内1丁目 甲府駅前通り	260	265	▲ 1.9	▲ 3.6
富山		桜町1丁目 駅前広場通り	500	490	2.0	0.0
金沢	金沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	890	960	▲ 3.3	▲ 4.2
	福井	中央1丁目 福井駅西口広場通り	330	330	0.0	3.1
	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	470	470	0.0	0.0
名古屋	静岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,140	1,160	▲ 1.7	▲ 4.1
	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	12,480	12,320	1.3	▲ 1.3
	津	羽所町 津停車場線通り	190	195	▲ 2.6	▲ 2.5
	大阪	春日町 JR大阪駅前通り	275	270	1.9	▲ 1.8
大阪	京都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	6,730	6,530	3.1	▲ 3.0
	大阪	北区角田町 御堂筋	18,960	19,760	▲ 4.0	▲ 8.5
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	4,900	5,200	▲ 5.8	▲ 9.7
	奈良	東向中町 大宮通り	690	700	▲ 1.4	▲ 12.5
	和歌山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	360	360	0.0	0.0
	広島	鳥取	栄町 若桜街道通り	100	105	▲ 4.8
広島	松江	朝日町 駅通り	140	140	0.0	0.0
	岡山	北区本町 市役所筋	1,500	1,480	1.4	0.0
	広島	中区胡町 相生通り	3,290	3,180	3.5	▲ 3.3
	山口	小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	145	145	0.0	0.0
	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	295	295	0.0	▲ 4.8
高松	高松	丸亀町 高松丸亀町商店街	350	360	▲ 2.8	0.0
	松山	大街道2丁目 大街道商店街	660	660	0.0	0.0
	高知	帯屋町1丁目 帯屋町商店街	210	210	0.0	▲ 2.3
	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	8,800	8,800	0.0	0.0
福岡	佐賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	205	200	2.5	2.6
	長崎	浜町 浜市アーケード	760	760	0.0	0.0
	熊本	中央区手取本町 下通りアーケード	2,060	2,100	▲ 1.9	▲ 0.9
熊本	大分	末広町1丁目 大分駅北口ロータリー	530	530	0.0	1.9
	宮崎	橋通西3丁目 橋通り	230	230	0.0	0.0
	鹿児島	東千石町 天文館電車通り	900	910	▲ 1.1	▲ 1.1
	沖縄	那覇	久茂地3丁目 国際通り	1,420	1,430	▲ 0.7

(注) 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に評価しています。

37. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税																		
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者																		
課 税 価 格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額																		
基 礎 控 除 等	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) (注) 法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までとする。																		
税 額 の 計 算 等	<p>(1) 基礎控除の金額を超える部分の遺産額（債務控除の適用がある場合には、その控除後の価額）を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額に対し、その取得分につき超過累進税率（下表）を適用して相続税の総額を求める。</p> <table border="1" data-bbox="411 618 658 850"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2億円</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3億円</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>6億円</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>6億円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記の相続税の総額を、各相続人及び受遺者の課税価格によりあん分した額をもって、それぞれの者の納付すべき相続税額とする。</p>	金額	税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円	15%	5,000万円	20%	1億円	30%	2億円	40%	3億円	45%	6億円	50%	6億円超の金額	55%
金額	税率																		
1,000万円以下の金額	10%																		
3,000万円	15%																		
5,000万円	20%																		
1億円	30%																		
2億円	40%																		
3億円	45%																		
6億円	50%																		
6億円超の金額	55%																		
控 除 等	<p>(1) 非課税 死亡保険金 500万円 × 法定相続人の数 死亡退職金 500万円 × (注) 死亡保険金及び死亡退職金の「法定相続人の数」には、基礎控除と同様、原則として養子は1人又は2人まで算入する。</p> <p>(2) 債務控除 被相続人の債務（公租公課を含む。）及び葬式費用を課税価格から控除</p> <p>(3) 税額控除 ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除 ② 被相続人の配偶者については、当該配偶者の法定相続分相当額（その額が1億6,000万円未満である場合には1億6,000万円）に対応する税額を控除 ③ 未成年者については、18歳に達するまでの年数各1年につき10万円を控除 ④ 障害者については、85歳に達するまでの年数各1年につき10万円（特別障害者については20万円）を控除 ⑤ 10年以内に2回以上相続が開始した場合には、原則として、前回の相続税額の10%に、10年からその時点までの経過年数を控除した年数を乗じた額を控除 ⑥ 外国所在財産につき課せられた相続税額を控除</p> <p>(4) 税額加算 相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者（孫養子（代襲相続人を除く。）を含む。）であるときは、その者の相続税額に20%を加算する。</p>																		

税 の 制 度 の 概 要

贈 与 税																																					
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税																																				
贈与により財産を取得した者	特定贈与者（60歳以上の者）から贈与により財産を取得した18歳以上の子や孫で相続時精算課税を選択した者																																				
その年中に贈与により取得した財産（相続時精算課税に係るものを除く。）の価額の合計額	その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額																																				
基礎控除：110万円（本則：60万円）	基礎控除※：110万円（本則：60万円） ※ 令和6年1月1日以後の贈与について適用 特別控除：2,500万円 （限度額まで複数回にわたって使用可）																																				
<p>配偶者控除、基礎控除後の課税価格に超過累進税率（下表）を適用して贈与税額を求める。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">(1) 本則</td> <td style="text-align: center;">税率</td> <td style="vertical-align: top;">(2)特例（直系尊属から18歳以上の者への贈与）</td> <td style="text-align: center;">税率</td> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>15%</td> <td>400万円</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円</td> <td>20%</td> <td>600万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円</td> <td>30%</td> <td>1,000万円</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>40%</td> <td>1,500万円</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円</td> <td>45%</td> <td>3,000万円</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>50%</td> <td>4,500万円</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超の金額</td> <td>55%</td> <td>4,500万円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </table>	(1) 本則	税率	(2)特例（直系尊属から18歳以上の者への贈与）	税率	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	300万円	15%	400万円	15%	400万円	20%	600万円	20%	600万円	30%	1,000万円	30%	1,000万円	40%	1,500万円	40%	1,500万円	45%	3,000万円	45%	3,000万円	50%	4,500万円	50%	3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%	<p>特別控除後の課税価格※1に20%の一律（比例）税率</p> <p>※1 令和6年1月1日以後の贈与は基礎控除、特別控除後の課税価格</p> <p>（贈与時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定贈与者からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して贈与時に贈与税を課税 ・申告を前提に特別控除を超える部分について課税 <p>（相続時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額※2を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算 ・相続税額（計算方法は「相続税」欄を参照）から既に納めた贈与税相当額を控除（控除しきれない贈与税相当額は還付） <p>（注）相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は、贈与時の時価</p> <p>※2 令和6年1月1日以後の贈与財産については、基礎控除の金額を超える部分の価額を相続税の課税価格に加算する。</p>
(1) 本則	税率	(2)特例（直系尊属から18歳以上の者への贈与）	税率																																		
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%																																		
300万円	15%	400万円	15%																																		
400万円	20%	600万円	20%																																		
600万円	30%	1,000万円	30%																																		
1,000万円	40%	1,500万円	40%																																		
1,500万円	45%	3,000万円	45%																																		
3,000万円	50%	4,500万円	50%																																		
3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%																																		
<p>(1) 特定障害者に対する贈与税の非課税</p> <p>個人と信託銀行の間で、以下の障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき金銭等が信託されたことによって、当該特定障害者が信託受益権を有することとなる場合には、その信託受益権のうち以下の金額までは非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者：6,000万円 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等：3,000万円 <p>(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税</p> <p>18歳以上の者がその直系尊属である者から住宅取得等のための金銭の贈与を受ける場合には、500万円（良質な住宅の場合1,000万円）まで非課税（所得制限2,000万円）</p> <p>（注）適用期限は令和5年12月31日まで</p> <p>(3) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税</p> <p>直系尊属が子や孫の教育資金として金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、子や孫ごとに1,500万円まで（学校等以外の者に支払われる金銭は500万円まで）非課税（所得制限1,000万円）</p> <p>（注）適用期限は令和8年3月31日まで</p> <p>(4) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税</p> <p>直系尊属が子や孫の結婚・子育て資金として金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、子や孫ごとに1,000万円まで（結婚に際して支払われる金銭は300万円まで）非課税（所得制限1,000万円）</p> <p>（注）適用期限は令和7年3月31日まで</p> <p>(5) 贈与税の配偶者控除</p> <p>婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与があった場合は、基礎控除とは別に2,000万円を控除</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p>																																				

37. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税												
そ の 他	<p>(1) 小規模宅地等の計算の特例</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">減額割合</th> <th style="text-align: center;">限度面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定事業用等宅地等</td> <td style="text-align: center;">80%</td> <td style="text-align: center;">400㎡</td> </tr> <tr> <td>② 特定居住用宅地等</td> <td style="text-align: center;">80%</td> <td style="text-align: center;">330㎡</td> </tr> <tr> <td>③ 貸付事業用宅地等</td> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">200㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(不動産貸付、駐車場の用)</p> <p style="margin-left: 20px;">(注) 特定事業用等宅地等とは、特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等をいう。 特定事業用等宅地等と特定居住用宅地等は、完全併用できる。</p> <p>(2) 個人事業者の事業用資産についての相続税の納税猶予制度 特例事業相続人等の相続税額のうち事業用資産（土地（400㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）、一定の減価償却資産）の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予 (注) 令和10年12月31日までの相続に適用 本制度と特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の課税価格の計算の特例は選択適用</p> <p>(3) 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予制度 経営承継相続人等の相続税額のうち非上場株式会社等の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合については、特例経営承継相続人等の相続税額のうち非上場株式会社等の課税価格の100%に対応する相続税について納税を猶予 (注) 令和9年12月31日までの相続に適用</p> <p>(4) 農地等についての相続税の納税猶予制度 農業相続人の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(5) 山林についての相続税の納税猶予制度 林業経営相続人の相続税額のうち森林経営計画に従って施業・路網整備を行う山林の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(6) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予制度 経過措置医療法人の持分を取得した相続人等が、相続税の申告期限までに認定医療法人の認定を受けた場合には、その相続税額のうち当該持分の課税価格に対応する相続税の納税を猶予 (注) 令和8年12月31日までに受ける認定に適用</p> <p>(7) 特定の美術品についての相続税の納税猶予制度 寄託相続人の相続税額のうち特定美術品の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(8) 特定計画山林の課税価格の計算の特例 森林経営計画に基づき施業が行われている山林の課税価格を5%減額</p>		減額割合	限度面積	① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡	② 特定居住用宅地等	80%	330㎡	③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡
	減額割合	限度面積											
① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡											
② 特定居住用宅地等	80%	330㎡											
③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡											

税 の 制 度 の 概 要 (続)

贈 与 税	
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税
<p>(1) 農地等についての贈与税の納税猶予制度 農業を営む個人が、推定相続人のうち1人に農地等の全部を贈与した場合には、贈与税の全額を納税猶予</p> <p>(2) 個人事業者の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度 個人事業者が、受贈者に一定の事業用資産を贈与した場合には、贈与税の全額を納税猶予 (注) 令和10年12月31日までの贈与に適用</p> <p>(3) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度 経営者の保有株式等の全部(贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は、当該2/3に達するまでの贈与が要件)の贈与をした場合には、贈与税の全額を納税猶予 ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合は、特例経営承継受贈者の贈与税額のうち非上場株式等の課税価格の100%に対応する贈与税について納税を猶予 (注) 令和9年12月31日までの贈与に適用</p> <p>(4) 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予制度 認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加し経済的利益に相当する額の贈与を受けたものとみなされる場合には、贈与税の全額を納税猶予 (注) 令和8年12月31日までに受ける認定に適用</p>	<p>《適用手続》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出 ○ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続 ○ 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父母ごとに、選択可能 <p>《適用対象》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。 ○ 左記の相続税「その他」(8)の特例は、贈与財産を相続時に合算する際にも適用可能 ○ 相続時精算課税適用者の特例 事業承継税制の特例制度の適用を受けて贈与により非上場株式等を取得した場合には、贈与者の子や孫以外の者(18歳以上の者)であっても、相続時精算課税制度を選択可能 ○ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例 住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、贈与者の年齢に関わらず、相続時精算課税制度を選択可能 (注) 適用期限は令和5年12月31日まで

38. 消 費 税 の 課 税 状 況 等 (令和3年度分)

区 分	個 人 事 業 者		法 人		合 計		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
現 年 分	一般申告及び処理	431,041	328,791	1,360,695	18,789,032	1,791,736	19,117,823
	簡易申告及び処理	632,700	307,527	497,174	364,126	1,129,874	671,653
	納税申告計	1,063,741	636,318	1,857,869	19,153,157	2,921,610	19,789,476
	還付申告及び処理	85,265	52,388	198,961	5,860,420	284,226	5,912,808
既 往 年 分	申告及び処理による増 差税額のあるもの	62,989	22,726	68,287	123,730	131,276	146,455
	申告及び処理による減 差税額のあるもの	15,253	4,290	17,080	147,751	32,333	152,041
加 算 税	64,125	3,666	56,988	13,048	121,113	16,714	

- (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 「現年分」は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理(更正、決定等)による課税事績(令和4年6月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和4年9月30日までのもの。)に基づいて作成した。
 「既往年分」は、令和3年3月31日以前に終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理(更正、決定等)による課税事績(令和3年7月1日から令和4年6月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和3年10月1日から令和4年6月30日までのもの。)に基づいて作成した。
 3. 税関分は含まない。

(付表) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合 計
件	件	件	件
3,244,744	137,226	12,541	3,394,511

- (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 令和3年度末(令和4年3月31日現在)の届出件数を示している。
 3. 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

39. 酒 税 の 課 税 状 況 (令和3年度)

区 分	課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売 (消 費) 数 量	製 造 場 数	販 売 場 数
	千kl	億円	千kl	千kl	場	場
清酒	399	419	312	408	1,544	-
連続式蒸留焼酎	19	19	19	18	1	-
単式蒸留焼酎	283	673	299	312	30	-
みりん	391	933	374	383	359	-
ビール	94	19	89	90	34	-
果実酒	1,897	3,785	1,931	1,866	379	-
甘味酒	112	98	93	355	479	-
ウイスキー	5	5	5	8	7	-
泡盛	131	458	127	168	46	-
原料用アルコール	3	13	3	5	6	-
スリキ	594	799	402	591	233	-
その他	0	1	999	770	10	-
粉雑	988	811	999	770	69	-
合 計	2,354	2,376	2,369	2,426	233	-
	288	313	281	318	277	-
	1	0	1	3	2	-
	7,561	10,721	7,304	7,721	3,715	186,443

- (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 2. 「課税数量」とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
 3. 「製成数量」とは、酒類の生産数量をいう。
 4. 「販売(消費)数量」とは、酒類小売業者の販売数量(輸入酒類を含む。)のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
 5. 「製造場数」及び「販売場数」は、令和4年3月31日現在である。
 6. 税関分を含まない。
 7. 「販売(消費)数量」欄は沖縄県分を含まない。
 8. 課税数量及び税額は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和4年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。
 製成数量及び販売(消費)数量は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間を対象にしている。

40. 主要酒類の酒税等負担率表

(令和4年12月現在)

品 目	区 分	容 量	アルコール分	(A)	(B)	(C)	(D)
				代表的なものの小売価格(税込)	酒 税 額	消 費 税 額	酒税等負担率(B+C)/(A)
		ml	%	円	円	円	%
ビール	泡盛	633	5.0	360	126.60	32.73	44.3
		350	5.0	230	70.00	20.91	39.5
連続式蒸留焼酎	泡盛	350	5.5	181	46.99	16.45	35.1
		350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
単式蒸留焼酎	泡盛	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
		1,800	15.0	2,170	198.00	197.27	18.2
ウイスキー	実	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
		1,800	25.0	1,566	450.00	142.36	37.8
連続式蒸留焼酎	実	1,800	25.0	2,012	450.00	182.91	31.5
		700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

- (備考) 1. 国税庁「酒のしおり」による。
 2. 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
 また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
 なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
 3. その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。
 4. 消費税率は10%で計算している。

(付表) 酒税等の負担率の推移

(単位 %)

品 目	年 度																		
	昭45	55	平元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	令和元	2	3	4
ビール(大びん:633ml)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3
清酒(1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2
連続式蒸留焼酎(25度, 1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8
単式蒸留焼酎(25度, 1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5
ウイスキー(43度, 700ml)	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6

- (備考) 1. 国税庁「酒のしおり」による。
 2. 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
 3. ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
 4. ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。

41. 主 要 間 接 税 の 課 税 状 況

(1) 酒 税

区 分	課 税 数 量	税 額
	千kl	億円
平成29年度………	8,139	12,299
30………	8,190	12,072
令和元………	8,153	11,805
2………	7,703	10,681
3………	7,561	10,721
清 酒	399	419
合 成 清 酒	19	19
連 続 式 蒸 留 焼 酎	283	673
単 式 蒸 留 焼 酎	391	933
み り ん	94	19
ビ ー ル	1,897	3,785
果 実 酒	112	98
甘 味 果 実 酒	5	5
ウ イ ス キ ー	131	458
ブ ラ ン デ ー	3	13
原 料 用 ア ル コ ー ル	0	1
発 泡 酒	594	799
そ の 他 の 醸 造 酒	288	313
ス ピ リ ッ ツ	988	811
リ キ ュ ー ル	2,354	2,376
粉 末 酒	} 1	} 0
雑 酒		
合 計	7,561	10,721

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 税関分を含まない。

(2) 印 紙 税

区 分	税 印 押 な つ	書 式 表 示	そ の 他	合 計	納 税 人 員
	億円	億円	億円	億円	千人
平成29年度…	0	530	1,064	1,594	173
30………	0	537	1,025	1,562	172
令和元………	0	520	988	1,509	171
2………	0	540	832	1,372	163
3………	0	515	794	1,309	161

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 現金納付分のみである。

(3) 揮 発 油 税 等

区 分	揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税	
	数 量	税 額	重 量	税 額
	千kl	億円	千t	億円
平成29年度…	48,762	26,186	948	166
30………	47,043	25,262	877	154
令和元………	46,029	24,613	793	139
2………	41,520	22,294	550	96
3………	41,697	22,389	540	95

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 税関分を含まない。

42. 主 要 間 接 税 の 関 係 場 数 の 累 年 比 較

(単位 場)

区 分	酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数	揮 発 油 税 関 係 場 数	石 油 ガ ス 税 関 係 場 数
平成24年度………	3,081	192,202	5,712	2,745
25………	3,089	192,596	5,771	2,761
26………	3,096	192,255	5,720	2,765
27………	3,150	191,296	5,624	2,739
28………	3,184	191,053	5,362	2,707
29………	3,333	189,490	5,277	2,630
30………	3,394	187,475	5,187	2,621
令和元………	3,452	184,717	5,193	2,593
2………	3,574	184,820	5,138	2,524
3………	3,715	186,443	5,190	2,473

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 調査時点は翌年3月31日現在である。

43. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要

	消 費 税
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定仕入れ (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）
2. 納 税 義 務 者	(1) 国内取引……国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定課税仕入れを行う事業者 ただし、基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (注1) 特定期間（前年又は前事業年度上半期）の課税売上高（又は給与支払額）が1,000万円超の事業者については、納税義務を免除しない。 (注2) 基準期間のない法人のうち、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人については、納税義務を免除しない。 (注3) 基準期間のない法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等により設立された法人については、納税義務を免除しない。 (2) 輸入取引……輸入者
3. 課 税 標 準	(1) 課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額 (2) 引取価額（CIF価格＋他の個別消費税＋関税）
4. 税 率	7.8%（※） (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22＝消費税率2.2%相当）と合わせた税率は10%となる。 (※) 軽減税率の適用対象となる次の課税資産の譲渡等は6.24% (1) 酒類・外食を除く飲食品の譲渡 (2) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡 (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22＝消費税率1.76%相当）と合わせた税率は8%となる。
5. 輸 出 免 税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 [消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等] (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、外国為替取引 [社会政策的配慮に基づくもの] (6) 医療保険法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税 額 計 算	(1) 売上げに係る消費税額 (課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）＋特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額） ×税率 (注) 当分の間、課税売上割合が95%以上である課税期間については、特定課税仕入れはなかったものとする（仕入れに係る消費税額も同様）。 (※) 売上げに係る消費税額の計算においては、次のいずれかの方法を選択可能。 ① 税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法（割戻し計算） ② 適格請求書に記載した消費税額等を積み上げて計算する方法（積上げ計算） (2) 仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（税込み）×7.8/110（軽減税率の適用対象に係るものである場合6.24/108）＋特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額×7.8/110 (※) 仕入れに係る消費税額の計算においては、次のいずれかの方法を選択可能。 ① 適格請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する方法（積上げ計算） ② 支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法（割戻し計算） (注1) 上記②は、売上げに係る消費税額の計算において、積上げ計算を選択した事業者については選択不可。 (注2) 免税事業者等から行った課税仕入れについては、仕入税額控除をすることができない。ただし、当該課税仕入れに係る消費税相当額に、令和5年10月1日から3年間は80%、令和8年10月1日から3年間は50%をそれぞれ乗じて算出した額の控除を認める。

43. 主 要 間 接 税

	消 費 税												
<p>(3) 仕入税額控除</p> <p>イ 原則（本則計算）</p> <p>① 課税売上割合が95%以上かつその課税期間における課税売上高が5億円以下の場合には、仕入れに係る消費税額を全額控除する。</p> <p>② 課税売上割合が95%未満又はその課税期間における課税売上高が5億円超の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する。</p> <p>(注) 仕入税額控除の適用要件として、軽減税率の対象品目である旨を含む一定の事項が記載された帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が義務付けられている（適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」））。</p> <p>ロ 特例</p> <p>① 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額に以下のみなし仕入率を乗じた金額と特定課税仕入れに係る消費税額の合計額を仕入れに係る消費税額とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>第1種事業 (卸売業)</th> <th>第2種事業 (小売業等)</th> <th>第3種事業 (製造業等)</th> <th>第4種事業 (その他の事業)</th> <th>第5種事業 (サービス業等)</th> <th>第6種事業 (不動産業)</th> </tr> <tr> <td>90%</td> <td>80%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> </table> <p>(注1) 簡易課税制度適用者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとする経過措置が設けられている。</p> <p>(注2) 農林水産業（第3種事業）のうち軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業については第2種事業となる。</p> <p>② 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例） 免税事業者が適格請求書等発行事業者となる場合（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む）、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、仕入税額控除の金額を特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額の80%に相当する金額）とすることができる。</p>	第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)	90%	80%	70%	60%	50%	40%	
第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)								
90%	80%	70%	60%	50%	40%								
<p>8. 申告・納付</p> <p>(1) 国内取引</p> <p>① 課税期間……個人事業者は暦年、法人は事業年度 ただし、事業者の選択により、3ヶ月又は1ヶ月に短縮することも可能。</p> <p>② 確定申告・納付……課税期間終了後2月以内に確定申告・納付 (注1) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。（租特法） (注2) 法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人は、消費税の申告期限を1月延長することができる。（令和3年3月決算から適用） ※ 延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付する。</p> <p>③ 中間申告・納付……直前の課税期間の確定消費税額に応じ、年11回、年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 20%;">直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)</th> <th style="text-align: center;">中 間 申 告 ・ 納 付</th> </tr> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td>中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）</td> </tr> </table> <p>(注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。</p> <p>(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告・納付（3ヶ月以内の納期限の延長あり） 関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付（2ヶ月以内の納期限の延長あり）</p>	直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告 ・ 納 付	4,800万円超	年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付	400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付	48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付	48万円以下	中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）			
直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告 ・ 納 付												
4,800万円超	年11回（毎月）の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付												
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付												
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付												
48万円以下	中間申告・納付は不要（任意の中間申告・納付（年1回）が可能）												

制 度 の 概 要 (続)

	消 費 税
9. そ の 他	<p>(1) 消費税の用途 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする事とされている。</p> <p>(2) 国、地方公共団体等に対する特例 国、地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入税額控除等につき、特例措置が設けられている。</p> <p>(3) 総額表示の義務付け 課税事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において、あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費税相当額（地方消費税相当額を含む）を含めた価格を表示しなければならない。</p>

43. 主 要 間 接 税

区 分	た ば こ 税	た ば こ 特 別 税
課 税 物 件	製造たばこ	同左
納 税 義 務 者	製造者又は引取者	同左
免 税 措 置	輸出入	同左
主 な 税 率	喫煙用の製造たばこ 紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ 加熱式たばこ かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ (注1) 課税標準は紙巻たばこの本数とし、葉巻たばこ及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ・かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する(※)。 (注2) 加熱式たばこの課税標準は、①②の合計本数。 ① その重量(フィルター等を除く)0.4gを紙巻たばこ0.5本に換算した本数。 ② 紙巻たばこ1本当たりの想定小売価格で加熱式たばこの小売定価(消費税抜き)を紙巻たばこ0.5本に換算した本数。	1,000本につき6,802円 1,000本につき820円
納 税 方 法	製造場から移出される製造たばこについては、翌月末日までに申告・納付する。 輸入製造たばこについては、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告・納付する。
備 考	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほか、紙巻たばこ1,000本につき7,622円の地方のたばこ税が課される。 (※) 軽量な葉巻たばこ(1本1g未満)は、その本数に応じて上記の税率を適用する(本数課税)。	

制度の概要(続)

酒 (現)	税 行)	同 左 (令和5年10月1日以後)	同 左 (令和8年10月1日以後)
酒類		同左	同左
製造者又は引取者		同左	同左
輸出入・輸出酒類販売場用		同左	同左
1klにつき		1klにつき	1klにつき
(1) 発泡性酒類 200,000円 〔・発泡酒 167,125円 (麦芽比率25%以上50%未満で アルコール分10度未満) ・発泡酒 134,250円 (麦芽比率25%未満でアルコール 分10度未満) ・その他の発泡性酒類 (いわゆる「新ジャンル」) 108,000円 (いわゆる「チューハイ」等) 80,000円〕		(1) 発泡性酒類 181,000円 〔・発泡酒 155,000円 (麦芽比率25%以上50%未満でア ルコール分10度未満) ・発泡酒 134,250円 (麦芽比率25%未満でアルコール 分10度未満) (一定の製法に基づく酒類(※)) ・その他の発泡性酒類 80,000円 (いわゆる「チューハイ」等)〕	(1) 発泡性酒類 155,000円 〔・その他の発泡性酒類 100,000円 (いわゆる「チューハイ」等)〕
(2) 醸造酒類 120,000円 〔・清酒 110,000円 ・果実酒 90,000円〕		(2) 醸造酒類 100,000円	(2) 醸造酒類 同左
(3) 蒸留酒類(20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) 〔・ウイスキー、ブランデー及びス ピリッツ(37度) 370,000円 (1度当たりの加算額10,000円)〕		(3) 蒸留酒類 同左	(3) 蒸留酒類 同左
(4) 混成酒類(20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) 〔・リキュール及び甘味果実酒(12度) 120,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・合成清酒 100,000円 ・みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円 ・粉末酒 390,000円〕		(4) 混成酒類 同左	(4) 混成酒類 同左
		【下線は見直し後の税率】	【下線は見直し後の税率】

製造場から移出される酒類については、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。

輸入酒類については、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。

酒類等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は、所轄税務署長の免許を必要とする。酒税の税率については、令和2年10月1日から令和8年10月1日までの間、段階的に税率構造の見直しを行うこととされている。

- ・ビール系飲料(ビール・発泡酒・新ジャンル): 令和8年10月1日に1klにつき155,000円に一本化する(3段階で実施)。
- ・その他の発泡性酒類(チューハイ等): 令和8年10月1日に1klにつき100,000円に引き上げる。
- ・醸造酒類: 令和5年10月1日に1klにつき100,000円に一本化する(2段階で実施)。
- ・混成酒類(20度): 令和2年10月1日に1klにつき200,000円(1度当たりの加算額10,000円)に引き下げる。
- (※) 発泡酒の定義に、①ポップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類と②香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類を追加。これにより、いわゆる「新ジャンル」(リキュール又はその他の醸造酒)は、新たに発泡酒に位置付けられる。

43. 主 要 間 接 税

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
課 税 物 件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品、ガス 状炭化水素並びに石炭
納税義務者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免 税 措 置	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造 用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び 国際線（ただし、国内輸 送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用L P G (4) 鉄鋼、コークス及びセメ ント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭及びL N G (6) 苛性ソーダ製造業・イオ ン交換膜法による塩製造業 用の自家発電用石炭（地球 温暖化対策のための税率の 特例により上乘せされる部 分（以下「特例部分」）を 軽減）
主 な 税 率	1 kℓにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 (当分の間の特例税率) ※令和16年4月1日～ 1 kℓにつき 揮発油税 48,300円 地方揮発油税 5,500円 (当分の間の特例税率)	1 kgにつき 17円50銭 (1 ℓにつき 9円80銭)	次の期間に応じ、それぞ れ次の税率 ・一般国内航空機の航空 機燃料1 kℓにつき 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日 13,000円 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 15,000円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 18,000円 ・沖縄路線航空機の航空 機燃料1 kℓにつき 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日 6,500円 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 7,500円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 9,000円 ・特定離島路線航空機の 航空機燃料1 kℓにつ き 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日 9,750円 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日 11,250円 令和9年4月1日～ 令和10年3月31日 13,500円	[地球温暖化対策のための税 率の特例] (1) 原油、輸入石油製品 1 kℓにつき 2,800円 (2,040円) (2) 天然ガス、石油ガス等 1 tにつき 1,860円 (1,080円) (3) 石炭 1 tにつき 1,370円 (700円) ※かっこ書きは本則税率であ る。

制 度 の 概 要 (続)

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
納 税 方 法	<p>製造場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、納付する。</p> <p>輸入揮発油については、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。</p> <p>輸入石油ガスについては、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。</p> <p>輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域から引き取る時（国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日）までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>
備 考	<p>バイオエタノール等揮発油に対し、課税標準の特例措置が講じられている。</p>			<p>国産石油化学用ナフサ等、国産農林漁業用A重油、国産アスファルト等及び非製品ガスについて、本則税率と特例部分についての還付措置が講じられている。</p> <p>内航運送用船舶等用の軽油又は重油、鉄道用の軽油、国内定期航空運送事業用の航空機燃料、農林漁業用の軽油及び苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供する重油、天然ガス又は石炭について、特例部分についての還付措置が講じられている。</p>

44. 自動車関係諸税の概要

税目	課税主体	課税物件	税率	税収の使途																		
揮発油税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。																		
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県、指定市及び市町村(特別区含む)の一般財源として全額譲与されている。																		
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg (9円80銭/ℓ)	1/2は国の一般財源であり、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。																		
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市の一般財源である。																		
自動車税	都道府県	乗用車、トラック、バス等(軽自動車等を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・種別割 (自家用) (営業用) (例)・乗用車(2,000ccクラス) 36,000円(39,500円)(年) 9,500円(年) ・トラック(4～5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) ・バス{一般乗合用(30～40人乗) 14,500円(年) {その他(30～40人乗) 41,000円(年) 32,000円(年) ※乗用車(自家用)の()内は、令和元年9月以前に初回新規登録を受けている車両について適用。 ・環境性能割 <ul style="list-style-type: none"> ・自家用 取得価額の3% ・営業用 取得価額の2% 	都道府県の一般財源である。 ※但し、環境性能割については、一部を市町村(特別区含む)へ交付																		
軽自動車税	市町村	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	<ul style="list-style-type: none"> ・種別割 (例)・軽乗用車{自家用10,800円(7,200円)(年) {営業用6,900円(5,500円)(年) ・軽トラック{自家用5,000円(4,000円)(年) {営業用3,800円(3,000円)(年) ・小型二輪車 6,000円(年) ※()内は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両について適用。 ・環境性能割 取得価額の2% 	市町村(特別区含む)の一般財源である。 ※但し、環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。																		
自動車重量税	国	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	<p>(例) 車検期間1年ごと (本則税率)(当分の間の特例税率)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(自家用)</th> <th>(営業用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車 車両重量0.5トンごとに</td> <td>2,500円</td> <td>4,100円 2,600円</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>{2.5トン超 車両総重量 1トンごとに</td> <td>2,500円</td> <td>4,100円 2,600円</td> </tr> <tr> <td>{2.5トン以下</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円 2,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 1両ごとに</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円 2,600円</td> </tr> </tbody> </table>		(自家用)	(営業用)	乗用車 車両重量0.5トンごとに	2,500円	4,100円 2,600円	トラック			{2.5トン超 車両総重量 1トンごとに	2,500円	4,100円 2,600円	{2.5トン以下	2,500円	3,300円 2,600円	軽自動車 1両ごとに	2,500円	3,300円 2,600円	569/1,000は国の一般財源(一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付)であり、431/1,000は都道府県及び市町村(特別区含む)の一般財源として譲与されている(当分の間の特例譲与割合)。 ※譲与割合については、以後、段階的に引き上げ、令和17年度以降は490/1,000
	(自家用)	(営業用)																				
乗用車 車両重量0.5トンごとに	2,500円	4,100円 2,600円																				
トラック																						
{2.5トン超 車両総重量 1トンごとに	2,500円	4,100円 2,600円																				
{2.5トン以下	2,500円	3,300円 2,600円																				
軽自動車 1両ごとに	2,500円	3,300円 2,600円																				

(備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。

2. 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円/kl、地方揮発油税の税率については5,500円/klとなる。

3. 自動車重量税については、一定の環境性能を満たした車に対しては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付等について、減免措置が講じられている。

また、新規登録後13年または18年を経過した自動車に対して、それぞれ重課する措置が講じられている。

4. 自動車税・軽自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車・軽自動車に対して、重課する措置が講じられている。

5. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は、燃費基準達成度等に応じて決定。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。

6. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得について、減免措置が講じられている。

7. 側方衝突警報装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得について、軽減措置が講じられている。

45. 外国法人・非居住者の課税状況の推移

(単位 億円)

年 分	法人税 (事業年度分)						源泉所得税		
	法人所得金額 (全体) ①	外国法人の 所得金額②	割合 ②/①	法人税額 (全体) ③	外国法人の 法人税額④	割合 ④/③	源泉徴収税額 ⑤	外国法人・ 非居住者⑥	割合 ⑥/⑤
平成24年	448,493	3,083	0.69%	98,884	789	0.80%	129,430	2,629	2.03%
25	528,512	5,183	0.98%	108,207	1,266	1.17%	146,260	3,322	2.27%
26	579,021	5,560	0.96%	110,291	1,346	1.22%	164,070	4,991	3.04%
27	610,409	7,014	1.15%	112,599	1,668	1.48%	178,243	6,390	3.59%
28	629,248	5,684	0.90%	111,060	1,220	1.10%	167,218	5,795	3.47%
29	702,340	6,367	0.91%	123,459	1,357	1.10%	180,541	6,835	3.79%
30	727,757	4,487	0.62%	126,579	877	0.69%	186,250	6,936	3.72%
令和元年	645,050	3,352	0.52%	114,378	609	0.53%	194,152	7,249	3.73%
2	696,559	3,626	0.52%	120,199	738	0.61%	188,655	6,640	3.52%
3	789,349	4,011	0.51%	137,941	826	0.60%	204,297	7,597	3.72%

(注)「国税庁統計年報」に基づいて作成。
法人税については、その年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した法定事業年度に係るものを集計しており、清算確定に係るものを含まない。

46. 外国法人・非居住者の課税状況 (源泉所得税) の内訳

(単位 億円)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
公社債・預貯金の利子等	12	12	12	20	25	428	91	83	19	26
剰余金又は利益の配当等	1,203	1,646	3,322	3,918	3,717	3,811	4,674	4,782	4,401	5,314
匿名組合契約に基づく利益の分配	129	269	190	801	179	581	248	299	249	272
給与・賞与等	215	232	243	260	261	400	305	305	289	308
退職所得	37	48	76	74	71	81	82	110	109	112
役務の報酬	3	4	7	6	7	8	6	8	7	9
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	338	395	390	399	537	371	366	369	362	331
著作権の使用料又はその譲渡による対価	131	144	170	288	381	425	484	499	529	617
貸付金の利子	141	170	155	128	133	148	175	196	162	128
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	87	87	97	111	131	136	131	141	174	166
機械等の使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地等の譲渡による対価	133	108	113	159	123	196	108	165	120	113
人的役務提供事業の対価	198	206	215	224	229	250	264	291	216	198
生命保険契約等に基づく年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞金	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1
合 計	2,629	3,322	4,991	6,390	5,795	6,835	6,936	7,249	6,640	7,597

(注)「国税庁統計年報」に基づいて作成。

47. 我が国の締結した

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	原則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
米 国	原S30.4.1 ①S32.9.9 ②S39.9.2 ③S40.5.6 ④S47.7.9 ①R元.8.30	10% (一定のもの 免税) その他 5%	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
スウェーデン	原S32.6.1 ①S40.5.25 ④S58.9.18 ①H11.12.25 ②H26.10.12	10% (免税)	原則 免税	免税	源泉地国課税	—	—	—	—	あり
デンマーク	原S34.4.24 ④S43.7.26 ④H30.12.27	15% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
パキスタン	原S34.5.14 ①S36.8.1 ④H20.11.9	10% (一定のもの 5%) その他 7.5%	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—
ノルウェー	原S34.9.15 ④S43.10.25 ④H4.12.16	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	—	—
イ ン ド	原S35.6.13 ①S45.11.15 ④H元.12.29 ①H18.6.28 ②H28.10.29	10%	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—
シンガポール	原S36.9.5 ④S46.8.3 ①S56.6.23 ④H7.4.28 ①H22.7.14	15% (5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	あり (平12)	あり
オーストリア	原S38.4.4 ④H30.10.27	10% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
ニュージーランド	原S38.4.19 ①S42.9.30 ④H25.10.25	15% (免税)	金融機関等 受取 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
英 国 (注1)	原S38.4.23 ④S45.12.25 ①S55.10.31 ④H18.10.12 ①H26.12.12	10% (免税)	原則 免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
タ イ	原S38.7.24 ④H2.8.31	国内法の税率 (一定のもの 15%) その他 20%	金融機関等 受取 その他の法人 25%	15%	源泉地国課税	—	—	—	あり	—
マレーシア	原S38.8.21 (マラヤ連邦) ④S45.12.23 ④H11.12.31 ①H22.12.1	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり (平18)	—
カ ナ ダ	原S40.4.30 ④S62.11.14 ①H12.12.14	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	あり
フ ラ ン ス	原S40.8.22 ①S56.10.14 ④H8.3.24 ①H19.12.1	10% (一定のもの 免税) その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	あり
ド イ ツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4 ④H28.10.28	15% (一定のもの 免税) その他 5%	原則 免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
ブラジル	原S42.12.31 ①S52.12.29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム 等 15% その他 12.5%	居住地国のみ で課税	—	—	—	あり	—
スリランカ (セイロン)	S43.9.22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 免税 その他 国内法の税率	著作権 } 免税 映画フィルム } 特許権等 } 半額課税	源泉地国課税	—	—	—	あり	—

租 税 条 約 等 の 概 要

国 名	発 効 日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の 排除	相互協 議
		配 当	利 子	使 用 料	原 則	不 動 産 化 体	事 業 譲 渡 類 似	破 綻 金 融 機 関	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲 裁 規 定
エジプト (アラブ連合)	S44. 8. 6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—
ベルギー	原S45. 4. 16 ①H 2. 11. 16 ②H25. 12. 27 ③H31. 1. 19	10% (免税)	企業間受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
オーストラリア	原S45. 7. 4 ④H20. 12. 3	10% (一定のもの 免税 その他 5%)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	あり
オランダ	原S45. 10. 23 ①H 4. 12. 16 ④H23. 12. 29	10% (一定のもの 免税 その他 5%)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
韓 国	原S45. 10. 29 ④H11. 11. 22	15% (平成15年末 まで 10% 平成16年以 後 5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	あり (平15)	—
ザンビア	S46. 1. 23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	あり	—
ス イ ス	原S46. 12. 26 ①H23. 12. 30 ②R 4. 11. 30	10% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
フィンランド	原S47. 12. 30 ①H 3. 12. 28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	あり
イ タ リ ア	原S48. 3. 17 ①S57. 1. 28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	—
ス ペ イ ン	原S49. 11. 20 ④R 3. 5. 1	5% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
アイルランド	S49. 12. 4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	あり (注4)	あり
ルーマニア	S53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	—
旧チェコスロ ヴァキア(注2)	S53. 11. 25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	あり (注6)	—	—	—	—
フィリピン	原S55. 7. 20 ①H20. 12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	あり (平30)	—
ハンガリー	S55. 10. 25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	あり
ポーランド	S57. 12. 23	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
インドネシア	S57. 12. 31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	あり (注4)	—
中 国	S59. 6. 26	10%	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり	—
旧 ソ 連 (注3)	S61. 11. 27	15%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	源泉地国課税	あり (注7)	—	—	—	—
バングラデシュ	H 3. 6. 15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり	—
ブルガリア	H 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	あり (平13)	—
ルクセンブルク	原H 4. 12. 27 ①H23. 12. 30	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	—	あり
イスラエル	H 5. 12. 24	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—

47. 我が国の締結した

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	原則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
トルコ	H 6.12.28	15% (10%)	金融機関等受取 その他 10% 15%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり (平16)	—
ヴェトナム	H 7.12.31	10%	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	あり (平22)	—
メキシコ	H 8.11.6	15% (一定のもの 免税 その他 5%)	金融機関等受取 その他 10% 15%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	あり (平17)	—
南アフリカ	H 9.11.5	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—
ブルネイ	H21.12.19	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	—	—
カザフスタン	H21.12.30	15% (5%)	10%	5%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	—	—
香港	H23.8.14	10% (5%)	10%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	あり	—	あり
サウジアラビア	H23.9.1	10% (5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	—	—
クウェート	H25.6.14	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	—	あり	—	—
ポルトガル	H25.7.28	10% (5%)	銀行等受取 5% その他 10%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	あり	—	あり
オマーン	H26.9.1	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	—	あり	—	—
アラブ首長国連邦	H26.12.24	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	—	—	—
カタール	H27.12.30	10% (5%)	金融機関等受取 免税 その他 10%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
台湾 (注5)	H28.6.13	10%	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
チリ	H28.12.28	15% (5%)	金融機関等受取 4% その他 10% (平成30年末までは15%)	設備の使用 2% その他 10%	源泉地国課税	あり	あり	—	—	あり
ラトビア	H29.7.5	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
スロベニア	H29.8.23	5%	5%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
リトアニア	H30.8.31	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
エストニア	H30.9.29	10% (免税)	10%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
ロシア	H30.10.10	10% (5%)	免税	免税	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
アイスランド	H30.10.31	15% (一定のもの 免税 その他 5%)	免税	免税	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
クロアチア	R元.9.5	5% (免税)	5%	5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
エクアドル	R元.12.28	5%	銀行等受取 免税 その他 10%	10%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—
ジャマイカ	R 2.9.16	10% (5%)	10%	設備の使用 2% その他 10%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	あり
ウズベキスタン	R 2.10.17	10% (5%)	5%	著作権 免税 その他 5%	居住地国のみで課税	あり	—	—	—	—

租 税 条 約 等 の 概 要 (続)

国 名	発 効 日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の排除	相互協議
		配 当	利 子	使 用 料	原 則	不 動 産 化 体	事 業 譲 渡 類 似	破 綻 金 融 機 関	日本国でのみ なし外国税額控除 (供与期限)	仲 裁 規 定
ペ ル ー	R 3. 1. 29	10%	10%	15%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	—	—
ウ ル グ ア イ	R 3. 7. 23	10% (5%)	金融機関等 受取 その他 10%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	あり
ジ ョ ー ジ ア	R 3. 7. 23	5%	5%	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	—
セ ル ビ ア	R 3. 12. 5	10% (5%)	10%	著作権 その他 5% 10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	—
モ ロ ッ コ	R 4. 4. 23	10% (5%)	10%	設備の使用 その他 5% 10%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	—	—
コ ロ ン ビ ア	R 4. 9. 4	10% (5%)	金融機関等 受取 その他 10%	設備の使用 その他 2% 10%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	—	—

- (備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補足改訂を示し、全は全面改訂を示す。
 2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の()番は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。
 3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。
 4. 事業利得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。
 5. 「株式譲渡益の課税(不動産化体)」及び「相互協議(仲裁規定)」の欄は、BEPS防止措置実施条約の規定が適用される場合を含む。
 (注) 1. 英国との当初の条約については、フィンランドに適用される。
 2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。
 3. 旧ソ連との条約についてはキルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。
 4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。
 5. 台湾に関しては、台湾との関係に関する我が国の基本的立場を踏まえ、国際約束である租税条約ではなく、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で民間取決めを結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備している(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている。)
 6. BEPS防止措置実施条約の規定がスロバキアについてのみ適用される。
 7. BEPS防止措置実施条約の規定がウクライナについてのみ適用される。

(2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

- ・バミューダ (H22.8.1)
- ・バハマ (H23.8.25)
- ・マン島 (H23.9.1)
- ・ケイマン諸島 (H23.11.13)
- ・リヒテンシュタイン (H24.12.29)
- ・サモア (H25.7.6)
- ・ガーンジー (H25.8.23)
- ・ジャージー (H25.8.30)
- ・マカオ (H26.5.22)
- ・英領バージン諸島 (H26.10.11)
- ・パナマ (H29.3.12)

(注1) ()内は発効日を示す。
 (注2) バハマについては、自動的情報交換に関して規定する改正議定書がH30.12.12に発効。

(3) 税務行政執行共助条約

条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力(情報交換、徴収共助、文書送達共助)を行うための多国間条約。
 令和5年5月1日現在の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等98か国・地域(署名ベース)。
 欧州・NIS諸国地域: アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、英国、(英) ガーンジー、(英) ジャージー、(英) ジブラルタル、(英) マン島、イタリヤ、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、(丁) グリーンランド、(丁) フェロー諸島、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
 中東、アフリカ地域: アラブ首長国連邦、イスラエル、ウガンダ、エスワティニ、オマーン、カタール、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、南アフリカ、モリシャス、モーリタニア、モロッコ、ヨルダン、リベリア、ルワンダ、レバノン
 アジア、大洋州地域: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、クック諸島、サモア、シンガポール、タイ、中国、パプアニューギニア、(中) 香港、(中) マカオ、ナウル、ニウエ、日本、ニューゼaland、(仏) ニューカレドニア、バキスタン、バヌアツ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マーシャル諸島、マレーシア、モルディブ、モンゴル
 北米、中南米地域: 米国、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、(英) アンギラ、(英) 英領バージン諸島、(英) ケイマン諸島、(英) タークス・カイコス諸島、(英) バミューダ、(英) モンセラット、エクアドル、エルサルバドル、(蘭) アルバ、(蘭) キュラソー、(蘭) セント・マーティン、カナダ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントピート及びグレンダイン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バハマ、ブラジル、パルバドス、ブラジル、ペルー、ホンジュラス、メキシコ

- (注1) 下線は、発効済の国・地域(141か国・地域)を表す。
 (注2) ガーンジー、ジャージー、ジブラルタル、マン島、アンギラ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、タークス・カイコス諸島、バミューダ、モンセラットは、英国により適用拡張。
 (注3) グリーンランド、フェロー諸島は、デンマークにより適用拡張。
 (注4) アルバ、キュラソー、セント・マーティンは、オランダにより適用拡張。
 (注5) 香港、マカオは、中国により適用拡張。
 (注6) ニューカレドニアは、フランスにより適用拡張。

(4) BEPS防止措置実施条約

BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締結国間の既存の租税条約に導入するための多国間条約。
 令和5年5月1日現在の参加国・地域は、日、英、独、仏、伊、加、中、韓等98か国・地域(署名ベース)。
 欧州・NIS諸国地域: アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリヤ、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ(注2)、(英) ガーンジー、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、(英) ジャージー、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、(英) マン島、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
 中東、アフリカ地域: アラブ首長国連邦、イスラエル、エジプト、オマーン、カタール、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、コートジボワール、サウジアラビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、ブルキナファソ、南アフリカ、モリシャス、モロッコ、ヨルダン、レソト
 アジア、大洋州地域: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、中国(注3)、日本、ニューゼaland、バキスタン、パプアニューギニア、フィジー、ベトナム、マレーシア、モンゴル
 北米、中南米地域: アルゼンチン、ウルグアイ、カナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、パナマ、バルバドス、ペルー、メキシコ
 (注1) 下線は、本条約の批准書等を寄託した国・地域(78か国・地域)を示す。
 (注2) オランダは、キュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。
 (注3) 中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

48. 地方税収入の

区 分	番 号	昭和30年度		40		50		60		平成 7		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
道 府 県 市 町 村 税 総 計	1	1,471	38.6	7,823	50.5	38,692	47.4	102,040	43.8	139,090	41.3	
	2	2,344	61.4	7,671	49.5	42,856	52.6	131,125	56.2	197,660	58.7	
	3	3,815	100.0	15,494	100.0	81,548	100.0	233,165	100.0	336,750	100.0	
道 府 県 市 町 村 税 目	4	1,468	99.8	7,171	91.7	34,987	90.4	92,991	91.1	119,637	86.0	
	5	237	16.1	1,758	22.5	9,890	25.6	29,513	28.9	44,604	32.1	
	6	140	9.5	1,229	15.7	7,393	19.1	21,002	20.6	26,629	19.1	
	7	97	6.6	529	6.8	2,498	6.5	8,510	8.3	8,055	5.8	
	8	-	-	-	-	-	-	-	-	9,919	7.1	
	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	11	806	54.8	3,299	42.2	15,015	38.8	39,370	38.6	44,856	32.2	
	12	202	13.7	253	3.2	480	1.2	1,298	1.3	2,504	1.8	
	13	604	41.1	3,046	38.9	14,535	37.6	38,072	37.3	42,352	30.4	
	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15	52	3.5	414	5.3	1,814	4.7	4,346	4.3	7,876	5.7	
	16	96	6.5	440	5.6	1,356	3.5	3,130	3.1	3,783	2.7	
	17	15	1.0	95	1.2	500	1.3	1,083	1.1	977	0.7	
	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20	151	10.3	559	7.1	2,675	6.9	4,757	4.7	1,330	1.0	
	21	79	5.3	549	7.0	3,689	9.5	10,380	10.2	15,873	11.4	
	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25	5	0.3	8	0.1	6	0.0	9	0.0	6	0.0	
	26	3	0.2	4	0.1	20	0.1	27	0.0	20	0.0	
	27	22	1.5	39	0.5	21	0.1	123	0.1	100	0.1	
	28	3	0.2	6	0.1	2	0.0	253	0.2	213	0.2	
	29	0	0.0	652	8.3	3,705	9.6	9,049	8.9	19,448	14.0	
	30	-	-	-	-	1,750	4.5	3,471	3.4	6,112	4.4	
	31	-	-	649	8.3	1,940	5.0	5,558	5.4	13,322	9.6	
	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	33	0	0.0	3	0.0	15	0.0	20	0.0	14	0.0	
	34	3	0.2	0	0.0	0	0.0	-	-	5	0.0	
	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	36	1,471	100.0	7,823	100.0	38,692	100.0	102,040	100.0	139,090	100.0	
	市 町 村 税 目	37	2,334	99.6	7,273	94.8	40,100	93.6	120,404	91.8	180,670	91.4
		38	740	31.6	3,046	39.7	19,804	46.2	66,454	50.7	88,061	44.6
		39	575	24.5	2,200	28.7	13,596	31.7	45,028	34.3	65,324	33.0
40		164	7.0	846	11.0	6,207	14.5	21,426	16.3	22,737	11.5	
41		1,104	47.1	2,773	36.1	14,899	34.8	41,747	31.8	83,627	42.3	
42		433	18.5	655	8.5	6,539	15.3	17,898	13.6	34,892	17.7	
43		465	19.8	1,210	15.8	5,068	11.8	16,029	12.2	32,218	16.3	
44		206	8.8	908	11.8	3,293	7.7	7,821	6.0	16,517	8.4	
45		46	2.0	125	1.6	275	0.6	698	0.5	1,055	0.5	
46		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
47		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
48		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
49		192	8.2	732	9.5	2,381	5.6	5,515	4.2	6,691	3.4	
50		215	9.2	540	7.0	1,613	3.8	5,271	4.0	-	-	
51		17	0.7	24	0.3	28	0.1	46	0.0	22	0.0	
52		15	0.6	25	0.3	29	0.1	21	0.0	-	-	
53		-	-	-	-	1,028	2.4	552	0.4	1,208	0.6	
54		5	0.2	8	0.1	42	0.1	101	0.1	6	0.0	
55		6	0.3	207	2.7	2,181	5.1	9,316	7.1	16,322	8.3	
56		3	0.1	14	0.2	72	0.2	140	0.1	208	0.1	
57		-	-	-	-	152	0.4	1,972	1.5	3,068	1.6	
58	-	-	190	2.5	1,955	4.6	7,201	5.5	13,045	6.6		
59	3	0.1	3	0.0	3	0.0	3	0.0	2	0.0		
60	4	0.2	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0		
61	-	-	27	0.4	136	0.3	368	0.3	668	0.3		
62	-	-	164	2.1	439	1.0	1,037	0.8	-	-		
63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
65	2,344	100.0	7,671	100.0	42,856	100.0	131,125	100.0	197,660	100.0		

(備考) 1. 令和3年度以前は決算額(計画外税収含む)、令和4年度及び令和5年度は地方財政計画額である。なお、令和4年度及び令和5年度の地方財政計画は、通常収支分と東日本大震災分が確定されるが、上記は通常収支分と東日本大震災分を合計した税収である。
 2. 昭和30年度の入湯税は法定普通税に含まれる。
 3. 自動車取得税、軽油引取税は平成21年度の税制改正によって用途が特定されない普通税に改められた。
 4. 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

構成の累年比較

(単位 億円、%)

17		27		30		令和2		令和3		令和4 (計画)		令和5 (計画)		番号
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
152,269	43.7	180,222	46.1	183,280	45.0	183,687	45.0	198,868	46.9	189,892	46.0	200,336	46.7	1
195,775	56.3	210,763	53.9	224,235	55.0	224,570	55.0	225,221	53.1	223,181	54.0	229,061	53.3	2
348,044	100.0	390,986	100.0	407,514	100.0	408,256	100.0	424,089	100.0	413,073	100.0	429,397	100.0	3
136,796	89.8	180,124	99.9	183,165	99.9	183,601	100.0	198,777	100.0	189,941	100.0	200,374	100.0	4
35,854	23.5	61,105	33.9	56,976	31.1	55,025	30.0	55,658	28.0	52,714	27.8	54,226	27.1	5
22,543	14.8	47,932	26.6	45,404	24.8	45,935	25.0	45,379	22.8	45,007	23.7	46,080	23.0	6
9,661	6.3	8,435	4.7	8,349	4.6	5,480	3.0	5,117	2.6	3,426	1.8	3,584	1.8	7
1,774	1.2	954	0.5	558	0.3	325	0.2	260	0.1	267	0.1	211	0.1	8
786	0.5	1,898	1.1	1,447	0.8	1,522	0.8	2,239	1.1	1,614	0.8	2,608	1.3	9
1,091	0.7	1,887	1.0	1,218	0.7	1,763	1.0	2,663	1.3	2,400	1.3	1,743	0.9	10
49,142	32.3	37,034	20.5	44,505	24.3	42,983	23.4	49,673	25.0	46,170	24.3	48,653	24.3	11
2,158	1.4	1,939	1.1	2,074	1.1	2,160	1.2	2,245	1.1	2,258	1.2	2,394	1.2	12
46,984	30.9	35,095	19.5	42,431	23.2	40,823	22.2	47,428	23.8	43,912	23.1	46,259	23.1	13
25,512	16.8	49,742	27.6	48,155	26.3	54,238	29.5	61,703	31.0	59,167	31.2	65,882	32.9	14
4,767	3.1	3,768	2.1	4,036	2.2	3,743	2.0	3,921	2.0	3,911	2.1	4,204	2.1	15
2,752	1.8	1,530	0.8	1,389	0.8	1,335	0.7	1,423	0.7	1,446	0.8	1,471	0.7	16
620	0.4	475	0.3	433	0.2	394	0.2	444	0.2	407	0.2	432	0.2	17
-	-	1,373	0.8	1,982	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	18
-	-	9,246	5.1	9,584	5.2	9,101	5.0	9,265	4.7	9,307	4.9	9,275	4.6	19
1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
17,528	11.5	15,428	8.6	15,504	8.5	16,234	8.8	16,140	8.1	16,765	8.8	16,178	8.1	21
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
-	-	-	-	-	-	932	0.5	942	0.5	1,482	0.8	1,037	0.5	23
-	-	-	-	-	-	15,302	8.3	15,198	7.6	15,283	8.0	15,141	7.6	24
4	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	25
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
164	0.1	23	0.0	109	0.1	94	0.1	76	0.0	51	0.0	50	0.0	27
453	0.3	397	0.2	488	0.3	452	0.2	472	0.2	-	-	-	-	28
15,473	10.2	99	0.1	115	0.1	86	0.0	91	0.0	7	0.0	7	0.0	29
4,528	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
10,859	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31
25	0.0	9	0.0	8	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	32
60	0.0	89	0.0	107	0.1	78	0.0	84	0.0	-	-	-	-	33
0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 56	△ 0.0	△ 45	△ 0.0	35
152,269	100.0	180,222	100.0	183,280	100.0	183,687	100.0	198,868	100.0	189,892	100.0	200,336	100.0	36
179,142	91.5	193,554	91.8	206,406	92.0	206,398	91.9	206,924	91.9	204,907	91.8	210,316	91.8	37
81,555	41.7	95,480	45.3	105,324	47.0	102,393	45.6	102,879	45.7	98,753	44.2	101,419	44.3	38
56,985	29.1	72,237	34.3	81,057	36.1	84,267	37.5	83,315	37.0	82,890	37.1	84,883	37.1	39
24,570	12.6	23,243	11.0	24,268	10.8	18,126	8.1	19,564	8.7	15,863	7.1	16,536	7.2	40
87,547	44.7	86,639	41.1	89,958	40.1	92,936	41.4	92,345	41.0	94,198	42.2	96,696	42.2	41
34,058	17.4	33,952	16.1	34,478	15.4	34,793	15.5	35,120	15.6	35,524	15.9	36,355	15.9	42
37,651	19.2	36,911	17.5	38,498	17.2	40,403	18.0	39,378	17.5	40,895	18.3	42,070	18.4	43
15,839	8.1	15,776	7.5	16,982	7.6	17,739	7.9	17,846	7.9	17,779	8.0	18,271	8.0	44
1,515	0.8	2,003	1.0	2,581	1.2	2,854	1.3	2,943	1.3	3,118	1.4	3,177	1.4	45
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46
-	-	-	-	-	-	104	0.0	116	0.1	175	0.1	175	0.1	47
-	-	-	-	-	-	2,750	1.2	2,827	1.3	2,943	1.3	3,002	1.3	48
8,453	4.3	9,361	4.4	8,502	3.8	8,171	3.6	8,711	3.9	8,819	4.0	9,008	3.9	49
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
16	0.0	21	0.0	16	0.0	18	0.0	16	0.0	18	0.0	16	0.0	51
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52
43	0.0	33	0.0	2	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	53
14	0.0	18	0.0	23	0.0	26	0.0	29	0.0	-	-	-	-	54
15,559	7.9	16,298	7.7	16,954	7.6	17,307	7.7	17,421	7.7	17,641	7.9	18,046	7.9	55
244	0.1	227	0.1	224	0.1	124	0.1	141	0.1	158	0.1	212	0.1	56
2,970	1.5	3,613	1.7	3,783	1.7	3,845	1.7	3,973	1.8	3,913	1.8	3,961	1.7	57
12,330	6.3	12,444	5.9	12,914	5.8	13,296	5.9	13,257	5.9	13,570	6.1	13,873	6.1	58
15	0.0	13	0.0	34	0.0	42	0.0	50	0.0	-	-	-	-	59
-	-	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60
963	0.5	911	0.4	874	0.4	865	0.4	876	0.4	889	0.4	885	0.4	61
111	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 256	△ 0.1	△ 186	△ 0.1	64
195,775	100.0	210,763	100.0	224,235	100.0	224,570	100.0	225,221	100.0	223,181	100.0	229,061	100.0	65

49. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移

(単位 億円, %)

区 分	昭和10年度		25		40		50		55		60		平成 2		7		12		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入	10.1	45	4,564	64	30,496	81	137,527	64	268,687	61	381,988	71	601,059	84	519,308	64	507,125	54
	専売納付金	2.0	9	1,145	16	1,804	5	3,405	2	8,124	2	108	0	111	0	163	0	205	0
	公債	6.8	30	-	-	1,972	5	52,805	25	141,702	32	123,080	23	73,120	10	212,470	26	330,040	35
	その他	3.7	16	1,459	20	3,459	9	20,997	10	21,894	5	34,749	6	42,745	6	73,631	9	96,240	10
	計	22.6	100	7,168	100	37,731	100	214,734	100	440,407	100	539,926	100	717,035	100	805,572	100	933,610	100
地 方 計	税 収 入	6.3	25	1,883	35	15,494	33	81,548	30	158,938	32	233,165	39	334,504	39	336,750	31	355,464	33
	地方譲与税	-	-	-	-	501	1	2,482	1	4,400	1	4,615	1	16,627	2	19,393	2	6,202	1
	地方交付税	-	-	1,085	20	7,432	16	44,710	16	81,140	16	94,499	16	143,280	17	161,529	15	217,764	20
	国庫支出金	2.9	11	1,266	23	11,912	26	66,022	24	120,446	24	120,227	20	125,990	15	176,683	16	168,395	16
	地方債	6.7	26	328	6	3,209	7	32,598	12	48,383	10	46,079	8	64,163	8	171,176	16	111,735	10
その他	9.6	38	887	16	7,947	17	46,305	17	79,451	16	104,592	17	165,803	19	205,426	19	212,630	20	
計	25.5	100	5,449	100	46,495	100	273,666	100	492,758	100	603,177	100	850,367	100	1,070,956	100	1,072,191	100	
道 府 県	税 収 入	2.5	32	782	26	8,484	31	42,810	30	81,371	33	113,537	37	173,532	40	157,287	29	174,561	32
	地方譲与税	-	-	-	-	456	2	1,491	1	1,756	1	1,831	1	8,021	2	8,706	2	1,323	0
	地方交付税	-	-	712	24	4,807	17	23,922	17	43,244	17	52,896	17	78,896	18	84,364	16	117,829	22
	国庫支出金	1.3	16	788	27	8,339	30	39,393	27	67,632	27	70,982	23	73,652	17	99,947	19	96,426	18
	地方債	1.6	20	178	6	1,503	5	16,177	11	20,849	8	21,856	7	31,561	7	90,612	17	62,682	12
その他	2.5	32	509	17	4,072	15	20,969	14	34,238	14	46,701	15	68,886	16	96,386	18	91,328	17	
計	7.9	100	2,969	100	27,661	100	144,762	100	249,090	100	307,803	100	434,548	100	537,302	100	544,149	100	
市 町 村	税 収 入	3.8	22	1,101	44	7,010	37	38,739	30	77,567	32	119,628	41	160,972	39	179,462	34	180,903	34
	地方譲与税	-	-	-	-	45	0	991	1	2,644	1	2,784	1	8,606	2	10,687	2	4,879	1
	地方交付税	-	-	373	15	2,625	14	20,788	16	37,896	16	41,603	14	64,384	15	77,165	14	99,936	19
	国庫支出金	1.6	9	478	19	3,573	19	26,629	21	52,814	22	49,245	17	52,338	13	76,736	14	71,969	14
	地方債	5.1	29	150	6	1,706	9	16,421	13	27,534	11	24,223	8	32,602	8	80,564	15	49,053	9
その他	7.1	40	378	15	3,875	21	25,336	20	45,213	19	57,891	20	96,917	23	109,040	20	121,302	23	
計	17.6	100	2,480	100	18,834	100	128,904	100	243,668	100	295,374	100	415,819	100	533,654	100	528,042	100	
区 分	17		22		27		令和元		2		3		4		5				
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入	490,654	55	414,868	41	562,854	55	584,415	54	608,216	33	670,379	40	683,590	49	694,400	61	-	-
	専売納付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公債	312,690	35	423,030	42	349,183	34	365,819	34	1,085,539	59	576,550	34	624,789	45	356,230	31	-	-
	その他	86,658	10	167,448	17	109,716	11	141,390	13	152,033	8	447,101	26	83,827	6	93,182	8	-	-
	計	890,003	100	1,005,346	100	1,021,753	100	1,091,624	100	1,845,788	100	1,694,031	100	1,392,196	100	1,143,812	100	-	-
地 方 計	税 収 入	348,044	35	343,163	33	390,986	35	412,115	37	408,256	29	424,089	31	413,073	45	429,397	46	-	-
	地方譲与税	18,490	2	20,692	2	26,792	2	26,138	2	22,323	2	24,468	2	25,978	3	26,001	3	-	-
	地方交付税	169,587	17	171,936	17	173,906	16	167,392	15	169,890	12	195,049	14	181,607	20	184,546	20	-	-
	国庫支出金	141,192	14	172,973	17	192,273	17	200,003	18	420,255	30	366,669	26	150,648	17	151,717	16	-	-
	地方債	104,284	11	129,948	13	107,152	10	108,957	10	122,837	9	117,691	8	76,086	8	68,172	7	-	-
その他	210,134	21	200,489	19	216,676	20	208,585	19	255,722	18	260,303	19	62,536	7	63,751	7	-	-	
計	991,731	100	1,039,201	100	1,107,786	100	1,123,191	100	1,399,282	100	1,388,269	100	909,928	100	923,584	100	-	-	
道 府 県	税 収 入	171,374	35	159,323	32	201,426	39	207,036	41	205,246	33	222,039	32	189,892		200,336		-	-
	地方譲与税	8,536	2	15,933	3	22,578	4	21,848	4	18,000	3	19,989	3	-		-		-	-
	地方交付税	92,216	19	87,665	18	88,457	17	86,313	17	88,781	14	102,104	15	-		-		-	-
	国庫支出金	66,309	14	62,944	13	62,996	12	59,534	12	123,801	20	162,051	24	-		-		-	-
	地方債	57,095	12	78,099	16	55,281	11	56,009	11	67,063	11	65,424	10	-		-		-	-
その他	91,416	19	96,698	19	89,760	17	78,400	15	116,050	19	111,636	16	-		-		-	-	
計	486,945	100	500,661	100	520,499	100	509,140	100	618,941	100	683,243	100	-		-		-	-	
市 町 村	税 収 入	176,670	35	183,840	34	189,560	32	205,079	33	203,010	26	202,051	29	223,181		229,061		-	-
	地方譲与税	9,954	2	4,759	1	4,214	1	4,290	1	4,323	1	4,479	1	-		-		-	-
	地方交付税	77,371	15	84,271	16	85,449	15	81,080	13	81,109	10	92,945	13	-		-		-	-
	国庫支出金	74,883	15	110,030	20	129,277	22	140,469	23	296,454	38	204,619	29	-		-		-	-
	地方債	47,190	9	51,850	10	51,871	9	52,948	9	55,773	7	52,267	7	-		-		-	-
その他	118,718	24	103,791	19	126,915	22	130,185	21	139,671	18	148,665	21	-		-		-	-	
計	504,786	100	538,540	100	587,287	100	614,051	100	780,341	100	705,026	100	-		-		-	-	

(備考) 1. 国は令和3年度までは決算額、令和4年度は補正後予算額であり、令和5年度は予算額である。
 地方は令和3年度までは決算額、令和4年度及び令和5年度は地方財政計画額である。令和3年度までの地方計は、都道府県と市町村とを単純合計したものである。
 2. 国は一般会計、地方は普通会計である。なお、令和3年度までについて、東京都が徴収した市町村税相当分は、道府県税収入に含まれている。
 3. 国の専売納付金のうち日本専売公社納付金は昭和60年度からたばこ(消費)税に移行している。
 4. 地方交付税には、地方財政平衡交付金等を含む。
 5. 決算額の国庫支出金には、都道府県支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別事業債償還交付金及び交通安全対策交付金を含む。
 6. 国の歳入合計においては、いわゆる「つなぎ国債」を含む。具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債(平成2年度:9,689億円)、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債(平成7年度:28,511億円)を含む。
 7. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

50. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況（令和3年度人口1人当たり指数）

（全国平均=100）

都道府県	税目	道府県民税			事業税			地方消費税 （清算後）	不動産 取得税	道府県 たばこ 税	ゴルフ 場利用 税	自動車税			軽油 引取税	計
		個人	法人	計	個人	法人	計					環境 性能割	種別 割	計		
北海道	道森手城田形島	69.4	61.8	68.7	57.2	68.0	67.5	108.5	105.9	124.6	79.9	110.2	119.9	119.4	149.8	89.8
		70.9	54.0	69.3	46.6	58.5	58.0	100.4	49.2	119.8	34.3	95.6	108.2	107.5	148.1	92.8
		77.5	70.6	76.8	53.8	62.3	61.9	102.9	70.0	106.2	70.0	93.4	119.8	118.3	163.3	88.5
		70.3	96.9	72.8	80.4	94.2	93.6	102.6	91.8	110.7	84.4	96.1	119.1	117.8	147.2	95.0
		70.3	61.2	69.5	50.4	59.0	58.6	106.2	53.0	104.3	46.5	93.6	114.2	113.0	132.7	84.4
		78.6	65.1	77.4	64.2	61.8	61.9	104.5	63.3	94.1	34.0	94.0	123.6	121.9	122.8	87.3
茨城県	栃馬玉葉京川	85.9	77.9	85.1	59.9	88.3	87.0	107.3	67.9	118.8	85.3	95.5	135.2	132.9	185.1	102.5
		99.9	71.4	97.2	67.8	82.4	81.8	97.2	57.3	108.9	267.7	105.3	142.0	139.9	152.0	99.0
		98.9	78.0	97.0	67.4	80.2	79.6	102.2	77.4	105.8	330.6	108.3	146.9	144.7	151.6	100.6
		95.6	83.6	94.5	66.6	82.5	81.8	102.4	97.2	101.5	162.3	127.8	143.0	142.1	118.7	98.7
		102.4	55.7	98.1	112.3	57.4	59.9	89.6	81.0	93.5	84.7	95.5	94.1	94.2	93.7	84.7
		110.1	57.1	105.3	81.3	63.7	64.5	99.8	85.9	97.0	197.2	92.8	96.7	96.4	84.2	91.1
神奈川県	新富士福	185.8	296.5	196.0	230.1	255.0	253.9	107.9	197.2	102.7	13.0	95.7	60.6	62.6	35.6	163.2
		96.7	62.6	93.6	121.3	76.3	78.4	92.8	80.4	89.2	48.2	96.9	80.0	81.0	58.2	86.2
		69.0	66.1	68.7	60.5	75.8	75.1	103.9	66.0	95.8	62.6	89.0	116.8	115.1	141.7	89.7
		98.8	84.7	97.5	72.2	88.8	88.0	104.3	68.3	94.0	77.9	102.8	132.9	131.1	140.2	101.0
		98.7	81.2	97.1	88.2	87.2	87.3	105.1	75.6	97.5	139.1	118.6	128.7	128.1	119.0	100.5
		102.6	90.0	101.5	88.2	113.0	111.9	100.5	90.6	98.5	88.4	112.4	129.3	128.4	135.5	116.0
山形県	長崎静愛三	93.8	85.4	93.0	80.0	82.5	82.4	101.8	74.7	105.9	277.9	104.1	129.9	128.4	115.1	96.8
		91.2	74.7	89.7	61.1	76.6	75.9	103.5	72.9	89.9	109.1	100.0	124.7	123.2	116.9	94.0
		96.8	71.2	94.5	85.1	72.0	72.6	100.9	73.0	89.0	232.6	116.3	129.4	128.6	115.0	94.3
		85.9	57.9	83.3	97.9	95.0	95.2	101.5	101.5	95.0	195.2	107.6	119.7	119.0	139.8	98.1
		106.8	97.4	106.0	111.0	115.8	115.5	101.7	108.0	94.2	53.8	150.3	126.0	127.4	105.2	108.5
		102.8	75.9	100.3	83.0	87.3	87.1	101.1	78.4	97.4	270.5	129.4	125.5	125.7	160.8	101.9
滋賀県	大津和歌	101.7	77.1	99.4	70.1	87.6	86.8	92.7	96.0	91.5	215.3	106.1	105.5	105.6	124.2	95.7
		79.4	106.4	81.9	96.1	100.9	100.7	97.1	122.8	89.0	85.0	99.7	81.2	82.3	78.0	91.8
		89.4	136.3	93.7	103.8	123.0	122.1	99.2	137.1	110.9	46.7	96.3	72.8	74.2	70.3	100.4
		99.3	62.7	95.9	78.6	75.3	75.4	95.6	96.9	87.3	186.1	100.1	91.4	92.0	98.1	90.3
		104.7	45.5	99.2	62.1	42.5	43.4	86.8	51.6	80.0	192.4	87.4	92.0	91.7	68.0	78.2
		85.5	60.0	83.2	75.4	57.6	58.4	95.7	61.3	103.4	98.9	87.4	97.2	96.6	87.5	81.7
鳥取県	岡山山島口	78.3	63.3	76.9	56.1	64.5	64.1	98.2	42.2	95.0	55.2	90.4	103.8	103.0	114.3	83.3
		80.4	68.2	79.2	64.8	66.1	66.0	98.7	47.5	87.7	40.8	84.1	99.2	98.4	105.3	84.7
		75.2	76.2	75.3	66.1	77.4	76.9	102.1	71.7	96.2	99.2	94.5	112.3	111.3	141.3	90.1
		80.2	79.1	80.1	85.4	83.9	84.0	100.7	87.2	93.2	72.8	104.7	98.0	98.4	111.7	90.5
		89.4	70.0	87.6	69.8	79.7	79.2	100.4	57.0	95.5	98.3	102.8	108.3	108.0	135.4	92.7
		88.6	80.7	87.8	48.5	77.6	76.3	92.4	76.9	98.6	95.5	82.9	113.6	111.8	104.3	88.7
徳島県	香媛高	93.7	90.0	93.3	57.4	83.6	82.4	101.0	68.4	97.3	100.3	82.5	110.6	109.0	130.2	95.2
		82.7	78.3	82.3	58.8	77.5	76.6	99.3	65.7	95.7	74.5	73.8	95.4	94.2	103.4	88.5
		80.7	58.3	78.7	70.0	57.4	58.0	103.2	53.4	105.6	90.9	70.1	91.1	89.9	88.6	82.0
		69.8	81.7	70.9	84.0	84.6	84.6	98.7	104.9	107.6	60.9	99.9	97.1	97.3	101.2	87.3
		77.8	67.1	76.9	71.6	66.5	66.7	97.9	68.2	111.1	106.2	75.4	105.2	103.5	149.5	88.7
		76.0	52.8	73.9	63.2	52.3	52.8	101.8	59.6	103.8	65.4	57.6	80.1	78.8	74.2	77.4
福岡県	熊本分崎島繩	59.7	64.1	60.1	60.6	60.7	60.7	98.4	85.8	102.5	97.5	82.9	104.1	102.8	114.2	78.9
		78.0	66.1	76.9	57.0	64.9	64.5	100.3	66.5	102.6	83.9	79.4	102.8	101.4	108.8	84.5
		71.8	57.1	70.5	64.6	58.9	59.2	101.3	68.2	106.3	101.4	78.5	102.3	100.9	114.6	82.0
		71.1	56.9	69.8	52.8	57.7	57.4	99.3	77.0	99.6	71.4	68.2	91.8	90.4	103.3	80.0
		71.1	57.7	69.9	76.7	57.4	58.2	89.4	90.5	111.2	161.5	42.2	84.8	82.3	65.0	74.9
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 1. 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2. 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 3. 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4. 道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
 5. 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
 6. 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

51. 租 税 収 入 の 国 と 地 方 団

区 分	番 号	租 税 内 訳					地 方 交 付 税	地 方 譲 与 税	地方特例 交付金等
		租 税 総 額		地 方 税					
		国 税	道 府 県 税	市 町 村 税	計	国 税			
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)		
昭和10年度	1	18	12	2	4	6	-	-	-
16	2	58	49	2	7	9	-	-	-
19	3	136	127	4	5	9	7	-	-
25	4	7,585	5,702	782	1,101	1,883	1,085	-	-
30	5	13,178	9,363	1,471	2,344	3,815	1,600	221	-
35	6	25,452	18,010	3,489	3,953	7,442	3,110	362	-
40	7	48,279	32,785	7,823	7,671	15,494	7,162	501	-
45	8	115,239	77,732	21,112	16,395	37,507	18,097	1,087	-
50	9	226,591	145,043	38,692	42,856	81,548	33,511	2,482	-
55	10	442,626	283,688	73,903	85,035	158,938	75,809	4,401	-
60	11	624,667	391,502	102,040	131,125	233,165	98,193	4,615	-
平成 2	12	962,302	627,798	156,463	178,041	334,504	158,002	16,627	-
7	13	886,380	549,630	139,090	197,660	336,750	123,030	19,393	-
12	14	882,673	527,209	155,850	199,614	355,464	143,862	6,202	9,140
13	15	855,172	499,684	155,303	200,185	355,488	163,366	6,240	9,018
14	16	792,227	458,442	138,035	195,750	333,785	155,755	6,342	9,036
15	17	780,351	453,694	136,931	189,726	326,657	163,926	6,940	10,062
16	18	816,417	481,029	144,870	190,518	335,388	155,227	11,641	11,048
17	19	870,949	522,905	152,269	195,775	348,044	156,666	18,490	15,180
18	20	906,231	541,169	163,243	201,819	365,062	156,551	37,285	8,160
19	21	929,226	526,558	186,642	216,026	402,668	155,538	7,146	3,120
20	22	853,894	458,309	179,280	216,305	395,585	157,272	6,788	5,391
21	23	754,262	402,433	146,545	205,284	351,830	161,113	12,966	4,620
22	24	780,237	437,074	140,262	202,901	343,163	173,948	20,692	3,832
23	25	793,468	451,754	137,940	203,774	341,714	187,884	21,699	3,640
24	26	815,100	470,492	141,456	203,152	344,608	178,482	22,715	1,275
25	27	866,017	512,274	147,739	206,004	353,743	170,979	25,588	1,255
26	28	946,346	578,492	156,835	211,020	367,855	176,900	29,369	1,192
27	29	990,679	599,694	180,222	210,763	390,986	172,967	26,792	1,189
28	30	983,486	589,563	181,140	212,784	393,924	176,854	23,402	1,233
29	31	1,022,847	623,803	183,967	215,077	399,044	164,280	24,052	1,328
30	32	1,049,756	642,241	183,280	224,235	407,514	165,601	26,509	1,544
令和元	33	1,033,866	621,751	183,437	228,678	412,115	170,528	26,138	4,683
2	34	1,057,586	649,330	183,687	224,570	408,256	178,471	22,323	2,256
3	35	1,142,900	718,811	198,868	225,221	424,089	224,100	24,468	4,547
4	36	1,174,249	734,048	207,186	233,015	440,201	187,177	25,978	2,267
5	37	1,184,048	744,290	205,678	234,080	439,758	195,637	26,001	2,169

- (備考) 1. 国税は59年度までは日本専売公社納付金を含み、かつ、35年度以降は特別会計分を含む。
2. 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額である。
3. 地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額に返還金及び繰越額等を加減算した額である。
4. 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。
5. 国税は令和3年度までは決算額、4年度は補正後予算額、5年度は予算額である。

体との配分の累年比較

(単位 億円, %)

国庫支出金 (I)	地方から国 への負担額 (J)	構 成 比								番 号
		配 分 前		配 分 後						
				交付税・譲与税・特例交付金配分後				交付税・譲与税・支出金・特例交付金 負担額調整後		
		国 $\frac{(B)}{(A)}$	地 方 $\frac{(E)}{(A)}$	国 $\frac{(B)-(F)-(G)-(H)}{(A)}$	地 方 $\frac{(E)+(F)+(G)+(H)}{(A)}$	国 $\frac{(B)-(F)-(G)-(H)-(I)+(J)}{(A)}$	地 方 $\frac{(E)+(F)+(G)+(H)+(I)-(J)}{(A)}$			
3	0	65.5	34.5	65.5	34.5	51.6	48.4	1		
6	0	84.5	15.5	77.6	22.4	67.2	32.8	2		
8	0	93.4	6.6	88.2	11.8	82.4	17.6	3		
1,139	0	75.2	24.8	60.9	39.1	45.9	54.1	4		
2,954	19	71.1	28.9	57.2	42.8	35.0	65.0	5		
4,771	276	70.8	29.2	57.1	42.9	39.5	60.5	6		
10,898	692	67.9	32.1	52.0	48.0	30.9	69.1	7		
20,930	1,262	67.5	32.5	50.8	49.2	33.7	66.3	8		
58,823	2,668	64.0	36.0	48.1	51.9	23.3	76.7	9		
105,782	4,601	64.1	35.9	46.0	54.0	23.1	76.9	10		
105,074	6,579	62.7	37.3	46.2	53.8	30.4	69.6	11		
107,311	11,319	65.2	34.8	47.1	52.9	37.1	62.9	12		
150,758	14,952	62.0	38.0	45.9	54.1	30.6	69.4	13		
144,543	15,467	59.7	40.3	41.7	58.3	27.1	72.9	14		
145,501	15,347	58.4	41.6	37.5	62.5	22.3	77.7	15		
131,748	14,634	57.9	42.1	36.3	63.7	21.5	78.5	16		
131,421	12,812	58.1	41.9	35.0	65.0	19.8	80.2	17		
124,598	12,987	58.9	41.1	37.1	62.9	23.5	76.5	18		
118,889	12,731	60.0	40.0	38.2	61.8	26.0	74.0	19		
105,307	12,749	59.7	40.3	37.4	62.6	27.2	72.8	20		
103,365	12,657	56.7	43.3	38.8	61.2	29.1	70.9	21		
116,890	11,854	53.7	46.3	33.8	66.2	21.5	78.5	22		
168,391	12,836	53.4	46.6	29.7	70.3	9.0	91.0	23		
143,052	8,507	56.0	44.0	30.6	69.4	13.3	86.7	24		
160,304	7,698	56.9	43.1	30.1	69.9	10.8	89.2	25		
155,271	9,308	57.7	42.3	32.5	67.5	14.5	85.5	26		
165,118	7,676	59.2	40.8	35.6	64.4	17.4	82.6	27		
155,189	7,054	61.1	38.9	39.2	60.8	23.6	76.4	28		
152,822	7,220	60.5	39.5	39.9	60.1	25.2	74.8	29		
156,871	8,072	59.9	40.1	39.3	60.7	24.1	75.9	30		
155,204	7,344	61.0	39.0	42.1	57.9	27.6	72.4	31		
148,852	7,477	61.2	38.8	42.7	57.3	29.3	70.7	32		
158,344	8,555	60.1	39.9	40.7	59.3	26.2	73.8	33		
374,557	9,560	59.5	40.5	39.1	60.9	23.9	76.1	34		
320,716	7,993	61.0	39.0	41.5	58.5	27.2	72.8	35		
150,648	5,594	62.5	37.5	44.2	55.8	31.8	68.2	36		
151,717	5,522	62.9	37.1	44.0	56.0	31.6	68.4	37		

6. 地方税は令和3年度までは決算額、4年度は最近の実績を加味して算出した実績見込額、5年度は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
7. 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等、国庫支出金、地方から国への負担額は令和3年度までは決算額、4年度及び5年度は地方財政計画額である。

52. 国税及び地方税の徴税費の累年比較

区	分	平成28年度	29	30	令和元	2	3
国	税 徴税コスト（税込百円当たり）	1.30 円	1.24 円	1.22 円	1.28 円	1.19 円	1.10 円
地方税	道府県 徴税コスト（税込百円当たり）	1.43 円	1.40 円	1.38 円	1.38 円	1.38 円	1.24 円
	市町村 徴税コスト（税込百円当たり）	2.11 円	2.02 円	1.98 円	2.07 円	2.00 円	1.94 円
	計 徴税コスト（税込百円当たり）	1.85 円	1.78 円	1.74 円	1.80 円	1.76 円	1.65 円

（備考）国税庁及び総務省自治税務局調による。

53. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較

（単位 万人）

所得税・ 就業者	区 分	所得税の納税者数		住民税所得割の納税者数		就 業 者 総 数	
		指 数	指 数	指 数	指 数		
昭和45年……	昭和46年度…	2,484	100.0	2,985	100.0	5,094	100.0
50……	51……	2,960	119.2	3,458	115.8	5,223	102.5
55……	56……	3,725	150.0	4,040	135.3	5,536	108.7
60……	61……	4,155	167.3	4,387	147.0	5,807	114.0
61……	62……	4,245	170.9	4,485	150.3	5,853	114.9
62……	63……	4,290	172.7	4,533	151.9	5,911	116.0
63……	平成元……	4,373	176.0	4,593	153.9	6,011	118.0
平成元……	2……	4,369	175.9	4,569	153.1	6,128	120.3
2……	3……	4,592	184.9	4,768	159.7	6,249	122.7
3……	4……	4,752	191.3	4,917	164.7	6,369	125.0
4……	5……	4,881	196.5	5,046	169.0	6,436	126.3
5……	6……	4,935	198.7	5,100	170.9	6,450	126.6
6……	7……	4,973	200.2	5,105	171.0	6,453	126.7
7……	8……	4,941	198.9	5,171	173.2	6,457	126.8
8……	9……	5,005	201.5	5,245	175.7	6,486	127.3
9……	10……	5,019	202.1	5,246	175.7	6,557	128.7
10……	11……	4,999	201.2	5,232	175.3	6,514	127.9
11……	12……	4,867	195.9	5,163	173.0	6,462	126.9
12……	13……	4,847	195.1	5,126	171.7	6,446	126.5
13……	14……	4,796	193.1	5,081	170.2	6,412	125.9
14……	15……	4,702	189.3	4,997	167.4	6,330	124.3
15……	16……	4,691	188.8	4,996	167.4	6,316	124.0
16……	17……	4,856	195.5	5,136	172.1	6,329	124.2
17……	18……	5,228	210.5	5,504	184.4	6,356	124.8
18……	19……	5,282	212.6	5,563	186.4	6,389	125.4
19……	20……	5,268	212.1	5,609	187.9	6,427	126.2
20……	21……	5,233	210.7	5,611	188.0	6,409	125.8
21……	22……	5,052	203.4	5,477	183.5	6,314	123.9
22……	23……	5,028	202.4	5,468	183.2	6,298	123.6
23……	24……	5,099	205.3	5,485	183.8	6,293	123.5
24……	25……	5,147	207.2	5,535	185.4	6,280	123.3
25……	26……	5,182	208.6	5,558	186.2	6,326	124.2
26……	27……	5,212	209.8	5,588	187.2	6,371	125.1
27……	28……	5,289	212.9	5,679	190.3	6,402	125.7
28……	29……	5,353	215.5	5,759	192.9	6,470	127.0
29……	30……	5,406	217.6	5,828	195.2	6,542	128.4
30……	令和元……	5,468	220.1	5,895	197.5	6,682	131.2
令和元……	2……	5,503	221.5	5,940	199.0	6,750	132.5
2……	3……	5,505	221.6	5,951	199.4	6,710	131.7
3……	4……	5,528	222.5	5,979	200.3	6,713	131.8

（備考）1. 所得税及び住民税所得割の納税者数は、「市町村税課税状況等の調」（総務省自治税務局）による。

2. 就業者総数は、「労働力調査報告」（総務省統計局）による暦年平均数である。平成22年から平成29年までの数値については、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載している。平成17年から平成21年までの数値については、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

3. 所得税の納税者数及び就業者総数の指数は昭和45年、住民税所得割の納税者数の指数は昭和46年度を100として算出している。

経 済 日 誌

(5 月 中)

- 1日 ○自販連、4月の国内新車販売台数を発表
国内新車販売台数(含む軽)は、34万9,592台で前年比+16.7%と8か月連続のプラス。
- 米供給管理協会、4月のISM景況指数(製造業)を発表
総合指数は47.1と前月(46.3)から上昇
- 3日 ○米連邦準備制度理事会(FRB)、米連邦公開市場委員会(FOMC)を開催(2日～)
・政策金利【0.25%引上げ】4.75～5.00⇒5.00～5.25
3月会合に続く0.25%の引上げ
- 4日 ○欧州中央銀行(ECB)、政策理事会を開催
(1) 政策金利:0.25%引き上げ
主要リファイナンスオペ金利3.75%、預金ファシリテイ金利3.25%、貸出しファイナンス金利4.00%
(2) フォワード・ガイダンス:変更なし
(3) 資産買入(APP)
(2022年7月買入終了。2023年3月資産残高削減(償還分を再投資する額の縮減)開始)
・6月まで月150億ユーロのペースで資産残高を削減
・再投資は6月まで。7月以降は再投資しない。
・パンデミック緊急買入プログラムでの買入資産(2022年3月買入終了)
・少なくとも2024年末まで償還分を再投資する意向。再投資は柔軟に実施。
・将来の資産残高削減は、適切な金融政策方針を阻害しないように行う。
- 米商務省、3月の貿易・サービス収支を発表
貿易・サービス収支(国際収支ベース)は△642億ドルとなり、前月(△705億ドル)から赤字額は減少
- 5日 ○米労働省、4月の雇用統計を発表
非農業部門の雇用者数は前月比25.3万人増、3月分は同16.5万人増に下方修正(△7.1万人)、2月分は同24.8万人増に下方修正(△7.8万人)
失業率は3.4%と前月(3.5%)から低下
- 9日 ○総務省、3月の家計調査(二人以上の世帯)を発表
実質消費支出は前年同月比△1.9%と2か月ぶりの減少、季調済前月比は△0.8%と2か月連続の減少
基調判断は「通信や補習教育などの減少により前年同月比で実質1.9%減少しているが、季節調整値で見ると昨年12月と同程度の水準という状況にある。」
- 厚生労働省、3月の毎月勤労統計(速報)を発表
現金給与総額(共通事業所系列)は前年比+1.9%(うち所定内給与は同+1.2%、所定外給与は同+1.9%、特別給与は同+10.3%)となり25か月連続のプラス
- 中国海関総署、4月の貿易収支を発表
貿易収支は+902億ドル、輸出は2,954億ドルで前年比+8.5%、輸入は2,052億ドルで前年比△7.9%
- 10日 ○内閣府、3月の景気動向指数(CI)(速報)を発表
先行指数は97.5(前月差△0.7ポイント)で2か月ぶりの下降、一致指数は98.7(前月差+0.0ポイント)で横ばい、遅行指数は99.4で(前月差△0.5ポイント)で2か月連続の下降、基調判断は「足踏みを示している」とし据え置き
- 米労働省、4月の消費者物価指数を発表
総合指数は前年比+4.9%、前月+5.0%、食品とエネルギーを除いたコア指数は前年比+5.5%、前月+5.6%
- 11日 ○内閣府、4月の景気ウォッチャー調査を発表
景気の現状判断DIは前月差+1.3ポイントの54.6となり3か月連続の上昇。先行き判断DIは前月差+1.6ポイントの55.7となり5か月連続の上昇。景気現状の基調判断は「持ち直している。先行きについては、価格上昇の影響等を懸念しつつも、持ち直しが続く」とみている。」と据え置き
- 財務省、3月の国際収支状況(速報)を発表
経常収支は2兆2,781億円、前年差△9,573億円で2023年2月以降、2か月連続の黒字
- 東京商工リサーチ、4月の全国企業倒産状況を発表
倒産件数は610件(前年比+25.5%)と13か月連続の前年比プラス、負債総額は2,038億円(同+150.8%)、倒産企業の従業員数は3,408人(同+33.5%)、上場企業倒産は0件
- イングランド銀行(BOE)、金融政策委員会を開催
・政策金利の引上げ(4.25%→4.50%)
- 12日 ○国土交通省、3月の建設工事受注動態統計を発表
公共工事受注額は前年比△0.3%で8か月ぶりのマイナス
- 日本銀行、4月のマネーストック(速報)を発表
M2は前年比+2.5%、M3は同+2.1%、広義流動性は同+3.0%
- 英政府統計局、2023年1-3月期のGDP(速報)を発表
実質GDP成長率は前期比+0.1%、年率+0.5%
- 15日 ○日本銀行、4月の企業物価指数(速報)を発表
前年比+5.8%となり、26か月連続のプラス
- 東日本建設業保証会社等、4月の公共工事前払金保証統計を発表
公共工事請負金額は前年同月比+1.9%で3か月連続のプラス
- 内閣府、令和5年第6回経済財政諮問会議を開催
議事:(1) マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)
(2) 特別セッション(マクロ経済運営の在り方)
- 16日 ○米商務省、4月の小売売上高を発表
総合は前月比+0.4%、自動車・同部品を除くと前月比+0.4%
- 17日 ○内閣府、2023年1-3月期のGDP(1次速報)を発表
実質GDP成長率は、季調済前期比0.4%(年率換算1.6%)となり、三四半期ぶりのプラス
名目GDP成長率は、同1.7%(年率換算7.1%)
GDPデフレーターは、同1.3%、前年比は2.0%
- 18日 ○財務省、4月の貿易統計(速報)を発表
輸出は自動車や科学光学機器等が増加し、前年比+2.6%の8兆2,884億円、輸入は原油等が減少し、同△2.3%の8兆7,208億円、貿易収支は△4,324億円で21か月連続の赤字
- 19日 ○総務省、4月の消費者物価指数を発表

(5 月 中)

<p>生鮮除く総合は前年比+3.4%となり、20か月連続のプラス</p> <p>○国土交通省、3月の建設総合統計を発表 公共工事出来高は前年同月比+6.8%で、8か月連続のプラス</p> <p>22日 ○内閣府、3月の機械受注統計を発表 民需(除く船舶・電力)は季調済前月比△3.9% 基調判断は「足踏みがみられる」とし据え置き</p> <p>25日 ○政府、5月の月例経済報告を発表 景気の基調判断を「景気は、緩やかに回復している。」とし上方修正</p> <p>26日 ○内閣府、令和5年第7回経済財政諮問会議を開催 議事：(1) 経済・財政一体改革(社会保障)、こども、マイナンバー (2) 経済財政運営と改革の基本方針(骨子案)について</p> <p>30日 ○総務省、4月の労働力調査を発表 完全失業率(季調済前月比)は2.6%で前月(2.8%)と0.2ポイント低下 雇用者数(原数値)は6,064万人で前年同月13万人の増加 完全失業者数(同)は190万人で前年同月2万人の増加</p> <p>○厚生労働省、4月の一般職業紹介状況を発表 有効求人倍率(季調済)は1.32倍となり、前月(1.32倍)から横ばい、 雇用情勢の基調判断は「求人が減少した産業もあるものの、事業主都合離職による求職者が減少傾向にあるなど、緩やかに持ち直している。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と据え置き</p>	<p>31日 ○経済産業省、4月の商業動態統計を発表 小売業販売額は前年比+5.0%で14か月連続の増加、 季調済前月比は△1.2%で5か月ぶりの減少 基調判断は「上昇傾向にある小売業販売」と据え置き</p> <p>○経済産業省、4月の鉱工業指数(速報)を発表 生産は季調済前月比△0.4%、出荷は同△0.4%、在庫は同+0.3% 基調判断は「生産は緩やかな持ち直しの動き」とし据え置き</p> <p>○国土交通省、4月の建築着工統計調査を発表 新設住宅着工総戸数(原数値)は67,250戸(前年比△11.9%)と3か月連続の減少、季調済年率は77.1万戸(前月比△12.1%)。</p> <p>○米連邦準備制度理事会(FRB)、4月の鉱工業生産を発表 総合は季調済前月比△0.4%</p> <p>○中国国家统计局、5月の製造業PMI(購買部担当者指数)を発表 製造業PMIは48.8ポイントと前月(49.2)から低下。</p> <p>○東証株価指数(TOPIX)第1部(終値) 月間最高値 2,175.9(22日) 〃 最安値 2,071.21(8日)</p> <p>○日経平均株価(終値) 月間最高値 31,328.16円(30日) 〃 最安値 28,949.88円(8日)</p> <p>○東京外為市場(ドル・円相場、銀行間直物、17時時点) 月間最高値 134.55円(11日) 〃 最安値 140.45円(29日)</p>
---	--

主要経済指標 (令和5年5月)

Table with multiple columns: 財政資金対民間収支, 租税収入実績, 日銀券発行高, マネーストック, 銀行券要因, 財政等, 資金需給, 国内銀行勘定, コーポレート, 貸出約定平均金利. Rows include years from 1975 to 2023 and quarterly data for 2023 and 2022.

(資料) 財務省大臣官房総合政策課 (注) 租税収入実績: 4月及び5月税収のうち前年度分については、前年度3月に加えて調整マネーストック; 2003年度以前は、マネーサプライの計数で、M3は旧M1、M2は旧M2 + CD (ただし1979年5月以前は旧M2) 国内銀行勘定: 1992年度以前は全国銀行勘定である。なお、金融機関の合併、相銀の普銀転換、第2地銀協加盟行(含相銀)の編入等の事由により、不連続の年次がある。1986年度以降、オフショア勘定を含む。貸出約定平均金利: 1992年4月以降、当座貸越を含む。

〔企業倒産〕

発表機関	日 本 証 券 業 協 会				東 京 証 券 取 引 所				株 式 (期 中 平 均)				手 交 換 高 (注)		不 渡 手 形 (美 数) (注)		取 引 停 止 処 分 (注)		企 業 倒 産			
	公 社 債		普 通 社 債		政 保 債		金 融 債		東 京 証 券 取 引 所 (注)		日 経 平 均		日 経 平 均		倒 産 数		負 債 額		倒 産 数		負 債 額	
	国 債	地 方 債	政 保 債	普 通 社 債	金 融 債	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)	東 京 証 券 取 引 所 (注)
1975年度	53,627	3,112	4,620	15,042	80,795	CY 312,06	179	CY 2.31	4,243.05	3,586.0	14,946	11,153	13,224	12.6	20,752	21.9						
1980	146,588	7,290	15,765	9,935	136,633	474.00	352	1.63	6,870.16	5,134.0	16,577	14,485	18,212	10.1	28,720	21.7						
1985	229,978	8,073	27,479	9,435	263,004	997.72	415	0.99	12,565.62	5,479.0	15,082	19,000	18,319	△10.0	44,113	27.1						
1990	309,323	9,419	19,083	20,660	469,079	2,177.96	484	0.52	29,437.17	8,023.0	5,989	16,153	7,157	7.5	32,753	176.0						
1995	684,306	19,740	32,370	57,192	433,643	1,378.93	357	0.92	17,329.70	5,306.0	10,762	25,805	15,162	6.7	86,307	32.7						
2000	1,083,917	22,690	41,410	76,371	210,427	1,545.22	684	0.96	17,145.01	2,883.2	11,888	30,096	18,787	12.2	291,287	131.4						
2005	1,806,919	61,894	70,021	69,040	87,555	1,270.09	2,075	1.14	12,422.58	3,445.450	9,380	10,334	13,170	△0.1	61,220	△15.7						
2007	1,365,044	57,213	42,983	94,014	65,015	1,663.69	2,228	1.30	16,996.33	3,177.071	5,255	12,299	14,366	7.7	57,955	6.4						
2008	1,238,668	63,460	47,517	96,049	55,174	1,187.82	2,211	1.99	12,150.80	2,010.851	5,739	15,898	16,146	12.3	140,189	141.8						
2009	1,580,232	73,608	46,671	103,002	41,802	869.33	2,272	2.30	9,346.11	2,607.816	3,986	11,230	14,732	△8.7	71,367	△49.0						
2010	1,694,108	74,821	41,973	99,333	37,773	895.40	2,099	2.04	10,006.49	2,670.962	2,993	7,756	13,065	△11.3	47,245	△33.7						
2011	1,672,834	66,627	33,311	82,773	34,377	827.33	2,141	2.12	9,425.42	2,888.215	2,528	6,409	12,707	△7.7	39,906	△15.5						
2012	1,749,568	65,768	47,221	81,524	30,002	768.64	2,096	2.23	9,102.56	2,699.217	2,299	5,330	11,719	△7.7	30,757	△22.9						
2013	1,801,712	70,694	50,597	81,428	26,183	1,125.94	3,436	1.70	13,577.87	1,168.4	1,703	3,759	10,536	△9.0	27,749	△9.7						
2014	1,760,647	69,426	42,197	87,163	24,992	1,263.58	2,512	1.62	15,460.43	1,682.8	1,414	3,178	9,543	△9.4	18,686	△32.6						
2015	1,736,700	67,716	31,456	69,412	23,647	1,554.16	2,541	1.51	19,203.77	1,645.5	1,198	2,960	8,684	△9.0	20,358	8.9						
2016	1,680,014	62,493	31,069	114,129	17,380	1,355.93	2,423	1.84	16,920.48	2,078.828	1,024	2,067	8,381	△3.4	19,508	△4.1						
2017	1,569,027	61,012	31,041	100,625	13,206	1,624.09	1,985	1.63	1,337.212	788.1	857	2,177	8,367	△0.1	30,837	58.0						
2018	1,486,960	63,119	31,041	104,516	14,463	1,729.58	1,657	1.67	22,310.73	1,337.212	740	1,593	8,110	△3.0	16,187	△47.5						
2019	1,760,647	64,503	18,029	157,589	11,163	1,595.12	1,377	2.03	21,697.23	316.6	765	1,700	8,631	6.4	12,647	△21.8						
2020	2,154,060	69,913	14,193	156,133	10,162	1,597.01	1,519	2.14	22,705.02	738.881	591	811	7,163	△17.0	12,084	△4.3						
2021	2,154,060	72,399	11,292	148,598	9,890	1,953.13	1,371	1.86	28,836.54	707.382	232	615	5,980	△16.5	11,679	△3.3						
2022	2,130,286	55,270	9,481	128,947	10,027	1,919.00	1,392	2.31	27,257.79	412,325	64.4	509	6,880	15.0	23,243	99.0						
2021.7-9	484,667	18,940	3,750	37,942	2,498	1,974.62	1,260	1.79	28,554.08	195,510	20.9	146	1,447	△28.4	2,532	3.8						
10-12	672,308	22,069	3,450	48,882	2,302	1,996.37	1,386	1.86	28,810.08	169,440	50.2	53	1,539	△12.1	2,887	△4.0						
2022.1-3	519,786	11,052	892	19,730	2,156	1,917.54	1,430	2.00	27,156.32	167,298	102.1	139	1,504	△3.2	3,076	5.9						
4-6	493,018	14,095	3,850	32,296	2,743	1,892.77	1,438	2.44	26,891.36	154,292	56.3	69	1,556	4.4	14,012	336.0						
7-9	478,227	13,277	1,800	31,691	2,642	1,932.66	1,269	2.39	27,610.50	143,121	35.4	61	1,585	9.5	3,408	34.5						
10-12	538,506	18,326	2,500	36,384	2,297	1,932.55	1,401	2.36	27,362.16	-	-	-	1,783	15.8	2,817	△1.3						
2023.1-3	600,535	9,572	1,331	28,576	2,345	1,968.05	1,368	2.28	27,290.72	249,782	39.3	-	1,956	30.0	3,005	△2.3						
4-6	554,936	3,942	342	5,179	885	1,885.51	1,599	2.00	26,584.08	68,976	31.3	30	593	△6.4	1,696	19.9						
7-9	532,506	4,630	100	11,751	919	1,902.34	1,218	2.03	27,043.33	42,330	43.2	28	486	1.8	812	△3.3						
10-12	600,624	4,945	2,800	6,186	757	1,879.00	1,603	2.40	26,653.77	65,956	11.5	22	98	11.0	873	△48.1						
2022.1-3	179,888	4,520	950	14,360	1,067	1,805.96	1,430	2.44	26,958.39	46,005	1.6	19	41	546	12,325	1,697.6						
4-6	160,865	4,711	900	12,091	675	1,908.46	1,249	2.34	26,986.74	41,783	0.9	23	39	494	3,845	18.3						
7-9	157,208	3,700	100	6,341	856	1,964.16	1,231	2.30	28,351.67	50,806	2.2	17	134	492	1,114	22.4						
10-12	160,154	4,866	800	13,259	1,111	1,922.22	1,329	2.39	27,418.99	50,531	32.3	21	41	599	1,448	59.4						
2022.1-3	184,563	6,266	1,600	13,889	721	1,894.99	1,472	2.31	26,983.20	38,054	17.0	25	54	596	1,869	△11.6						
4-6	191,879	6,330	100	4,816	714	1,967.73	1,479	2.26	27,903.32	79,334	22.9	-	581	13.9	1,155	22.8						
7-9	182,063	5,730	800	18,379	862	1,934.71	1,267	2.36	27,214.69	83,207	2.2	-	606	20.2	791	△15.0						
10-12	207,827	2,850	100	4,760	596	1,925.82	1,273	2.27	26,606.28	80,304	7.5	-	570	26.1	965	△15.5						
2023.1-3	201,371	3,490	600	11,425	801	1,985.51	1,323	2.30	27,693.20	66,407	20.7	-	577	25.7	965	36.0						
4-6	191,338	3,232	631	12,391	948	1,989.46	1,488	2.28	27,693.20	103,071	11.1	-	809	25.5	1,474	△13.1						
7-9	191,338	3,232	631	12,391	948	2,016.47	1,213	2.25	28,275.82	62,054	4.2	-	610	25.5	2,038	150.8						

(注) 公社債発行高：2019年4月以降、国債以外の一般債の算出方法変更
 東京証券取引所：2022年4月4日、市場区分の見直し
 東証株価指数(期中平均)：四半期は当証算、2022年10月末日から、TOPIX構成銘柄の構成比率を四半期ごと10段階で見直し。
 一日平均出来高：2022年3月以前は東証第一部、2022年4月以降はプライム市場。
 なお、2022年4月の数値は、2022年4月4日以降の数値である。
 有配平均回り：2020年3月以前は東証第一部、2022年4月以降はプライム市場の値。月と四半期は未現在の値
 株式(日経平均)：2000年4月24日に構成銘柄の大幅な入替えが行われている。
 (注) 取引停止処分：2007年4月以降、算出方法変更
 2022年10月までの数値は、東京の交換所における数値である。
 2022年11月2日、手形交換所における手形交換業務の終了に伴い、
 2022年11月2日、手形交換所における手形交換業務の終了に伴い、
 2022年11月4日以降、電子交換所における統計掲載。
 2022年10月及び2022年度の数値は、東京の交換所における数値である。
 2022年11月4日以降、統計公表を終了。2022年度の数値は、2022年10月までの値
 全国銀行協会

〔生産・出荷・在庫・稼働率〕

発表機関	鉱工業生産指数				特殊分類生産指数				生産者出荷指数		生産者製品在庫指数		生産者製品在庫率指数		製造工業稼働率指数(季調済)		
	原指数	前年比	季節調整済指数	前期比	資本財	建設財	消費財	耐久消費財	非耐久消費財	生産財	[季節調整済]	前期比(前年比)	[季節調整済]	前期比(前年比)			
																前年比	前期比(前年比)
2 0 1 5 年 = 100 (注) %																	
1975年度	53.9	△4.4	—	—	—	—	—	—	—	—	53.2	△1.6	83.3	△6.4	96.2	△3.6	—
1980	72.7	2.5	80.9	—	75.5	186.2	111.0	86.2	60.7	67.6	69.0	0.4	96.9	7.7	87.7	14.4	117.1
1985	86.5	2.2	111.0	—	86.2	168.2	111.0	86.2	80.4	72.6	80.4	2.7	101.2	4.3	86.5	4.0	117.8
1990	109.0	5.0	132.1	—	101.2	206.3	132.1	91.7	102.3	91.7	102.3	5.2	109.9	4.1	78.6	△2.4	123.6
1995	103.3	2.1	108.6	—	101.5	184.7	108.6	101.5	90.7	98.4	98.4	1.8	109.9	3.5	92.4	4.3	110.8
2000	107.7	4.3	112.5	—	100.4	156.5	122.9	99.4	105.8	99.4	105.8	4.4	107.6	2.3	90.7	△0.2	107.0
2005	109.3	1.6	128.2	—	95.0	126.5	126.5	106.1	109.9	106.1	109.9	2.2	98.9	2.5	85.4	2.0	112.1
2007	117.5	2.7	140.8	—	98.7	115.2	140.8	98.7	118.0	115.2	118.0	3.2	101.3	1.9	86.0	0.8	116.0
2008	102.8	△12.7	118.1	—	98.2	115.1	118.1	98.2	102.4	98.5	102.4	△12.6	97.4	△5.2	105.9	21.2	98.7
2009	93.0	△9.5	107.0	—	98.2	100.6	107.0	98.2	92.8	92.8	92.8	△9.2	87.2	△10.5	101.2	△4.4	104.8
2010	101.2	8.8	111.7	—	97.8	100.4	111.7	97.8	100.8	101.9	100.8	8.4	85.5	△1.9	88.9	△12.2	104.5
2011	100.5	△0.7	109.1	—	98.6	100.4	109.1	98.6	99.3	98.6	99.3	△1.5	95.8	12.1	96.5	8.6	96.9
2012	97.8	△2.9	104.2	—	98.2	101.6	104.2	98.2	97.2	97.2	97.2	△1.8	94.2	△3.0	101.4	5.0	95.0
2013	101.1	3.4	107.8	—	100.0	106.7	107.8	100.0	102.3	100.9	102.3	4.5	90.3	△4.1	93.4	△7.9	101.3
2014	100.5	△0.6	101.3	—	98.7	102.2	101.3	98.7	100.6	100.8	100.6	△1.7	95.0	5.2	99.3	6.3	102.0
2015	99.8	△0.7	100.3	—	99.5	100.1	100.3	99.5	99.6	99.5	99.6	△1.0	95.2	0.2	100.2	0.9	99.3
2016	100.6	0.8	99.3	—	102.7	103.1	99.3	102.7	100.2	100.2	100.2	0.6	93.9	△1.4	100.7	0.5	99.0
2017	103.5	2.9	104.8	—	102.9	100.1	104.8	102.9	102.4	104.2	102.4	2.2	98.7	5.1	101.9	1.2	98.8
2018	103.8	0.3	104.6	—	104.6	99.6	104.6	104.6	102.6	104.3	102.6	0.2	98.9	0.2	105.0	3.0	98.6
2019	99.9	△3.8	100.8	—	103.7	97.5	100.8	103.7	98.9	99.3	98.9	△3.6	101.7	2.8	112.5	7.1	98.2
2020	90.3	△9.6	84.3	—	98.0	88.7	84.3	98.0	89.2	88.5	89.2	△9.8	91.5	△10.0	122.9	9.2	87.3
2021	95.5	5.8	79.8	—	98.5	90.8	79.8	98.5	93.3	96.9	93.3	4.6	97.7	6.8	114.3	△7.0	95.8
2022	95.3	△0.2	85.1	—	100.6	90.8	85.1	100.6	93.2	93.2	93.2	0.0	100.5	2.9	122.3	7.0	93.3
2021.7-9	93.2	5.4	94.7	—	98.5	91.5	71.9	97.1	92.2	96.0	92.2	△3.3	97.9	2.3	114.2	4.7	90.5
2021.10-12	97.6	0.9	94.9	—	99.0	90.1	78.8	99.0	96.2	96.2	96.2	0.2	99.9	2.0	115.6	1.2	94.7
2022.1-3	95.8	△0.6	95.7	—	99.7	89.3	79.3	99.7	92.9	96.7	92.9	0.5	100.9	1.0	118.2	2.2	93.2
2022.4-6	92.1	△3.7	93.1	—	99.9	93.8	76.0	99.9	92.0	93.9	92.0	△1.0	99.6	△1.3	117.8	△0.3	89.7
2022.7-9	97.1	4.2	98.5	—	101.0	110.6	87.5	101.0	95.8	94.9	95.8	4.1	103.8	4.2	121.9	3.5	95.5
2022.10-12	97.4	△0.2	95.5	—	103.7	89.4	86.7	103.7	93.2	93.4	93.2	△2.7	103.2	△0.6	122.3	0.3	95.5
2023.1-3	94.5	△1.4	93.8	—	100.8	87.8	88.5	100.8	91.8	90.6	91.8	△1.5	103.7	0.5	127.3	4.1	92.2
2022.2	92.5	0.5	96.2	—	99.0	88.4	83.8	99.0	92.7	90.6	92.7	0.0	101.3	2.1	118.7	2.0	94.2
2022.3	107.1	△1.7	96.5	—	98.3	89.9	79.3	98.3	93.3	97.6	93.3	0.6	100.9	△0.4	119.4	0.6	95.8
2022.4	93.8	△4.9	95.1	—	101.0	94.2	76.3	101.0	93.0	96.3	93.0	△0.3	98.6	△2.3	116.0	△2.8	92.7
2022.5	83.8	△3.1	88.0	—	99.4	92.6	69.8	99.4	89.2	90.1	89.2	△4.1	97.7	△0.9	119.6	3.1	84.2
2022.6	98.8	△2.8	96.1	—	99.3	81.9	81.9	99.3	93.7	95.2	93.7	5.0	99.6	1.9	117.9	△1.4	92.3
2022.7	98.0	△2.0	96.9	—	108.6	92.3	87.6	97.4	94.8	94.9	94.8	1.2	100.2	0.6	122.4	3.8	94.5
2022.8	91.5	5.8	100.2	—	102.5	94.0	87.1	102.5	97.5	95.5	97.5	2.8	100.9	0.7	118.7	△3.0	95.6
2022.9	101.9	9.6	98.5	—	103.0	91.0	87.8	103.0	95.1	94.2	95.1	△2.5	103.8	2.9	124.7	5.1	95.2
2022.10	95.6	3.0	95.3	—	108.9	89.8	82.4	93.5	93.5	94.2	93.5	△1.7	103.3	△0.5	119.1	△4.5	97.3
2022.11	99.0	△0.9	95.5	—	101.4	90.5	89.5	101.6	93.4	93.9	93.4	△0.1	103.6	0.3	123.0	3.3	95.5
2022.12	97.6	△2.4	95.8	—	103.5	87.8	88.1	103.5	92.6	92.8	92.6	△0.9	103.2	△0.4	124.9	1.5	94.8
2023.1	85.0	△3.1	90.7	—	100.8	87.1	80.8	100.8	89.2	87.9	89.2	△3.7	102.2	△1.0	128.4	2.8	89.6
2023.2	92.0	△0.5	94.9	—	98.4	88.0	88.0	98.4	92.7	92.7	92.7	3.9	103.5	1.3	126.1	△1.8	93.1
2023.3	106.5	△0.6	95.9	—	99.1	88.2	94.6	101.0	93.4	91.7	93.4	0.8	103.7	0.2	127.5	1.1	95.5

業 産

(注) 2018年11月基準年次改訂。2012年以前の指数は、2015年基準指数に接続させたものである。
年度の指数については原指数

〔設備・住宅〕

発表機関	機械受注 (280社) (季節調整済) (注)										建設工事受注 (50社) (注)										新設住宅着工			
	総額		民需		[船舶・電機] [万単位]		製造業		非製造業 (船舶・電機を除く)		総額		民間 非住宅		戸数		季調済 年率戸数		持家		利用関係別			
	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比	千戸	前年比	千戸	前年比	%	前年比	%	前年比	%			
1975年度	86,048	△0.0	38,599	△18.2	17,104	△30.8	15,607	2.1	59,449	24,520	△17.3	1,428	13.2	—	—	—	—	9.8	20.5	15.8	—			
1980	146,409	13.3	74,602	15.7	29,674	17.8	25,727	14.1	91,978	41,549	11.6	1,214	△18.3	—	—	—	—	△18.5	△25.8	△10.2	—			
1985	159,584	△2.5	80,053	5.1	37,262	2.5	29,861	8.1	121,576	62,723	11.0	1,251	3.6	—	—	—	—	△2.8	12.8	△1.4	—			
1990	263,949	8.3	167,625	145,762	73,297	6.1	72,666	11.3	268,167	166,203	30.4	1,665	△0.4	—	—	—	—	△5.0	△6.5	20.3	—			
1995	261,322	4.2	142,394	119,380	52,149	9.9	67,485	8.1	197,556	88,846	1.5	1,485	△0.4	—	—	—	—	△5.2	△1.8	△8.7	—			
2000	265,489	12.3	134,044	122,028	16.6	15,905	19.1	70,254	14.6	149,680	△11.8	1,213	△1.1	—	—	—	—	△8.0	△1.8	11.0	—			
2005	276,779	—	124,425	112,340	—	54,880	—	57,721	—	134,537	3.2	1,249	4.7	—	—	—	—	△4.0	10.8	6.1	—			
2007	302,637	3.9	127,931	111,841	△3.8	56,114	△3.6	56,157	△3.8	141,141	7.5	1,036	△19.4	—	—	—	—	△12.3	△19.9	△26.1	—			
2008	247,049	△18.4	112,839	97,221	△13.1	43,487	△22.5	54,363	△3.2	123,767	72,342	1,039	0.3	—	—	—	—	△0.4	3.2	△3.5	—			
2009	200,800	△18.7	94,917	77,405	△10.4	31,366	△27.9	46,346	△14.7	106,162	△16.8	775	△25.4	—	—	—	—	△7.6	△30.0	△40.0	—			
2010	243,646	21.3	104,817	94,480	9.1	37,112	18.3	47,576	2.7	100,685	56,214	819	5.6	—	—	—	—	7.9	△6.3	29.6	—			
2011	250,226	2.7	108,746	89,742	6.2	39,284	5.9	50,698	6.6	107,829	59,446	841	2.7	—	—	—	—	△1.2	△0.7	12.7	—			
2012	233,338	△6.7	103,233	87,026	△3.0	35,313	△10.1	52,125	2.8	110,447	61,182	893	6.2	—	—	—	—	3.8	10.7	4.4	—			
2013	263,702	13.0	114,991	97,030	11.5	38,904	10.2	58,441	12.1	132,677	71,714	987	10.6	—	—	—	—	11.5	15.3	3.8	—			
2014	285,756	8.4	120,172	97,805	0.8	41,620	7.0	56,510	△3.3	143,579	74,890	880	10.8	—	—	—	—	△21.1	△3.1	△8.9	—			
2015	283,956	△0.6	125,918	101,838	4.1	44,214	6.2	57,898	2.5	142,253	79,811	921	4.6	—	—	—	—	2.2	7.1	4.5	—			
2016	267,957	△5.6	121,603	102,314	0.5	42,167	△4.6	60,373	4.3	147,907	83,980	974	5.8	—	—	—	—	2.6	11.4	1.1	—			
2017	284,769	6.3	120,312	101,480	△0.8	46,056	9.2	55,644	△7.8	148,962	87,883	946	△2.8	—	—	—	—	△3.3	△4.0	△0.3	—			
2018	290,315	1.9	124,779	104,364	2.8	47,792	3.2	56,801	2.1	158,590	98,419	953	0.7	—	—	—	—	2.0	△4.9	7.5	—			
2019	273,908	△5.7	125,248	104,036	△0.3	43,917	△8.1	60,324	6.2	149,285	92,089	884	△7.3	—	—	—	—	△1.5	△14.2	△2.8	—			
2020	264,849	△3.3	111,690	94,870	△8.9	40,193	△8.5	54,873	△9.0	148,811	87,264	866	△8.1	—	—	—	—	△7.1	△9.4	△7.9	—			
2021	318,008	20.1	119,702	103,732	9.3	50,929	26.7	53,027	△3.4	150,979	96,676	1,052	6.6	—	—	—	—	6.9	9.2	3.9	—			
2022	328,317	3.2	122,617	107,937	4.1	52,719	3.5	55,441	4.6	165,377	100,649	861	△0.6	—	—	—	—	△11.8	5.0	4.5	—			
2021.7-9	78,757	3.9	28,717	23,414	1.4	12,412	6.5	13,240	△1.8	33,517	22,315	225	7.2	864	864	△0.2	14.7	7.2	△0.3	—				
2021.10-12	85,778	8.9	32,953	26,737	5.2	13,178	6.2	13,528	2.2	36,636	25,471	220	6.1	860	860	△0.4	7.2	6.4	6.4	—				
2022.1-3	78,704	△8.8	29,337	26,010	△2.7	13,344	1.3	12,829	△5.2	52,473	31,846	200	4.9	871	871	1.2	△6.9	13.5	7.6	—				
2022.4-6	91,180	16.6	32,127	27,740	6.7	14,104	5.7	13,718	6.9	34,133	22,657	218	△1.3	853	853	△2.1	△8.9	2.5	2.7	—				
2022.7-9	82,671	△9.3	31,502	27,301	△1.6	13,705	△2.8	13,667	△0.4	41,127	23,951	225	0.0	863	863	1.2	△12.8	6.3	7.1	—				
2023.10-12	81,850	△1.0	28,877	26,028	△4.7	12,255	△10.6	13,955	2.1	37,749	24,246	216	△1.6	851	851	△1.3	△15.7	8.4	1.8	—				
2023.1-3	74,716	△8.7	30,930	26,705	2.6	12,492	1.9	14,401	3.2	52,368	29,795	202	0.6	876	876	2.9	△8.9	3.0	6.5	—				
2022.2	24,890	△9.5	9,845	8,252	△8.1	4,353	△0.5	3,984	△11.0	12,152	7,270	65	6.3	865	865	3.1	△5.6	4.6	23.3	—				
2022.3	25,800	3.7	9,503	8,776	6.3	4,618	6.1	4,371	9.7	28,665	17,167	76	6.0	909	909	5.1	△9.4	18.6	6.0	—				
2022.4	32,929	27.6	11,262	9,514	8.4	4,889	5.9	4,667	6.8	9,462	6,128	76	2.4	874	874	△3.9	△8.0	2.4	12.1	—				
2022.5	29,207	△11.3	10,420	9,085	△4.5	4,519	△7.6	4,495	△3.7	8,930	6,304	67	4.4	836	836	△4.3	△6.9	3.5	△8.5	—				
2022.6	29,045	△0.6	10,445	9,141	0.6	4,696	3.9	4,557	1.4	15,741	10,225	75	△2.2	848	848	1.4	△11.3	1.7	4.1	—				
2022.7	28,919	△0.4	11,061	9,488	3.8	4,479	△4.6	5,065	11.2	9,176	5,815	73	△5.4	835	835	△1.5	△14.0	1.6	△4.0	—				
2022.8	27,124	△6.2	10,551	9,050	△4.6	4,763	6.3	4,227	△16.6	10,334	7,757	78	4.6	894	894	7.0	△11.1	1.9	16.2	—				
2022.9	26,628	△1.8	9,890	8,763	△3.2	4,464	△6.3	4,375	3.5	21,617	10,379	74	1.1	859	859	△3.9	△13.3	8.4	10.2	—				
2022.10	26,828	0.8	9,785	9,073	3.5	4,280	△4.1	4,768	9.0	10,520	6,752	77	△1.8	867	867	0.9	△18.7	7.3	4.8	—				
2022.11	26,880	0.2	9,679	8,466	△6.7	3,939	△8.0	4,668	△2.1	9,636	5,724	72	△1.4	842	842	△2.9	△15.1	11.4	△0.8	—				
2022.12	28,142	4.7	9,413	8,489	0.3	4,036	2.5	4,519	△3.2	17,593	11,769	67	6.6	846	846	0.5	△13.0	6.4	1.4	—				
2023.1	25,274	△10.2	10,538	9,296	9.5	3,930	△2.6	5,399	19.5	10,021	6,045	64	6.6	893	893	5.5	△8.3	4.2	25.0	—				
2023.2	25,067	△0.8	10,866	8,880	△4.5	4,333	10.2	4,606	△14.7	14,867	8,174	64	△0.3	859	859	△3.8	△4.6	4.7	△1.8	—				
2023.3	24,375	△2.8	8,525	8,529	△3.9	4,229	△2.4	4,397	△4.5	27,481	15,576	74	△3.2	877	877	2.0	△13.6	0.9	△0.4	—				

(注) 機械受注 (280社)：1986年度以前は178社ベース
 建設工事受注 (50社)：1984年度以前は43社ベース
 2005年度以降は、「携帯電話」の受注額を含まない。

〔消費・物価〕

発表機関	総	務	省	経 済 産 業 省		日	本	行	銀	企 業 物 価 指 数		原 油 価 格 <トハイ>	消 費 者 物 価 指 数		東 京				
				小売業 販売額	百貨店・ス ーパー					内	輸 出 (円ベース)		輸 入 (円ベース)	連 鎖 方 式 による 国内(参考)		全 合	国	全 合	東 京
				前年	前年					前年	前年		前年	前年		前年	前年	前年	前年
1975年度	162,041	13.6	2.9	77.3	2.3	△5.9	4.5	—	—	—	10.4	10.1	11.1	11.1	11.0				
1980	233,465	6.5	△1.2	78.2	12.8	2.6	26.3	—	—	—	7.6	7.8	7.0	7.5	7.5				
1985	273,907	2.1	0.2	77.1	△1.7	△6.3	△9.2	—	—	—	3.3	1.9	2.3	2.2	2.2				
1990	314,641	4.1	0.8	75.2	8.4	△1.0	5.4	—	—	—	2.8	2.8	3.2	2.7	2.7				
1995	330,736	△0.3	0.1	72.7	△1.7	△1.0	0.4	—	—	—	△0.1	0.0	△0.4	△0.1	△0.1				
2000	317,903	△1.2	△0.5	72.5	△4.7	△2.7	△6.2	4.5	△0.9	—	26.00	△0.5	△0.9	△0.8	△0.8				
2005	299,156	△0.9	△0.6	74.7	△1.7	3.0	17.3	8.0	1.2	—	53.44	△0.1	△0.4	△0.2	△0.2				
2007	299,067	1.2	0.8	73.6	△1.1	△0.2	8.0	0.4	2.1	—	76.99	0.4	0.1	0.1	0.1				
2008	294,428	△1.6	△2.9	73.3	△4.2	△7.4	0.4	0.4	2.9	—	82.61	1.1	1.0	1.1	1.1				
2009	292,146	△0.8	1.1	74.7	△8.6	△5.1	△19.1	6.8	△4.5	—	69.56	1.7	△1.7	△1.6	△1.6				
2010	287,645	△1.5	△1.1	73.4	△3.1	△3.2	6.8	7.0	0.4	—	84.13	△0.4	△0.6	△0.9	△0.9				
2011	284,044	1.3	△1.3	73.3	△0.0	△2.3	7.0	1.7	1.2	—	109.99	△0.1	△0.4	△0.3	△0.3				
2012	287,700	1.3	1.6	74.8	△0.1	0.9	1.7	1.7	1.2	—	106.78	△0.3	△0.7	△0.6	△0.6				
2013	293,448	2.0	0.9	75.5	4.2	10.3	13.5	0.2	1.8	—	104.51	0.9	0.5	0.4	0.4				
2014	288,188	△1.8	△5.1	74.2	△1.7	2.9	0.2	0.2	2.7	—	83.83	2.9	2.6	2.5	2.5				
2015	285,588	△0.9	△1.2	73.6	1.8	△1.5	△13.7	0.2	3.2	—	45.85	0.2	0.1	0.0	0.0				
2016	281,038	△1.6	△1.6	72.1	△2.2	△6.9	△10.6	0.6	2.5	—	46.76	△0.1	△0.2	△0.4	△0.4				
2017	284,587	1.2	0.3	71.7	1.9	0.5	9.6	0.6	2.6	—	55.86	0.7	0.5	0.4	0.4				
2018	289,007	0.9	0.0	69.2	△1.0	0.8	6.5	0.3	2.0	—	69.11	0.7	0.8	0.9	0.7				
2019	291,235	0.2	△0.4	66.9	△4.7	△0.5	△6.1	0.3	0.3	—	59.93	0.5	0.8	0.7	0.7				
2020	276,167	△5.2	△4.9	61.3	△6.3	1.3	△9.9	△1.5	△1.5	—	44.49	△0.2	△0.1	△0.2	△0.2				
2021	280,935	1.7	1.6	62.8	1.6	10.1	31.3	6.5	6.5	—	78.15	0.1	0.1	0.0	0.0				
2022	293,671	4.5	0.7	64.3	3.9	14.8	34.2	8.7	8.7	—	92.52	3.2	3.1	2.9	2.9				
2021	266,551	△1.7	△1.5	61.3	△0.4	△1.1	28.8	6.9	5.4	—	71.37	△0.2	0.4	0.5	0.4				
10-12	292,077	△0.1	△0.7	64.0	1.3	7.0	39.9	9.6	2.2	—	77.80	0.5	0.2	0.3	0.1				
2022	284,316	2.8	1.8	63.4	0.3	6.2	33.6	4.4	1.7	—	97.15	0.9	0.7	0.5	0.4				
4-6	289,694	3.2	0.3	64.5	4.6	25.8	45.3	18.8	8.5	—	109.14	2.4	1.0	1.1	1.1				
7-9	285,429	7.1	3.6	64.8	3.5	17.2	46.8	8.1	8.8	—	98.03	2.9	1.0	0.9	0.9				
10-12	304,022	4.1	△0.5	63.7	3.6	6.0	30.6	△2.5	9.4	—	84.36	3.9	1.2	1.1	1.1				
2023	295,539	3.9	△0.4	64.6	4.3	14.5	33.7	13.8	8.4	—	79.51	3.6	0.4	0.6	0.4				
1-3	307,261	△0.8	△2.3	64.1	0.7	1.5	29	32.6	3.5	—	113.11	1.2	0.4	0.3	0.4				
4	304,510	1.2	△1.7	65.7	3.1	4.1	16.8	5.4	10.3	—	102.68	2.5	0.4	0.5	0.5				
5	287,687	2.4	△0.5	63.8	3.7	8.5	17.0	4.4	3.9	—	108.32	2.5	0.3	0.3	0.3				
6	276,885	6.4	3.5	64.1	1.5	11.6	21.1	9.6	8.5	—	115.73	2.4	0.2	0.2	0.1				
7	285,313	6.6	3.4	66.0	2.4	2.8	19.6	10	49.2	—	106.48	2.6	0.5	0.5	0.5				
8	289,974	8.8	5.1	64.2	4.1	3.8	17.1	△2.4	2.2	—	97.75	3.0	0.4	0.4	0.3				
9	280,999	5.9	2.3	64.3	4.8	4.1	20.1	3.0	5.4	—	90.63	3.0	0.3	0.3	0.3				
10	298,006	5.7	1.2	65.0	4.4	4.1	18.7	1.2	9.1	—	90.59	3.7	0.6	0.6	0.5				
11	285,947	3.2	△1.2	63.4	2.5	2.4	15.1	△2.0	0.8	—	86.28	3.8	0.4	0.4	0.3				
12	328,114	3.4	△1.3	62.8	3.8	4.0	12.1	△3.3	0.7	—	76.78	4.0	0.2	0.2	0.3				
1	301,646	4.8	△0.3	67.0	5.0	4.9	9.1	△2.0	9.3	—	80.03	4.3	0.5	0.4	0.3				
2	272,214	5.6	1.6	63.2	7.3	20.3	15.1	0.9	8.3	—	81.21	3.3	△0.6	3.4	3.3				
3	312,758	1.8	△1.9	63.6	7.2	9.9	7.1	0.6	7.6	—	77.52	3.2	0.4	0.5	0.4				
4				63.6	7.2	3.2	1.8	0.2	6.6	—	83.83	3.5	0.6	3.5	0.7				

(注) 家計調査：2000年1月以降は、二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）。2018年及び2019年は、調査方法の影響による変動を調整した変動調整値。平均消費性向の年度は原数値

商業動態統計：店舗調整による。
 企業物価指数：2022年6月基準年次改訂。年度の前年比については、各基準年の公表値による。
 消費者物価指数：2021年8月基準年次改訂。年度の前年比については、各基準年の公表値による。

〔国際収支〕

1975年度 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 P 2022 2021. 10-12 2022. 4-6 7-9 10-12 2023. P 1-3 2022. 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 2023. P 1 2 3 発表機関	国際収支状況(IMF統計ベース)(注)											
	経常					資本					第二次	
	貿易					サービス					所得	
	輸出		輸入		前年比	輸出		輸入		前年比	所得	
	億	億	億	%	億	億	億	億	%	億	億	
	135,804	63,573	117,226	6.6	492,322	375,095	16.2	△53,653	16.2	81,604	△9,373	
	194,128	74,072	110,077	12.2	655,948	545,271	22.3	△36,004	22.3	128,989	△8,994	
	243,367	90,902	136,862	9.8	675,765	565,476	9.2	△45,960	9.2	129,000	△13,200	
	106,885	△8,678	26,683	△16.4	652,769	△35,561	△3.4	△129,053	△3.4	129,053	△13,200	
	167,551	48,437	80,250	△17.7	559,088	478,818	△26.6	△31,812	△26.6	129,868	△10,755	
	182,687	55,176	80,332	16.1	568,843	449,175	16.1	△26,210	16.1	139,260	△11,749	
	81,852	△50,306	△22,097	△3.2	628,438	60,535	14.4	△26,210	14.4	143,085	△10,977	
	42,495	△92,753	△52,474	△1.0	674,499	674,499	3.7	△40,280	3.7	144,825	△9,577	
	23,929	△144,785	△110,455	12.1	807,782	697,326	12.1	△34,330	12.1	183,191	△14,477	
	87,031	△94,116	△66,389	8.5	822,792	822,792	1.9	△27,728	1.9	200,498	△19,341	
	182,957	△10,141	2,989	△3.3	728,762	731,761	△11.4	△13,140	△11.4	213,195	△20,097	
	216,771	44,084	57,863	△3.2	708,026	660,163	△3.8	△13,719	△3.8	193,732	△21,044	
	223,995	40,397	45,338	782,801	10.6	737,463	13.4	△4,941	10.6	205,331	△21,733	
	193,837	△6,514	5,668	802,487	2.5	796,829	8.1	△12,172	2.5	217,704	△17,352	
	186,712	△13,548	3,753	746,694	△7.0	642,941	△6.8	△17,302	△7.0	154,817	△14,817	
	169,459	2,571	37,853	683,635	△8.4	645,782	△13.1	△35,282	△8.4	194,709	△27,821	
	201,522	△64,202	△15,482	856,373	25.3	871,805	35.0	△48,170	25.3	290,083	△24,360	
	92,256	△233,367	△180,621	16.3	1,176,809	996,207	16.3	△52,765	16.3	355,591	△29,968	
	61,028	△10,421	△18	206,815	26.6	206,834	39.0	△10,403	26.6	77,906	△6,457	
	36,307	△16,620	△5,459	223,660	17.9	229,119	39.0	△11,161	17.9	58,189	△5,262	
	48,640	△30,473	△19,236	224,032	17.2	243,268	37.2	△11,237	17.2	87,060	△7,948	
	23,464	△51,680	△37,270	240,521	19.1	277,791	44.2	△14,411	19.1	79,289	△4,145	
	24,165	△72,483	△54,544	255,453	23.5	309,997	49.9	△17,988	23.5	102,400	△5,753	
	19,198	△57,002	△46,386	267,682	19.7	314,068	37.1	△10,616	19.7	83,108	△6,997	
	25,430	△52,202	△42,402	232,551	3.8	274,953	13.0	△9,600	3.8	90,794	△13,162	
	22,486	△4,074	△1,949	73,155	20.0	75,104	34.8	△2,125	20.0	29,017	△2,456	
	32,353	△2,403	△1,499	84,809	16.0	86,307	36.4	△1,025	16.0	38,914	△4,157	
	10,751	△16,869	△6,841	80,127	17.1	86,968	32.7	△10,028	17.1	29,742	△2,122	
	7,734	△21,200	△19,381	74,521	20.1	93,902	51.5	△1,819	20.1	31,052	△2,118	
	4,979	△13,611	△11,048	85,873	20.3	96,921	49.3	△2,563	20.3	18,495	95	
	8,886	△19,980	△11,843	86,094	18.9	97,937	47.6	△8,137	18.9	30,918	△2,052	
	6,748	△31,206	△24,609	81,014	24.3	105,622	53.2	△6,397	24.3	39,559	△1,606	
	8,531	△21,297	△18,087	88,345	27.7	106,437	48.7	△3,204	27.7	31,923	△2,926	
	△548	△25,697	△18,787	90,179	27.2	108,965	57.5	△6,911	27.2	28,074	△2,926	
	18,677	△16,311	△15,210	90,283	20.7	105,493	33.9	△1,101	20.7	37,152	△2,164	
	1,069	△14,994	△12,389	87,220	11.9	99,609	22.7	△2,604	11.9	17,881	△1,818	
	△19,322	△38,830	△31,818	68,227	3.3	100,045	22.2	△7,031	3.3	22,778	△3,270	
	21,972	△8,245	△6,041	76,443	4.5	82,484	9.8	△2,204	4.5	34,407	△4,190	
	22,781	△5,127	△4,544	87,880	3.6	92,424	7.1	△582	3.6	33,610	△5,703	
	財務											
	省											

(注) IMFの国際収支マニュアル第6版ベース

〔通関〕

1975暦年 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2021. 10-12 2022. 4-6 7-9 10-12 2023. P 1-3 2022. 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 2023. P 1 2 3 発表機関	貿易指数(数量)											
	(価格:円建)					(数量)					省	
	貿易					輸出					輸入	
	輸出		輸入		前年比	輸出		輸入		前年比	輸入	
	77.8	98.8	28.2	2.2	22.3	△12.5	27.7	△5.5	2.2	22.3	△12.5	
	89.1	147.9	43.7	17.2	30.2	△5.5	30.2	0.3	17.2	30.2	△5.5	
	89.4	131.1	62.1	4.4	48.2	0.3	48.2	5.7	4.4	48.2	0.3	
	76.9	89.7	71.3	5.6	66.3	12.4	66.3	12.4	5.6	66.3	12.4	
	71.3	60.7	77.0	3.8	82.0	11.0	82.0	11.0	3.8	82.0	11.0	
	79.0	63.7	111.6	9.5	96.6	2.9	96.6	2.9	9.5	96.6	2.9	
	89.5	93.1	124.1	4.8	100.2	△0.2	100.2	△0.2	4.8	100.2	△0.2	
	87.7	101.1	122.2	△1.5	99.6	△0.6	99.6	△0.6	△1.5	99.6	△0.6	
	79.9	77.0	89.7	△26.6	85.3	△14.4	85.3	△14.4	△26.6	85.3	△14.4	
	80.0	79.8	111.4	24.2	97.1	13.9	97.1	13.9	24.2	97.1	13.9	
	80.9	87.2	107.2	△3.8	99.6	2.6	99.6	2.6	△3.8	99.6	2.6	
	82.7	88.4	102.0	△4.8	102.0	2.4	102.0	2.4	△4.8	102.0	2.4	
	91.8	101.3	100.5	△1.5	102.3	0.3	102.3	0.3	△1.5	102.3	0.3	
	95.7	106.5	101.1	0.6	102.9	0.6	102.9	0.6	0.6	102.9	0.6	
	100.0	100.0	100.0	△1.0	100.0	△2.8	100.0	△2.8	△1.0	100.0	△2.8	
	92.2	85.3	108.1	0.5	98.8	△1.2	98.8	△1.2	0.5	98.8	△1.2	
	97.8	93.4	104.7	5.4	102.9	4.2	102.9	4.2	5.4	102.9	4.2	
	100.1	99.7	107.7	1.7	105.8	2.8	105.8	2.8	1.7	105.8	2.8	
	98.8	95.9	103.0	△4.3	104.6	△1.8	104.6	△1.8	△4.3	104.6	△1.8	
	99.4	88.6	112.2	91.0	97.9	△6.4	97.9	△6.4	91.0	97.9	△6.4	
	107.9	105.3	102.4	101.9	102.8	5.1	102.8	5.1	101.9	102.8	5.1	
	129.8	147.0	100.0	△1.9	102.5	△0.3	102.5	△0.3	△1.9	102.5	△0.3	
	110.4	108.1	99.7	13.6	102.4	7.8	102.4	7.8	13.6	102.4	7.8	
	113.5	117.4	104.6	0.8	104.8	1.4	104.8	1.4	0.8	104.8	1.4	
	117.0	125.2	93.5	△1.0	103.4	1.3	103.4	1.3	△1.0	103.4	1.3	
	126.9	144.5	99.8	△3.1	100.7	△1.2	100.7	△1.2	△3.1	100.7	△1.2	
	135.8	157.5	99.9	0.2	103.5	1.1	103.5	1.1	0.2	103.5	1.1	
	139.9	160.6	87.1	△3.7	102.6	△2.1	102.6	△2.1	△3.7	102.6	△2.1	
	134.6	145.2	92.7	△8.9	99.1	△4.1	99.1	△4.1	△8.9	99.1	△4.1	
	116.1	127.1	91.3	2.7	95.1	△0.9	95.1	△0.9	2.7	95.1	△0.9	
	118.9	128.6	92.5	△1.3	106.2	△0.0	106.2	△0.0	△1.3	106.2	△0.0	
	123.9	141.0	87.9	△4.4	97.0	△8.9	97.0	△8.9	△4.4	97.0	△8.9	
	127.2	144.8	87.8	△3.5	101.7	4.7	101.7	4.7	△3.5	101.7	4.7	
	129.6	147.8	87.7	△1.5	103.5	2.3	103.5	2.3	△1.5	103.5	2.3	
	134.0	153.8	87.1	△1.9	101.2	1.3	101.2	1.3	△1.9	101.2	1.3	
	136.0	156.0	87.2	△1.1	106.5	2.8	106.5	2.8	△1.1	106.5	2.8	
	137.3	162.6	84.4	3.8	102.8	△1.6	102.8	△1.6	3.8	102.8	△1.6	
	140.2	164.8	85.1	△0.3	103.8	5.7	103.8	5.7	△0.3	103.8	5.7	
	141.9	160.6	88.4	△3.6	103.6	△4.7	103.6	△4.7	△3.6	103.6	△4.7	
	137.5	156.2	88.0	△10.4	100.4	△6.4	100.4	△6.4	△10.4	100.4	△6.4	
	134.5	144.5	93.1	△7.0	106.5	△2.3	106.5	△2.3	△7.0	106.5	△2.3	
	134.1	149.8	89.5	90.6	87.6	△7.9	87.6	△7.9	90.6	87.6	△7.9	
	135.1	141.7	95.3	103.7	103.5	△2.6	103.5	△2.6	103.7	103.5	△2.6	
	財務											
	省											

(注) 2018年8月基準年次改訂
2022年隔年は確々報

〔国際収支〕

年次	国際収支状況 (IMF統計ベース) (注)											外準備高 (期末)		為替レート		
	金融取支			経常・サービス取支			貿易・サービス取支		支 (季節調整済)		第一次所得		第二次所得		百万ドル	ドルにつき円
	本 資 移 入 支	接 直 投 資	接 投 資	融 生 品	金 派 商	其 他 投 資	外 準 備	誤 差 漏 脱	輸 出		輸 入		億	円		
									輸出	前年比	輸入	前年比				
	億											円		円		
1975年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,182	290.60
1980	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,020	199.00
1985	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,917	174.80
1990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69,894	124.30
1995	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	203,951	80.30
2000	△6,517	132,932	54,261	8,170	△28,215	34,943	3,646	-	-	-	-	-	-	-	361,472	104.20
2005	△7,213	△3,246	49,532	9,000	67,433	27,554	△23,668	-	-	-	-	-	-	-	852,030	104.68
2007	△3,856	255,221	64,399	△11,739	102,307	40,839	15,701	-	-	-	-	-	-	-	1,015,597	97.00
2008	△4,940	168,446	81,901	△19,500	△169,349	24,758	66,500	-	-	-	-	-	-	-	1,018,549	87.50
2009	△4,886	168,599	56,538	△35,198	5,934	23,992	5,934	-	-	-	-	-	-	-	1,042,715	86.00
2010	△4,804	208,412	65,283	△6,701	34,222	52,035	30,529	-	-	-	-	-	-	-	1,116,025	79.20
2011	2,561	87,080	97,889	△61,046	△50,640	114,939	2,668	-	-	-	-	-	-	-	1,288,703	75.96
2012	△3,710	14,719	96,593	△35,154	34,760	42,464	△24,066	-	-	-	-	-	-	-	1,254,356	77.57
2013	△5,838	△9,830	148,269	△209,590	31,768	△27,168	46,891	△24,921	-	-	-	-	-	-	1,279,346	93.05
2014	△2,707	142,128	133,913	46,509	△92,303	2,920	57,804	-	-	-	-	-	-	-	1,245,316	100.95
2015	△7,009	242,883	162,054	△5,492	△220,147	6,075	66,985	-	-	-	-	-	-	-	1,262,099	111.30
2016	△2,486	249,964	177,614	7,552	33,679	5,703	65,679	-	-	-	-	-	-	-	1,230,300	99.80
2017	△3,055	208,173	147,206	18,600	△49,412	22,709	△12,767	-	-	-	-	-	-	-	1,268,287	104.90
2018	△1,649	216,213	207,537	69,431	△95,514	33,461	24,024	-	-	-	-	-	-	-	1,291,813	105.89
2019	△4,604	204,568	190,228	△3,346	△226,275	20,772	22,460	-	-	-	-	-	-	-	1,366,177	102.10
2020	△2,091	133,150	89,967	△153,297	27,263	156,411	△34,218	-	-	-	-	-	-	-	1,368,465	102.80
2021	△3,707	180,787	177,074	△160,496	16,914	85,283	62,072	△17,027	-	-	-	-	-	-	1,356,071	107.88
2022	△1,724	87,713	183,316	△86,365	37,910	17,721	△2,820	-	-	-	-	-	-	-	1,257,061	122.20
2021. 7-9	△2,043	64,952	53,136	2,238	△36,313	48,032	5,967	49,706	△11,788	△664	207,844	0.7	208,508	6.3	1,409,309	109.04
10-12	△881	22,456	47,220	△150,476	284	115,891	9,536	45,101	△19,092	△7,981	213,544	2.7	221,525	6.2	1,405,750	110.92
2022. 1-3	△435	50,755	28,065	43,980	3,560	△26,209	1,359	41,307	△31,986	△17,512	229,740	7.6	247,251	11.6	1,356,071	113.81
4-6	265	1,066	47,674	△17,314	26,928	42,553	1,225	32,065	△47,729	△36,917	245,697	6.9	282,614	14.3	1,311,254	122.20
7-9	△464	14,348	43,916	△90,479	10,425	71,373	△20,886	10,329	△35,113	△55,731	255,149	3.8	310,880	10.0	1,238,056	130.85
10-12	△510	△1,248	49,927	△28,752	10,449	19,397	△9,936	24,690	△61,776	△51,616	256,583	0.6	308,199	△0.9	1,237,576	131.73
2023. 1-3	△1,015	73,547	41,799	△150,180	△9,892	△115,602	7,061	25,416	△50,746	△37,552	228,078	△7.2	275,630	△10.6	1,257,061	127.65
4	△407	14,119	8,842	55,960	△640	△50,287	245	19,357	△10,633	△6,231	77,740	0.9	83,970	△0.3	1,322,017	114.92
3	△1,049	320	11,998	△37,039	3,379	58,816	△834	9,552	△13,881	△9,705	79,643	2.4	89,348	6.4	1,366,177	122.20
5	△44	932	12,962	△42,808	10,236	16,021	4,521	8,563	△15,424	△11,969	82,379	3.4	94,348	5.6	1,329,651	126.97
6	1,358	△186	22,713	△1,467	13,313	△32,284	△2,461	13,949	△18,424	△15,243	83,675	1.6	98,918	4.8	1,311,254	128.92
7	△1127	△6,420	11,619	△126,597	4,837	103,178	543	4,482	△22,535	△17,141	84,363	2.8	101,503	2.6	1,323,034	133.00
8	△206	12,622	15,110	△16,185	1,181	7,638	6,081	221	△29,030	△19,702	84,946	0.7	104,648	3.1	1,292,072	130.85
9	△131	8,146	17,186	52,303	4,407	△39,443	△26,307	5,626	△23,548	△18,888	85,841	1.1	104,729	0.1	1,238,056	139.59
10	△129	77	14,286	3,355	3,109	40,203	△60,876	755	△3,419	△24,998	△20,742	2.3	108,583	3.7	1,194,568	143.93
11	△108	7,157	18,705	9,075	25,855	5,312	△11,412	16,045	△18,509	△15,201	87,579	△0.3	102,780	△5.3	1,226,332	138.80
12	△273	△8,482	16,936	△1,734	△46,661	3,235	△9,279	12,044	△21,693	△15,673	81,163	△7.3	96,836	△5.8	1,227,576	131.73
2023. 1 P	△1,841	18,711	19,702	△4,628	△89,379	1,036	3,217	3,047	△1,635	△16,938	78,312	△3.5	95,250	△1.6	1,250,228	127.65
2 P	△158	32,921	17,315	△15,528	△3,864	30,557	4,461	11,107	△15,219	△10,909	79,817	1.9	90,725	△4.8	1,226,044	128.40
3 P	△674	21,915	4,783	71,081	1,250	△56,761	1,562	△192	△13,893	△9,706	79,949	0.2	89,654	△1.2	1,257,061	130.60
4								10,090	△13,893	△9,706	79,949	0.2	89,654	△1.2	1,265,414	131.10
発表機関																日本銀行

(注) IMFの国際収支マニユアル第6版ベース

当課

(国内総支出・国民総所得)

1975年度 1980 1985 1990 1995 2000 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 P 2022	国内総支出 (GDP)			国民総所得 (GNI)成長率 (注)			民間最終消費支出			国内総調整 (注)			住宅			
	(季節調整済)			実質			名目			在庫			住			
	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質
	10 億 円	%	暦年	%	暦年	%	10億円	%	10億円	%	10億円	%	10億円	%	10億円	%
	261,681.3	276,175.4	-	-	-	133,943.4	-	17.7	-	2,018.9	-	0.8	-	18,917.7	-	
	345,765.3	339,278.4	6.6	6.7	5.6	5.3	176,128.8	5.9	4.3	2,045.4	51.2	60.165.5	17.4	19,481.0	4.1	
	470,873.7	430,861.9	8.3	7.5	4.9	4.4	236,712.8	7.9	5.0	2,143.6	51.5	99.947.3	11.5	21.2	2,405.4	3.5
	525,293.5	462,177.3	2.6	3.2	2.6	2.9	276,324.8	2.0	2.4	1,264.9	52.6	85.897.5	6.7	8.4	1,264.9	4.8
	537,614.2	485,623.0	1.4	1.4	2.6	2.7	287,994.1	0.5	1.4	537.1	53.2	87.966.2	4.5	6.1	1,046.6	5.5
	523,465.9	466,545.5	△0.7	△0.9	△1.4	0.8	288,839.8	△0.0	1.2	55.2	78,221.9	△5.2	△3.0	23,054.7	△0.6	
	526,219.9	485,922.8	0.5	△0.1	1.9	1.5	288,061.1	△0.3	0.7	54.7	78,796.3	0.7	3.1	23,155.8	0.4	
	529,637.9	504,269.4	0.6	1.0	1.3	1.6	293,855.0	0.6	1.2	54.9	81,037.9	2.8	4.0	23,773.0	2.7	
	534,106.2	515,134.1	0.8	0.6	2.2	1.8	303,091.6	1.1	1.8	54.9	87,009.3	7.4	7.6	23,895.8	0.5	
	537,257.9	521,784.6	0.6	0.5	1.3	1.4	294,634.2	0.5	0.6	54.8	89,082.2	2.4	2.3	24,221.6	1.4	
	538,465.5	527,271.6	0.2	0.8	1.1	1.5	296,432.3	0.6	0.7	55.0	88,517.9	△0.6	△0.7	24,392.1	1.1	
	516,174.9	508,262.0	△4.1	△2.1	△3.6	△1.2	290,695.7	△1.9	△2.1	56.3	83,495.3	△5.7	△5.8	21,332.5	△0.3	
	497,364.2	485,875.6	△3.6	△6.2	△2.4	△5.7	285,779.6	△1.7	0.7	57.5	71,813.2	△14.0	△11.4	16,501.2	△2.6	
	504,873.7	512,064.7	1.5	2.1	3.3	4.1	286,110.2	0.1	1.3	56.7	72,539.8	1.0	2.0	17,239.7	4.5	
	500,046.2	514,666.7	△1.0	△1.6	0.5	△0.9	286,945.8	0.3	0.6	57.4	74,920.1	3.3	4.0	17,986.7	4.3	
	499,420.6	517,919.3	△0.1	0.6	1.4	△0.1	289,471.3	0.9	1.7	58.0	75,794.8	1.2	1.5	18,660.7	3.9	
	512,677.5	532,072.3	2.7	1.6	2.7	3.3	298,722.1	3.2	2.9	58.4	80,547.3	6.3	5.4	20,777.5	11.2	
	523,422.8	530,195.3	2.1	2.0	△0.4	0.3	297,522.6	△0.4	△2.6	56.8	83,792.6	4.0	2.7	19,768.3	△4.9	
	540,740.8	539,413.5	3.3	3.7	1.7	1.6	321,990.4	0.8	0.7	55.4	86,362.4	3.8	3.4	20,399.3	3.2	
	544,829.9	543,479.1	0.8	1.2	0.8	0.4	298,336.2	△0.5	△0.3	54.8	87,000.6	0.0	0.0	21,251.1	4.2	
	555,715.9	553,173.5	2.0	1.6	1.8	1.7	303,006.0	1.6	1.0	54.5	90,183.4	3.7	2.8	19,686.7	4.3	
	556,570.5	554,546.3	0.2	0.6	0.4	0.8	304,774.3	0.6	1.1	54.8	92,365.8	2.4	1.6	20,538.8	△3.3	
	556,836.3	550,137.7	0.0	0.2	△0.8	△4.4	303,858.8	△0.3	△0.9	54.6	91,642.8	△0.8	△1.2	21,392.5	4.2	
	557,573.9	527,375.7	△3.5	△3.4	△4.1	△3.7	288,502.0	△5.1	△5.1	53.7	86,034.3	△6.1	△5.7	19,868.5	△7.1	
	550,663.9	541,036.6	2.4	1.9	2.6	2.2	296,323.2	2.7	1.5	53.8	90,083.6	4.7	2.1	21,128.6	6.3	
	561,196.7	547,749.3	1.9	1.3	1.2	1.0	312,663.2	5.5	2.4	55.7	96,532.9	7.2	3.0	21,172.6	0.2	
	560,200.0	-	1.8	1.7	1.5	2.6	320,900.0	5.6	2.8	97,500.0	8.2	4.3	*0.1	21,300.0	0.9	
	571,900.0	-	2.1	1.5	1.5	2.5	323,000.0	3.2	2.2	103,500.0	6.2	5.0	*△0.0	21,700.0	1.1	
	561,817.8	557,533.0	0.2	0.3	△2.2	△2.2	308,158.3	0.9	0.9	54.9	94,322.0	2.1	2.2	16.8	21,728.7	0.9
	550,156.7	542,163.5	△2.1	△2.8	-	△2.8	299,402.6	△2.8	△3.4	54.4	87,921.6	△6.8	△7.2	16.0	21,631.9	△4.4
	554,345.9	544,163.0	0.8	0.4	0.9	0.9	302,496.4	1.0	0.7	54.6	92,046.9	4.7	4.7	16.6	20,685.8	△4.5
	512,630.3	501,064.2	△7.5	△8.0	△7.9	△7.3	276,201.3	△8.7	△8.4	53.9	84,899.3	△7.8	△7.0	16.6	20,499.9	△0.7
	539,894.6	529,451.8	5.3	5.7	5.2	5.3	290,566.2	5.2	5.5	53.8	84,822.3	△0.1	△0.2	15.7	19,542.6	△4.7
	548,323.2	539,430.3	1.6	1.9	1.8	2.0	295,089.3	1.6	2.0	53.8	86,075.5	1.5	1.5	15.7	19,447.0	△4.8
	548,436.8	538,473.6	0.0	△0.2	0.4	△0.4	291,943.1	△1.1	△1.8	53.2	88,078.0	2.3	1.6	16.1	20,047.5	3.1
	550,684.2	540,197.6	0.4	0.3	1.4	0.9	293,474.1	0.5	0.2	53.3	89,963.6	2.1	1.4	16.3	20,769.2	3.6
	547,862.4	538,473.5	△0.5	△0.3	△0.6	△1.2	290,661.8	△1.0	△1.1	53.1	89,088.8	△1.0	1.0	16.3	21,126.4	1.7
	551,504.3	544,673.4	0.7	1.2	0.9	0.6	299,861.9	3.2	3.1	54.4	90,240.0	1.3	0.5	16.4	21,326.7	0.9
	553,068.9	542,018.6	0.3	△0.5	0.9	△0.2	301,429.7	0.5	△1.1	54.5	90,977.6	0.8	△0.2	16.5	21,273.9	△0.2
	558,894.0	548,250.4	1.1	1.1	0.5	0.5	309,023.8	2.5	1.7	55.9	94,254.9	3.6	2.1	16.9	21,197.0	△0.4
	554,502.3	546,884.9	△0.8	△0.2	△0.3	△0.6	310,111.2	0.4	0.0	55.9	96,749.3	2.6	1.5	17.4	21,874.0	△0.5
	560,402.1	546,814.1	1.1	△0.0	1.7	0.8	312,970.8	0.9	0.2	55.8	96,890.0	0.1	△0.7	17.3	21,200.7	0.1
	570,080.0	548,967.5	1.7	0.4	0.5	△0.3	318,257.7	1.7	0.6	55.8	97,852.5	1.0	0.9	17.2	21,125.2	△0.4

発表機関
 (注) 国内総支出、国民総所得：2008 S.N.A.、2023年1-3月期1次速報値(連鎖方式、2015暦年基準、ただし1993年までの数値は簡易過渡)による。
 2022年度実績見込み、2023年度見通し：令和5年1月23日閣議決定。なお、*書きは、*号年度である。

[企業収益]

(%)

	法人企業統計 (全産業)		日銀統計 (全企業、全産業)		日銀観 (全企業、全産業)		日銀観 (注)	
	売上高 前年比	経常利益 前年比	設備投資 前年比	大企業 製造業	経常利益 前年比	大企業 製造業	売上高経 常利益率	大企業 製造業
1975年度								
1980	3.7	△45.9	△20.3	2.9	12.6	△49.8	—	1.55
1985	14.0	11.2	15.8	—	—	△1.1	—	4.17
1990	6.9	4.2	12.8	2.3	0.6	△14.4	2.68	4.04
1995	9.2	△2.0	14.1	6.7	9.3	△1.9	3.41	5.15
2000	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	27.9	2.67	3.81
2005	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	32.3	2.87	4.61
2008	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	4.01	6.48
2009	△4.6	△33.7	△38.3	△4.5	△9.2	△42.5	2.44	2.70
2010	△9.3	△9.4	20.5	△12.6	△12.7	△4.3	2.73	2.98
2011	1.3	36.1	△0.2	4.5	6.9	67.9	3.61	4.68
2012	△0.3	3.5	0.7	2.2	0.4	△11.7	3.42	4.11
2013	△0.5	7.0	4.0	0.6	△0.4	7.2	3.65	4.64
2014	2.5	23.1	6.6	5.5	7.1	28.4	4.44	6.45
2015	2.7	8.3	7.8	0.6	1.3	5.9	4.63	7.38
2016	△1.1	5.6	7.1	△1.3	△2.3	4.8	4.91	7.15
2017	1.7	9.9	0.7	△1.5	△2.9	4.4	5.21	7.33
2018	6.1	11.4	5.8	4.4	5.6	12.0	5.83	8.52
2019	△0.6	0.4	8.1	2.5	2.9	0.4	△0.9	5.71
2020	△3.5	△14.9	△10.4	△1.4	△3.2	△9.6	△17.5	7.00
2021	△8.1	△12.0	△5.0	△7.8	△7.8	△20.1	△1.4	4.53
2022	6.3	33.5	9.2	4.3	10.2	42.7	53.7	6.22
2023	[6.5]	[4.1]	[8.2]	*8.1	*11.0	*7.9	*5.5	*6.21
2023	[2.6]	[△0.5]	[8.5]	*1.1	*1.3	*△2.6	*△2.7	*5.97
2019	10-12	△6.4	△4.6	△3.5	△5.1	△19.7	4.64	5.73
2020	1-3	△7.5	△28.4	0.1	△3.4	△19.7	4.64	5.73
2020	4-6	△17.7	△46.6	△11.3	△13.0	△36.3	3.89	6.25
2021	7-9	△11.5	△28.4	△10.6	△15.7	△42.0	3.89	6.25
2021	10-12	△4.5	△0.7	△4.8	△2.7	△0.1	6.8	8.50
2021	1-3	△3.0	26.0	△7.8	△0.1	6.8	48.0	8.50
2021	4-6	10.4	93.9	5.3	15.8	70.4	108.4	6.29
2021	7-9	4.6	35.1	1.2	5.9	15.8	70.4	108.4
2021	10-12	5.7	24.7	4.3	2.9	5.7	24.1	20.8
2022	1-3	7.9	13.7	3.0	9.8	13.1	23.0	25.3
2022	4-6	7.2	17.6	4.6	9.8	13.1	23.0	25.3
2022	7-9	8.3	18.3	9.8	*6.6	*9.2	*△5.9	*△15.0
2022	10-12	6.1	△2.8	7.7	*1.5	*△5.7	*△7.3	*6.55
2023	4-6				*1.5	*△5.7	*△7.3	*6.55
2023	7-9				*0.8	*1.1	*1.0	*4.3
2023	10-12							
2024	1-3							
発表機関		財務省				日 本 銀 行		

(注) 法人企業統計：金融業、保険業を除く。
 設備投資は、2002年度以降、ソフトウェア投資額を含む。
 なお、「」は「法人企業景気予測調査」(金融業、保険業を除く)の年度見通しの計数である。
 日銀短観：*印は2023年3月調査による計画である。

最近の財政金融政策（2023年5月24日現在）

2021. 1. 18 施政方針演説・財政演説
 ◇ 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）（国会提出）
 ◇ 令和3年度予算（国会提出）
 ◇ 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 1. 28 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）成立
 3. 19 「より効果的で持続的な金融緩和」の決定（日本銀行政策決定会合）
 3. 26 令和3年度予算成立
 ◇ 令和3年度税制改正法成立
 6. 18 経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）（閣議決定）
 ◇ まち・ひと・しごと創生基本方針2021（閣議決定）
 ◇ 成長戦略実行計画（閣議決定）
 7. 7 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
 10. 8 所信表明演説
 11. 19 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（閣議決定）
 11. 26 令和3年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 12. 6 所信表明演説・財政演説
 ◇ 令和3年度補正予算（第1号）（国会提出）
 12. 20 令和3年度補正予算（第1号）成立
 12. 23 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12. 24 令和4年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 ◇ 令和4年度税制改正の大綱について（閣議決定）
2022. 1. 17 施政方針演説・財政演説
 ◇ 令和4年度予算（国会提出）
 ◇ 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 3. 22 令和4年度予算成立
 ◇ 令和4年度税制改正法成立
 4. 26 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（関係閣僚会議決定）
 5. 17 令和4年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 5. 25 財政演説
 ◇ 令和4年度補正予算（第1号）（国会提出）
 5. 31 令和4年度補正予算（第1号）成立
 6. 7 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）（閣議決定）
 ◇ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（閣議決定）
 ◇ デジタル田園都市国家構想基本方針（閣議決定）
 7. 29 令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
 10. 3 所信表明演説
 10. 28 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（閣議決定）
 11. 8 令和4年度補正予算（第2号）（閣議決定）
 11. 21 財政演説
 ◇ 令和4年度補正予算（第2号）（国会提出）
 12. 2 令和4年度補正予算（第2号）成立
 12. 22 令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12. 23 令和5年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 ◇ 令和5年度税制改正の大綱について（閣議決定）
2023. 1. 23 施政方針演説・財政演説
 ◇ 令和5年度予算（国会提出）
 ◇ 令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 3. 28 令和5年度予算成立
 ◇ 令和5年度税制改正法成立

財政金融統計月報編集案内

- この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考と一般の利用に供するものです。
- 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
- 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計画の内容が前後することがあります。
- 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省主税局調査課（TEL. 03-3581-4111、内線5916番）へ、編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

●既刊分内容紹介●

第1号～99号は第100号
 第100号～165号は第168号
 第166号～199号は第200号
 第200号～250号は第252号
 第251号～299号は第300号
 第300号～350号は第352号
 第351号～399号は第400号
 第400号～450号は第452号
 第451号～499号は第500号
 第500号～559号は第560号
 第560号～599号は第600号
 第600号～649号は第650号
 第650号～699号は第700号
 第700号～749号は第750号
 第750号～799号は第800号
 第800号～849号は第850号
 各巻末年譜参照

第840号 令和4年度予算特集
 第841号 租税特集
 第842号 国際経済特集
 第843号 関税特集
 第844号 国際収支特集
 第845号 財政投融资特集
 第846号 法人企業統計年報特集
 第847号 国庫収支特集
 第848号 対内外民間投資特集
 第849号 国有財産特集
 第850号 地域経済特集
 第851号 政府関係金融機関等特集

《令和5年度特集内容（予定）》（特集内容は予告なく変更することがあります）

第852号	国内経済特集	第858号	財政投融资特集
第853号	令和5年度予算特集	第859号	法人企業統計年報特集
第854号	租税特集	第860号	国庫収支特集
第855号	国際経済特集	第861号	対内外民間投資特集
第856号	関税特集	第862号	国有財産特集
第857号	国際収支特集	第863号	地域経済特集

※編集上の都合により、第855号は既に発行しています。

定価：1,331円（税込）

次号予告

第855号 国際経済特集

世界経済の現状と見通し

アメリカ・欧州・中国

——統計——

人口・生産

雇用・物価

貿易・金融

その他・予算

財政金融統計月報 第854号

令和5年12月7日発行

定価は
表紙に表示してあります。

編集 財務省財務総合政策研究所

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (03) 3581-4111(0)

印刷発行 株式会社丸井工文社

〒107-0062 東京都港区南青山7-1-5
電話 (03) 5464-7111

販売所 各県の官報販売所
政府刊行物センター

霞が関
〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-4-1
日土地ビル1階
TEL (03) 3504-3885
FAX (03) 3504-3889

仙台
〒980-0014
仙台市青葉区本町3-5-22
(宮城県管工事会館1階)
TEL (022) 261-8320
FAX (022) 261-8321